

数字でみる港湾 2012



監修 国土交通省港湾局
発行 (社)日本港湾協会

2011豊かなウォーターフロントフォトコンテスト 入選作品



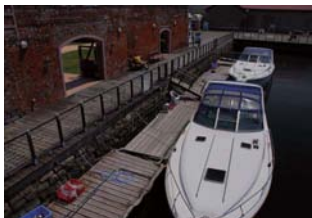
国土交通大臣賞

「霧の海峡」(愛媛県今治市来島海峡・糸山海岸側)
山田 富雄



日本港湾協会会長賞

「塩屋のウンガミ(海神祭)」
(沖縄県大宜味村塩屋湾) おおき ゆうこう



北海道開発局長賞

「運河の佇まい」(北海道函館市函館)
佐伯 範夫



関東地方整備局長賞 「魅力いっぱい!よこはま大栈橋」



(神奈川県横浜市中区横浜港) 片山 和澄



国土交通省港湾局長賞

「夏の波止場」(東京都江東区東京港)
樋口 徹



港湾海岸防災協議会長賞

「怒濤」(静岡県富士市田子の浦港)
飯田 忠雄



東北地方整備局長賞
二機械遺産「青函連絡船八甲丸と
青森栈橋可動橋」
(青森県青森市青森港) 柳谷 昌輝



2011豊かなウォーターフロントフォトコンテスト 入選作品



北陸地方整備局長賞
「出航用意」
(新潟県新潟市新潟港)
佐藤 芳恵



中部地方整備局長賞
「楽しい祭の日」
(三重県鳥羽市相差漁港)
松井 文郎



近畿地方整備局長賞
「イカナゴ船出漁」
(兵庫県淡路市岩屋大阪湾) 大高 久昌



中国地方整備局長賞
「海霧の朝」
(広島県三原市三原港) 加藤 誠司



四国地方整備局長賞
「穏やかな暮らし」
(愛媛県宇和島市遊子水が浦鼻)
宇和島湾) 竹村 悦子



九州地方整備局長賞
「疾走」
(福岡県北九州市関門海峡)
小方 一男



九州地方整備局長賞
「あるかぼーと夏越」
(山口県下関市あるかぼーと) 石飛 雅康



沖縄総合事務局局長賞
「出航準備」
(沖縄県伊江村伊江ビーチ) 山中 健次

2012年版 数字でみる港湾



写真(表、裏): 船川港



第1章 数字でみる港湾

港湾関係ランキング	1
港湾取扱貨物・海上貿易	18
入港船舶	28
海運業・航路	33
港湾施設・開発保全航路	41
港湾運送・倉庫	51
造成地・環境・民活関係	55
主要経済・産業データ	68

第2章 港湾行政の概要・仕組み

第3章 港湾の計画

第4章 港湾の予算・制度

第5章 港湾行政の取組

第6章 港湾の技術基準

第7章 海岸行政の概要

第8章 災害復旧

参考資料

利 用 上 の 注 意

1. 「暦年」は1月1日から12月31日まで、「年度」は4月1日から翌年3月31日までである。
 2. 時点は年号を付していない限り、西暦で表示している。
 3. 単位未満の数値は原則として四捨五入した。したがって、内訳の数値と合計の数値は一致しない場合がある。
 4. 統計表の符号は次のとおりである。
「0」、「0.0」…単位未満「-」…皆無「…」…不明
 5. 各図表の下段には資料の出所を記している。
 6. 統計表の単位で使われる「トン」の種類
- ①貨物輸送量の「トン」

・トンキロ

輸送機関別に輸送量を比較する場合（輸送分担率）の単位として使われる。一貨物毎に重量と輸送距離を乗じて求める。この重量はメトリック・トン（1,000kg = 1トン）で計上されたものである。

・フレート・トン

港湾取扱貨物量の単位。容積1.133m³（平成11年までは1.113m³）または重量1,000kgを1フレート・トンとして、この何れか大きい方で計上される（1フレート・トン未満は四捨五入）。ただし、商慣習に従って計測される貨物は、慣習に従って計算される。

・コンテナ貨物量のトン数

コンテナ貨物は中味の貨物についてのみ、フレート・トンで計上される。コンテナ自体の重量は計上されない。したがって、空コンテナの重量はゼロである。ただし、商品として輸送される空コンテナについてはフレート・トンで計上される。

②船舶の大きさを表す「トン」

・総トン（GTまたはG/T）

船舶の内部の総容積から、運輸省令で定めた基準に該当する開口容積を除き立方メートルで表わした値に、さらに一定の係数をかけて算出した値。

・重量トン（DWTまたはD/W）

貨物を満載した状態での重量と船舶のみの重量の差で表す。燃料や飲料水等も重量トンに含まれるが、ほぼ船舶が積載できる貨物の重量を示す。

目 次

第1章 数字でみる港湾

1. 港湾関係ランキング

- (1) 港湾位置図 1
- (2) 港湾空間の規模ランキング（港湾区域・臨港地区） 2
- (3) 港湾取扱貨物量ランキング（2010年 上位200港） 4
- (4) 世界の港湾取扱貨物量ランキング 8
- (5) 港湾別外貿コンテナ取扱貨物量及びコンテナ取扱個数ランキング 9
- (6) 世界の国別コンテナ取扱個数ランキング 11
- (7) 世界の港湾別コンテナ取扱個数ランキング 12
- (8) 港湾別貿易額ランキング（2011年） 13
- (9) 入港船舶数ランキング（2010年 上位50港） 14
- (10) 船舶乗降人員ランキング（2010年 上位50港） 16
- (11) 外航クルーズ船の寄港実績 17

2. 港湾の役割

- (1) 海上貿易量の割合 18
- (2) 海外に依存する原材料 18
- (3) 日本の港湾取扱貨物量（外貿）の貨物構成 19
- (4) 国内貨物輸送量の輸送機関別分担率の国際比較 19

3. 港湾取扱貨物の現況

- (1) 港湾取扱貨物量の推移 20
- (2) 品目別貨物取扱構成比の推移 21
- (3) 三大湾及び北部九州の港湾取扱貨物量の推移 22
- (4) 外貿コンテナ取扱貨物量の仕向・仕出地域別貨物量割合の推移 23
- (5) 生産地・消費地別船積港・船卸港別コンテナ貨物量シェア 24

4. 海上貿易の現況 27

5. 入港船舶の現況

- (1) 入港船舶数の推移 28
- (2) 各種専用船の船型の動向 29
- (3) 世界の各種最大級専用船の諸元 31
- (4) 日本に寄港する主なコンテナ船の諸元 32

2 目次

(5) 主な外航客船の諸元	32
6. 海運業の現況	
(1) 世界の主要船社のコンテナ船オペレーター別運航船腹量 ...	33
(2) 欧州・北米航路グループの再編成	34
(3) 内航海運及び国内旅客船事業の現状	37
7. 航路の現況	
(1) 日本に就航する外貿定期コンテナ航路便数 (便/週)	39
(2) 長距離フェリー航路図	40
8. 港湾施設の現況	
(1) わが国の主要港における主な外貿コンテナ取扱施設一覧 ...	41
(2) 諸外国の主なコンテナターミナル一覧	43
(3) わが国の主な旅客船ターミナル一覧	47
(4) 公共岸壁の最大水深	48
9. 開発保全航路	
(1) 開発保全航路一覧	49
(2) 開発保全航路位置図	50
10. 港湾運送等	
(1) 港湾運送事業の許可数及び事業者数	51
(2) 港湾運送量の推移	52
(3) 港湾労働	53
(4) 営業倉庫の概要	54
11. 造成地の現況	
(1) わが国港湾で造成された埋立地面積の推移	55
(2) 港湾における用途別埋立地面積	56
(3) 主要ブロック別用途別埋立地面積	56
12. 環境の現況	
(1) 港湾緑地の整備面積の推移	57
(2) 循環資源輸送の現状	57
(3) 廃棄物埋立護岸の整備状況	59
(4) プレジャーボートの現状	61
(5) 劣化・喪失した自然環境の再生・創出の現状	64
(6) 港湾における風力発電	65

13. 民活関係取組実績一覧

(1) 臨海部再編事例	66
(2) 港湾関係民活法特定施設	66
(3) 港湾機能総合整備事業	66
(4) 地域輸入促進計画（FAZ計画）	67
(5) わが国の港湾における総合輸入ターミナルの整備状況	67
(6) 民間連携プロジェクト	67

14. 主要経済・産業データ

(1) 主要経済データ一覧	68
(2) ブロック別重要港湾以上の背後圏人口	71
(3) 日本の島嶼	72
(4) 港湾に係わる基幹産業の現況	73
(5) 臨海部における工場立地の動向	82

第2章 港湾行政の概要・仕組み

1. 港湾法の概要	83
2. 港湾の種類と数	
(1) 港湾数一覧	84
(2) 都道府県別港湾数一覧	85
3. 港湾施設の種類	86
4. 分区の指定	87
5. 港湾の管理運営	
(1) 重要港湾以上の港湾管理者の概要	88
(2) 港湾区域と漁港区域の重複・隣接	94
(3) 一部事務組合方式による港湾管理者の概要	95
(4) 港務局の設立による港湾管理者の概要	97
(5) 主要港の港湾施設の使用料	98
(6) 外貿埠頭会社の概要	99
(7) 外貿埠頭公社・フェリー埠頭公社の概要	100
6. 港湾運送	
(1) 指定港湾一覧	101
(2) 港湾運送の様態	102
(3) 運賃・料金	104

4 目次

7. 営業倉庫の分類	106
8. 水先制度	107

第3章 港湾の計画

1. 港湾計画

(1) 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針	108
(2) 港湾計画	109
(3) 港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令	110
(4) 港湾計画の策定フロー	111
(5) 最近の港湾分科会の開催状況と主な議題	112

2. 社会資本整備重点計画法	113
----------------	-----

第4章 港湾の予算・制度

1. 港湾整備事業

(1) 港湾関係予算の推移	114
(2) 平成24年度港湾整備事業（当初）の概要	115

2. 港湾整備のあらまし

(1) 港湾整備の仕組み	116
(2) 港湾施設の整備方式（民間が整備保有する施設を除く）	118
(3) コンテナターミナルの整備・運営方式	120

3. 直轄工事	121
---------	-----

4. 港湾整備事業制度

(1) 港湾整備事業等の概要	123
(2) 港湾環境事業の概要	124
(3) 港整備交付金の概要	127
(4) 社会資本整備総合交付金の概要	128
(5) 地域自主戦略交付金の概要	129
(6) 港湾整備事業等の負担率、補助率一覧	130
(7) 港湾環境事業の負担率、補助率一覧	131

5. 無利子資金の貸付制度（平成24年度）	132
-----------------------	-----

6. その他施設費の概要	133
--------------	-----

7. 社会資本整備事業特別会計（港湾勘定・業務勘定（港湾関係に限る））	134
-------------------------------------	-----

8. 港湾関係起債事業制度

- (1) 港湾関係起債事業の概要 …………… 135
- (2) 港湾関係起債事業の資金の流れ …………… 136
- (3) 港湾関係起債事業の支援制度 …………… 137
- (4) 港湾機能施設整備事業費の推移 …………… 138
- (5) 臨海部土地造成事業費の推移 …………… 138
- (6) 臨海部土地造成面積の推移 …………… 139
- (7) 港湾における造成地の利用形態 …………… 139

9. 港湾関係民間連携事業制度

- (1) 港湾関係民間連携事業概要 …………… 140
- (2) 地域自立・活性化支援事業 …………… 141
- (3) 民間資金活用型社会資本整備事業（PFI 事業） …………… 142
- (4) 物流総合効率化法に基づく支援制度等 …………… 143
- (5) 港湾施設（行政財産）の貸付制度 …………… 144

10. 税制（平成 24 年度）…………… 146**11. 政策評価**

- (1) 国土交通省政策評価基本計画（平成 22 年 7 月改訂）の概要 … 148
- (2) 平成 24 年度国土交通省事後評価実施計画の概要（平成 24 年 3 月 30 日） … 151

第 5 章 港湾行政の取組**1. 国際競争力の強化**

- (1) 国際コンテナ戦略港湾 …………… 152
- (2) 資源・エネルギー等の広域的・効率的な輸送網の形成 … 155
- (3) 日本海側拠点港 …………… 156

2. 物流の効率化 …………… 157**3. 遠隔離島における活動拠点 …………… 158****4. 保安対策**

- (1) 港湾施設の保安対策 …………… 159
- (2) 港湾における水際対策・危機管理体制 …………… 162

5. 情報化

- (1) 港湾関連手続の統一化・簡素化・電子化 …………… 163
- (2) コンテナ物流情報サービス（Colins）…………… 164

6. 既存港湾ストックの有効活用 …………… 165

6 目次

7. 技術開発	167
8. 波浪・潮位・強震観測体制	
(1) 全国港湾海洋波浪観測情報網：NOWPHAS（ナウファス）	168
(2) 港湾地域強震観測	170
9. 放置艇・リサイクル・廃棄物関係	
(1) 港湾における放置艇対策	171
(2) 循環型社会の形成	171
(3) 大阪湾フェニックス	172
(4) スーパーフェニックス	173
10. 海域環境	
(1) 全国海の再生プロジェクト	174
(2) 環境情報データベース	175
(3) 底質ダイオキシン類対策	175
(4) 海辺の自然学校	176
11. 地球温暖化対策（ゼロエミッションポート施策）	177
12. みなとの博物館・みなとオアシス	
(1) みなとの博物館ネットワーク・フォーラム	178
(2) みなとオアシス	179
13. 国際協力・国際会議	
(1) わが国の港湾分野の国際協力	181
(2) 我が国港湾関連産業の海外展開	185
(3) 国際会議・国際交流	187
14. その他	188

第6章 港湾の技術基準

1. 港湾の施設の技術上の基準	
(1) 港湾の施設の技術上の基準について	189
(2) 現行技術基準の概要	189
(3) 岸壁の諸元の標準値	191
2. 港湾の技術開発の促進施策	
(1) 港湾の技術開発の促進施策の体系	192
(2) 港湾関係事業への新技術活用の施策	192

第7章 海岸行政の概要

1. 海岸の現況

- (1) 海岸法の構成 193
- (2) 海岸の概要 194
- (3) 海岸線延長ランキング 195
- (4) 人口、面積に比較して長いわが国の海岸線 195
- (5) 港湾局所管海岸の特色 196
- (6) 海岸整備の問題点 196

2. 海岸保全基本方針及び海岸保全基本計画 197

3. 海岸事業

- (1) 海岸事業の概要 199
- (2) 平成24年度海岸事業（国土交通省港湾局所管分）の概要 200
- (3) 制度型事業の概要 201
- (4) 社会資本整備総合交付金、地域自主戦略交付金及び沖縄振興公共投資交付金の効果促進事業の例（基幹事業が海岸事業の場合） 203
- (5) 里浜づくり 204

第8章 災害復旧

1. 災害復旧の法制度 205

2. 災害の発生状況

- (1) 災害復旧事業費及び件数の推移 207
- (2) 台風による港湾・海岸施設の被害額の推移 208
- (3) 地震による港湾・海岸施設の被害額の推移 209
- (4) 東日本大震災における被害報告額と災害復旧事業予算 210

参考資料

- 1. 国土形成計画、全国総合開発計画（概要）の変遷 211
- 2. 新産業都市と工業整備特別地域 212
- 3. 港湾整備五（七）箇年計画の変遷 213
- 4. 海岸事業五（七）箇年計画の変遷 214
- 5. 総合物流施策大綱（2009-2013）の概要 215

6. 港湾関連の法律・条約の概要	
(1) 国連海洋法条約の概要	216
(2) 海洋基本法の概要	217
(3) 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための 低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の概要	218
(4) SOLAS 条約	219
(5) マルポール条約	220
(6) ロンドン条約	221
(7) バーゼル条約	222
(8) OPRC-HNS 議定書	223
7. 港湾関連用語解説	224
8. 港湾関係年表・組織図・関係機関一覧	
(1) 港湾関係重要事項年表	237
(2) わが国の港湾技術の変遷	248
(3) 国土交通省全体組織図	250
(4) 国土交通省港湾局関係組織図	252
(5) 国土交通省港湾局関係地方局所在地一覧	256
(6) 港湾関係公益法人等所在地一覧	258
9. 度量衡換算早見表	260
10. イメージ・スケール	261
11. 港湾調査に用いる品種分類	262
12. 高規格幹線道路網図	264
13. 空港分布図	266

写真

表紙（表、裏）：船川港

提供：東北地方整備局

2 第1章 数字でみる港湾

(2) 港湾空間の規模ランキング(港湾区域・臨港地区)

●港湾区域(水域)

(単位: ha)

順位	港湾名		港湾区域	順位	港湾名		港湾区域
1	千	葉	24,800	51	高	松	3,100
2	中	湾	23,958	52	長	崎	2,916
3	金	城	19,482	53	岡	山	2,890
4	北	武	15,824	54	船	川	2,824
5	徳	州	14,589	55	秋	田	2,770
6	山	下	14,300	56	敦	賀	2,768
7	苦	小	13,793	57	古	屋	2,750
8	東		13,200	58	徳	島	2,735
9	和	歌	12,000	59	釧	路	2,695
10	神	山	9,201	60	舞	鶴	2,406
11	堺	泉	8,991	61	両	津	2,345
12	木	更	8,600	62	函	館	2,293
13	新		8,560	63	能	代	2,251
14	水		8,211	64	長	山	2,237
15	名	古	8,194	65	石	新	2,235
16	博		7,807	66	松	狩	2,200
17	姫		7,669	67	福	山	2,100
18	広		7,320	68	小	野	2,018
19	横		7,316	69	波	田	2,001
20	む	つ	7,172	70	小	名	1,999
21	伏	木	6,671	71	宮	崎	1,983
22	苜	富	6,620	72	宿	毛	1,960
23	四	日	6,600	73	熊	本	1,933
24	津	松	6,197	74		呉	1,931
25	岩		6,193	75	石	卷	1,925
26	佐	世	5,785	76	紋	別	1,908
27	横	須	5,526	77	金	沢	1,906
28	三	田	5,460	78	稚	内	1,800
29	鹿	尻	5,212	79		境	1,776
30	仙	台	5,209	80	新	万	1,770
31	東		5,195	81	伊	里	1,769
32	下		5,142	82	久	慈	1,739
33	福		4,790	83	浜	名	1,699
34	青		4,754	84	天	草	1,691
35	大		4,684	85	酒	田	1,645
36	八		4,389	86	坂	出	1,631
37	尼	崎	4,265	87	石	垣	1,630
38	七	西	4,040	88	室	蘭	1,610
39	衣	宮	4,020	89	三	池	1,606
40	宇	芦	3,989	90	阪	南	1,566
41	大		3,965	91	下	田	1,554
42	東		3,888	92	平	良	1,493
43	喜	播	3,709	93	運	天	1,483
44	鹿	児	3,638	94	御	崎	1,348
45	油		3,560	95	志	志	1,320
46	茨		3,523	96	高	知	1,304
47	那		3,400	97	本	部	1,302
48	中		3,317	98	大	湊	1,296
49	川		3,298	99	細	島	1,289
50	八	戸	3,136	100	清	水	1,272

出典: 国土交通省港湾局総務課調べ

※ 数値は2012年4月1日現在

●臨港地区（陸域）

（単位：ha）

順位	港湾名	臨港地区
1	名古屋	4,215
2	北九州	3,697
3	横浜	2,864
4	水戸	2,571
5	鹿島	2,494
6	神川	2,104
7	大崎	2,053
8	大坂	1,987
9	大苦	1,965
10	堺小泉	1,728
11	大和	1,334
12	歌山下	1,265
13	四日市	1,164
14	東予	1,152
15	東室	1,033
16	室蘭	1,006
17	むつ小川	992
18	荊原	836
19	仙田	783
20	広塩島	748
21	博多	734
22	八戸	707
23	酒田	678
24	秋田	663
25	新潟	623
26	坂出	614
27	茨城	494
28	清水	487
29	狩湾	476
30	石長崎	458
31	三河	449
32	八代	446
33	石巻	432
34	新居	412
35	松山	404
36	金沢	400
37	中城	392
38	徳山下	387
39	小名	385
40	小名	380
41	伏木	353
42	釧路	350
43	佐保	345
44	三池	344
45	境	328
46	相馬	301
47	丸亀	290
48	横須賀	283
49	能代	276
50	津松	276

順位	港湾名	臨港地区
51	細島	276
52	函館	264
53	鹿島	253
54	船川	253
55	伊万	251
56	那覇	241
57	千津	227
58	直江	219
59	高松	217
60	三島川之	217
61	衣浦	212
62	福井	207
63	七尾	202
64	高尾	199
65	尾道糸	196
66	小樽	192
67	小御崎	191
68	前橋	190
69	舞島	190
70	徳島小松島	184
71	阪南	179
72	宇野	173
73	下関	171
74	青森	162
75	姫路	155
76	稚内	149
77	岡内山	142
78	唐津	140
79	佐伯	130
80	常滑	130
81	宮崎	127
82	大船	119
83	久勝	117
84	田子の浦	117
85	田子の浦	109
86	紋別	108
87	今治	106
88	大井	102
89	大根	92
90	大湊	88
91	中津	83
92	宇島	81
93	竹原	80
94	三田尻中	79
95	木更	74
96	平津	73
97	網走	73
98	三隅	72
99	福山	71
100	岩国	67

出典：国土交通省港湾局総務課調べ

※ 数値は2012年4月1日現在

4 第1章 数字でみる港湾

(3) 港湾取扱貨物量ランキング (2010年 上位200港)

(単位: 万トン)

順位	港 湾 名	総貨物量	輸 入 輸 出				内航フェリー
			輸 出	輸 入	内 貿	内航フェリー	
1	名古屋	18,570	5,004	7,607	5,597	362	
2	千葉	15,526	1,163	8,292	6,070	—	
3	横浜	12,969	4,192	4,529	4,248	—	
4	北九州	9,884	677	2,376	3,108	3,723	
5	苫小牧	9,468	104	1,472	2,479	5,413	
6	水戸	8,908	846	4,513	3,549	—	
7	川崎	8,623	762	5,107	2,754	—	
8	神戸	8,553	2,240	2,539	1,854	1,920	
9	大東	8,528	1,005	2,509	1,536	3,477	
10	東京	7,750	1,357	3,157	2,531	704	
11	木更津	6,903	552	4,466	1,884	—	
12	鹿嶋	6,781	290	2,544	3,024	923	
13	鹿嶋	6,400	466	3,940	1,995	—	
14	大分	6,360	634	3,218	2,213	295	
15	四日市	5,883	504	3,591	1,789	—	
16	喜徳	5,462	12	2,740	2,711	—	
17	徳山	5,282	314	1,897	2,861	211	
18	鹿児島	4,022	1	137	513	3,371	
19	和歌山	4,006	492	1,820	1,331	362	
20	東播磨	3,891	289	1,896	1,706	—	
21	福山	3,845	242	2,650	953	—	
22	仙台	3,541	197	814	1,689	840	
23	函博	3,244	79	42	643	2,481	
24	博多	3,164	628	1,032	1,309	196	
25	宇都宮	3,102	272	1,135	1,695	—	
26	姫路	3,036	134	1,579	1,186	137	
27	高松	3,031	11	20	148	2,852	
28	高松	2,928	567	139	2,222	—	
29	新室	2,880	112	1,302	498	968	
30	新室	2,843	134	1,529	1,180	—	
31	青森	2,697	8	41	228	2,420	
32	宇都宮	2,691	21	86	253	2,331	
33	八戸	2,593	48	705	774	1,067	
34	茨城	2,568	118	292	838	1,319	
35	坂出	2,519	83	1,233	1,202	—	
36	桜島	2,220	—	—	—	2,220	
37	三浦	2,035	945	212	877	—	
38	三浦	2,025	72	1,336	618	—	
39	津久	2,020	322	55	1,643	—	
40	久見	1,899	42	758	1,027	73	
41	清東	1,606	384	664	516	42	
42	東須崎	1,589	161	146	712	570	
43	須崎	1,545	313	72	1,160	—	
44	須崎	1,509	13	291	1,205	—	
45	岩国	1,508	155	169	1,184	—	
46	小名	1,485	85	711	689	—	
47	敦賀	1,371	34	280	298	759	
48	広居	1,219	337	171	483	228	
49	新居	1,188	45	249	345	549	
50	松山	1,178	32	110	356	680	

(単位: 万トン)

順位	港 湾 名	総貨物量	輸 入 内 航フェリー			
			輸 出	輸 入	内 質	内航フェリー
51	八幡濱	1,135	—	—	15	1,120
52	小樽	1,083	11	48	53	972
53	横須賀	1,048	61	31	779	178
54	舞鶴	1,014	11	386	144	473
55	那覇	1,001	33	81	814	73
56	志布志	935	10	298	108	519
57	垂水	932	—	—	4	929
58	三島之江	898	13	499	386	—
59	赤穂	873	18	688	166	—
60	赤穂	856	—	51	805	—
61	竹原	834	—	288	133	413
62	白杵	782	—	—	2	780
63	松浦	780	25	700	51	3
64	徳島小松	752	2	101	138	511
65	佐賀	737	157	135	113	332
66	秋田	732	25	160	298	249
67	宮崎	717	1	—	210	506
68	伏木富山	688	111	345	232	—
69	伏別	675	—	—	—	675
70	下関	645	104	136	206	198
71	三田尻中関	587	427	15	145	—
72	高知	564	7	49	508	—
73	長洲	546	—	—	30	516
74	風戸	546	70	89	99	288
75	土庄	546	—	—	9	537
76	相馬	543	12	454	77	—
77	中城湾	518	82	227	200	9
78	柳井	507	—	167	6	334
79	土生	488	—	—	5	482
80	多比良	474	—	—	8	466
81	田子の浦	473	9	92	372	—
82	金武湾	456	—	256	199	—
83	尼崎西宮芦屋	451	15	11	424	—
84	鮎崎	434	—	—	27	407
85	小野	433	18	2	414	—
86	八代	430	10	154	253	13
87	姫川	413	53	70	289	—
88	細島	412	13	192	207	0
89	石巻	404	9	264	130	0
90	浜金谷	388	—	—	210	178
91	境	379	21	169	178	11
92	熊能	371	2	2	59	308
93	能前	342	5	301	36	—
94	御崎	336	151	19	166	—
95	島原	333	—	3	36	294
96	三石	333	—	—	1	332
97	石狩湾新田	328	22	156	150	—
98	酒田	315	16	178	122	—
99	七尾	314	4	269	40	—
100	中津	310	9	0	300	—

(単位: 万トン)

順位	港 湾 名		総貨物量	輸 出		輸 入		内 貿	内航フェリー
101	金	沢	308	35	45	227	—		
102	岡	山	307	1	—	146	161		
103	明	石	297	—	—	50	247		
104	長	崎	288	14	34	162	78		
105	佐	世 保	285	4	24	189	68		
106	生	口	276	—	—	—	276		
107	唐	津	276	2	29	154	91		
108	宮	浦	273	—	—	0	273		
109	鹿	川	268	—	126	142	—		
110	大	船 渡	267	2	37	228	—		
111	尻	屋	267	—	2	265	—		
112	三	隅	257	—	231	26	—		
113	尾	道 糸 崎	255	1	59	136	59		
114	釜	石	249	13	94	142	—		
115	岩	屋	247	—	—	0	247		
116	松	島	234	0	200	31	3		
117	阪	南	230	2	45	183	—		
118	直	江 津	217	13	64	102	38		
119	小	用	215	—	—	0	214		
120	平	良	213	0	2	79	132		
121	今	治	209	10	10	55	133		
122	三	池	201	10	85	106	—		
123	稚	内	192	1	1	44	147		
124	両	津	191	—	—	44	147		
125	大	井 川	190	—	1	189	—		
126	本	部	183	—	6	64	113		
127	津	阪	177	—	12	166	—		
128	小	漕	170	—	—	1	169		
129	佐	伯	168	17	14	90	47		
130	大	竹	163	6	38	114	5		
131	厳	島	163	—	—	—	163		
132	吉	津	162	—	—	162	—		
133	油	津	161	3	65	94	—		
134	福	井	158	6	13	139	—		
135	福	江	157	0	—	25	132		
136	伊	万 里	148	7	45	96	—		
137	口	ノ 津	147	—	—	7	141		
138	伊	良 湖	147	—	—	0	147		
139	伊	川 内	144	5	69	71	—		
140	鬼	池	142	—	—	1	141		
141	笠	岡	142	—	17	95	30		
142	東	備	142	—	43	8	91		
143	厳	原	134	0	0	19	115		
144	新	宮	130	—	34	96	—		
145	西	之 表	127	—	0	95	32		
146	鳥	羽	125	—	—	8	117		
147	伊	江	120	—	—	11	109		
148	宮	津	119	—	94	25	—		
149	立	石	116	—	—	—	116		
150	留	萌	113	0	30	83	—		

(単位: 万トン)

順位	港 湾 名		総貨物量	輸 入 出			
				輸 出	輸 入	内 質	内航フェリー
151	泉	州	111	—	—	111	—
152	池	田	110	—	—	2	108
153	西	郷	109	—	—	26	83
154	安	芸	107	—	1	16	90
155	有	津	106	—	—	25	81
156	十	勝	104	1	26	78	—
157	牛	深	104	—	—	5	99
158	内	海	103	—	—	8	95
159	大	西	100	—	—	10	90
160	鷲	泊	97	—	—	3	94
161	白	老	93	—	3	90	—
162	名	瀬	93	—	—	50	43
163	館	山	91	—	—	91	—
164	守	江	91	—	—	91	—
165	瀬	戸	91	—	—	3	87
166	大	部	88	—	—	0	88
167	気	仙	85	0	—	27	58
168	串	木	84	—	—	46	39
169	香	野	84	—	—	11	73
170	七	深	83	—	—	2	81
171	印	通	83	—	—	2	81
172	郷	ノ	82	—	—	37	45
173	加	治	81	—	2	79	—
174	丸	木	80	—	6	49	25
175	師	亀	79	—	—	—	79
176	石	垣	79	0	9	59	11
177	詫	間	79	0	20	58	—
178	根	室	78	0	1	77	—
179	鵜	殿	71	—	2	69	—
180	別	府	68	—	—	14	54
181	日	高	67	—	0	67	—
182	宮	之	67	—	3	17	46
183	三	浦	66	—	—	—	66
184	賀	屋	63	—	—	63	—
185	大	久	63	—	—	63	—
186	瀬	戸	63	6	—	6	51
187	奥	田	59	—	—	4	54
188	宿	尻	58	—	—	11	47
189	宇	湾	57	—	—	57	—
190	浜	須	56	5	22	28	—
191	中	島	53	—	—	1	52
192	天	草	51	—	—	7	44
193	鳥	取	51	—	1	50	—
194	江	差	50	0	—	7	43
195	由	良	49	—	—	49	—
196	忠	海	48	—	—	—	48
197	宮	浦	46	—	—	42	5
198	文	里	46	—	—	46	—
199	常	滑	46	—	—	46	—
200	運	天	45	1	—	11	34

出典: 「港湾統計(年報)」より国土交通省港湾局計画課作成

(注) 1. 輸出及び輸入貨物は、外航フェリーによる貨物を含む。

2. 内質は、内航フェリーによる貨物を除く。

(4) 世界の港湾取扱貨物量ランキング

世界の港湾取扱貨物量ランキング (1998)				世界の港湾取扱貨物量ランキング (2010)			
総取扱貨物量				総取扱貨物量			
順位	港名	国名	千トン	順位	港名	国名	千トン
1	シンガポール	シンガポール	313,322	1	上海 (シャンハイ)	中国	534,371
2	ロッテルダム	オランダ	306,859	2	シンガポール	シンガポール	501,566
3	サウスルイジアナ	アメリカ	178,515	3	ロッテルダム	オランダ	429,926
4	香港 (ホンコン)	中国	167,170	4	広州 (グアンチョウ)	中国	425,600
5	上海 (シャンハイ)	中国	166,000	5	寧波 (ニンボウ)	中国	408,150
6	千葉	日本	164,060	6	天津 (ティエンジン)	中国	400,000
7	ヒューストン	アメリカ	153,482	7	青島 (チンタオ)	中国	350,120
8	蔚山 (ウルサン)	韓国	148,332	8	秦皇島 (チンホワントア)	中国	276,282
9	名古屋	日本	133,863	9	香港 (ホンコン)	中国	267,815
10	ニューヨーク/ニュージャージー	アメリカ	124,862	10	釜山 (プサン)	韓国	262,963
11	アントワープ	ベルギー	119,789	11	サウスルイジアナ	アメリカ	214,337
12	横浜	日本	117,820	12	ヒューストン	アメリカ	206,055
13	光陽 (クァンヤン)	韓国	114,964	13	深圳 (シェンチェン)	中国	204,860
14	神戸	日本	100,048	14	大連 (ターリエン)	中国	200,000
15	高雄 (カオシュン)	台湾	98,203	15	ポートヘッドランド	オーストラリア	198,997
16	釜山 (プサン)	韓国	96,434	16	名古屋	日本	185,703
17	仁川 (インチョン)	韓国	93,948	17	アントワープ	ベルギー	178,167
18	マルセイユ	フランス	93,421	18	ポートケラン	マレーシア	168,558
19	東京	日本	88,392	19	ダンピア	オーストラリア	165,025
20	北九州	日本	87,346	20	千葉	日本	155,256
21	大阪	日本	86,689	21	蔚山 (ウルサン)	韓国	150,993
22	リチャーズベイ	南アフリカ	86,084	22	仁川 (インチョン)	韓国	149,077
23	ニューオーリンズ	アメリカ	80,584	23	ツバラオ	ブラジル	132,031
24	コーパスクリスティ	アメリカ	78,234	24	ドバイ	アラブ首長国連邦	130,518
25	ハンブルグ	ドイツ	76,263	25	横浜	日本	129,640
26	バンクーバー	カナダ	71,933	26	廈門 (アモイ)	中国	127,281
27	ダンピア	オーストラリア	71,333	27	ニューヨーク/ニュージャージー	アメリカ	126,281
28	ニューカッスル	オーストラリア	70,942	28	高雄 (カオシュン)	台湾	124,950
29	ツバラオ	ブラジル	69,575	29	ハンブルグ	ドイツ	121,187
30	ポートヘッドランド	オーストラリア	67,230	30	バンクーバー	カナダ	118,379
31	ル・アーブル	フランス	66,407	31	イタキ	ブラジル	118,058
32	バトンルージュ	アメリカ	60,673	32	塩田 (イェンティエン)	中国	116,589
33	ハンプトンローズ	アメリカ	60,663	33	ニューカッスル	オーストラリア	114,576
34	プラクマインズ	アメリカ	59,738	34	光陽 (クァンヤン)	韓国	102,606
35	ロンドン	イギリス	56,374	35	北九州	日本	98,844

出典：American Association of Port Authorities (World Port Rankings 2010) より国土交通省港湾局計画課作成

※外内貿合計貨物量でのランキング。

※各港の単位は、MT・FTのどちらかであり、統一されていない。

(5) 港湾別外貿コンテナ取扱貨物量及びコンテナ取扱個数ランキング

① 2011年(速報値)

●外貿コンテナ取扱貨物量 (単位: 万トン)

順位	港湾名	合計	輸出入	
			輸出	輸入
1	名古屋	4,614	2,254	2,361
2	東横	4,467	1,247	3,219
3	横浜	4,425	2,112	2,313
4	神大	3,569	1,724	1,845
5	阪	3,243	745	2,498
6	博北	1,449	594	855
7	北九	708	312	396
8	清四	517	376	142
9	新日	325	184	141
10	新	296	84	212
11	苫小	216	47	169
12	広水	180	67	113
13	水那	131	57	75
14	那	112	33	79
15	那	111	47	63
16	伏木	98	39	59
17	徳山	77	50	27
18	金台	77	36	40
19	仙塩	54	23	31
20	仙	51	34	17
21	秋志	51	19	32
22	布	47	10	37
23	福八	47	14	33
24	御前	44	21	23
25	伊三	44	38	6
26	三島	42	4	38
27	松高	33	7	26
28	岩	33	18	14
29	岩	32	12	20
30	岩	30	24	5
31	三敦	28	13	16
32	直江	26	11	15
33	石狩	25	9	16
34	石狩	22	7	14
35	石狩	21	11	11
36	三田	19	15	5
37	細小	19	17	2
38	三小	19	11	8
39	大川	19	11	6
40	大川	16	11	6
41	今治	16	10	6
42	酒舞	14	4	10
43	舞	13	3	9
44	舞	12	6	6
45	舞	12	3	8
46	高川	11	3	8
47	八井	10	4	6
48	八井	8	2	6
49	宇	8	1	7
50	宇	7	6	2
51	室熊	7	4	3
52	和歌	6	3	3
53	油山	6	1	6
54	油山	5	2	3
55	油山	5	4	0
56	函長	4	1	3
57	三浜	4	0	4
58	三浜	4	1	3
59	小名	3	1	2
60	小名	3	1	2
61	茨多	3	1	1
62	鹿	1	1	0
63	鹿	0	0	0
64	鹿	0	0	0
65	鹿	0	0	0
66	推石	0	0	0
67	推石	0	0	0
	全国計	25,497	10,396	15,101

●外貿コンテナ取扱個数

(単位: TEU)

順位	港湾名	合計	輸出入	
			輸出	輸入
1	東京	4,143,553	1,912,502	2,231,051
2	横浜	2,802,874	1,497,621	1,305,253
3	名古屋	2,472,264	1,279,650	1,192,614
4	大阪	2,173,389	959,280	1,214,109
5	神戸	2,097,143	1,129,370	967,773
6	多州	814,094	401,100	412,995
7	北九	428,555	226,247	202,308
8	多州	411,176	215,790	195,386
9	小牧	213,911	104,409	109,502
10	新	198,265	98,372	99,893
11	四日	172,050	96,743	75,307
12	島	156,821	80,086	76,735
13	島	108,223	52,830	55,393
14	水那	87,849	42,902	44,947
15	那	78,819	39,406	39,413
16	福志	76,686	35,690	40,996
17	志布	75,710	36,122	39,588
18	徳山	68,261	33,177	35,084
19	山下	63,327	38,533	24,794
20	山松	62,467	30,816	31,651
21	伊方	47,760	21,708	26,052
22	里	47,568	23,573	23,995
23	島川	45,631	19,984	25,647
24	三島	37,019	18,544	18,475
25	高石	36,532	18,015	18,517
26	千三	35,561	23,372	12,189
27	三三	33,709	16,419	17,290
28	田尻	32,580	20,512	12,068
29	仙台	30,541	14,947	15,594
30	仙	29,764	14,797	14,967
31	大松	29,233	14,342	14,891
32	三敦	28,286	15,743	12,543
33	直江	27,330	13,653	13,677
34	泉境	27,193	13,997	13,196
35	直江	26,297	12,692	13,605
36	細御	25,818	13,422	12,396
37	前	23,104	15,680	7,424
38	八岩	21,712	11,017	10,695
39	岩	20,717	15,364	5,353
40	今治	17,158	8,964	8,194
41	徳島	16,227	7,737	8,490
42	釧川	14,128	7,001	7,127
43	小	13,872	9,938	3,934
44	小	13,817	6,535	7,282
45	小	13,301	6,262	7,039
46	酒高	13,260	5,732	7,528
47	酒高	10,702	5,323	5,379
48	川八	10,600	5,951	4,649
49	八舞	9,463	4,553	4,910
50	八舞	8,441	4,036	4,405
51	油字	6,992	3,437	3,555
52	油字	6,637	3,423	3,214
53	長函	5,963	2,956	3,007
54	函	5,611	2,916	2,695
55	歌山下	4,905	2,398	2,507
56	熊室	4,699	2,439	2,260
57	熊室	4,627	3,144	1,483
58	小大	3,823	1,887	1,936
59	小大	3,766	2,928	838
60	小大	3,608	1,776	1,832
61	茨多	2,891	1,500	1,391
62	鹿	982	982	0
63	鹿	416	413	3
64	鹿	299	288	11
65	鹿	291	165	126
66	推石	105	45	60
67	推石	4	2	2
	全国計	17,508,380	8,731,157	8,777,223

出典: 港湾管理者調べをもとに国土交通省港湾局計画課作成

- (注) 1. 外貿コンテナ取扱貨物は、コンテナとオンシャーシを合計した値である。
 2. 外貿コンテナ取扱個数は、実入りコンテナと空コンテナを合計した値である。
 ※1は2011年12月末時点で外貿定期コンテナ航路が就航していない港湾。
 ※2は東日本大震災の影響により一部データに欠損がある港湾。

② 2010年

●外貿コンテナ取扱貨物量 (単位: 万トン)

順位	港湾名	合計	輸出入	
			輸出	輸入
1	横名古	4,929	2,554	2,375
2	名東	4,453	2,232	2,222
3	大東神	4,282	1,293	2,989
4	阪大	3,480	1,733	1,748
5	博北	3,026	771	2,254
6	九	1,280	511	768
7	七	686	308	378
8	八	502	371	131
9	四	324	188	136
10	新	257	79	178
11	小	212	57	155
12	台	202	99	103
13	広	161	71	89
14	水	140	67	73
15	下	114	50	64
16	那	106	31	74
17	代	90	39	51
18	木	83	57	26
19	山	67	33	34
20	富	63	34	29
21	福	48	15	34
22	志	44	10	34
23	千	42	28	14
24	伊	40	4	36
25	秋	39	14	25
26	岩	38	33	5
27	松	32	17	15
28	島	29	13	16
29	三	29	22	6
30	高	27	10	17
31	直	24	12	13
32	三	24	8	16
33	田	22	17	5
34	江	22	12	9
35	敦	20	10	11
36	博	20	3	18
37	小	19	11	8
38	石	17	12	5
39	狩	15	4	12
40	今	15	10	5
41	小	15	4	11
42	大	14	9	5
43	大	11	5	5
44	八	10	3	7
45	徳	9	2	7
46	常	9	1	8
47	川	8	3	6
48	舞	8	3	5
49	高	8	3	5
50	酒	8	2	6
51	和	7	0	7
52	室	6	4	2
53	油	6	0	5
54	大	5	2	3
55	大	4	4	1
56	熊	4	2	2
57	三	4	3	1
58	宇	3	1	2
59	三	3	1	2
60	熊	3	0	3
61	函	3	1	2
62	大	2	2	1
63	船	0	0	0
64	度	0	0	0
65	横	0	0	0
66	相	0	0	0
67	む	0	0	0
68	石	0	0	0
	全	25,174	10,897	14,276

●外貿コンテナ取扱個数

(単位: TEU)

順位	港湾名	合計	輸出入	
			輸出	輸入
1	東	3,816,126	1,738,557	2,077,569
2	横	2,989,555	1,603,024	1,386,531
3	名	2,394,620	1,230,485	1,164,135
4	大	2,017,955	1,091,586	926,368
5	博	1,980,029	869,407	1,110,622
6	博	719,373	348,712	370,661
7	七	405,805	211,655	194,150
8	八	392,665	204,555	188,110
9	小	200,820	96,730	104,090
10	新	172,707	86,743	85,964
11	四	170,561	97,285	73,276
12	新	162,641	79,140	83,501
13	仙	116,821	59,817	57,004
14	台	110,906	54,335	56,571
15	水	84,153	41,905	42,248
16	下	82,434	40,609	41,825
17	福	71,845	31,911	39,934
18	志	67,587	31,460	36,127
19	山	67,146	41,277	25,869
20	伏	64,266	30,696	33,570
21	秋	49,264	24,054	25,211
22	伊	45,841	20,439	25,402
23	金	40,299	20,117	20,182
24	三	37,326	17,188	20,138
25	島	35,659	23,992	11,667
26	高	33,211	16,532	16,679
27	三	31,860	15,736	16,124
28	千	30,857	19,846	11,011
29	狩	28,808	14,231	14,577
30	八	28,295	15,657	12,638
31	分	27,519	14,613	12,906
32	大	26,305	14,095	12,210
33	境	25,757	13,342	12,415
34	岩	25,731	20,467	5,264
35	細	25,012	13,848	11,164
36	直	23,338	10,900	12,438
37	塚	20,691	8,604	12,087
38	敦	18,973	9,182	9,791
39	名	18,004	8,875	9,129
40	今	16,929	8,894	8,035
41	川	14,630	10,932	3,698
42	島	14,486	6,824	7,662
43	小	14,374	6,712	7,662
44	小	13,147	6,610	6,537
45	御	11,468	9,014	2,454
46	茨	11,439	4,548	6,891
47	八	9,365	4,264	5,101
48	高	9,332	4,752	4,580
49	川	8,394	4,110	4,284
50	油	7,935	3,932	4,003
51	酒	6,988	2,800	4,188
52	三	6,953	3,340	3,613
53	和	5,868	2,698	3,170
54	歌	5,691	2,681	3,010
55	長	4,873	2,459	2,414
56	函	4,148	2,105	2,043
57	室	3,857	2,698	1,159
58	大	3,502	2,573	929
59	宇	3,331	1,881	1,450
60	熊	3,320	1,658	1,662
61	浜	3,244	1,626	1,618
62	大	2,839	1,484	1,355
63	石	782	782	0
64	呉	606	310	296
65	多	337	336	1
66	相	30	0	30
67	横	14	0	14
68	石	1	1	0
	全	16,848,646	8,391,630	8,457,016

出典: 港湾管理者調べをもとに国土交通省港湾局計画課作成

- (注) 1. 外貿コンテナ取扱貨物は、コンテナとオンシャーシを合計した値である。
 2. 外貿コンテナ取扱個数は、実入りコンテナと空コンテナを合計した値である。
 ※の付いた港湾は2011年2月時点で外貿定期コンテナ航路が就航していない港湾

(6) 世界の国別コンテナ取扱個数ランキング

順位	国名	コンテナ取扱量(万TEU)		'09 順位	増減率 (%)	'10	'09
		2010年	2009年			対全世界 シェア (%)	対全世界 シェア (%)
1	中国	14,880	12,650	1	17.6	29.6	28.5
2	米国	3,560	3,129	2	13.8	7.1	7.0
3	シンガポール	2,918	2,659	3	9.7	5.8	6.0
4	韓国	1,895	1,610	5	17.7	3.8	3.6
5	日本	1,875	1,629	4	15.1	3.7	3.7
6	マレーシア	1,805	1,593	6	13.3	3.6	3.6
7	アラブ首長国連邦	1,515	1,440	7	5.2	3.0	3.2
8	ドイツ	1,427	1,277	8	11.8	2.8	2.9
9	台湾	1,250	1,140	9	9.6	2.5	2.6
10	オランダ	1,121	1,007	11	11.3	2.2	2.3
11	スペイン	1,094	1,020	10	7.3	2.2	2.3
12	イタリア	979	953	12	2.7	1.9	2.1
13	インド	975	808	13	20.8	1.9	1.8
14	インドネシア	813	672	14	21.0	1.6	1.5
15	ブラジル	795	658	15	20.8	1.6	1.5
16	エジプト	671	643	16	4.3	1.3	1.4
17	イギリス	670	625	17	7.3	1.3	1.4
18	オーストラリア	665	587	19	13.3	1.3	1.3
19	タイ	665	590	18	12.7	1.3	1.3
20	ベトナム	598	494	20	21.2	1.2	1.1
21	トルコ	532	444	23	19.9	1.1	1.0
22	サウジアラビア	531	443	24	19.9	1.1	1.0
23	フランス	512	446	22	14.7	1.0	1.0
24	パナマ	507	460	21	10.3	1.0	1.0
25	カナダ	467	418	25	11.9	0.9	0.9
26	スリランカ	400	346	28	15.5	0.8	0.8
27	オマーン	389	387	26	0.7	0.8	0.9
28	南アフリカ	381	373	27	2.1	0.8	0.8
29	メキシコ	368	287	29	28.0	0.7	0.6
30	チリ	317	279	30	13.6	0.6	0.6
その他の諸国		5,777	5,332		8.3	11.5	12.0
全世界		50,351	44,395		13.4	100.0	100.0

出典：Containerisation International Yearbook 2012

Containerisation International September 2011, CI Onlineより国土交通省港湾局計画課作成

(注) 1. 出荷と入貨(輸移出入)を合計した値である。

2. 各国の取扱貨物量はContainerisation Internationalで収集される主要な港湾の合計値であり、全てを網羅するものではない。

3. 実入りコンテナと空コンテナを合計した値である。

4. トランシップ貨物を含む。

5. 2009年は確定値、2010年は確定値(暫定)である。

(7) 世界の港湾別コンテナ取扱個数ランキング

(単位：TEU)

順位	1980年		2011年(速報値)	
	港湾名	取扱量	港湾名	取扱量
1	ニューヨーク(米国)	1,947,000	上海(中国)	31,500,000
2	ロッテルダム(オランダ)	1,900,707	シンガポール	29,937,700
3	香港	1,464,961	香港(中国)	24,404,000
4	神戸(日本)	1,456,048	深圳(中国)	22,569,800
5	高雄(台湾)	979,015	釜山(韓国)	16,184,706
6	シンガポール	917,000	寧波(中国)	14,686,200
7	サンファン(プエルトリコ)	851,919	広州(中国)	14,400,000
8	ロングビーチ(米国)	824,900	青島(中国)	13,020,000
9	ハンブルグ(ドイツ)	783,383	ドバイ(アラブ首長国連邦)	13,000,000
10	オークランド(米国)	782,175	ロッテルダム(オランダ)	11,900,000
11	シアトル(米国)	781,563	天津(中国)	11,500,000
12	アントワープ(ベルギー)	724,247	ポトケラン(マレーシア)	9,759,000
13	横浜(日本)	722,025	高雄(台湾)	9,636,289
14	ブレーメン(西ドイツ)	702,764	ハンブルグ(ドイツ)	9,020,180
15	基隆(台湾)	659,645	アントワープ(ベルギー)	8,664,243
16	釜山(韓国)	634,208	ロサンゼルス(米国)	7,940,511
17	ロサンゼルス(米国)	632,784	タンジュンペレパス	7,500,000
18	東京(日本)	631,505	廈門(中国)	6,460,700
19	ジェッダ(サウジアラビア)	562,792	大連(中国)	6,400,000
20	バルチモア(米国)	523,460	ロングビーチ(米国)	6,061,085
21	メルボルン(オーストラリア)	512,864	ブレーメン(ドイツ)	5,915,487
22	ルアーブル(フランス)	507,289	タンジュンプリオク(インドネシア)	5,800,000
23	ホノルル(米国)	441,292	レムチャバン(タイ)	3,731,063
24	フェリクストゥ(英国)	393,410	ニューヨーク/ニュージャージー(米国)	5,503,700
25	マニラ(フィリピン)	386,652	連雲(中国)	4,850,000
26	ロンドン(英国)	383,487	ホーチミン(ベトナム)	4,674,326
27	シドニー(オーストラリア)	383,005	東京(日本)	4,554,000
28	サザンプトン(英国)	361,707	ジャワハラル(インド)	4,355,400
29	ハンプトンローズ(米国)	354,098	ヴァレンシア(スペイン)	4,327,571
30	ダブリン(アイルランド)	341,450	ポートサイド(エジプト)	4,272,060
	⋮	⋮	⋮	⋮
	大阪(39)	253,584	横浜(40)	3,080,000
	⋮	⋮	⋮	⋮
	名古屋(46)	205,866	名古屋(47)	2,549,000
	⋮	⋮	⋮	⋮
		409,229	神戸(49)	2,470,000

出典：Containerisation International Yearbook 1982

Containerisation International March 2012より国土交通省港湾局計画課作成

- (注) 1. 出荷と入荷(輸移出入)を合計した値である。
 2. 実入りコンテナと空コンテナを合計した値である。
 3. トランシップ貨物を含む。
 4. ()内は30位以下の順位である。

(8) 港湾別貿易額ランキング (2011年)

(単位: 億円)

順位	港湾名	総貿易額	貿易額	
			輸出額	輸入額
1	(1) 名古屋	134,479	90,630	43,849
2	(2) 京浜【東京】	128,487	47,096	81,391
3	(3) 京浜【横浜】	107,839	70,066	37,773
4	(4) 阪神【神戸】	80,802	53,668	27,135
5	(5) 阪神【大阪】	73,290	30,086	43,204
6	(6) 千葉	48,428	10,080	38,348
7	(7) 京浜【川崎】	39,103	12,497	26,606
8	(8) 四日市	28,366	9,838	18,528
9	(9) 水島	26,597	10,239	16,357
10	(10) 博多	23,144	14,836	8,308
11	(15) 阪神【堺】	22,408	4,974	17,433
12	(11) 清水	22,369	15,061	7,308
13	(14) 大分 ※1	22,290	7,194	15,096
14	(13) 関門【門司・戸畑】	20,662	10,367	10,295
15	(12) 三河	16,463	11,829	4,634
16	(19) 木更津	13,887	2,781	11,106
17	(16) 鹿島	13,761	2,939	10,822
18	(17) 鹿児島 ※2	13,311	35	13,276
19	(20) 徳山下松	11,262	4,066	7,195
20	(18) 広島	11,168	8,802	2,366
21	(21) 和歌山下津	11,105	4,951	6,154
22	(22) 福山	10,015	4,817	5,198
23	(29) 苫小牧	8,198	1,257	6,941
24	(23) 関門【下関】	7,974	5,569	2,405
25	(30) 今治	7,779	3,255	4,525
26	(27) 東播磨	7,772	4,850	2,921
27	(35) 新潟	7,577	1,143	6,434
28	(32) 室蘭	7,175	1,456	5,719
29	(26) 荻田	6,885	6,631	254
30	(33) 姫路	6,724	2,231	4,493

出典: 財務省「貿易統計(2011年)」より国土交通省港湾局計画課作成

() 内は2010年の順位

(注) 港湾名は関税法施行令に定める開港・税関空港名である。【 】内は税関官署名である。

※1 大分は大分、中津、佐賀関を合計した値である。

※2 鹿児島は鹿児島、喜入を合計した値である。

(9) 入港船舶数ランキング (2010年 上位50港)

●入港船舶隻数

(単位: 隻)

順位	合 計		外 航		内 航	
	港 湾 名	隻 数	港 湾 名	隻 数	港 湾 名	隻 数
1	土 勝 北	78,933	横 濱	10,702	土 勝 北	78,933
2	勝 本 州	65,952	名 古 屋	8,631	勝 本 州	65,952
3	北 九 州	61,963	神 戸	7,552	北 九 州	58,932
4	厳 島	58,932	東 京	6,123	厳 島	58,537
5	鹿 児 島	58,770	大 阪	5,890	鹿 児 島	57,303
6	千 葉	57,918	博 多	5,006	千 葉	53,474
7	尾 崎	53,575	千 葉	4,883	尾 崎	53,035
8	石 垣	53,408	北 水	4,660	石 垣	52,685
9	高 松	49,917	北 水	3,982	高 松	49,637
10	広 島	49,917	川 崎	2,663	広 島	48,556
11	小 用(江田島)	45,232	福 山	2,254	小 用(江田島)	45,232
12	厳 原	41,534	泉 山	2,229	厳 原	41,098
13	家 原 島	40,885	鹿 島	2,153	家 原 島	40,885
14	吳 室	40,512	大 分	2,115	吳 室	40,186
15	根 水	40,432	清 水	1,774	根 水	39,912
16	神 戸	40,000	德 山 下	1,719	神 戸	37,254
17	横 濱	37,910	四 日 市	1,659	横 濱	36,018
18	森 島	37,359	下 木	1,539	森 島	35,624
19	下 関	37,254	宇 更	1,505	下 関	34,641
20	宇 師	37,163	下 島	1,361	宇 師	33,741
21	野 崎	34,817	三 河	1,339	野 崎	32,168
22	師 崎	33,741	伏 木 富	1,175	師 崎	31,972
23	名 屋	33,412	新 和 山	1,135	名 屋	31,795
24	姫 路	32,811	歌 下	1,125	姫 路	31,013
25	牛 深	32,168	東 播 磨	1,061	牛 深	30,358
26	桜 島	31,972	堺 小	1,031	桜 島	29,509
27	堺 北	31,738	大 路	1,016	堺 北	29,284
28	大 分	31,399	稚 内	967	大 分	28,970
29	博 多	31,393	仙 台	937	博 多	26,657
30	明 石	31,013	衣 浦	743	明 石	26,593
31	鳥 羽	28,970	石 垣	723	鳥 羽	26,387
32	川 崎	26,969	志 布 志	688	川 崎	26,336
33	今 治	26,866	志 田	679	今 治	26,093
34	松 山	26,594	常 陸	609	松 山	26,039
35	東 京	26,411	宇 部	591	東 京	25,595
36	赤 崎	26,336	三 尻	569	赤 崎	25,442
37	御 洗	26,039	境 田	534	御 洗	25,406
38	八 戸	25,781	室 蘭	521	八 戸	25,333
39	鮎 崎	25,595	根 室	520	鮎 崎	24,905
40	徳 山	25,540	三 島 川	520	徳 山	24,879
41	佐 保	25,477	松 山	501	佐 保	24,781
42	大 阪	25,475	岩 山	497	大 阪	24,574
43	郷 浦	25,442	小 名 浜	477	郷 浦	24,306
44	立 石	24,905	小 八	455	立 石	24,243
45	中 田	24,879	小 原	448	中 田	23,821
46	金 沢	24,655	八 原	436	金 沢	22,892
47	洲 本	24,574	坂 出	424	洲 本	22,277
48	弓 削	22,892	那 覇	424	弓 削	21,871
49	瀬 田	22,290	秋 田	423	瀬 田	21,482
50	竹 原	21,924	金 沢	412	竹 原	21,285

出典: 「港湾統計(年報)」より国土交通省港湾局計画課作成

●入港船舶総トン数

(単位：万総トン)

順位	合 計		外 航		内 航	
	港 湾 名	総トン数	港 湾 名	総トン数	港 湾 名	総トン数
1	横 濱	27,987	横 濱	23,987	鹿 児 島	6,033
2	名 古 屋	23,157	名 古 屋	19,417	苦 小 牧	5,936
3	神 戸	19,044	神 戸	14,854	北 九 州	5,106
4	東 京	16,395	東 京	12,788	千 葉	4,959
5	千 葉	14,008	千 葉	9,049	神 戸	4,190
6	大 阪	11,816	川 崎	7,780	大 阪	4,176
7	川 崎	10,026	大 阪	7,639	横 濱	4,000
8	北 九 州	9,901	大 水 壩	6,151	横 濱	3,740
9	北 水 壩	8,769	泉 北	4,896	東 高 松	3,607
10	水 壩	7,574	泉 北	4,795	高 松	3,313
11	苦 鹿 島	7,388	木 大	4,421	函 館	2,832
12	鹿 島	6,504	四 日 市	4,379	桜 島	2,790
13	大 博	6,188	日 博	4,307	新 潟	2,744
14	博 多	5,594	鹿 島	4,104	仙 台	2,733
15	四 木	5,490	博 多	3,849	横 須 賀	2,709
16	木 更	5,426	清 水	3,631	宇 賀	2,679
17	鹿 島	5,302	福 山	2,918	宇 北	2,678
18	清 水	4,376	喜 入	2,655	堺 島	2,618
19	清 徳	4,371	和 歌 山	2,643	水 徳	2,346
20	仙 台	4,336	三 東	2,170	青 山	2,279
21	仙 新	4,284	播 磨	2,048	川 磨	2,246
22	歌 山	4,211	徳 山	2,025	常 陸	1,953
23	喜 福	4,053	徳 仙	1,731	常 松	1,857
24	福 広	3,721	仙 台	1,602	八 幡	1,831
25	広 三	3,521	新 姫	1,540	呉	1,826
26	高 横	3,482	室 松	1,486	垂 水	1,813
27	横 須 賀	3,461	室 賀	1,475	大 蘭	1,809
28	常 陸	3,044	苦 小 牧	1,451	大 島	1,791
29	常 陸	3,038	苧 衣	1,340	博 多	1,745
30	函 東	3,027	苧 浦	1,328	博 谷	1,721
31	東 磨	2,896	坂 出	1,233	浜 八	1,617
32	宇 野	2,861	宇 部	1,158	和 歌 山	1,569
33	宇 田	2,834	常 陸	1,085	徳 島	1,550
34	苧 姫	2,790	常 陸	1,078	徳 小	1,494
35	苧 路	2,487	伏 富	865	苧 喜	1,399
36	呉	2,411	小 名	781	東 三	1,387
37	青 部	2,381	八 下	728	白 三	1,311
38	青 森	2,371	志 布	724	那 那	1,298
39	八 戸	2,345	志 布	719	那 那	1,280
40	坂 出	2,339	那 石	717	秋 田	1,274
41	室 松	2,256	那 石	697	秋 田	1,235
42	松 山	2,128	三 島	598	釧 路	1,223
43	那 那	1,997	川 之	585	釧 路	1,202
44	那 那	1,831	呉	565	明 石	1,198
45	垂 浜	1,813	松 浦	553	敦 賀	1,197
46	徳 島	1,739	岩 国	539	鹿 島	1,192
47	徳 小	1,721	橘 境	531	新 四	1,183
48	浜 金	1,698	境 前	506	士 庄	1,167
49	衣 東	1,682	鹿 児	471	土 屋	1,144
50	秋 田	1,626	秋 田	351	坂 出	1,106

出典：「港湾統計（年報）」より国土交通省港湾局計画課作成

(注) 2008年12月 常陸那珂港は日立港、大洗港と統合し、茨城港となった。

(10) 船舶乗降人員ランキング (2010年 上位50港)

●外航 (乗降人員)

●内航 (乗降人員)

(単位:人)

順位	港湾名	合計	乗込人員	上陸人員	順位	港湾名	合計	乗込人員	上陸人員
1	博多	872,892	437,139	435,753	1	厳島	6,948,602	3,493,827	3,454,775
2	下関	252,033	126,886	125,147	2	鹿児島	6,228,853	3,097,256	3,131,597
3	長大	140,128	70,050	70,078	3	桜島	3,549,742	1,779,879	1,769,863
4	那覇	137,142	68,931	68,211	4	高松	2,566,273	1,279,652	1,286,621
5	石垣	126,158	63,654	62,504	5	高松	2,003,334	985,649	1,017,685
6	石垣	119,416	59,708	59,708	6	石垣	1,959,524	983,261	976,263
7	厳原	67,230	25,407	41,823	7	小用(江田島)	1,745,528	878,795	866,733
8	九鹿	61,751	30,162	31,589	8	鳥羽	1,720,089	878,451	841,638
9	比田	53,226	0	53,226	9	神戸	1,696,613	856,857	839,756
10	比田	52,978	34,506	18,472	10	東京	1,669,898	887,191	782,707
11	横神	49,771	24,490	25,281	11	垂水	1,620,564	830,332	790,232
12	境	29,030	17,925	11,105	12	北九州	1,580,316	783,447	796,869
13	境	27,099	13,603	13,496	13	土庄	1,485,499	728,834	756,665
14	室蘭	10,009	5,109	4,900	14	新明	1,462,785	739,094	723,691
15	小樽	5,724	2,619	3,105	15	新明	1,405,416	702,602	702,814
16	稚根	3,902	1,952	1,950	16	岩屋	1,403,214	702,385	700,829
17	根室	2,650	1,325	1,325	17	両津	1,346,284	672,319	673,965
18	名木	1,747	640	1,107	18	長崎	1,311,072	653,674	657,398
19	伏木	1,705	903	802	19	松島	1,262,973	633,081	629,892
20	舞鶴	1,440	678	762	20	松山	1,237,163	622,376	614,787
21	東京	1,413	144	1,269	21	博多	1,121,248	577,151	544,097
22	秋田	1,320	660	660	22	宇野	1,048,007	555,347	492,660
23	宮島	885	885	0	23	土生	1,016,661	507,203	509,458
24	宮古	804	628	176	24	宮浦	1,013,314	510,046	503,268
25	松山	583	583	0	25	横須賀	975,893	443,034	532,859
26	釧路	535	266	269	26	浜谷	965,513	527,269	438,244
27	東備	530	530	0	27	大坂	936,431	462,448	473,983
28	金沢	510	255	255	28	姫路	919,324	448,711	470,613
29	宇野	472	472	0	29	師崎	904,078	454,397	449,681
30	函新	423	258	165	30	呉	894,729	448,053	446,676
31	函新	418	230	188	31	長洲	887,904	415,651	472,253
32	萩	392	196	196	32	多良	887,904	472,253	415,651
33	小牧	186	93	93	33	苦小	831,865	423,079	408,786
34	宮之浦(上屋久)	160	80	80	34	熊牧	821,406	420,565	400,841
35	川崎	94	46	48	35	熊崎	758,611	382,426	376,185
36	川崎	87	87	0	36	竹富	756,254	383,366	372,888
37	志布	33	33	0	37	中東	718,666	373,145	345,521
38	名志	7	0	7	38	本田	679,499	338,900	340,599
39	米	1	0	1	39	竹原	677,812	335,911	341,901
40					40	佐世	674,554	333,484	341,070
41					41	仙台	671,848	339,341	332,507
42					42	下塩	670,041	343,257	326,784
43					43	尾道	612,933	304,744	308,189
44					44	福江	597,135	295,398	301,737
45					45	伊王	576,319	288,067	288,252
46					46	熱海	571,036	279,602	291,434
47					47	平良	563,201	280,360	282,841
48					48	那覇	531,614	267,242	264,372
49					49	仲間	503,691	252,139	251,552
50					50	伊良湖	499,412	236,352	263,060

出典:「港湾統計(年報)」より国土交通省港湾局計画課作成

(11) 外航クルーズ船の寄港実績

2011年

(単位:回)

順位	港名	全体	外国船社	日本船社
1	横浜	119	9	110 (35)
2	神戸	107	6	101 (24)
3	博多	55	26	29 (7)
4	那覇	53	37	16 (5)
5	石垣	49	42	7 (3)
6	名古屋	28	1	27 (1)
7	宮之浦	23	0	23 (0)
8	長崎	21	17	4 (2)
9	広島	19	6	13 (0)
10	鹿児島	18	8	10 (1)
11	小樽	16	3	13 (1)
12	大阪	15	5	10 (1)
13	東京	14	0	14 (1)
14	杓形	11	1	10 (0)
14	敦賀	11	0	11 (2)
16	青森	10	2	8 (0)
17	別府	9	4	5 (0)
18	香深	7	0	7 (0)
18	岩国	7	0	7 (0)
18	徳島小松島	7	0	7 (2)
18	高松	7	0	7 (0)
18	八代	7	0	7 (1)
合計		808	177	631 (104)

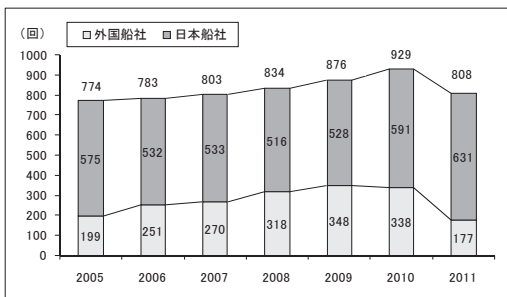
2010年

(単位:回)

順位	港名	全体	外国船社	日本船社
1	横浜	122	18	104 (37)
2	神戸	103	22	81 (28)
3	博多	84	61	23 (2)
4	長崎	54	39	15 (5)
5	鹿児島	52	45	7 (2)
5	那覇	52	46	6 (2)
7	石垣	47	45	2 (0)
8	名古屋	27	2	25 (5)
9	宮之浦	25	1	24 (0)
10	東京	22	3	19 (2)
10	広島	22	8	14 (0)
12	大阪	18	6	12 (2)
13	小樽	17	2	15 (3)
14	高知	15	0	15 (0)
15	函館	11	4	7 (1)
16	境	10	3	7 (1)
17	新宮	9	0	9 (0)
18	青森	8	0	8 (0)
19	杓形	7	0	7 (0)
19	宇野	7	3	4 (0)
19	徳島小松島	7	0	7 (1)
合計		929	338	591 (115)

出典:国土交通省港湾局産業港湾課調べ

(注) 外国船社は全て外航クルーズ

日本船社は「ふじ丸」「飛鳥II」「につぼん丸」「ぼしふいっくびいなす」の4隻のみ
日本船社の括弧書きは外航クルーズで内数

我が国港湾へのクルーズ船寄港実績

2. 港湾の役割

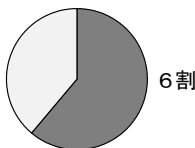
(1) 海上貿易量の割合

●輸出入貨物の99.7%は港から



出典：財務省
輸出入貨物の物流動向調査より国土交通省港湾局計画課作成
(調査期間2008年9月22日～9月28日)

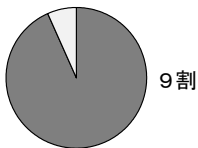
●食料の6割は海外から



出典：農林水産省「食料需給表(平成20年度版)概要」
<http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/fbs/pdf/sankou4.pdf>

(注) 熱量ベース

●エネルギーも9割以上が海外から



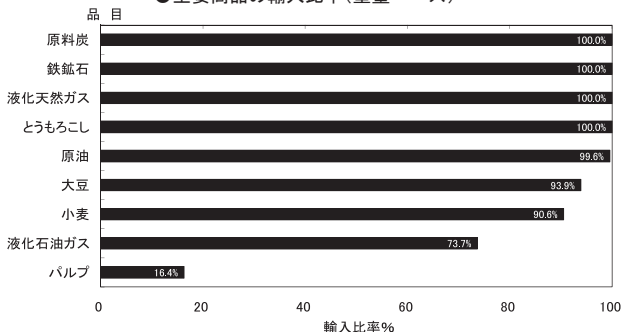
出典：資源エネルギー庁長官官房総合政策課
「2008年度エネルギーバランス表」

<http://www.enecho.meti.go.jp/info/statistics/jukyuu/result-2.htm>

(注) 熱量ベース

(2) 海外に依存する原材料

●主要商品の輸入比率(重量ベース)



出典：経済産業省資源エネルギー庁「エネルギーバランス表(2010年度)」

(<http://www.enecho.meti.go.jp/info/statistics/jukyuu/result-2.htm>)

経済産業省「資源・エネルギー統計確報(1)主要製品統計表(時系列表)(2012年3月)」

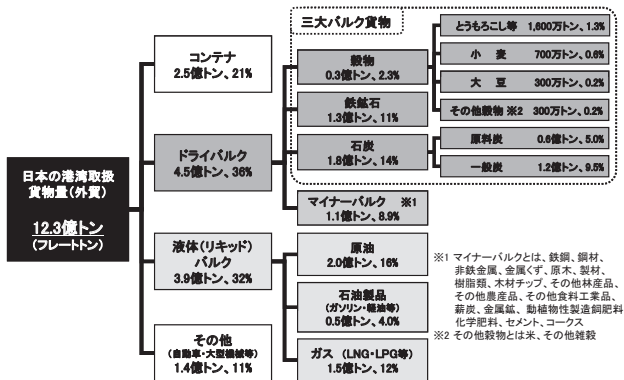
「紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計(1)主要製品統計表(時系列表)(2012年3月)」

農林水産省総合食料局「食料需給表 平成22年度」

財務省「貿易統計」より国土交通省港湾局計画課作成

(注) 輸入比率=輸入量/(輸入量+国内生産量)

(3) 日本の港湾取扱貨物量（外貨）の貨物構成

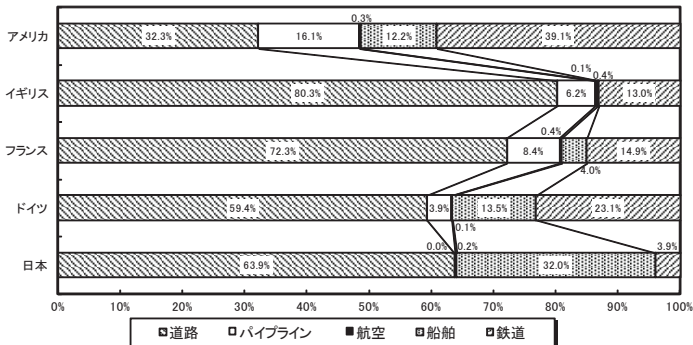


出典：「港湾統計」、「貿易統計」をもとに国土交通省港湾局計画課作成

注）「港湾取扱貨物量（外貨）」とは、日本の港湾で船積み／船卸された外貨（輸出入）貨物の総量のことをいう。

(4) 国内貨物輸送量の輸送機関別分担率の国際比較

—トンキロベース—



出典：国土交通省総合政策局情報政策本部調べを基に港湾局計画課作成

（注）1. 日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスは2009年の数値。

2. アメリカの道路は2003年、パイプラインは2008年の数値。

3. 港湾取扱貨物の現況

(1) 港湾取扱貨物量の推移

(単位：万トン、%)

種 別 \ 暦 年	1950	60	70	80	90	2000
合 計	11,854	43,994	185,255	290,862	325,198	317,730
外 貿	1,783	10,703	55,291	82,836	96,897	113,740
うち輸出入コンテナ			636	4,903	11,528	19,231
コンテナ化率			1.2	5.9	11.9	16.9
輸 出	417	1,482	5,990	15,255	17,114	20,324
うち輸出コンテナ			390	2,909	6,257	8,297
コンテナ化率			6.5	19.1	36.6	40.8
輸 入	1,366	9,221	49,301	67,581	79,783	93,416
うち輸入コンテナ			247	1,994	5,271	10,934
コンテナ化率			0.5	3.0	6.6	11.7
内 貿	10,072	33,290	88,160	123,824	127,895	120,127
内航フェリー	—	—	41,804	84,202	100,406	83,863

暦 年 \ 暦 年	2005	2006	2007	2008	2009	2010
合 計	317,388	320,097	321,496	314,573	263,356	280,151
外 貿	122,632	125,647	129,155	129,903	109,190	123,230
うち輸出入コンテナ	23,314	24,605	25,478	25,291	21,747	25,135
コンテナ化率	19.0	19.6	19.7	19.5	19.9	20.4
輸 出	26,066	28,481	30,383	30,979	24,481	28,235
うち輸出コンテナ	10,084	10,702	11,369	11,006	9,159	10,873
コンテナ化率	38.7	37.6	37.4	35.5	37.4	38.5
輸 入	96,566	97,166	98,772	98,924	84,709	94,995
うち輸入コンテナ	13,230	13,904	14,108	14,285	12,588	14,262
コンテナ化率	13.7	14.3	14.3	14.4	14.9	15.0
内 貿	114,655	115,461	116,741	113,078	92,861	97,254
内航フェリー	80,101	78,989	75,599	71,592	61,305	59,666

出典：「港湾統計（年報）」より国土交通省港湾局計画課作成

- (注) 1. 2010年は鉄道連絡船による貨物を含む。(2009年までは除く)
 2. 輸出及び輸入貨物は、外航フェリーによる貨物を含む。
 3. 内貿は、内航フェリーによる貨物を除く。
 4. コンテナは、コンテナとオンシャーシの合計である。
 5. コンテナのうち、1990年までは国土交通省港湾局計画課調べである。
 6. コンテナ化率とは、外貿取扱貨物量に占めるコンテナ取扱貨物量である。

(2) 品目別貨物取扱構成比の推移

(単位：万トン)

品目	1960		1970		1980		1990		2000		2010		
	貨物量	構成比	貨物量	構成比	貨物量	構成比	貨物量	構成比	貨物量	構成比	貨物量	構成比	
合 計	1,482	100.0	5,989	100.0	15,258	100.0	17,107	100.0	20,304	100.0	28,211	100.0	
輸 出	農水産品	96	6.5	116	1.9	151	1.0	123	0.7	160	0.8	206	0.7
	林産品	67	4.5	29	0.5	24	0.2	19	0.1	34	0.2	68	0.2
	鉱産品	22	1.5	98	1.6	346	2.3	355	2.1	627	3.1	1,255	4.4
	金属機械工業品	388	26.2	3,514	58.7	10,889	71.4	11,622	67.9	12,698	62.5	16,100	57.1
	化学工業品	493	33.3	1,211	20.2	2,268	14.9	2,950	17.2	4,033	19.9	6,441	22.8
	軽工業品	139	9.4	452	7.5	620	4.1	576	3.4	667	3.3	662	2.3
	雑工業品	157	10.6	467	7.8	678	4.4	1,112	6.5	1,223	6.0	1,226	4.3
	特殊品	118	8.0	102	1.7	283	1.9	351	2.0	839	4.1	2,184	7.7
	分類不能のもの	0	0.0	0.3	0.0	0.3	0.0	0.1	0.0	23	0.1	69	0.2
合 計	9,221	100.0	49,300	100.0	67,586	100.0	79,783	100.0	93,403	100.0	94,970	100.0	
輸 入	農水産品	796	8.6	2,806	5.7	3,908	5.8	4,778	6.0	5,337	5.7	4,789	5.0
	林産品	578	6.3	4,947	10.0	6,499	9.6	6,516	8.2	5,694	6.1	3,581	3.8
	鉱産品	5,924	64.2	35,575	72.2	48,675	72.0	47,698	59.8	53,302	57.1	53,589	56.4
	金属機械工業品	172	1.9	542	1.1	708	1.0	2,432	3.0	3,245	3.5	4,417	4.7
	化学工業品	707	7.7	3,907	7.9	5,602	8.3	14,629	18.3	19,077	20.4	20,645	21.7
	軽工業品	423	4.6	613	1.2	970	1.4	1,367	1.7	1,874	2.0	2,010	2.1
	雑工業品	5	0.1	84	0.2	453	0.7	1,317	1.7	3,135	3.4	4,082	4.3
	特殊品	617	6.7	826	1.7	764	1.1	1,046	1.3	1,708	1.8	1,829	1.9
	分類不能のもの	0	0.0	0.1	0.0	8	0.0	0.1	0.0	31	0.0	28	0.0
合 計	33,290	100.0	88,314	100.0	123,838	100.0	127,936	100.0	120,127	100.0	97,254	100.0	
内 貿	農水産品	1,950	5.9	2,512	2.8	2,820	2.3	2,143	1.7	1,738	1.4	1,520	1.6
	林産品	1,633	4.9	1,713	1.9	1,362	1.1	941	0.7	602	0.5	602	0.6
	鉱産品	13,332	40.0	26,871	30.4	41,828	33.8	41,744	32.6	39,722	33.1	27,032	27.8
	金属機械工業品	5,323	16.0	15,402	17.4	19,902	16.1	24,391	19.1	22,956	19.1	23,503	24.2
	化学工業品	8,505	25.5	36,651	41.5	50,432	40.7	50,826	39.7	46,216	38.5	34,994	36.0
	軽工業品	844	2.5	2,876	3.3	2,914	2.4	2,965	2.3	3,071	2.6	2,627	2.7
	雑工業品	245	0.7	339	0.4	413	0.3	618	0.5	570	0.5	528	0.5
	特殊品	1,459	4.4	1,888	2.1	4,104	3.3	4,270	3.3	5,158	4.3	6,316	6.5
	分類不能のもの	0	0.0	62	0.1	63	0.1	39	0.0	94	0.1	132	0.1

出典：「港湾統計（年報）」より国土交通省港湾局計画課作成
 (注) 2010年は鉄道連絡船による貨物を含む（2000年以前は除く）

(3) 三大湾及び北部九州の港湾取扱貨物量の推移 (単位: 万トン、%)

暦年・種別	湾	東京湾		伊勢湾		大阪湾		北部九州	
		貨物量	全国比	貨物量	全国比	貨物量	全国比	貨物量	全国比
1950	合計	1,514	12.8	520	4.4	1,543	13.0	1,441	12.2
60	合計	7,841	17.2	2,849	6.3	5,760	12.6	4,590	10.1
70	合計	37,532	20.0	11,180	6.0	21,908	11.7	9,513	5.1
80	合計	50,184	17.2	17,415	6.0	32,787	11.2	12,647	4.3
90	合計	58,505	19.5	21,073	7.0	37,091	12.4	23,300	7.8
2000	合計	54,858	17.3	26,310	8.3	26,088	8.2	14,549	4.6
2005	合計	56,800	17.9	30,080	9.5	26,711	8.4	14,755	4.6
2006	合計	57,055	17.8	32,551	10.2	27,584	8.6	15,282	4.8
2007	合計	58,284	18.1	33,519	10.4	27,577	8.6	15,454	4.8
2008	合計	56,990	18.1	33,622	10.7	27,374	8.7	14,810	4.7
2009	合計	48,680	18.5	25,914	9.8	22,446	8.5	12,154	4.6
	外 質	29,956	27.4	16,915	15.5	9,998	9.2	4,076	3.7
	うち輸出入コンテナ	8,049	37.0	3,991	18.4	5,784	26.6	1,787	8.2
	輸 出	6,850	28.0	5,335	21.8	3,152	12.9	1,168	4.8
	うち輸出コンテナ	3,277	35.8	1,965	21.5	2,184	23.9	739	8.1
	輸 入	23,106	27.3	11,580	13.7	6,846	8.1	2,908	3.4
	うち輸入コンテナ	4,772	37.9	2,026	16.1	3,599	28.6	1,048	8.3
	内 質	17,893	19.3	8,650	9.3	6,423	6.9	4,204	4.5
内航フェリー	831	1.4	349	0.6	6,025	9.8	3,874	6.3	
2010	合計	52,818	18.9	28,690	10.2	24,543	8.8	13,694	4.9
	外 質	33,670	27.3	19,282	15.6	11,201	9.1	4,954	4.0
	うち輸出入コンテナ	9,270	36.9	4,802	19.1	6,512	25.9	2,079	8.3
	輸 出	8,087	28.6	6,525	23.1	3,552	12.6	1,409	5.0
	うち輸出コンテナ	3,886	35.7	2,432	22.4	2,504	23.0	869	8.0
	輸 入	25,583	26.9	12,758	13.4	7,649	8.1	3,544	3.7
	うち輸入コンテナ	5,384	37.7	2,370	16.6	4,007	28.1	1,210	8.5
	内 質	18,267	18.8	9,046	9.3	7,022	7.2	4,623	4.8
内航フェリー	882	1.5	362	0.6	6,320	10.6	4,117	6.9	

出典:「港湾統計(年報)」より国土交通省港湾局計画課作成

(注) 1. 東京湾は、千葉港、木更津港、東京港、川崎港、横浜港、横須賀港の6港。

2. 伊勢湾は、名古屋港、衣浦港、三河港、四日市港、津松阪港の5港。

3. 大阪湾は、大阪港、堺泉北港、阪南港、神戸港、尼崎西宮芦屋港の5港。

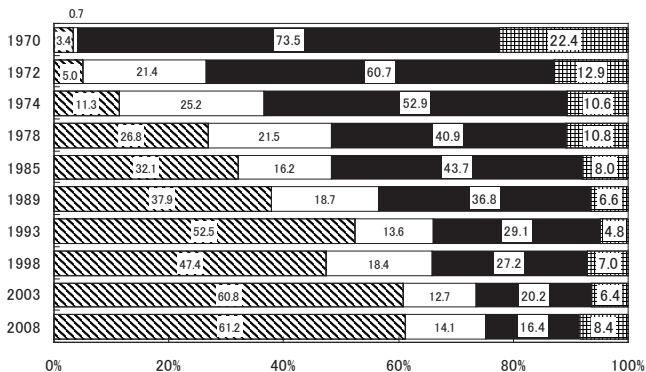
4. 北部九州は、下関港、北九州港、博多港の3港。

5. 輸出及び輸入貨物は、外航フェリーによる貨物を含む。

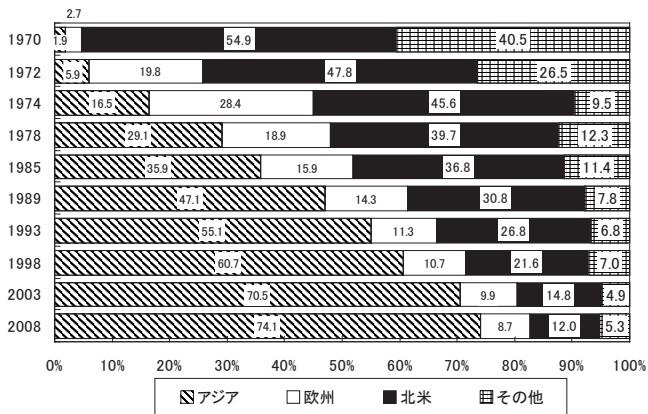
6. 内質は、内航フェリーによる貨物を除く。

(4) 外貿コンテナ取扱貨物量の仕向・仕出地域別貨物量割合の推移

●仕向地別外貿コンテナ取扱貨物割合（輸出）



●仕出地別外貿コンテナ取扱貨物割合（輸入）



出典：国土交通省港湾局計画課「全国輸出入コンテナ貨物流動調査」

(5) 生産地・消費地別船積港・船卸港別コンテナ貨物量シェア

(単位：トン、%)

生産地 消費地	輸 出				輸 入					
	船 積 港	平成20年		平成15年		船 卸 港	平成20年		平成15年	
		貨物量	構成比	貨物量	構成比		貨物量	構成比	貨物量	構成比
北海道	北海道内計	35,481	75.3%	49,354	78.7%	北海道内計	94,162	83.8%	99,976	86.4%
	苫小牧港	23,860	50.6%	39,555	63.1%	苫小牧港	65,169	58.0%	79,322	68.6%
	石狩湾新港	4,320	9.2%	4,555	7.3%	石狩湾新港	17,624	15.7%	12,360	10.7%
	室蘭港	3,478	7.4%	2,171	3.5%	釧路港	5,725	5.1%	2,934	2.5%
	北海道内他港	3,823	8.1%	3,073	4.9%	北海道内他港	5,644	5.0%	5,360	4.6%
	北海道外計	11,655	24.7%	13,340	21.3%	北海道外計	18,268	16.2%	15,717	13.6%
	東京港	6,202	13.2%	6,895	11.0%	東京港	8,340	7.4%	4,574	4.0%
	横浜港	4,125	8.8%	4,800	7.7%	横浜港	6,955	6.2%	5,985	5.2%
	北海道外他港	1,328	2.8%	1,645	2.6%	北海道外他港	2,973	2.6%	5,158	4.5%
	計	47,136	100.0%	62,694	100.0%	計	112,430	100.0%	115,693	100.0%
東 北	東北内計	55,260	22.4%	70,330	29.3%	東北内計	103,492	39.4%	102,945	43.3%
	仙台塩釜港	34,443	14.0%	45,651	19.0%	仙台塩釜港	43,843	16.7%	41,650	17.5%
	秋田港	11,308	4.6%	8,743	3.6%	秋田港	26,160	10.0%	30,745	12.9%
	八戸港	5,226	2.1%	7,921	3.3%	八戸港	23,359	8.9%	15,846	6.7%
	東北内他港	4,283	1.7%	8,015	3.3%	東北内他港	10,130	3.9%	14,704	6.2%
	東北外計	190,972	77.6%	169,929	70.7%	東北外計	159,349	60.6%	135,024	56.7%
	横浜港	96,983	39.4%	78,608	32.7%	東京港	87,671	33.4%	76,608	32.2%
	東京港	81,253	33.0%	83,666	34.8%	横浜港	48,807	18.6%	46,290	19.5%
	東北外他港	12,736	5.2%	7,655	3.2%	東北外他港	22,871	8.7%	12,126	5.1%
	計	246,232	100.0%	240,259	100.0%	計	262,841	100.0%	237,969	100.0%
関 東	関東内計	1,247,948	95.9%	1,655,447	95.3%	関東内計	2,819,387	97.9%	2,747,700	96.6%
	横浜港	703,187	54.1%	753,943	43.4%	東京港	1,906,500	66.2%	1,746,023	61.4%
	東京港	516,612	39.7%	839,054	48.3%	横浜港	885,382	30.8%	962,422	33.8%
	川崎港	17,805	1.4%	21,743	1.3%	千葉港	13,147	0.5%	27,511	1.0%
	関東内他港	10,344	0.8%	40,707	2.3%	関東内他港	14,358	0.5%	11,744	0.4%
	関東外計	52,681	4.1%	81,537	4.7%	関東外計	59,665	2.1%	96,097	3.4%
	神戸港	20,543	1.6%	48,025	2.8%	大阪港	20,508	0.7%	32,593	1.1%
	名古屋港	15,739	1.2%	8,923	0.5%	神戸港	13,809	0.5%	34,117	1.2%
	関東外他港	16,399	1.3%	24,589	1.4%	関東外他港	25,348	0.9%	29,387	1.0%
	計	1,300,629	100.0%	1,736,984	100.0%	計	2,879,052	100.0%	2,843,797	100.0%
北 陸	北陸内計	52,611	37.9%	60,669	32.4%	北陸内計	155,834	63.5%	167,693	64.5%
	新潟港	18,249	13.1%	20,500	11.0%	新潟港	95,498	38.9%	109,924	42.3%
	伏木富山港	17,267	12.4%	20,884	11.2%	伏木富山港	26,892	11.0%	23,929	9.2%
	北陸内他港	17,095	12.3%	19,285	10.3%	金沢港	20,516	8.4%	22,325	8.6%
	北陸外計	86,181	62.1%	126,461	67.6%	北陸内他港	12,928	5.3%	11,515	4.4%
	神戸港	26,776	19.3%	46,838	25.0%	北陸外計	89,431	36.5%	92,278	35.5%
	名古屋港	22,732	16.4%	19,173	10.2%	大阪港	23,254	9.5%	20,113	7.7%
	横浜港	17,947	12.9%	26,913	14.4%	東京港	21,804	8.9%	20,196	7.8%
	北陸外他港	18,726	13.5%	33,537	17.9%	北陸外他港	44,373	18.1%	51,969	20.0%
	計	138,792	100.0%	187,130	100.0%	計	245,265	100.0%	259,971	100.0%

出典：国土交通省港湾局計画課「全国輸出入コンテナ貨物流動調査」

(注) 数値は平成15年は10月、平成20年は11月の1ヶ月間の調査結果である。

(単位：トン、%)

生産地 消費地	輸 出				輸 入					
	船 積 港	平成20年		平成15年		船 卸 港	平成20年		平成15年	
		貨物量	構成比	貨物量	構成比		貨物量	構成比	貨物量	構成比
中 部	中 部 内 計	1,416,502	84.5%	1,640,900	84.8%	中 部 内 計	1,544,001	88.0%	1,607,726	87.0%
	名 古 屋 港	1,036,295	61.8%	1,232,745	63.7%	名 古 屋 港	1,248,302	71.2%	1,299,697	70.4%
	清 水 港	265,776	15.8%	329,617	17.0%	清 水 港	196,521	11.2%	212,499	11.5%
	四 日 市 港	93,851	5.6%	75,464	3.9%	四 日 市 港	68,806	3.9%	75,346	4.1%
	中 部 内 他 港	20,580	1.2%	3,074	0.2%	中 部 内 他 港	30,372	1.7%	20,184	1.1%
	中 部 外 計	260,673	15.5%	293,171	15.2%	中 部 外 計	209,741	12.0%	239,180	13.0%
	横 浜 港	131,880	7.9%	94,707	4.9%	横 浜 港	87,198	5.0%	75,096	4.1%
	東 京 港	83,962	5.0%	136,342	7.0%	東 京 港	46,854	2.7%	69,956	3.8%
	中 部 外 他 港	44,831	2.7%	62,122	3.2%	中 部 外 他 港	75,689	4.3%	94,128	5.1%
	計	1,677,175	100.0%	1,934,071	100.0%	計	1,753,742	100.0%	1,846,906	100.0%
近 畿	近 畿 内 計	750,219	87.0%	878,404	86.0%	近 畿 内 計	1,831,177	95.1%	1,956,897	94.6%
	神 戸 港	505,634	58.6%	604,616	59.2%	大 阪 港	1,124,679	58.4%	1,197,618	57.9%
	大 阪 港	244,215	28.3%	268,250	26.3%	神 戸 港	690,914	35.9%	732,174	35.4%
	近 畿 内 他 港	370	0.0%	5,538	0.5%	近 畿 内 他 港	15,584	0.8%	27,105	1.3%
	近 畿 外 計	112,213	13.0%	143,086	14.0%	近 畿 外 計	95,100	4.9%	111,911	5.4%
	名 古 屋 港	72,969	8.5%	80,413	7.9%	名 古 屋 港	42,554	2.2%	54,703	2.6%
	四 日 市 港	14,826	1.7%	19,118	1.9%	横 浜 港	15,258	0.8%	5,769	0.3%
	横 浜 港	13,021	1.5%	12,746	1.2%	四 日 市 港	12,507	0.6%	16,607	0.8%
	近 畿 外 他 港	11,397	1.3%	30,809	3.0%	近 畿 外 他 港	24,781	1.3%	34,832	1.7%
	計	862,432	100.0%	1,021,490	100.0%	計	1,926,277	100.0%	2,068,808	100.0%
中 国	中 国 内 計	109,168	36.4%	270,641	52.9%	中 国 内 計	201,535	52.6%	226,702	54.8%
	広 島 港	25,561	8.5%	84,220	16.4%	広 島 港	62,508	16.3%	59,686	14.4%
	水 島 港	22,336	7.5%	40,961	8.0%	水 島 港	48,327	12.6%	45,747	11.1%
	徳山下松港	21,479	7.2%	54,626	10.7%	福 山 港	47,388	12.4%	64,090	15.5%
	中 国 内 他 港	39,792	13.3%	90,834	17.7%	中 国 内 他 港	43,132	11.3%	57,179	13.8%
	中 国 外 計	190,360	63.6%	241,406	47.1%	中 国 外 計	181,728	47.4%	186,942	45.2%
	神 戸 港	98,883	33.0%	153,340	29.9%	神 戸 港	114,568	29.9%	110,826	26.8%
	北九州港	45,712	15.3%	46,942	9.2%	北九州港	41,501	10.8%	32,958	8.0%
	中国外他港	45,765	15.3%	41,124	8.0%	中国外他港	25,659	6.7%	43,158	10.4%
	計	299,528	100.0%	512,047	100.0%	計	383,263	100.0%	413,644	100.0%
四 国	四 国 内 計	23,756	22.9%	33,720	28.3%	四 国 内 計	57,883	41.1%	59,211	37.7%
	松 山 港	9,206	8.9%	16,235	13.6%	高 松 港	16,817	11.9%	15,634	10.0%
	今 治 港	5,515	5.3%	9,142	7.7%	三 島川之江港	12,109	8.6%	6,699	4.3%
	高 松 港	3,027	2.9%	1,600	1.3%	松 山 港	10,180	7.2%	16,539	10.5%
	四 国 内 他 港	6,008	5.8%	6,743	5.7%	四 国 内 他 港	18,777	13.3%	20,339	13.0%
	四 国 外 計	79,821	77.1%	85,376	71.7%	四 国 外 計	83,038	58.9%	97,644	62.3%
	神 戸 港	55,903	54.0%	61,115	51.3%	神 戸 港	60,812	43.2%	71,221	45.4%
	大 阪 港	18,186	17.6%	15,596	13.1%	大 阪 港	12,840	9.1%	19,263	12.3%
	四 国 外 他 港	5,732	5.5%	8,665	7.3%	四 国 外 他 港	9,386	6.7%	7,160	4.6%
	計	103,577	100.0%	119,096	100.0%	計	140,921	100.0%	156,855	100.0%

出典：国土交通省港湾局計画課「全国輸出入コンテナ貨物流動調査」

(注) 数値は平成15年は10月、平成20年は11月の1ヶ月間の調査結果である。

(単位: トン、%)

生産地 消費地	輸 出				輸 入					
	船 積 港	平成20年		平成15年		船 卸 港	平成20年		平成15年	
		貨物量	構成比	貨物量	構成比		貨物量	構成比	貨物量	構成比
九 州	九州内計	344,404	90.0%	304,222	87.9%	九州内計	512,033	93.9%	514,603	94.5%
	博多港	249,002	65.0%	141,700	40.9%	博多港	281,870	51.7%	252,818	46.4%
	北九州港	61,725	16.1%	140,987	40.7%	北九州港	151,863	27.8%	182,716	33.6%
	大分港	11,876	3.1%	4,854	1.4%	志布志港	35,575	6.5%	22,603	4.2%
	八代港	6,876	1.8%	295	0.1%	伊万里港	18,362	3.4%	12,244	2.2%
	九州内他港	14,925	3.9%	16,386	4.7%	九州内他港	24,363	4.5%	44,222	8.1%
	九州外計	38,450	10.0%	41,973	12.1%	九州外計	33,381	6.1%	29,831	5.5%
	神戸港	27,503	7.2%	23,186	6.7%	神戸港	14,469	2.7%	12,275	2.3%
	九州外他港	10,947	2.9%	18,787	5.4%	九州外他港	18,912	3.5%	17,556	3.2%
計	382,854	100.0%	346,195	100.0%	計	545,414	100.0%	544,434	100.0%	
沖 縄	沖縄内計	8,144	98.8%	4,273	97.5%	沖縄内計	24,485	92.6%	31,815	90.6%
	那覇港	8,144	98.8%	4,273	97.5%	那覇港	24,485	92.6%	31,687	90.2%
	沖縄内他港	0	0.0%	0	0.0%	沖縄内他港	0	0.0%	128	0.4%
	沖縄外計	97	1.2%	108	2.5%	沖縄外計	1,944	7.4%	3,304	9.4%
	博多港	52	0.6%	1	0.0%	神戸港	955	3.6%	830	2.4%
	大阪港	33	0.4%	16	0.4%	博多港	716	2.7%	1,489	4.2%
	神戸港	7	0.1%	59	1.3%	大阪港	187	0.7%	714	2.0%
	東京港	5	0.1%	32	0.7%	東京港	63	0.2%	94	0.3%
	沖縄外他港	0	0.0%	0	0.0%	沖縄外他港	23	0.1%	177	0.5%
計	8,241	100.0%	4,381	100.0%	計	26,429	100.0%	35,119	100.0%	
全 国	名古屋港	1,156,859	22.8%	1,348,450	21.9%	東京港	2,080,095	25.1%	1,928,272	22.6%
	横浜港	974,710	19.2%	978,713	15.9%	名古屋港	1,316,044	15.9%	1,388,209	16.3%
	神戸港	765,194	15.1%	975,404	15.8%	大阪港	1,243,550	15.0%	1,375,410	16.1%
	東京港	706,734	13.9%	1,105,260	17.9%	横浜港	1,060,379	12.8%	1,110,275	13.0%
	大阪港	317,984	6.3%	372,159	6.0%	神戸港	923,756	11.2%	998,938	11.7%
	その他港	1,145,115	22.6%	1,384,361	22.5%	その他港	1,651,810	20.0%	1,722,092	20.2%
	計	5,066,596	100.0%	6,164,347	100.0%	計	8,275,634	100.0%	8,523,196	100.0%

出典：国土交通省港湾局計画課「全国輸出入コンテナ貨物流動調査」

(注) 数値は平成15年は10月、平成20年は11月の1ヶ月間の調査結果である。

4. 海上貿易の現況

・輸送機関別の貿易額の推移

[輸出]

(単位：億円、%)

年	貿易額総額	海運貿易額		海上コンテナ		海上コンテナ以外	航空貿易額
		海運率	貿易額		貿易額		
			貿易額	海上コンテナ率			
'85	419,557	376,343	89.70	188,548	50.10	187,795	43,214
'90	414,569	347,823	83.90	209,738	60.30	138,086	66,746
'95	415,309	313,974	75.60	207,537	66.10	106,437	101,335
'00	516,542	337,302	65.30	219,921	65.20	117,381	179,240
'01	489,792	339,426	69.30	217,233	64.00	122,193	150,366
'02	521,090	361,636	69.40	223,130	61.70	138,507	159,453
'03	545,484	372,882	68.36	230,434	61.80	142,448	172,601
'04	611,700	416,171	68.04	258,273	62.06	157,899	195,529
'05	656,565	456,153	69.48	277,698	60.88	178,455	200,413
'06	752,462	526,271	69.94	310,891	59.07	215,380	226,191
'07	839,314	595,625	70.97	343,127	57.61	252,499	243,689
'08	810,181	595,160	73.46	333,849	56.09	261,311	215,021
'09	541,706	461,614	71.23	230,807	59.82	230,807	155,848
'10	673,996	483,716	71.77	292,563	60.48	191,153	190,280
'11	655,465	479,563	73.16	296,415	61.81	183,148	175,902

[輸入]

(単位：億円、%)

年	貿易額総額	海運貿易額		海上コンテナ		海上コンテナ以外	航空貿易額
		海運率	貿易額		貿易額		
			貿易額	海上コンテナ率			
'85	310,849	269,506	86.70	65,490	24.30	204,016	41,343
'90	338,552	261,024	77.10	105,715	43.10	155,309	68,904
'95	315,488	231,252	73.30	121,176	52.40	110,076	84,235
'00	424,155	295,776	69.00	164,425	53.50	131,351	126,909
'01	424,155	297,333	70.10	164,425	55.30	132,908	126,822
'02	422,275	293,481	69.50	164,936	56.20	128,545	128,794
'03	443,620	312,613	70.47	170,825	54.64	141,789	131,007
'04	492,166	349,281	70.97	186,368	53.36	162,913	142,885
'05	569,494	415,076	72.89	207,753	50.05	207,323	154,418
'06	673,443	499,885	74.23	238,056	47.62	261,829	173,558
'07	731,359	551,318	75.38	261,693	47.47	289,626	180,041
'08	789,547	622,957	78.90	256,576	41.19	366,382	166,590
'09	514,994	389,217	75.58	192,871	49.55	196,346	125,777
'10	607,650	461,691	75.98	219,283	47.50	242,408	145,958
'11	681,112	536,925	78.83	243,842	45.41	293,084	144,187

出典：財務省「貿易統計」より国土交通省港湾局計画課作成

(注) 海運貿易額は、総額から航空輸送による貿易額を除いたもの。
海上コンテナ率(%) = 海上コンテナ貿易額 / 海運貿易額 × 100
海運率(%) = 海運貿易額 / 貿易額 × 100

5. 入港船舶の現況

(1) 入港船舶数の推移

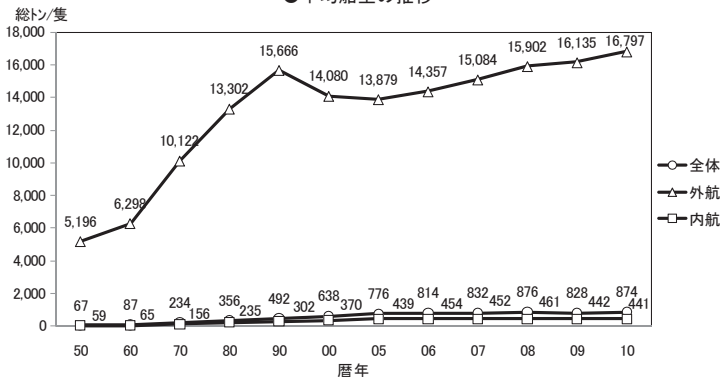
(単位：万隻、万総トン)

種別	70		80		90		2000	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
合計	985	230,745	944	336,239	773	380,462	632	403,483
外航	8	73,665	9	116,483	10	150,102	12	173,978
内航	977	157,080	935	219,755	764	230,360	620	229,505

種別	2003		2004		2005		2006	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
合計	564	397,872	530	401,654	519	402,646	500	407,454
外航	13	175,808	13	178,997	13	180,307	13	186,023
内航	551	222,065	517	222,657	506	222,339	488	221,431

種別	2007		2008		2009		2010	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
合計	487	404,909	461	403,898	432	357,961	423	369,809
外航	13	190,495	12	197,256	11	171,647	11	187,982
内航	474	214,413	448	206,642	422	186,314	412	181,827

●平均船型の推移

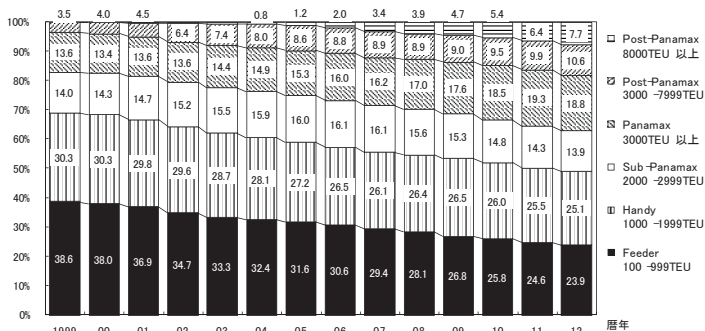


出典：「港湾統計(年報)」より国土交通省港湾局計画課作成

(注)平均船型＝総トン数／隻数

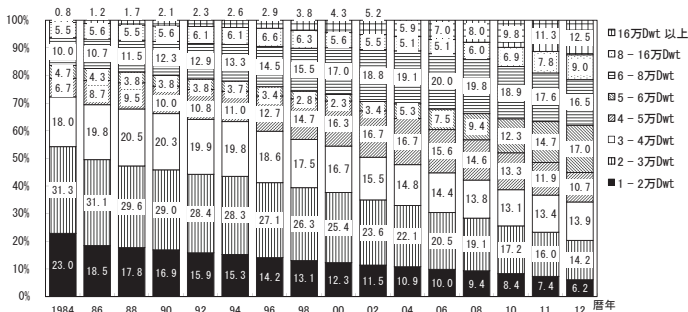
(2) 各種専用船の船型の動向

●世界のコンテナ船の船型の動向



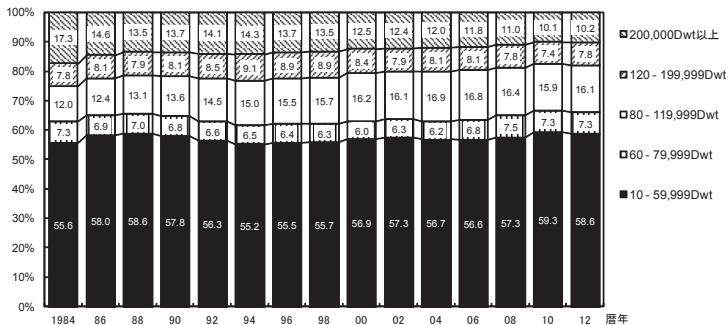
出典：CLARKSON「The Containership Register 2012」より国土交通省港湾局計画課作成
 (注) 100TEU以上のコンテナ船を対象として、隻数の割合で示す。

●世界のバルカーの船型の動向



出典：CLARKSON「The Bulk Carrier Register 2012」より国土交通省港湾局計画課作成
 (注) 1万DWT以上のバルカーを対象として、隻数の割合で示す。

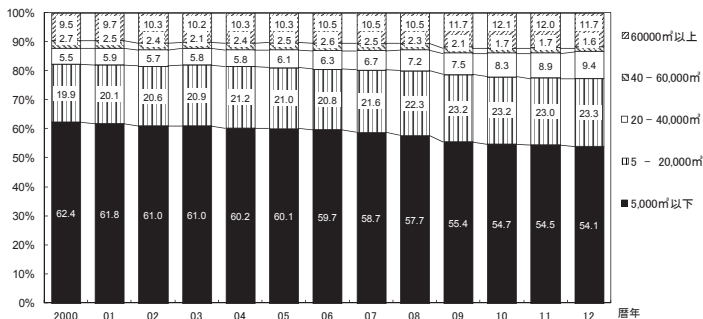
●世界のタンカーの船型の動向



出典：CLARKSON「The Tanker Register 2012」より国土交通省港湾局計画課作成

(注) 10,000Dwt以上のタンカーを対象として、隻数の割合で示す。

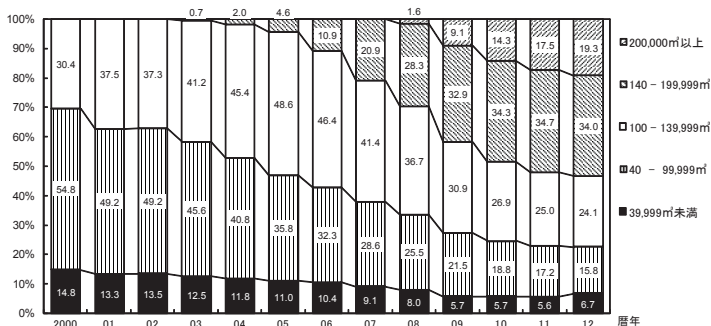
●世界のLPG船の船型の動向



出典：CLARKSON「The Gas Carrier Register 2012」より国土交通省港湾局計画課作成

(注) 隻数の割合で示す。

●世界のLNG船の船型の動向



出典：CLARKSON「The Gas Carrier Register 2012」より国土交通省港湾局計画課作成
(注) 隻数の割合で示す。

(3) 世界の各種最大級専用船の諸元

船種	船名	総トン数 (GT)	載貨重量トン数 (DWT)	全長 (m)	幅 (m)	満載速力 (kt)	喫水 (m)	備考
コンテナ船	Emma Maersk	170,794	156,907	397.7	56.4	25.0	15.5	15,550 (TEU)
鉱石運搬船	Vale Beijing	199,959	404,389	361.0	65.0		22.0	
PCC船	Carmen	74,258	30,900	227.8	32.3	16.9	11.3	
RORO船	Parsifal	75,251	41,820	265.0	32.3		12.3	
タンカー	Ti Oceania	234,006	441,585	380.0	68.0	16.5	24.5	
LNG船	Lijmiliya	168,189	154,940	345.0	55.0		13.7	
LPG船	BW Danuta	49,288	56,824	225.8	36.4	18.0	12.5	

出典：CLARKSON「The Containership Register 2012」、CLARKSON「The Bulk Carrier Register 2012」、
CLARKSON「The Tanker Register 2012」、CLARKSON「The Gas Carrier Register 2012」より国土交通省
港湾局計画課作成

(注) 1. 満載速力の単位は、ノット (kt) である。1 kt = 1.852km/h。

(4) 日本に寄港する主なコンテナ船の諸元

船名	TEU	建造年	速力 (kt)	総トン数	載荷重量トン数
MAERSK EFFINGHAM	13,092	2011	25.8	141,649	140,700
MAERSK ENFIELD	13,092	2011	25.8	141,649	140,700
MAERSK ERVING	13,092	2011	25.8	141,649	141,377
MAERSK ESSEX	13,092	2011	24.6	133,000	142,500
MAERSK EVORA	13,092	2011	24.6	141,716	142,105
NYK ADONIS	10,000	2010	24.5	98,800	106,000
NYK ALTAIR	10,000	2010	24.5	99,500	105,900
NYK ARCADIA	10,000	2011	24.5	105,644	99,500
NYK ORION	9,040	2008	24.5	98,799	99,563
NYK ORPHEUS	9,040	2008	25.0	99,543	99,563
MSC ASYA	9,178	2008	25.2	107,849	112,063
MSC BRUXELLES	9,178	2005	25.2	107,849	110,860
MSC ESTHI	9,178	2006	25.2	107,849	110,838
MSC JOANNA	9,178	2006	25.2	107,849	110,800
MSC ROMA	9,178	2006	25.2	107,849	110,634
MSC SINDY	9,178	2007	26.1	107,849	111,894
COLOMBO EXPRESS	8,750	2005	25.2	93,750	103,800
HANOVER EXPRESS	8,749	2007	25.2	93,750	103,800
SEATTLE EXPRESS	8,580	2009	25.6	91,203	103,845
VANCOUVER EXPRESS	8,580	2009	25.6	91,203	103,773

出典：国際輸送ハンドブック2012年版より国土交通省港湾局計画課作成

(5) 主な外航客船の諸元

船名	船籍	総トン数 (GT)	満載吃水 (m)	全長 (m)	型幅 (m)	満載速力 (kt)	船客定員 (人)
飛鳥 II	日本	50,412	7.8	241	30	18.5	872
ぼしふいっくびいなす	日本	26,561	6.5	183	25	20.8	476
ふじ丸	日本	23,235	6.6	167	24	20.0	326
にっぼん丸	日本	22,472	6.6	167	24	18.0	524
オアシスオブザシーズ	パハマ	225,282	9.1	362	47	22.6	6,360
ノルウェージャンエピック	パハマ	155,873	8.7	330	41	8.7	4,228
クイーン・メリー2	イギリス	148,528	10.3	345	41	26.5	2,592
ボイジャー・オブ・ザ・シーズ	パハマ	137,276	8.8	311	48	22.1	3,114
ダイヤモンド・プリンセス	バミューダ	115,875	8.3	290	42	22.1	2,674
コスタ・ピクトリア	イタリア	75,166	8.0	253	32	23.0	1,928
レジェンド・オブ・ザ・シーズ	パハマ	69,130	7.7	264	32	24.0	1,804
コスタ・クラシカ	イタリア	52,926	7.6	221	31	19.2	1,302
スーパースター・アクエリアス	パハマ	51,039	7.0	230	29	18.0	1,529

出典：(社)日本海運集会所「日本船舶明細書 I」2012年版、

ShipPax Information「Guide 12」より国土交通省港湾局計画課作成

- (注) 1. 外国船籍の客船のデータの吃水と速力は満載時か否かの特定ができない。
 2. 満載速力の単位は、ノット (kt) である。1 kt = 1.852km/h。
 3. 航続距離の単位は、マイル (M) である。1 M = 1.609km。

6. 海運業の現況

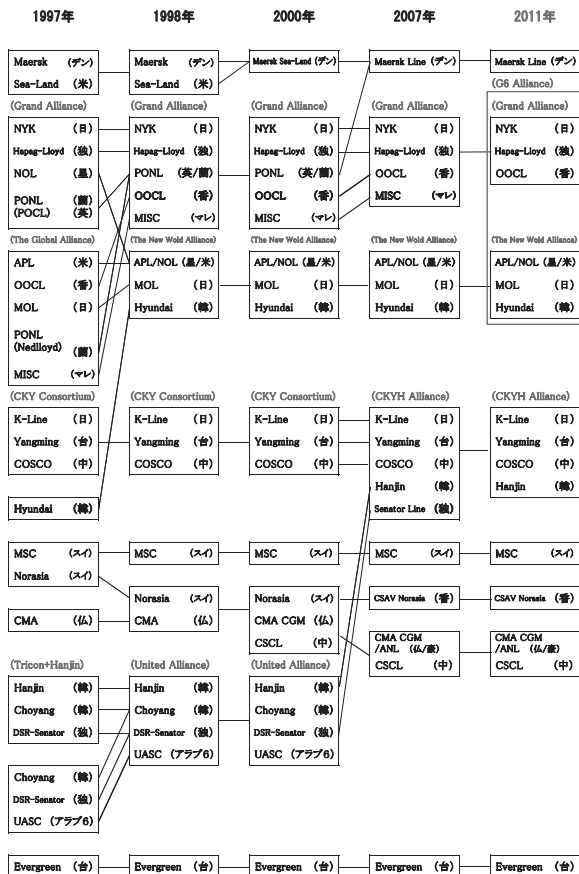
(1) 世界の主要船社のコンテナ船オペレーター別運航船腹量

2011 順位	2010 順位	オペレーター（運航船社）	隻数	船腹量 (TEU)
1	1	AP Moller Maersk Group 【APMM】（デンマーク）	566	2,200,491
2	2	Mediterranean Shipping Company 【MSC】（スイス）	447	1,983,174
3	3	CMA-CGM（フランス）	407	1,326,575
4	7	China Ocean Shipping Company 【COSCO】（中国）	145	623,221
5	6	Hapag-Lloyd Container Line（ドイツ）	141	620,060
6	5	Evergreen（台湾）	167	597,623
7	4	American President Line 【APL】（シンガポール）	144	583,949
8	9	China Shipping Container Line 【CSCL】（中国）	121	534,450
9	8	Compania Sud Americana de Vapores 【CSAV】（チリ）	130	528,026
10	10	韓進海運【Hanjin】（韓国）	104	513,070
11	11	商船三井【MOL】	105	439,753
12	13	Hamburug-Sud（ドイツ）	117	416,685
13	12	Orient Overseas Container Line 【OOCL】（中国）	91	409,425
14	14	日本郵船【NYK】	90	379,473
15	15	川崎汽船【K-Line】	81	348,159
16	17	陽明海運【Yang Ming】（台湾）	80	335,503
17	18	現代商船【Hyundai】（韓国）	69	314,464
18	16	Zim Integrated Shipping 【Zim】（イスラエル）	71	279,687
19	19	Pacific International Line 【PIL】（シンガポール）	135	259,429
20	20	United Arab Shipping Company 【UASC】（アラブ首長国連邦）	50	199,378
World Total			10,101	17,354,726
上位20社シェア			32%	74%

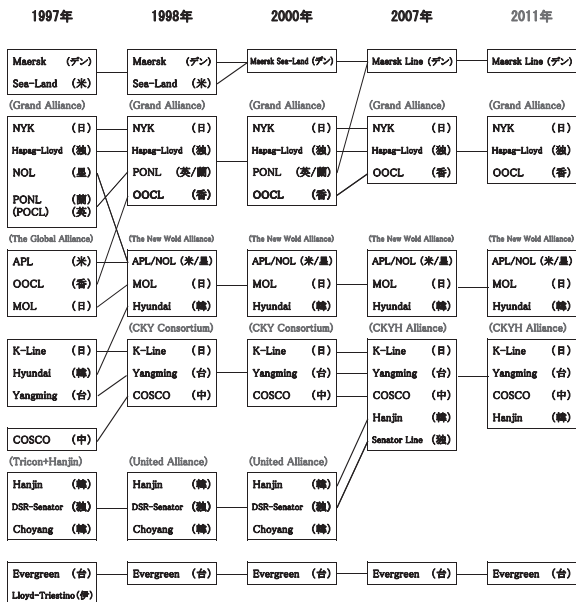
出典：CONTAINERISATION INTERNATIONAL Yearbook 2012より国土交通省港湾局計画課作成

(2) 欧州・北米航路グループの再編成

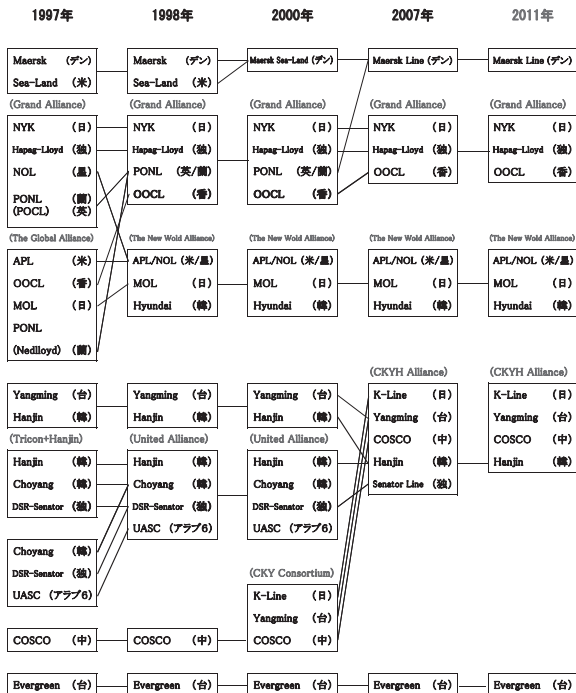
アジア/欧州航路



アジア/北米西岸



アジア/北米東岸



出典：国土交通省海事局調べ

- (注) 1. 欧州航路と北米航路のコンテナ船社間のコンソーシアムを比較したものである。
 2. 「NYK」は日本郵船、「MOL」は商船三井、「K-Line」は川崎汽船を指す。
 3. 「デン」はデンマーク、「マレ」はマレーシア、「スイ」はスイスを指す。

(3) 内航海運及び国内旅客船事業の現状

●船型別内航船腹量の推移

船 型	2011年3月末				2012年3月末			
	隻数(構成比%)		総トン数(構成比%)		隻数(構成比%)		総トン数(構成比%)	
100総トン未満	1,812	33.1%	50,134	1.5%	1,767	33.0%	46,417	1.3%
100総トン以上200総トン未満	1,030	18.8%	179,606	5.3%	977	18.2%	170,914	4.9%
200総トン以上300総トン未満	265	4.8%	68,232	2.0%	265	4.9%	67,709	1.9%
300総トン以上400総トン未満	201	3.7%	70,522	2.1%	196	3.7%	68,678	2.0%
400総トン以上500総トン未満	1,093	20.0%	533,468	15.8%	1,073	20.0%	524,028	15.0%
500総トン以上700総トン未満	227	4.2%	147,855	4.4%	221	4.1%	143,516	4.1%
700総トン以上1000総トン未満	339	6.2%	277,337	8.2%	348	6.5%	284,359	8.1%
1000総トン以上2000総トン未満	148	2.7%	219,616	6.5%	145	2.7%	214,731	6.1%
2000総トン以上3000総トン未満	77	1.4%	207,457	6.1%	72	1.3%	195,340	5.6%
3000総トン以上4500総トン未満	146	2.7%	538,267	15.9%	153	2.9%	563,862	16.1%
4500総トン以上6500総トン未満	55	1.0%	285,301	8.4%	60	1.1%	308,726	8.8%
6500総トン以上	76	1.4%	808,862	23.9%	80	1.5%	913,474	26.1%
合 計	5,469	100.0%	3,386,657	100.0%	5,357	100.0%	3,501,753	100.0%
平均総トン数	619			654				

出典：国土交通省海事局資料により作成

(注) 1. 内外航併用船及び港運併用船を含む。

2. 油送船には沖縄復帰にかかわる石油製品用許認可船を含まない。

3. 塩の二次輸送船及び原油の二次輸送船は含まない。

●長距離フェリー航路の輸送実績

区 分		2010年度			2011年度		
航 路 数		11 航路			11 航路		
航 路 距 離		8,420 km (2011年4月1日現在)			8,420 km (2012年4月1日現在)		
就 航 隻 数		35 隻			35 隻		
区 分	輸送実績	構成比	対前年度 伸び率	輸送実績	構成比	対前年度 伸び率	
航 送 台 数	普通トラック	1,107千台	61.3%	1.6%	1,123千台	60.6%	1.4%
	乗用車・その他	703千台	38.7%	▲0.4%	729千台	39.4%	3.7%
	計	1,809千台	100.0%	0.7%	1,852千台	100.0%	2.4%
	8トントラック換算計	1,402千台		1.0%	1,425千台		1.6%
航 送 台 キ ロ	普通トラック	712百万台キロ	62.3%	0.2%	625百万台キロ	59.5%	▲12.2%
	乗用車・その他	432百万台キロ	37.7%	0.9%	426百万台キロ	40.5%	▲1.4%
	計	1,144百万台キロ	100.0%	1.4%	1,051百万台キロ	100.0%	▲8.1%
	8トントラック換算計	895百万台キロ		1.4%	802百万台キロ		▲10.4%
旅 客	輸 送 人 員	2,104千人		▲9.6%	1,939千人		▲7.8%
	輸 送 人 キ ロ	1,171百万人キロ		▲6.5%	1,097百万人キロ		▲6.3%

出典：国土交通省海事局資料により作成

●旅客航路の推移

(単位：千総トン)

年	区分	事業者数	航路数	隻数	総トン数
1965		1,298	2,127	3,420	247
75		947	1,568	2,877	814
85		824	1,308	2,397	993
90		842	1,375	2,349	1,152
91		888	1,445	2,460	1,239
92		894	1,471	2,461	1,255
93		903	1,479	2,478	1,333
94		904	1,483	2,469	1,358
95		888	1,473	2,433	1,363
96		893	1,464	2,535	1,381
97		897	1,453	2,521	1,412
98		890	1,443	2,516	1,393
99		882	1,409	2,434	1,302
2000		884	1,398	2,372	1,236
2001		906	1,488	2,337	1,223
2002		968	1,572	2,457	1,197
2003		951	1,583	2,400	1,171
2004		953	1,616	2,394	1,228
2005		967	1,650	2,404	1,169
2006		985	1,696	2,445	1,167
2007		984	1,678	2,407	1,070
2008		969	1,649	2,366	1,043
2009		970	1,662	2,333	981
2010		964	1,671	2,281	948
2011		968	1,693	2,293	907
2012		960	1,699	2,272	910

出典：国土交通省海事局調べ。

- (注) 1. 一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業の合計である。
2. 各年4月1日(1965年は8月1日)現在である。

●離島航路就航船舶の隻数及びトン数の推移

年	区分	95	96	97	98	99	2000	2001	2002	2003
隻数		782	700	690	697	661	620	629	629	631
総トン数		323,490	315,781	340,444	341,313	308,799	289,602	285,405	285,405	285,980
平均総トン数		413.7	451.1	516.6	489.7	467.2	467.1	453.7	453.7	453.2

年	区分	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
隻数		673	637	629	615	603	601	579	578	562
総トン数		281,752	278,999	282,752	242,974	229,191	220,476	204,674	200,086	196,538
平均総トン数		418.6	437.9	449.5	395.1	380.1	366.8	353.5	346.2	349.7

出典：国土交通省海事局調べ。

(注) 各年4月1日現在

7. 航路の現況

(1) 日本に就航する外貿定期コンテナ航路便数(便/週)

平成24年6月1日時点

港湾	航路		北米	欧州	近海・東南アジア			その他
					中国	韓国	その他	
1	東横	京浜	17.0	5.0	36.0	11.0	35.0	2.0
2	横川	崎屋	14.0	1.0	31.0	6.0	30.5	5.0
3	名古	日	10.0	3.0	1.0	1.0	5.0	
4	四大	阪戸			39.0	10.0	26.5	1.0
5	大神	関州			4.0	2.0	10.0	
6	下北	多計	3.0	1.0	35.5	14.0	24.0	3.5
7	博小	計	9.0	6.0	32.5	9.0	27.5	1.0
8						4.0		
9					12.0	24.0	13.3	
10			1.5	1.0	12.0	14.0	11.0	
			54.5	17.0	203.0	95.0	182.7	12.5
11	苦室	小	0.5		2.0	4.0		
12	小	牧				0.5		
13	鋼	蘭			1.0			
14	石	樽			1.0			
15	函	路				2.0		
16	八	新			1.0			
17	仙	館	1.0		1.0	1.0		
18	台	戸			2.0	1.0		
19	秋	釜			1.0	4.0		
20	酒	田			1.0	1.0		
21	小	田				1.0		
22	茨	浜	0.5		1.0			
23	新	城				2.0	2.0	
24	直	湯			6.0	5.0	0.8	
25	伏	津			1.0	2.0		
26	木	山			4.0	4.0	0.5	
27	金	沢			3.0	4.0		
28	敦	賀				2.0		
29	清	水	2.5	1.0	6.0	6.0	8.0	1.0
30	御	崎			1.0			1.0
31	三	河			2.0	3.0		
32	舞	鶴			1.0	1.0		
33	堺	北			1.5			
34	和	津				2.0		
35		山			2.0	3.0		
36		境				1.0		
37	浜	田			7.0	8.0	1.0	
38	水	島			6.0	4.0		
39	福	山	0.3		6.0	9.0	2.0	
40	広	島				1.0		
41	徳	下			2.0	7.0	1.0	
42	大	松				1.0		
43	岩	竹			1.0	3.0	1.0	
44	宇	国				2.0		
45	三	部			2.0	1.0	1.0	
46	徳	開				3.0		
47	島	島			2.0	3.0		
48	高	松			1.0	4.0	1.0	
49	今	山				5.0		
50	島	治				6.0		
51	三	江				2.0		
52	高	知			4.0	1.0		
53	伊	里				1.0		
54	長	崎				2.0		
55	三	池				2.0		
56	八	代				1.0		
57	熊	本			1.0	3.0		
58	大	分				3.0	1.0	
59	細	島				1.0		
60	油	津				2.0		
61	川	内			2.0	4.0	1.0	
62	志	志			1.0		3.5	
63	那	計	1.0					
64	小	計	5.8	1.0	73.5	128.5	23.8	2.0
	合	計	60.3	18.0	276.5	223.5	206.5	14.5

出典：港湾管理者調べをもとに国土交通省港湾局計画課作成

※「中国」には、「中国・韓国航路」も含まれる。

北米と欧州双方に寄港する航路は、「北米」「欧州」それぞれに1便ずつ計上。

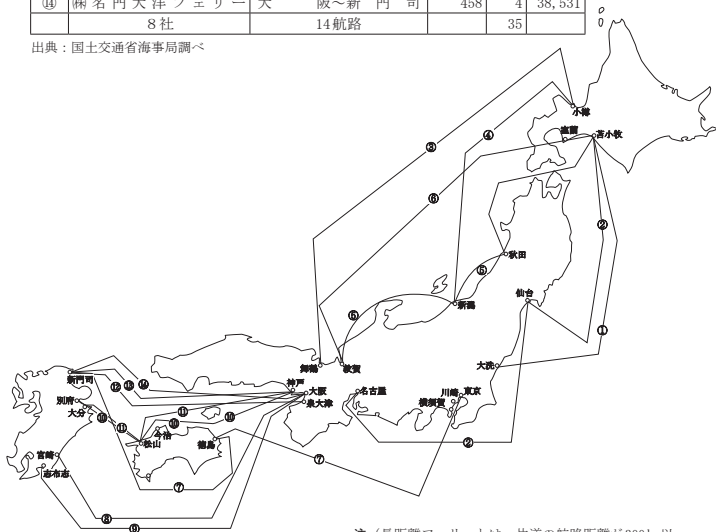
休止中の航路は含まない。

(2) 長距離フェリー航路図

H24.4.1現在
航路距離(km)

番号	事業者名	航路	航路距離	隻数	総トン数
①	商船三井フェリー(株)	大洗～苫小牧	751	4	50,013
②	太平洋フェリー(株)	名古屋～仙台～苫小牧	1,330	3	45,494
③	新日本海フェリー(株)	舞鶴～小樽	1,061	2	33,620
④	〃	新潟～小樽	692	2	36,458
⑤	〃	敦賀～新潟～秋田～苫小牧	1,074	2	41,117
⑥	〃	敦賀～苫小牧	948	2	34,674
⑦	オーシャントランス(株)	北九州～徳島～東京	1,163	4	45,200
⑧	宮崎カーフェリー(株)	大阪～宮崎	504	2	23,864
⑨	株フェリーさんふらわあ	大阪～志布志	580	2	24,833
⑩	〃	大阪～別府	439	2	18,600
⑪	〃	大分～神戸	433	2	22,355
⑫	阪九フェリー(株)	新門司～泉大津	458	2	26,706
⑬	〃	新門司～神戸	454	2	30,376
⑭	株名門大洋フェリー 8社	大阪～新門司 14航路	458	4	38,531

出典：国土交通省海事局調べ



注（長距離フェリーとは、片道の航路距離が300km以上で、陸上輸送のバイパス的な旅客フェリーをいい、本土～奄美大島～沖縄航路を除く。）

8. 港湾施設の現況

(1) わが国の主要港における主な外貨コンテナ取扱施設一覧 (2012年5月末日現在)

港湾名	施設名	バース 整備方式 公社/公共	岸壁 供用水深 (m)	岸壁 延長 (m)	ガントリー クレーン 設置数(基)	ターミナル 面積 (ha)			
東京	大井コンテナふ頭	1号	公社	15	330	3	12.8		
		2号	公社	15	330	2	13.2		
		3号	公社	15	354	3	14.4		
		4号	公共	15	330	3	13.4		
		5号	公共	15	330	3	13.4		
		6号	公共	15	330	2	13.4		
		7号	公社	15	350	4	14.5		
	青海コンテナふ頭	0号	公共	13	260	2	16.8		
		1号	公共	13	260	2			
		2号	公共	15	350	2	7.2		
		3号	公社	15	350	3	11.7		
		4号	公社	15	350	3	12.3		
		横浜	本牧ふ頭	A-5	公社	12	300	2	12.5
				A-6	公社	12	300	2	9.6
A-7	公社			12	250	2	8.1		
A-8	公社			12	250	2	8.1		
C-5	公共			13	200	7	50.0		
C-6	公共			13	200				
C-7	公共			13	200				
C-8	公共			13	200				
C-9	公共			13	200				
BC-1	公共			16	390	3	22.1		
D-1	公共			13	400	3			
D-2	公共			13					
D-4	公社			14	300			3	
D-5	公共		15	300	3		10.5		
大黒ふ頭	C-3		公社	15	350	3	17.5		
	C-4		公社	15	350	3	15.35		
	T-9		公共	12	240	2	8.5		
南本牧ふ頭	MC-1		公共	16	350	2	17.5		
	MC-2		公社	16	400	3	22.9		
川崎	川崎コンテナふ頭		1号	公共	14	431	2	24.5	
名古屋	名古屋コンテナふ頭	R1	株式会社	12	350	2	28.9		
		R2	株式会社	12	300	2			
		R3	株式会社	12	250	2			
	飛島ふ頭南	93号	公共	15	350	2	22.5		
		94号	公共	15	350	3			
	飛島ふ頭南側	TS1	公共	16	400	3	35.5		
		TS2	公共	16	350	3			
	鍋田ふ頭	T1	公社	14	350	3	53.3		
		T2	公共	14	350	3			
T3		公共	12	285	2				

出典：国土交通省港湾局計画課調べ

港湾名	施設名		バース 整備方式 公社/公共	岸壁 供用水深 (m)	岸壁 延長 (m)	ガントリー クレーン 設置数(基)	ターミナル 面積 (ha)
四日市	霞ヶ浦南ふ頭	W26	公共	12	250	2	9.65
	霞ヶ浦北ふ頭	W80	公共	14	330	2	16.03
大阪	南港	C1	公社	13	350	2	10.42
		C2	公社	13	350	2	10.50
		C3	公社	13	350	2	10.46
		C4	公社	13	350	2	12.00
		C8	公社	14	350	3	12.61
		C9	公共	13	350	2	12.84
	夢洲	C10	公共	15	350	8	17.5
		C11	公社	15	350		17.5
		C12	公共	16	400		20.0
	神戸	ポートアイランド(第2期)	PC-13	公共	15	350	3
PC-14			公社	15	350	2	12.3
PC-15N			公社	15	350	1	38.1
PC-15E			公社	16	1,150		
PC-16			公社	16		5	
PC-17			公社	16			
PC-18S			公共	15	350	3	16.7
PC-18E		公共	16	400	3		
六甲アイランド		RC-4	公社	14	440	6	36.8
		RC-5	公社	14	440		
	RC-6	公社	14	350	5	12.3	
	RC-7	公共	15	350		12.3	
博多	香椎パークポート	1号	公共	13	300	2	22.3
		2号	公共	13	300		
	アイランドシティ	C1	公共	14	330	3	14.7
		C2	公共	15	350	2	5.6
北九州	響灘西	5号	公共	15	350	3	43.0
		6号	公共	15	350		

出典：国土交通省港湾局計画課調べ

(2) 諸外国の主なコンテナターミナル一覧

国名	港湾名	バース数	岸壁水深(m)	岸壁延長(m)	ガントリークレーン設置数(基)	ターミナル面積(ha)	コンテナ蔵置能力(TEU)
ドイツ	ハンブルグ						
	・HLHA Container Terminal Burchardkai	10	12.6～16.5	2,850	25	160.0	16,100
	・Container-Terminal Altenwerder	4	16.7	1,400	15	99.2	35,000
	ブレーメン						
フランス	・North Sea Terminal	6	16.0	1,829	18	108.6	40,000
	ダンケルク						
ギリシャ	・Nord France Terminal International	2	13.5～17.5	1,950	15	49.0	900,000
	ピレウス						
キプロス	・Container Terminal	7	12.0～18.0	2,307	7	77.6	30,500
	リマソル					30.0	…
マルタ	・West Side Container Terminal	2	16.0	620	4	34.3	10,000
	マルサシュロック					57.6	10,370
スペイン	・Terminal Two	3	15.5～17.0	1,258	12	22.3	4,849
	アルヘシラス					49.3	20,286
	・APM Terminal	3	12.0～16.0	1,846	25	66.7	37,872
	・Outer Isla Verde Container Terminal	2	17.5～18.5	1,200	8	30.0	…
	バルセロナ						
	・Terminal Muelle Sur	4	12.0～16.0	2,760	18	58.0	10,370
	ビルバオ					37.0	…
	・Abra Terminales Maritimas	4	21.0	2,597	9	49.0	28,080
	マラガ						
	・Terminal del Sudeste	2	16.0	898	5	34.0	13,680
	バレンシア						
	・MSC Terminal Valencia	1	16.0	770	8	35.0	24,000
・Terminal Muelle de Levante	2	16.0	1,675	9	37.0	…	
・Noatum Container Terminal Valencia	2	16.0	1,780	18	106.0	80,484	
ヴィゴ						28.0	5,500
ベルギー	・Guixar Quay	1	17.0	769	2	13.0	…
	カナリヤ諸島						
	・Leon y Castillo Dock	1	11.0～18.0	1,790	10	42.2	43,040
	アントワープ					272.0	…
	・Antwerp Gateway Deurganck Dock Berths 1700-1718	4	16.0	2,000	9	95.0	1,800,000
	・Delwaide Dock Berths 740-748	3	16.0	2,000	5	33.4	800,000
	ゼーブリュッヘ					54.2	…
	・APM Terminals Zeebrugge	3	16.0	900	7	48.0	…
	・Belgian New Fruit Wharf	3	16.0	1,180	…	28.0	5,500
	・Flanders Cold Centre	3	16.0	1,180	…	13.7	5,500
ノルウェー	フレデリクシュタッド					40.0	16,000
オランダ	・FREDERIKSTAD	3	9.0～1,005.0	1,000	1	45.0	7,000
	ロッテルダム					196.0	54,000
	・APM Terminals Rotterdam	1	16.0	1,600	12	93.0	33,000
	・ECT Delta Terminal	1	16.6	3,400	36	272.0	…
	・ECT Euromax Terminal	…	19.6	1,500	12	84.0	…
	アムステルダム						
	・Amsterdam Container Terminals	3	15.0～20.0	1,015	9	54.2	1,200,000
ヴリジンゲン							
・Sloe Container Terminal	4	13.0～45.0	7,040	1	100.0	10,000	

国名	港湾名	バース数	岸壁水深 (m)	岸壁 延長 (m)	ガントリー クレーン 設置数(基)	ターミナル 面積 (ha)	コンテナ 蔵置能力 (TEU)
イタリア	カリアリ						
	・Cagliari InterNational Container Terminal トリエステ	1	16.0	1,520	7	40.0	1,200,000
ポーランド	・Molo VII Container Terminal グダニスク	4	16.0～18.0	1,420	7	40.0	600,000
	・Deepwater Container Terminal	1	16.5	650	3	44.0	22,000
ポルトガル	シネス						
	・Sines Container Terminal	1	17.5	730	3	6,368.0	21,600
トルコ	コジャエリ						
	・Yilport Container Terminal イスタンブール	4	9.0～16.0	1,190	4	15.6	...
	・Container Terminal イズミール	1	16.0	350
	・TCE EGE Container Terminal ネムルート	1	17.0	725	2	16.5	...
	・NEMPORT ゲムリク	4	9.0～22.0	820	...	14.0	10,340
	・Gemlik	16	7.0～36.0	1,692	...	70.0	...
	・Boston フェリクストゥ	1	21.0	251	1	2.8	1,000
米国	・South Terminal ロサンゼルス	2	16.0	730	7	...	20,000
	・APM Terminal / Pier 400	6	16.0	2,192	18	196.0	54,000
	・TraPac Terminal ロングビーチ	5	10.7～16.2	1,234	11	70.0	25,000
	・ITS Terminal-Pier J	9	11.0～16.8	1,524	8	92.3	3,487
カナダ	バンクーバー						
	・Centerm ハリファックス	6	12.4～20.0	1,588	4	29.1	12,000
	・Fairview Cove Container Terminal	2	16.7	660	6	28.0	9,000
	・South End Container Terminal プリンスルパート	6	13.7～16.0	1,047	5	30.1	7,200
	・Fairview Container Terminal	3	17.0	360	3	24.6	...
	・ラザロカルデナス					23.5	11,800
メキシコ	・Container Terminal 2	1	16.0	600	3	76.0	120,000
	バルボア					23.5	11,800
パナマ	・BALBOA	5	9.0～16.0	1,511	9	18.2	5,950
	フリーポート					18.2	5,950
アルゼンチン	・Container Terminal	3	16.0	1,036	10	47.7	28,327
	ブエノスアイレス						
ブラジル	・Terminal 5	1	32.0	885	5	25.0	15,230
	バケム					99.2	35,000
	・CTO Terminal フォルタレーサ	2	16.0	700	...	38.0	...
	・FORTALEZA	5	20.0	1,116	...	2.4	7,654

国名	港湾名	バース数	岸壁水深 (m)	岸壁 延長 (m)	ガントリー クレーン 設置数(基)	ターミナル 面積 (ha)	コンテナ 蔵置能力 (TEU)
コロンビア	サンタマルタ					90.0	30,500
	・ SANTA MARTA	5	9.1 ~ 19.5	13.3	1,200
エクアドル	マンタ					60.5	12,902
	・ TIDE Terminal	1	16.0	1,250	...	63.0	...
	エスメラルダス						
	・ ESMERALDAS	4	7.0 ~ 16.0	471	...	70.0	2,664.0
イラン	シャヒドラジャイ						
	・ Container Terminal 2	...	17.0	850	8	45.0	...
オマーン	サラール						
	・ Container Terminal	6	16.5 ~ 18.5	2,205	21	76.5	58,090
	ソハール						
	・ Container Terminal	2	16.0	520	4	96.0	800,000
サウジアラビア	ジエッダ					37.0	...
	・ Red Sea Gateway Terminal	3	18.0	735	12	49.9	9,055
	・ Southern Container Terminal	7	12.0 ~ 16.5	1,680	22	156.2	37,000
	・ Northern Container Terminal	7	16.0	1,685	11	107.5	90,000
アラブ首長国連邦	ドバイ						
	・ DUBAI	22	16.0	7,475	78	353.7	346,196
	コールファッカン						
	・ Container Terminal	6	12.5 ~ 16.0	1,860	20	52.5	48,500
イエメン	アデン					28.0	5,500
	・ Aden Container Terminal	2	16.0	700	9	43.0	10,000
ヨルダン	アカバ						
	・ ACT-Aqaba Container Terminal	3	14.0 ~ 20.0	540	7	50.0	...
ジブチ	ジブチ					272.0	...
	・ Container Terminal	...	9.5 ~ 18.0	1,450	10	22.0	12,000
エジプト	ポートサイド						
	・ Suez Canal Container Terminal	4	16.5	1,200	12	60.0	24,000
	ソクナ						
	・ Container Terminal	1	17.0	750	2	18.0	24,200
モロッコ	タンジール						
	・ APM Terminals Tangier	1	16.0	800	8	40.0	...
	・ TangerMed TC2	1	18.0	400	8	39.0	35,000
南アフリカ	ンクラ					196.0	54,000
	・ Container Terminal	2	16.5	640	6	41.0	35,000
シンガポール	シンガポール						
	・ Pasir Panjang Terminal	23	16.0	7,900	...	335.0	...
マレーシア	ポートケラン						
	・ Westport Terminal	11	15.0 ~ 16.5	3,700	40	89.0	26,536
	タンジュン・ペラパス						
	・ Tanjung Pelepas	12	15.0 ~ 19.0	4,320	44	180.0	189,000
インド	ムンドラ						
	・ Mundra International Container Terminal	2	17.5	632	6	24.0	19,872
	ヴィシヤカバトナム						
	・ Visakha Container Terminal	2	16.5	450	2	17.8	6,000

国名	港湾名	バース数	岸壁水深 (m)	岸壁 延長 (m)	ガントリー クレーン 設置数(基)	ターミナル 面積 (ha)	コンテナ 蔵置能力 (TEU)
中 国	赤 湾 (CHIWAN)						
	・ Container Terminal	9	14.5 ~ 16.0	3,400	37	125.0	123,744
	大 連 (DALIAN)						
	・ Dalian Port Container Terminal	6	13.5 ~ 17.8	2,097	10	64.1	4,902
	福 州 (FUZHOU)						
	・ Fuzhou International Container Terminal	3	14.0 ~ 16.0	983	7	101.0	60,000
	青 島 (Qingdao)						
	・ QINGDAO	5	10.5 ~ 17.5	2,600	14	78.6	96,000
	・ Qianwan Container Terminal	8	14.5 ~ 17.5	2,500	31	35.0	48,872
	上 海 (SHANGHAI)						
	・ Yangshan Deepwater Port	1	16.0	1,600	34	240.0	150,000
	蛇 口 (SHEKOU)						
	・ Container Terminal	8	14.0 ~ 18.0	3,005	24	106.1	97,473
	天 津 (TIANJIN)						
	・ Container Terminal	4	12.0 ~ 16.0	1,222	14	80.0	28,350
	・ Tianjin Port Alliance International Container Terminal	4	16.0	1,100	11	63.0	79,012
塩 田 (YANTIAN)							
・ Container Terminal	9	15.0 ~ 16.0	4,549	...	118.0	64,000	
広 州 (GUANGZHOU)							
・ Nansha Terminal	7	9.0 ~ 1,300.0	1,820	20	182.0	90,000	
韓 国	釜 山 (BUSAN)						
・ Korea Express Busan Container Terminal	5	14.0 ~ 16.0	1,500	11	101.2	63,000	
・ Pusan New Port Terminal	9	17.0	3,200	18	116.5	132,522	
光 陽 (GWANGYANG)							
・ Dongbu Gwangyang Container Terminal	1	16.0	350	2	21.0	13,364	
・ Hutchison Gwangyang Container Terminal	1	16.0	350	2	21.0	11,949	
・ Korea International Terminals	4	12.0 ~ 16.0	800	4	674.7	40,053	
タ イ	レムチャバン						
・ LAEM CHABANG	13	16.0	5,600	29	244.6	...	
・ HLT Terminal C1/C2	6	16.0	1,200	12	54.0	47,160	
・ LCIT Terminal B5 & C3	2	14.0 ~ 16.0	900	8	40.7	6,365	
ベトナム	カイメップ						
・ Cai Mep International Terminal	1	14.5 ~ 20.0	600	6	48.0	26,000	

出典：CONTAINERISATION INTERNATIONAL YEARBOOK 2012より国土交通省港湾局計画課作成
注「…」欄は不明。

(3) わが国の主な旅客船ターミナル一覧

港湾名	施設名等	供用水深(m)	延長(m)	バース数	対象船型(GT)
室蘭	入江地区 中央ふ頭	9.0	240	1	20,000
小樽	第3号ふ頭16番岸壁	10.0	194	1	13,000
	第3号ふ頭17番岸壁	9.0	167	1	9,000
紋別	港南地区	7.5	220	1	15,000
青森	新中央ふ頭	10.0	280	1	30,000
茨城(大洗)	第4ふ頭岸壁	8.0	240	1	16,000
東京	晴海ふ頭 K、L	10.0	456	2	20,000
	竹芝ふ頭 N~P	7.5	465	3	10,000
横浜	大さん橋ふ頭 A、B	12.0	450	2	30,000
	大さん橋ふ頭 C	11.0	350	1	30,000
	大さん橋ふ頭 D	10.0	100	1	30,000
伏木富山	新湊地区海王岸壁	7.5	220	1	15,000
金沢	無量寺岸壁	7.5	240	1	25,000
名古屋	ガーデンふ頭 2号・3号岸壁	10.0	395	2	20,000
三河	蒲郡地区	10.0	275	1	30,000
四日市	四日市地区	9.0	310	1	50,000
和歌山下津	薬種畑	10.0	280	1	30,000
舞鶴	西港地区第3ふ頭	10.0	185	1	30,000
	天保山岸壁 3	10.0	370	1	115,000
	中央突堤北	11.0	210	1	10,000
	鶴浜岸壁	10.0	280	1	30,000
神戸	新港第一突堤(東)	7.5	190	1	10,000
	〃(西)	7.5	190	1	10,000
〃	新港第四突堤(東)	12.0	417	1	50,000~60,000
〃	〃	10.0	227	1	15,000~30,000
〃	中突堤(西)	9.0	260	1	30,000
〃	ポートアイランド	9.0	680	2	70,000
宇野	宇野地区(第一突堤)	10.0	280	1	30,000
高松	玉藻地区	10.0	310	1	20,000
下関	東港あるかばーと岸壁	12.0	300	1	50,000
北九州	西海岸埠頭門司1号岸壁	11.0	210	1	30,000
	中央埠頭西-10m1号岸壁	10.0	270	1	70,000
博多	博多ふ頭	7.5	127	1	2,000
	松ヶ枝岸壁	12.0	360	1	100,000
〃	常盤・出島埠頭-10岸壁	10.0	225	1	20,000
福江	大波止埠頭-7.5m	7.5	270	1	20,000
郷ノ浦	郷ノ浦埠頭郷ノ浦港岸壁-7.5m	7.5	220	1	15,000
別府	別府第三埠頭-12m岸壁	12.0	275	1	50,000
宮崎	西地区第11号岸壁	9.0	300	1	50,000
佐世保	三浦地区	7.5	220	1	15,000
三角	際崎地区	7.5	220	1	15,000
志布志	若浜地区	7.5	220	1	15,000
鹿兒島	中央地区マリンポート岸壁	9.0	340	1	70,000
瀬	長浜地区観光船岸壁	10.0	280	1	30,000
西之表	中央ふ頭-9m岸壁	9.0	180	1	10,000
那覇	泊ふ頭地区	10.0	340	1	70,000

出典：国土交通省港湾局計画課調べ。

(注) 港湾計画上で旅客船埠頭計画に位置づけられている水深7.5m以深の旅客船ターミナルについて記載

(4) 公共岸壁の最大水深

都道府県	港名	公共岸壁 最大水深	都道府県	港名	公共岸壁 最大水深	都道府県	港名	公共岸壁 最大水深
北海道	室蘭	14.0m	愛知県	名古屋	16.0m	高知県	須崎	10.0m
	苫小牧	14.0m		衣浦	12.0m		宿毛湾	13.0m
	石狩湾新	14.0m		三浦	12.0m	福岡県	北九州	15.0m
	稚内	12.0m	三重県	四日市	14.0m		博多	15.0m
	函館	14.0m		尾鷲	5.5m		苅田	13.0m
	小樽	14.0m		津松阪	7.5m		三池	10.7m
	釧路	14.0m	京都府	舞鶴	14.0m	佐賀県	唐津	12.0m
	留萌	12.0m		大阪府	大阪		16.0m	伊万里
	十勝	13.0m	堺泉北		14.0m	長崎県	長崎	12.0m
	紋別	12.0m	阪南		12.0m		厳原	5.5m
	網走	12.0m	兵庫県	神戸	16.0m		郷ノ浦	6.0m
根室	10.0m	姫路		14.0m	福江		7.5m	
青森県	八戸	14.0m		尼崎西宮芦屋	12.0m	佐世保	13.0m	
	青森	13.0m	東播磨	12.0m	熊本県	三角	9.0m	
	むつ小川原	7.5m	和歌山県	和歌山下津		13.0m	八代	12.0m
岩手県	宮古	12.0m		日高		12.0m	熊本	7.5m
	大船渡	13.0m	鳥取県	鳥取	10.0m	大分県	大分	14.0m
	久慈	10.0m		鳥取県 島根県	境		14.0m	津久見
久慈	11.0m	島根県	浜田		14.0m		別府	12.0m
宮城県	仙台塩釜		14.0m	西郷	7.5m		佐伯	10.0m
	石巻		13.0m	三隅	7.5m	中津	11.0m	
秋田県	秋田	13.0m	岡山県	水島	10.0m	宮崎県	細島	13.0m
	船川	10.0m		宇野	12.0m		油津	12.0m
山形県	能代	13.0m		岡山	7.5m		宮崎	9.0m
	酒田	13.0m	広島県	広島	14.0m		鹿児島県	鹿児島
福島県	小名浜	14.0m		福山	10.0m	名瀬		10.0m
	相馬	12.0m		尾道糸崎	12.0m	西之表		7.5m
茨城県	茨城	14.0m	呉	10.0m	志布志	14.0m		
	鹿島	10.0m	山口県	下関	13.0m	川内	12.0m	
千葉県	千葉	12.0m		徳山下松	14.0m	沖縄県	那覇	13.0m
	木更津	12.0m		岩国	12.0m		平良	10.0m
東京都	東京	15.0m		三田尻中関	12.0m		石垣	9.0m
	神奈川県	横浜		16.0m	宇部		13.0m	運天
		川崎	14.0m	小野田	10.0m		金武湾	3.0m
新潟県	横須賀	10.0m	徳島県	徳島小松島	13.0m		中城湾	13.0m
	新潟	14.0m		橘	5.5m	(平成24年8月現在)		
	両津	7.5m	香川県	坂出	12.0m			
直江津	13.0m	高松		12.0m				
富山県	小木	7.5m	愛媛県	宇和島	7.5m			
	伏木富山	14.0m		松山	10.0m			
石川県	七尾	13.0m		東予	7.5m			
	金沢	13.0m		三島川之江	15.0m			
福井県	敦賀	14.0m		今治	12.0m			
静岡県	清水	15.0m	新居浜	7.5m				
	田子の浦	12.0m	高知県	高知	12.0m			
御前崎	14.0m							

出典：国土交通省港湾局計画課調べ

注) 重要港湾以上について掲載

9. 開発保全航路

(1) 開発保全航路一覧

(2012年4月現在)

航路名	地方	地先の都県	航路延長	計画幅員	計画水深
中ノ瀬 <small>(なかのせ)</small> 航路	関東地方整備局	東京都、千葉県、神奈川県	約11km	700～2,400m	23m
浦賀水道 <small>(うらがすいどう)</small> 航路	〃	〃	約15km	1,400～1,750m	23m
中山水道 <small>(なかやますいどう)</small> 航路	中部地方整備局	愛知県	約3km	700m	14m
音戸瀬戸 <small>(おんどのせと)</small> 航路	中国地方整備局	広島県	約1km	60m	5m
備讃瀬戸 <small>(びざんせと)</small> 航路	四国地方整備局	香川県	約22km 約23km 約37km	北航路700～1,000m 南航路700～1,000m 東航路1,400m	19m 13m 19m
来島海峡 <small>(くるしまいかいきょう)</small> 航路	〃	愛媛県	約15km	450m～1,500m	14m
鼻栗瀬戸 <small>(はなぐりせと)</small> 航路	〃	〃	約1km	180m	8m
奥南 <small>(おくな)</small> 航路	〃	〃	約440m	20m	3m
船越 <small>(ふなこし)</small> 航路	〃	〃	約370m	20m	3m
細木 <small>(ほそき)</small> 航路	〃	〃	約230m	20m	3m
関門 <small>(かんもん)</small> 航路	九州地方整備局	山口県・福岡県	約6km 約5km 約39km	六連島西側航路 900～1,200m 六連島東側航路 700m 大瀬戸・六連～南東水道航路 500～2,200m	15m 15m 14m
平戸瀬戸 <small>(ひらとせと)</small> 航路	〃	長崎県	約3km 約470m	西水道 320m 東水道 230m	10.5m 8.5m
蟬蛾ノ瀬戸 <small>(せむぎのせと)</small> 航路	〃	〃	約1.6km	200m	6m
万閑瀬戸 <small>(まんげんせと)</small> 航路	〃	〃	約550m	40m	4.5m
本渡瀬戸 <small>(ほんどせと)</small> 航路	〃	熊本県	約5km	50m	4.5m
竹富南 <small>(たけふみなみ)</small> 航路 (うち、既定計画部)	沖縄総合事務局	沖縄県	約45km (約2.5km)	新規計画部 55m (70m)	3m (4m)

出典：国土交通省港湾局計画課調べ

(2) 開発保全航路位置図

九州・中国・四国地区



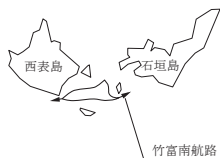
関東地区



中部地区



沖縄地区



10. 港湾運送等

(1) 港湾運送事業の許可数及び事業者数

●運輸局別港湾運送事業の許可数及び事業者数（平成22年度）

(検数・鑑定・検量事業を除く) (平成23年3月末日現在)

区分 運輸局	事業者数 (支店算入)	許 可 数							合計
		一般	港 湾 荷 役				はしけ	いかだ	
			船内	沿岸	一貫	小計			
北海道	39	24	21	29	5	55	2	1	82
東北	28	25	5	7	9	21	0	0	46
北陸信越	24	15	11	18	1	30	6	10	61
関東	318	167	41	103	53	197	53	5	422
中部	102	70	18	45	23	86	8	4	168
近畿	177	86	10	78	22	110	36	5	237
神戸	150	70	11	69	27	107	18	1	196
中国	128	51	30	73	25	128	12	10	201
四国	58	19	21	50	5	76	2	4	101
九州	165	65	12	55	68	135	13	2	215
沖縄	14	14	0	0	0	0	0	0	14
合 計	1,203	606	180	527	238	945	150	42	1,743

出典：国土交通省港湾局港湾経済課調べ

(注) 「一般」：「一般港湾運送事業」

「船内」：「港湾荷役事業（船内荷役限定）」

「沿岸」：「港湾荷役事業（沿岸荷役限定）」

「一貫」：「港湾荷役事業」

「はしけ」：「はしけ運送事業」

「いかだ」：「いかだ運送事業」

●港湾別港湾運送事業の許可数及び事業者数（平成22年度）

(検数・鑑定・検量事業を除く) (平成23年3月末日現在)

業 種	港 湾	5 大 港						その他港	合計		
		京浜	名古屋	大阪	神戸	関門	小計				
許 可 数	一 般 港 湾 運 送	無 限 定 ・ 条 件 な し	37	12	24	16	12	101	185	286	
		海 新 海 新 い そ の 他	39	6	27	21	1	94	1	95	
		貨 物	23	5	2	13	0	43	3	46	
		だ ら ま	1	0	2	0	0	3	1	4	
		の 他	17	8	18	8	5	56	119	175	
		小 計	117	31	73	58	18	297	309	606	
	単 独 事 業	港 湾 荷 役 事 業	う ち 船 内	113	37	82	59	34	325	620	945
			う ち 沿 岸	19	2	6	2	2	31	149	180
			う ち 一 貫	61	23	61	42	14	201	326	527
				33	12	15	15	18	93	145	238
は し け 運 送 事 業		45	4	32	13	7	101	49	150		
い か だ 運 送 事 業		4	1	2	1	2	10	32	42		
	小 計	162	42	116	73	43	436	701	1,137		
	合 計	279	73	189	131	61	733	1,010	1,743		
	事業者数(支店算入)	221	52	149	105	46	573	630	1,203		
	純 事 業 者 数								892		

出典：国土交通省港湾局港湾経済課調べ

(2) 港湾運送量の推移

(単位：百万トン)

区分 年	港湾取扱 貨物量		港湾運送量							
			船舶積卸量		はしけ運送量		沿岸荷役量		いかだ運送量	
	全国 (10年=100)	5大港 (10年=100)	全国 (10年=100)	5大港 (10年=100)	全国 (10年=100)	5大港 (10年=100)	全国 (10年=100)	5大港 (10年=100)	全国 (10年=100)	5大港 (10年=100)
3	3,319 (105)	907 (114)	1,077 (99)	471 (99)	25 (179)	18 (200)	787 (103)	369 (106)	15 (300)	5 (250)
4	3,293 (104)	882 (111)	1,055 (97)	471 (99)	22 (157)	16 (178)	768 (100)	364 (105)	13 (260)	4 (200)
5	3,267 (103)	868 (109)	1,055 (97)	474 (99)	22 (157)	15 (167)	759 (99)	360 (104)	10 (200)	3 (150)
6	3,399 (107)	886 (111)	1,106 (102)	495 (104)	20 (143)	13 (144)	783 (102)	368 (106)	9 (180)	3 (150)
7	3,418 (108)	867 (109)	1,122 (103)	493 (103)	19 (136)	13 (144)	785 (102)	354 (102)	8 (160)	2 (33)
8	3,465 (109)	894 (112)	1,148 (106)	503 (105)	18 (129)	12 (133)	802 (105)	361 (104)	8 (160)	2 (100)
9	3,465 (109)	902 (113)	1,160 (107)	503 (105)	17 (121)	11 (122)	812 (106)	363 (105)	7 (140)	2 (100)
10	3,165 (100)	797 (100)	1,088 (100)	477 (100)	14 (100)	9 (100)	767 (100)	347 (100)	5 (100)	2 (100)
11	3,087 (98)	767 (96)	1,136 (104)	500 (105)	13 (93)	8 (89)	803 (105)	364 (105)	5 (100)	2 (100)
12	3,183 (101)	808 (101)	1,195 (110)	525 (110)	13 (93)	7 (78)	831 (108)	373 (107)	4 (80)	1 (50)
13	3,094 (98)	780 (98)	1,167 (107)	509 (107)	11 (79)	7 (78)	807 (105)	358 (103)	3 (60)	1 (50)
14	3,067 (97)	778 (98)	1,232 (113)	543 (114)	11 (79)	7 (78)	847 (110)	380 (110)	3 (60)	1 (50)
15	3,100 (98)	815 (102)	1,280 (118)	569 (119)	11 (79)	7 (78)	870 (113)	389 (112)	2 (40)	1 (50)
16	3,168 (100)	849 (107)	1,342 (123)	604 (127)	11 (79)	7 (78)	900 (117)	406 (117)	3 (60)	1 (50)
17	3,170 (100)	874 (110)	1,353 (124)	616 (129)	12 (86)	7 (78)	913 (119)	408 (118)	2 (40)	1 (50)
18	3,201 (101)	913 (115)	1,411 (130)	656 (138)	13 (93)	9 (100)	949 (124)	431 (124)	2 (40)	1 (50)
19	3,215 (102)	928 (116)	1,463 (134)	677 (142)	16 (114)	11 (122)	976 (127)	440 (127)	1 (20)	1 (50)
20	3,146 (99)	917 (115)	1,359 (125)	628 (132)	16 (114)	11 (122)	899 (117)	408 (118)	1 (20)	1 (50)
21	2,636 (83)	747 (94)	1,234 (113)	576 (121)	15 (107)	11 (122)	826 (108)	383 (110)	0 (0)	0 (0)
22	2,802 (89)	823 (103)	1,389 (128)	661 (139)	17 (121)	12 (133)	923 (120)	434 (125)	1 (20)	0 (0)

出典：国土交通省港湾局港湾経済課調べ

注) 1. 港湾取扱貨物量は、国土交通省総合政策局情報政策課「港湾統計」(年報)による。

その調査対象港湾(平成22年)は、717港である。

5大港は、東京、横浜、川崎、名古屋、大阪、堺泉北、神戸、下関、北九州港の合計とした。

2. 港湾運送量の全国欄は、指定港湾(港湾運送事業法適用対象港湾、平成22年度末93港)実績である。

(3) 港湾労働

常用労働者数（全国・5大港・運輸局別）

平成22年度月間平均

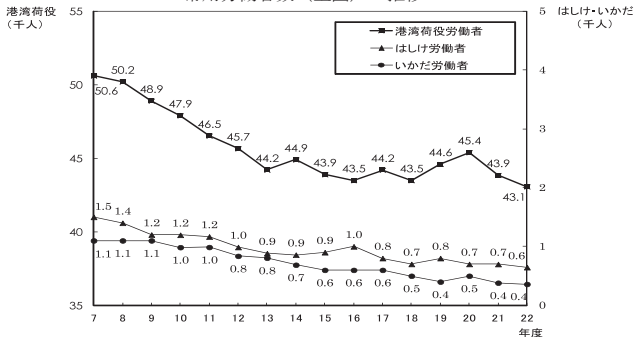
（単位：人）

港湾名		現場職員	労働者			小計	総計
			港湾荷役労働者	はしけ労働者	いかだ労働者		
京 浜	東	662	3,227	28	13	3,268	3,930
	川	90	976	2	0	978	1,067
	横	863	3,992	134	0	4,126	4,989
	小計	1,615	8,195	164	13	8,372	9,987
名 大	古	601	3,675	20	79	3,774	4,375
	屋	784	4,873	87	3	4,963	5,747
	阪	860	4,024	101	0	4,125	4,985
	戸	314	2,973	44	1	3,018	3,332
計	5	4,174	23,739	416	96	24,252	28,425
計	8	1,976	19,331	231	264	19,825	21,801
全	93	6,150	43,070	646	360	44,076	50,226
北 海	道	143	1,478	4	11	1,493	1,635
	北	115	1,145	3	6	1,154	1,269
北 陸	信	111	982	14	69	1,065	1,176
	越	1,986	11,473	239	18	11,731	13,717
関 中	東	923	6,035	27	118	6,180	7,103
	畿	877	5,891	96	15	6,002	6,878
神 中	戸	958	5,381	116	0	5,497	6,454
	国	239	2,362	43	47	2,453	2,692
四 九	州	76	1,137	9	30	1,176	1,252
	州	592	6,706	95	46	6,847	7,439
沖	縄	131	479	0	0	479	611

出典：国土交通省港湾局港湾経済課調べ

1. 常用労働者月間平均＝（平成22年度の各月末在籍人員の合計数）／12月
2. 現場職員とは、作業全般の企画に関する事務及び貨物の受取り又は引渡しに関する事務に従事する労働者をいう。
3. 端数処理のため一部合計値が一致しない箇所がある。
4. 震災により記録が消失した東北運輸局管内の11事業者分については、計上していない。

・常用労働者数（全国）の推移



出典：国土交通省港湾局港湾経済課調べ

(4) 営業倉庫の概要

(平成22年度)

倉庫類別		区分	事業者数	所管面(容)積	入庫量	平均月末在庫量	年間回転数
普通倉庫	1～3類倉庫		4,157社	40,425千m ²	125,808千ト _ン	16,376千ト _ン	7.68回
	野積倉庫		248社	4,049千m ²	21,005千ト _ン	2,982千ト _ン	7.04回
	貯蔵槽倉庫		148社	9,616千m ³	21,797千ト _ン	2,849千ト _ン	7.65回
	危険品倉庫	建屋	260社	477千m ²	6,683千ト _ン	2,323千ト _ン	2.88回
		タンク	52社	9,765千m ³			
冷蔵倉庫			1,144社	29,338千m ³	12,033千ト _ン	1,788千ト _ン	6.73回
水面倉庫			8社	829千m ²	355千m ³	75千m ³	4.73回

出典：国土交通省総合政策局物流政策課（物流産業室）調べ。

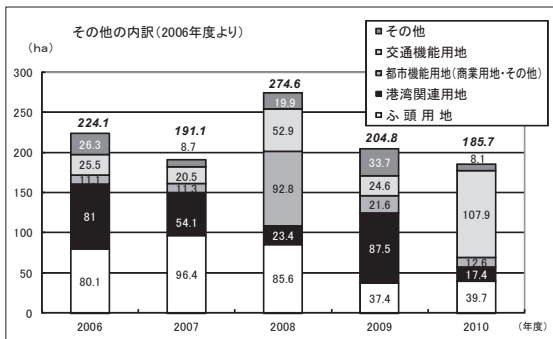
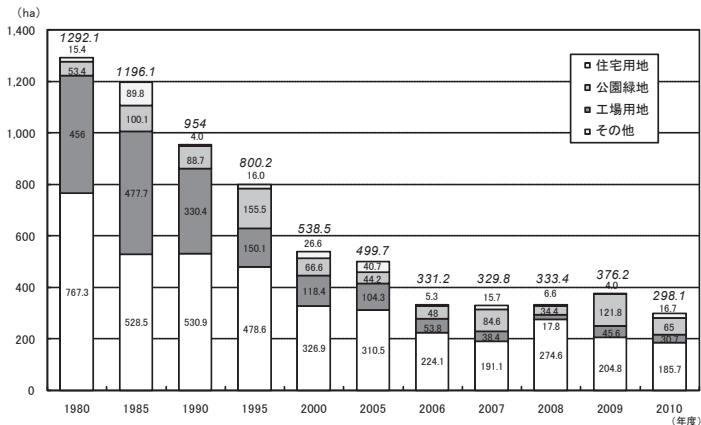
(注) 1. 事業者数及び所管面(容)積は、平成22年度末現在。

2. 年間回転数＝入庫量÷平均月末在庫量。

3. 普通倉庫の総事業者数は4,637社である。

11. 造成地の現況

(1) わが国港湾で造成された埋立地面積の推移(1980年度より)



出典:国土交通省港湾局総務課調べ

(2) 港湾における用途別埋立地面積

(単位: ha、%)

区分 \ 用途	合 計	住宅用地	公園緑地	工場用地	その他
造成済みの埋立地 (1945年8月～2011年3月末)	74,151	2,953 4.0	4,195 5.7	37,917 51.1	29,087 39.2
現在造成中の埋立地 (2011年3月末)	6,523	158 2.4	1,533 23.5	1,253 19.2	3,579 54.9

出典: 国土交通省港湾局総務課調べ。

(注) 1. 下段数値は対合計シェア。

2. 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計と一致しない。

(3) 主要ブロック別用途別埋立地面積

(単位: ha、%)

ブロック \ 用途	合 計	住宅用地	公園緑地	工場用地	その他	
造成済	東 京 湾	14,539	1,154 7.9	1,075 7.4	6,286 43.2	6,024 41.4
	伊 勢 湾	7,660	27 0.4	571 7.5	4,336 56.6	2,726 35.6
	瀬 戸 内 海	25,600	779 3.0	1,383 5.4	14,601 57.0	8,837 34.5
造成中	東 京 湾	862	0 0	256 29.7	0 0	606 70.3
	伊 勢 湾	657	0 0	166 25.3	156 23.7	335 51.0
	瀬 戸 内 海	2,843	98 3.4	576 20.3	689 24.2	1,480 52.1

出典: 国土交通省港湾局総務課調べ。

(注) 1. 造成済の埋立期間は、1965年4月～2011年3月末。造成中は、2011年3月末現在。

2. 下段数値は対合計シェア。

3. 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計と一致しない。

12. 環境の現況

(1) 港湾緑地の整備面積の推移

整備面積\整備年度	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
当該年度 (ha)	136.7	84.2	95.4	81.1	52.1	32.9	66.9	77.2	26.2	69.3	58.8
累計 (ha)	804.6	888.8	984.2	1,065.4	1,117.4	1,150.3	1,217.2	1,294.4	1,320.5	1,389.8	1,448.6

整備面積\整備年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
当該年度 (ha)	80.7	60.1	80.6	59.9	97.9	68.9	48.4	60.5	31.9	37.4	27.1
累計 (ha)	1,529.3	1,589.4	1,670.0	1,729.8	1,827.8	1,896.7	1,945.1	2,005.6	2,037.5	2,074.9	2,101.9

出典：国土交通省港湾局海洋・環境課調べ

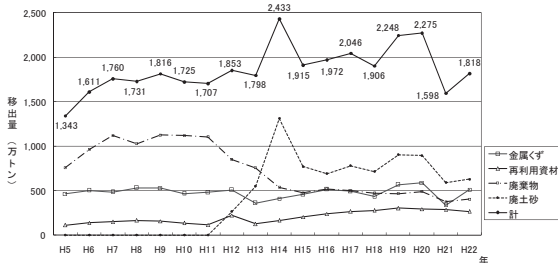
注）累計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

(2) 循環資源輸送の現状

① 国内における循環資源輸送の現状

循環資源の海上輸送量は、広域的なりサイクルの普及に伴い総じて増加傾向にある。

循環型資源の移出量推移



出典：「港湾統計（年報）」より国土交通省港湾局海洋・環境課作成

循環資源（廃棄物を含む）の代表輸送機関ごとの分担率

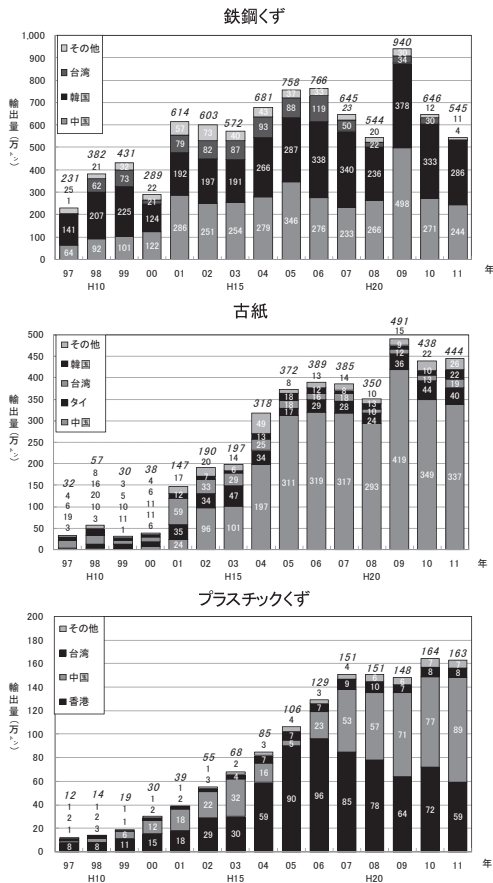
輸送方法	分担率
鉄道	0.05%
トラック	90.30%
海運	9.02%
その他※	0.63%

※ 事業所内の専用埠頭から直接輸出される場合

出典：第9回物流センサス（平成22年 全国貨物純流動調査）
「排出物の代表輸送機関別流動量（重量ベース）」（国土交通省）より

② 循環資源輸出の現状

近年のアジア経済の急速な発展に伴い、循環資源の輸出は拡大傾向にあり、その大半がアジア向けの貨物である。



出典：「貿易統計」より国土交通省港湾局海洋・環境課作成

(3) 廃棄物埋立護岸の整備状況(平成24年3月現在)

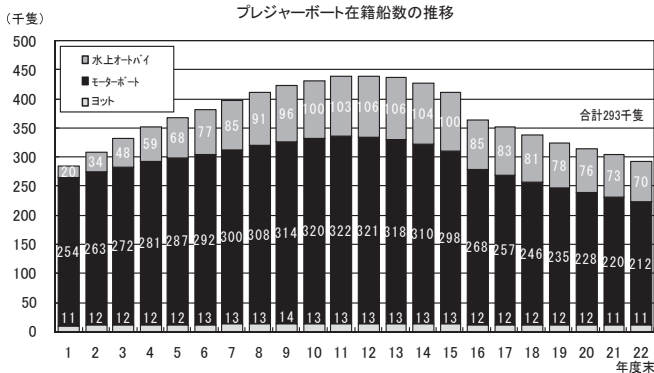
港湾名	地区名	護岸延長 (m)	受入面積 (千㎡)	受入期間	受入容量 (千㎡)	受入区分
東京湾		41,845.0	11,387.0		277,644	
千葉	千葉南部	1,320.0	171.0	S56~H6	1,600	管理型
	新海面	9,896.0	4,800.0	H9~	120,370	安定型、管理型
東京	中防外その1	5,289.0	1,146.0	S58~H16	12,620	安定型
	中防外その2	6,617.0	1,993.0	S52~H32	71,240	管理型
川崎	浮島2期	3,682.7	730.0	H12~H61	18,600	安定型、管理型
	浮島1期	2,878.0	925.0	S53~H15	15,780	安定型、管理型
横浜	本牧D突堤	3,098.0	642.0	S53~S59	12,520	安定型
	大黒II期	5,276.3	588.0	S57~H4	18,460	安定型、管理型
	末広	872.0	101.0	S57~S60	950	安定型
	南本牧	2,916.0	291.0	H29~H79	5,504	安定型、管理型
大阪湾		31,005.0	10,266.0		166,724	
大阪湾センター	尼崎西宮芦屋	4,286.0	1,130.0	H1~H27	15,782	安定型、管理型
	堺泉北	5,011.0	2,030.0	H3~H30	30,800	安定型、管理型
	大阪	4,442.0	950.0	H21~H39	13,975	管理型
	神戸	4,311.0	880.0	H13~H39	15,000	管理型
大阪	北港北	5,881.0	2,036.0	S48~S62	28,550	安定型、管理型
	北港南	5,164.0	2,879.0	S60~H37	58,862	安定型、管理型
	丸	1,910.0	361.0	S52~S59	3,755	安定型、管理型
国際拠点港湾		57,249.5	12,309.7		124,623	
伏木富山	新湊	3,265.0	866.0	S59~H9	6,574	安定型、管理型
新潟	西港	1,421.3	239.7	H19~H24	2,100	安定型
清水	三保	1,442.0	260.0	S63~H34	2,600	安定型、管理型
名古屋	港内	816.0	145.0	H25~H40	1,100	安定型、管理型
四日市	石原	3,595.2	856.0	H5~H24	6,300	安定型、管理型
姫路	中島	1,540.0	141.0	H3~H18	1,534	安定型
	網干沖	1,639.0	284.0	H20~H30	3,118	安定型
水島	玉島	1,952.0	460.0	H22~H29	6,560	安定型
	玉島	5,376.0	1,850.0	S63~H28	12,537	安定型
	水島	1,360.0	215.0	S53~S54	710	安定型
広島	五日市	5,697.0	986.0	S63~H20	15,042	安定型、管理型
	出島	2,845.0	304.0	H23~H32	5,119	安定型、管理型
下関	新港	1,563.0	313.0	H17~H26	5,191	安定型
	響灘東	7,819.0	2,155.0	S53~H22	26,609	安定型、管理型
北九州	響灘西	6,487.0	992.0	H8~H23	11,783	安定型、管理型
	新門司北	1,880.0	172.0	S60~H5	1,520	管理型
	新門司南	3,052.0	488.0	H28~H36	3,600	管理型
博多	香椎パークボート	3,153.0	934.0	H1~H10	6,466	安定型
	アイランドシティ	2,347.0	649.0	H13~H22	5,630	安定型
重要港湾		67,900.8	12,174.8		108,697	
酒田	大浜	1,300.0	373.1	H12~H32	3,970	安定型
金沢	金石	2,580.0	823.0	H13~H27	4,500	安定型
七尾	大田	460.0	84.0	H26~H28	460	安定型
八戸	河原木	1,272.8	212.0	H16~H20	2,471	安定型
	八太郎	815.0	112.0	S63~H5	884	安定型
石巻	雲雀野	1,437.0	194.0	H25~H35	1,720	安定型
相馬	4号埠頭	817.5	263.0	H4~H6	1,586	安定型
茨城	[日立]2・3号埠頭	875.0	147.0	H16~H27	1,365	安定型
	[常陸那珂]中央埠頭	820.0	274.0	H23~H29	1,500	安定型
田子の浦	港口	700.0	69.0	H10~H17	570	安定型
衣浦	外港	3,312.0	473.0	H7~H29	4,518	安定型、管理型
舞鶴	平和	780.0	179.0	S62~H6	877	安定型
境	外港昭北	971.0	59.0	S63~H10	320	安定型
	外港中野	1,837.8	110.0	H11~H28	899	安定型
呉	広多賀谷	1,255.0	184.0	S58~H26	1,946	管理型
尾道系	貝野	1,761.3	212.0	H13~H26	4,033	安定型
高松	香西	2,104.0	262.0	H8~H26	1,937	安定型
新居浜	本港	980.0	53.0	H16~H28	680	安定型、管理型
東予	西条	2,000.0	455.0	H17~H24	4,620	安定型

港湾名	地区名	護岸延長 (m)	受入面積 (千㎡)	受入期間	受入容量 (千㎡)	受入区分
徳島小松島	赤石	2,341.0	170.0	H8~H26	737	安定型、管理型
	沖洲(外)	4,002.0	660.0	H1~H19	3,730	安定型、管理型
橘	小勝・後戸	2,984.0	274.0	H10~H32	1,853	安定型、管理型
三田尻中関	大久保	1,040.0	182.0	H6~H25	2,035	安定型
字部	東見初	3,775.0	562.0	H11~H34	4,853	安定型、管理型
	亀浦	825.0	90.0	S61~H10	400	管理型
苅田	新松山	3,220.0	1,071.0	H14~H24	10,276	安定型
唐津	佐志	934.4	179.0	H3~H13	983	安定型
伊万里	浦ノ崎	4,160.0	822.0	S63~H32	11,559	安定型
長崎	福田	339.0	20.0	H1~H2	150	安定型
熊本	夢咲島	5,015.8	1,069.0	S61~H39	9,662	安定型
八代	大築島(北)	1,661.0	400.0	H12~H23	3,100	安定型
	大築島(南)	1,675.0	420.0	H29~H37	4,600	安定型
	加賀島	2,527.0	351.2	H10~H18	2,550	安定型
中津	田尻	1,113.6	192.5	H17~H19	780	安定型
	田尻	1,585.0	180.0	H1~H5	670	安定型
宮崎	東	1,993.0	645.0	S62~H29	6,812	安定型
細島	白浜	676.0	129.0	H8~H12	823	安定型
鹿兒島	中央港区	1,955.6	220.0	H16~H26	4,268	安定型
地方港湾		21,851.0	2,920.4		23,925	
安来	港内	580.0	38.0	H16~H34	153	安定型
笠岡	寺間	1,717.0	485.3	H10~H28	4,000	安定型
大竹	小方	1,625.0	320.0	S59~H9	3,889	安定型、管理型
内海	草壁	1,300.0	100.0	H10~H26	1,016	安定型
観音	観音寺	1,306.0	211.0	H15~H29	2,455	安定型
粟津	松茂	1,944.0	200.0	H19~H28	1,440	管理型
三本	浜町	934.0	111.0	H2~H9	1,159	安定型
八幡	諏訪	245.0	13.0	S60~H13	88	管理型
伊予	灘町	502.0	80.0	H5~H9	490	安定型
三崎	三崎	346.0	20.0	S61~H7	127	安定型
江迎	口の里	1,226.0	95.0	H7~H19	1,100	安定型
彼調	彼調	587.0	55.0	H6~H9	330	安定型
調比	調比	622.0	80.8	H8~H15	540	安定型
多比	良比良	1,745.0	290.0	H7~H28	1,900	安定型
堂崎	堂崎	1,657.0	220.0	H16~H28	1,500	安定型
瀬川	福津	420.0	47.3	H11~H19	400	安定型
川棚	百津	730.0	89.0	H12~H22	600	安定型
松浦	御厨	430.0	45.0	H18~H28	500	安定型
本棚	大矢	1,154.0	110.0	H3~H9	380	安定型
棚底	浦	670.0	57.0	H10~H15	200	安定型
河内	聖ヶ塔	1,130.0	142.0	H4~H16	704	安定型
古江	古江	981.0	111.0	H13~H24	954	安定型
広域資源活用護岸		4,458.0	798.0		16,827	
広島	出島	2,868.0	549.0	H10~H29	13,027	安定型
小名	浜東	1,590.0	249.0	H22~H29	3,800	安定型
計		224,309.3	49,855.9		718,440	
(北海道)		1,230.0	408.0		2,710	
石狩湾新	西	1,230.0	408.0	H15~H29	2,710	安定型
(沖縄)		541.2	13.4		107	
那覇	新港	541.2	13.4	H19~H28	107	管理型
(離島)		3,241.0	272.0		1,813	
佐伯	大入島	600.0	61.0	H28~H31	730	安定型
吉海	津倉	950.0	97.0	H6~H26	478	安定型
高島	高島	570.0	39.0	H10~H11	328	
西郷	飯田	263.0	9.9	H10~H11	34	
中島	小浜	338.0	33.0	H4~H25	150	安定型
二見	二見	520.0	32.1	S61~S62	93	安定型
全国合計		229,321.5	50,549.3		723,070	

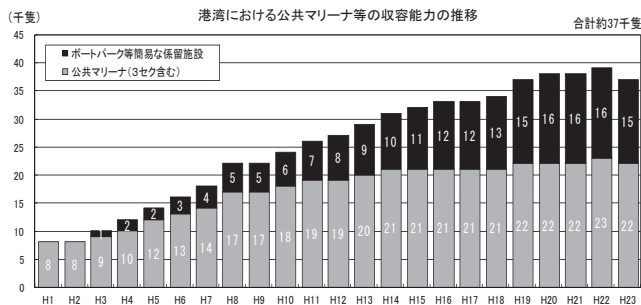
出典：国土交通省港湾局計画課作成

(4) プレジャーボートの現状

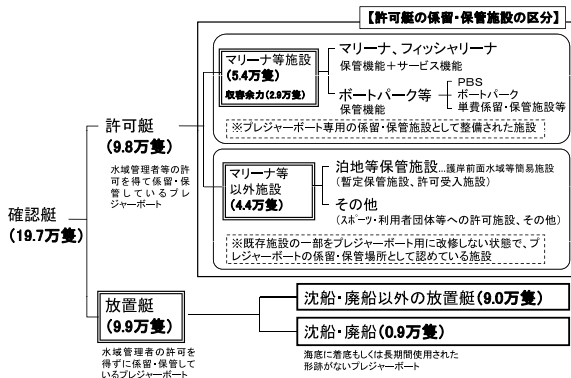
① プレジャーボートの保有隻数等



② 港湾におけるプレジャーボート保管施設



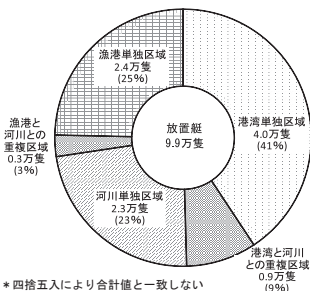
③ プレジャーボートの保管の現状



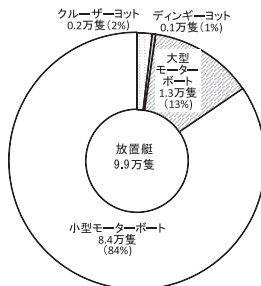
出典：国土交通省港湾局海洋・環境課調べ

- (注) 1. 調査は国土交通省港湾局、河川局及び水産庁の3局庁合同で平成22年に実施された。
2. 調査範囲は全国の港湾、漁港、河川。

● 放置艇の区域別状況



● 放置艇の艇種別状況



出典：国土交通省港湾局海洋・環境課調べ
(平成24年3月)

港湾における公共マリーナの供用箇所（平成24年3月末現在）

都道府県	港名	施設名称	都道府県	港名	施設名称		
北海道	苫小牧港	勇弘浜小型船溜	36	三重 津松阪港	三重県津ヨットハーバー		
	室蘭港	室蘭港エンルムマリーナ	37	長浜港	長浜ヨットハーバー		
	小樽港	小樽港マリーナ	38	滋賀 大津港	滋賀県立柳が崎ヨットハーバー		
	江差港	江差港マリーナ	39	大津港	大津港マリーナ		
青森	青森港	青森港浅虫ヨットハーバー	40	和歌山 和歌山下津港	和歌山県和歌山マリーナ		
	大湊港	大平マリーナ	41	京都 宮津港	田井宮津ヨットハーバー		
秋田	秋田港	秋田マリーナ	42	大阪	堺泉北港	MARINE77（マリネストセブン）	
	船川港	男鹿マリーナ	43		二色港	二色ヨットハーバー	
	本荘港	本荘マリーナ	44		淡輪港	淡輪ヨットハーバー	
岩手	宮古港	リアスハーバー宮古	45		泉佐野港	いずみさの関空マリーナ	
	鼠ヶ関港	鼠ヶ関マリーナ	46		大阪港	大阪北港ヨットハーバー	
茨城	茨城大洗地区	大洗マリーナ	47	姫路港	木場ヨットハーバー		
宮城	松島港	松島ヨットハーバー	48	兵庫 尼崎西宮芦屋港	新西宮ヨットハーバー		
福島	小名浜港	いわきサンマリーナ	49	岡山	神戸港	神戸市立須磨ヨットハーバー	
	翁島港	翁島港マリーナ	50		牛窓港	岡山県牛窓ヨットハーバー	
千葉	千葉港	千葉市稲毛ヨットハーバー	51		洗川港	洗川ヨット艇庫	
	名洗港	銚子マリーナ	52	広島 広島港	広島観音マリーナ		
東京	東京港	東京夢の島マリーナ	53	鳥取 境港	境港公共マリーナ		
	神奈川	湘南港	湘南港	54	島根 汐浜港	西郷立木ヨットハーバー・西郷ヨット艇庫	
		葉山港	葉山港	55	山口 徳山下松港	光井マリーナ	
		真鶴港	真鶴港	56	香川	高松港	高松市立ヨット競技場
		横浜港	横浜ベイサイドマリーナ	57		仁尾港	仁尾マリーナ
新潟	柏崎港	新潟県柏崎マリーナ	58	愛媛 新居浜港	新居浜マリーナ		
富山	伏木富山港	富山県新湊マリーナ	59	福岡	北九州港	新門司マリーナ	
	滝港	滝港マリーナ	60		博多港	福岡市立ヨットハーバー	
石川	穴水港	穴水町宝山マリーナ	61	博多港	西福岡マリーナ		
	和田港	若狭和田マリーナ	62	佐賀 唐津港	佐賀県ヨットハーバー		
福井	福井港	九頭竜川マリーナ	63	長崎	長崎港	長崎サンセットマリーナ	
	和田港	うみんぴあ大飯マリーナ	64		佐世保港	西海パールシーゾート内マリーナ	
	静岡県	御前崎港	御前崎港マリーナ	65	大分 別府港	別府港北浜ヨットハーバー	
愛知	伊東港	伊東サンライズマリーナ	66	宮崎 宮崎港	サンマリーナ宮崎		
	熱海港	スパ・マリーナ熱海	67	熊本 三角港	波多マリーナ		
	三河港	海陽ヨットハーバー	68	鹿児島 鹿児島港	県営平川ヨットハーバー		
愛知	三河港	ラグナマリーナ	69	沖縄	平良港	トゥリバー地区マリーナ	
			70		宜野湾港	宜野湾港マリーナ	

※ 公共マリーナには第3セクターによるマリーナを含む

港湾におけるボートパーク等の簡易な係留施設等の供用箇所（平成24年3月末現在）

ボートパーク：37施設

プレジャーボートスポット（PBS）：35施設

出典：国土交通省港湾局海洋・環境課調べ

(5) 劣化・喪失した自然環境の再生・創出の現状

港湾における自然再生に関する事業実施箇所（実施中を含む）

都道府県	港 湾	都道府県	港 湾
北海道	小樽港	島根県	安来港
岩手県	大船渡港	岡山県	水島港
宮城県	仙台塩釜港、松島港	広島県	広島港、尾道糸崎港、横田港、厳島港
茨城県	茨城港	山口県	徳山下松港、岩国港
千葉県	千葉港	香川県	内海港
東京都	東京港	高知県	高知港
神奈川県	横浜港、川崎港	福岡県	博多港
富山県	伏木富山港	佐賀県	唐津港
愛知県	名古屋港、衣浦港、三河港	長崎県	江迎港
滋賀県	長浜港	熊本県	百貫港、富岡港
京都府	宮津港	沖縄県	中城湾港
大阪府	大阪港、堺泉北港、阪南港		

港湾区域以外

東京湾、三河湾、津田湾、周防灘

出典：国土交通省港湾局海洋・環境課作成

※対象とする事業は、

港湾整備（開発保全航路を含む）により発生する良質な浚渫土を有効に活用し、干潟・藻場等の保全・再生・創出や、深掘跡の埋め戻し等の自然再生を行うものである。

(6) 港湾における風力発電

① 全国の風力発電施設設置実績 平成23年3月末現在

年度	累計稼働数(台)		累計稼働量(kW)	
	全国	うち港湾	全国	うち港湾
2001	434	10	312,817	5,180
2002	576	26	464,270	27,080
2003	741	34	680,709	39,160
2004	920	51	925,421	69,310
2005	1,059	65	1,084,831	91,550
2006	1,316	84	1,490,087	121,000
2007	1,413	91	1,674,429	127,022
2008	1,533	90	1,882,133	126,022
2009	1,681	94	2,185,697	135,112
2010	1,814	101	2,441,700	149,112

※港湾局及びNEDO調べ

② 全国の洋上風力発電施設設置実績 平成23年3月末現在

【場所】 瀬棚港湾区域
(北海道せたな町)

【設置者】 瀬棚町

【規模】 600kW×2基

【運用開始】 平成15年12月



【場所】 酒田港北港地区
(山形県酒田市)

【設置者】 サミットウインドパワー酒田

【規模】 2,000kW×8基

(5基が洋上、うち1基が港湾区域内)

【運用開始】 平成16年1月



【場所】 鹿島港南海浜地区
(茨城県神栖市)

【設置者】 ウインド・パワー・いばらき

【規模】 2,000kW×7基

【運用開始】 平成22年6月



13. 民活関係取組実績一覧

(1) 臨海部再編事例

昭和60年以降に着工し、面積5ha以上の臨海部再編事例について整理しました。(32港48地区)



(2) 港湾関係民活法特定施設

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の推進に関する臨時措置法(民活法：平成18年廃止)による特定施設。

(昭和62年～平成18年) 合計：74施設

(3) 港湾機能総合整備事業

◆ 港湾の機能の高度化に資する中核的施設整備事業

物流機能を含む高度な業務関連諸機能、ウォーターフロントにおける質の高い文化、交流等多様な機能を導入することにより、地域社会の発展の中核となる新たな拠点の形成を図り、港湾機能の高度化と総合的港湾空間整備を進める事業。

(平成5年～平成16年) 合計：5施設

◆ 沖合人工島整備事業

民間活力を用いた沖合人工島の整備を促進することで、港湾における多様な要請に応える新たな空間を創出する事業。

(平成元年～平成18年) 合計：2施設

◆臨海部土地利用高度化促進事業 ※スーパーHARCA

臨海部の低未利用地において、既存施設の撤去、整地後、公共的施設、駐車場、休憩施設、その他共同利用施設等の公益的施設の整備を推進し、良好な港湾空間の形成と港湾機能の促進を図る事業。

(平成7年～平成10年) 合計：1施設

◆小型船拠点総合整備事業

放置艇の解消及び海洋レクリエーションの振興を図るために、ウォーターフロント開発の中核となるヨット、モーターボートなどの小型船拠点の総合的な整備事業。

(平成6年～平成15年) 合計：5施設

(4) 地域輸入促進計画（FAZ計画）

輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（FAZ法：平成18年廃止）による輸入促進基盤整備事業。

(平成6年～平成14年) 合計：37施設

(5) わが国の港湾における総合輸入ターミナルの整備状況

合計：20施設（うちFAZ計画に位置づけ16施設）

(6) 民間連携プロジェクト

◆特定民間都市開発事業

「民間都市開発の推進に関する特別措置法（民都法）」に基づき、港湾における民間事業者が行う土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能、港湾機能の増進に寄与する建築物及びその敷地の整備に関する事業。

(昭和62年～平成23年)

施設種類	施設数	施設種類	施設数
複合物流施設	49	宿泊施設	8
旅客ターミナル施設	12	会議施設	1
マリーナ施設	2	業務施設	4
展望施設	1	駐車場施設	2
商業施設	11	合計	90

◆港湾民間拠点施設整備事業（住民参加型まちづくりファンド支援事業）

NPO、住民、地元企業等の主体的参画による地域の特色あるみなとづくりを推進するため、NPO等が行う施設整備等を支援する基金に対する民都機構による支援制度。

(平成20年～平成22年) 合計：11事業

14. 主要経済・産業データ

(1) 主要経済データ一覧

① 国内経済データ

都道府県名	人口 (A) (万人)	面積 (B) (km ²)	工業出荷額 (C) (億円)	県民所得 (億円)
全	12,623	377,955	2,891,077	3,559,279
北	550	83,457	59,529	130,437
青	140	9,645	15,107	32,622
岩	112	15,279	20,991	29,672
宮	198	6,862	35,689	57,864
秋	110	11,636	13,176	25,815
山	117	6,652	27,559	26,201
福	190	13,783	50,957	52,498
茨	297	6,096	108,458	78,541
栃	200	6,408	84,591	57,341
群	200	6,362	75,268	50,874
埼	714	3,768	128,532	204,443
千	616	5,082	123,805	179,093
東	1,266	2,104	82,422	502,823
神	891	2,416	172,467	275,978
奈	238	10,364	43,280	60,140
新	109	2,046	32,233	28,899
富	116	4,186	23,742	29,931
石	81	4,190	18,070	21,513
福	86	4,201	23,210	22,035
山	215	13,105	56,383	58,329
長	208	9,768	48,275	52,704
岐	376	7,255	157,931	110,966
静	725	5,116	382,108	220,325
愛	184	5,762	97,647	51,061
三	139	3,767	65,741	41,525
滋	255	4,613	48,329	73,811
京	868	1,899	157,131	253,410
大	558	8,396	141,838	144,058
兵	141	3,691	19,181	33,688
奈	103	4,726	26,769	24,043
和	59	3,507	8,428	12,986
歌	72	6,708	9,840	16,264
山	193	7,010	77,006	49,207
島	285	8,480	87,325	76,863
岡	146	6,114	63,487	39,395
広	79	4,147	16,756	20,442
山	101	1,862	26,144	25,489
德	145	5,678	37,924	33,361
香	77	7,105	4,681	15,463
愛	504	4,846	82,076	132,702
高	86	2,440	16,670	19,357
福	144	4,105	17,401	30,817
佐	183	7,268	25,209	39,587
長	120	5,100	40,791	27,354
熊	115	6,795	13,120	23,403
本	171	9,044	18,145	37,686
分	141	2,276	5,655	28,265
崎				
大				
宮				
鹿				
嶋				
沖				
繩				
島				
県				

出典：総務省自治行政局住民制度課編「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」
 国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」
 経済産業省経済産業政策局調査統計部「工業統計表(市区町村編)」
 内閣府経済社会総合研究所編「県民経済計算」

港湾所在市区町村						都道府県名	
人口(a) (万人)	(a)/(A) (%)	面積(b) (km ²)	(b)/(B) (%)	工業出荷額(c) (億円)	(c)/(C) (%)		
5,879	46.6	122,606	32.4	1,397,028	48.3	全	国
133	24.2	16,991	20.4	32,802	55.1	北	海
75	53.7	4,584	47.5	10,258	67.9	青	森
6	5.1	3,944	25.8	2,949	14.1	岩	手
118	59.7	1,990	29.0	17,509	49.1	城	城
50	45.6	2,782	23.9	5,067	38.5	宮	田
25	21.3	1,914	28.8	4,663	16.9	秋	形
74	39.1	2,627	19.1	19,547	38.4	山	島
74	24.9	833	13.7	50,813	46.9	福	島
—	—	—	—	—	—	茨	木
—	—	—	—	—	—	栃	馬
—	—	—	—	—	—	群	玉
—	—	—	—	—	—	埼	葉
291	47.2	1,850	36.4	90,636	73.2	千	葉
249	19.7	604	28.7	12,279	14.9	東	京
592	66.4	792	32.8	101,928	59.1	神	奈
157	66.2	5,847	56.4	27,014	62.4	奈	川
73	67.1	1,761	86.1	19,631	60.9	鴻	山
70	60.6	2,734	65.3	7,431	31.3	新	山
48	59.2	1,515	36.1	8,318	46.0	富	川
—	—	—	—	—	—	石	井
—	—	—	—	—	—	福	川
—	—	—	—	—	—	山	梨
—	—	—	—	—	—	山	野
—	—	—	—	—	—	長	野
231	61.5	4,780	65.9	81,999	51.9	岐	阜
384	52.9	1,659	32.4	152,005	39.8	静	岡
140	75.9	3,523	61.1	59,243	60.7	愛	知
57	40.7	1,342	35.6	14,242	21.7	三	重
158	61.9	1,948	42.2	24,665	51.0	滋	賀
400	46.0	658	34.6	85,206	54.2	京	都
418	74.9	3,577	42.6	107,584	75.9	大	府
—	—	—	—	—	—	兵	庫
71	69.2	2,370	50.1	23,816	89.0	大	奈
45	75.6	1,646	46.9	7,107	84.3	兵	良
59	82.2	4,092	61.0	5,767	58.6	和	歌
136	70.4	1,768	25.2	61,245	79.5	歌	山
255	89.3	4,029	47.5	79,008	90.5	鳥	取
143	98.1	5,641	92.3	62,356	98.2	島	根
50	62.6	1,143	27.6	13,148	78.5	岡	山
89	88.3	1,448	77.8	24,846	95.0	広	島
135	93.0	4,142	72.9	36,824	97.1	山	島
53	68.7	2,598	36.6	2,731	58.3	徳	島
279	55.4	1,310	27.0	44,491	54.2	香	島
54	62.8	1,556	63.8	7,728	46.4	愛	川
142	98.7	4,024	98.0	16,822	96.7	高	媛
124	68.0	2,761	38.0	11,149	44.2	福	知
94	78.2	3,596	70.5	37,716	92.5	岡	賀
70	61.0	2,724	40.1	7,230	55.1	福	賀
144	84.2	7,529	83.2	14,378	79.2	佐	長
114	80.6	1,972	86.6	4,878	86.3	熊	崎
						鹿	本
						児	分
						島	崎
						沖	島
						縄	県

- (注) 1. 人口は住民基本台帳人口で、2011年3月31日現在。
ただし、東日本大震災のため報告できなかった22市町村の人口が含まれていない。
2. 面積は2011年10月1日現在で、全国には境界未定の面積を含む。
3. 工業出荷額は2010年度値。
4. 県民所得は2009年度値。
5. 港湾所在市区町村欄は、2010年4月1日現在で港湾が所在する市区町村について集計した。

② 国際経済データ

国名	人口 (百万人)	名目国内 総生産 (GDP) (百万USドル)	一人当たり 総生産 (GDP) (USドル)	貿易規模 (通関ベース: 百万USドル、%)			
				輸出額 (F. O. B)	対世界 比率	輸入額 (C. I. F)	対世界 比率
世界	6,974	—	—	1,451,329	100.0	14,173,627	100.0
日本	127	5,503,527	42,983	769,839	53.0	692,434	4.9
米国	313	14,447,100	46,546	1,277,580	88.0	1,968,120	13.9
EU	502	15,952,255	722,402	4,915,181	338.7	4,997,831	35.3
アジアNIEs	84	1,891,623	115,228	1,208,425	83.3	1,169,196	8.2
ASEAN	436	1,463,686	17,118	603,430	41.6	539,653	3.8
中国	1,348	5,739,358	4,354	1,578,270	108.7	1,396,200	9.9
ロシア	143	1,479,823	10,351	397,668	27.4	229,655	1.6
イギリス	62	2,253,552	36,327	410,176	28.3	561,511	4.0
ドイツ	82	3,280,334	39,857	1,271,352	87.6	1,068,054	7.5
フランス	63	2,559,850	39,546	512,901	35.3	601,131	4.2
イタリア	61	2,051,290	33,877	447,463	30.8	486,598	3.4
ベルギー	11	469,347	43,815	410,387	28.3	390,578	2.8
ルクセンブルク	1	53,330	105,095	14,155	1.0	20,620	0.1
オランダ	17	779,310	46,910	492,267	33.9	440,619	3.1
デンマーク	6	309,866	55,830	96,842	6.7	84,586	0.6
ギリシャ	11	301,065	26,504	20,919	1.4	50,694	0.4
スペイン	47	1,407,322	30,543	246,274	17.0	315,548	2.2
ポルトガル	11	228,859	21,438	48,742	3.4	75,590	0.5
韓国	48	1,014,369	21,052	466,384	32.1	425,212	3.0
台湾	23	430,096	18,569
香港	7	224,459	31,824	390,174	26.9	433,193	3.1
シンガポール	5	222,699	43,783	351,867	24.2	310,791	2.2
フィリピン	95	199,591	1,183	51,432	3.5	58,229	0.4
タイ	70	318,850	4,613	195,375	13.5	184,591	1.3
マレーシア	29	237,797	8,373	198,800	13.7	164,734	1.2
インドネシア	242	707,448	2,949	157,823	10.9	132,099	0.9
カナダ	34	1,577,040	46,361	386,011	26.6	390,526	2.8
メキシコ	115	1,032,224	9,101	298,138	20.5	301,482	2.1

出典: 総務省統計局「世界の統計2012」、国連人口基金「2011年 世界人口白書」

(注) 1. EUは表中、イギリスからポルトガルまでの11カ国及びアイルランド、オーストリア、フィンランド、スウェーデン、マルタ、ポーランド、ハンガリー、キプロス、エストニア、ラトビア、リトアニア、スロベニア、チェコ、スロバキア、ブルガリア、ルーマニアを含む27カ国。

2. アジアNIEsは表中、韓国からシンガポールまでの4カ国。

3. ASEANは表中、フィリピンからインドネシアまでの4カ国。

4. 世界及び国別人口は、国連人口基金発行の「世界人口白書」より。ただし、台湾、香港は「世界の統計」より2010年年央推計人口。

5. 台湾及び香港の人口は、2010年年央推計人口

6. 名目国内総生産及び一人当たり総生産は2010年。

7. F. O. B及びC. I. Fは2010年の総額を示す。

(2) ブロック別重要港湾以上の背後圏人口

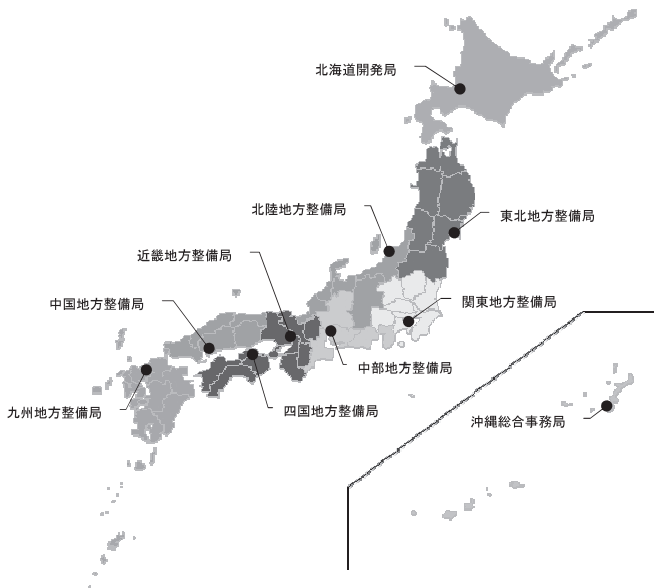
ブロック別	港湾数	ブロック人口	背後圏人口	ブロック人口に占める 背後圏人口の割合
北海道ブロック	12	5,506,419	1,091,300	20%
東北ブロック	15	9,335,636	2,977,816	32%
関東ブロック	8	43,467,160	17,724,469	41%
北陸ブロック	8	7,596,248	2,371,874	31%
中部ブロック	9	15,111,223	5,321,896	35%
近畿ブロック	10	20,903,173	8,325,974	40%
中国ブロック	17	7,282,481	4,793,215	66%
四国ブロック	13	3,977,282	2,338,962	59%
九州ブロック	28	13,484,912	6,906,852	51%
沖縄ブロック	6	1,392,818	922,621	66%
合計	126	128,057,352	52,774,979	41%

出典：国土交通省港湾局産業港湾課調べ

(注) ブロック人口、背後圏人口は、平成22年国勢調査結果を使用（ただし、背後圏人口は港湾区域を地先とする市町村人口）

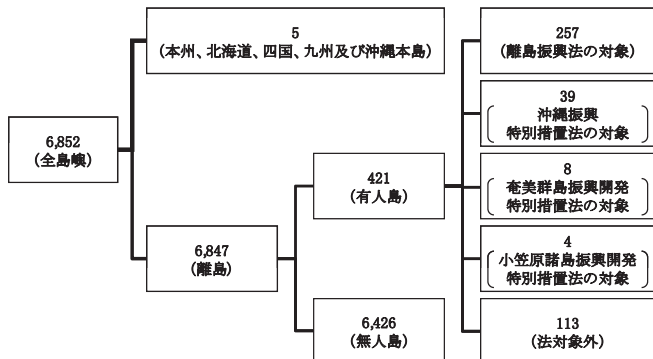
<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/>

ブロックの範囲は、地方整備局等の港湾空港関係による



(3) 日本の島嶼

■ 日本の島嶼の構成



※ここでいう島嶼とは、満潮時に海岸線が100m以上のものを1島としてカウントしたものの。

■ 離島振興対策実施地域（離島振興法の対象）の現況

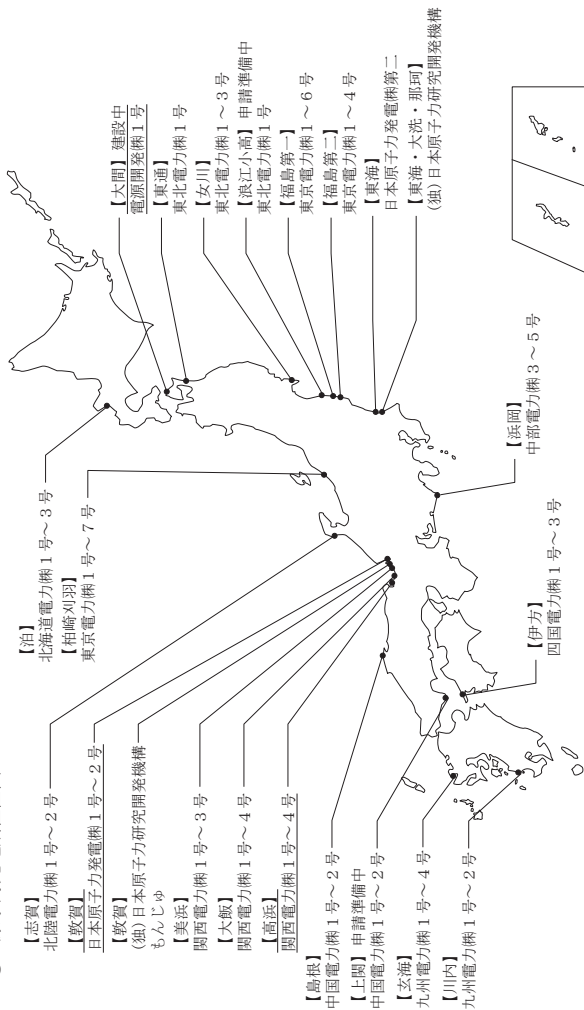
区分	離島の状況
地域数	76
指定有人島数	257
面積	5,209km ²
(対全国比)	(1.38%)
人口	426千人
(対全国比)	(0.33%)
関係市町村数	110

(注) 人口は、平成17年国勢調査による

出典：第7回 国土審議会離島振興対策分科会（2012年2月1日）の資料を基に
国土交通省港湾局作成

(平成23年4月1日現在)

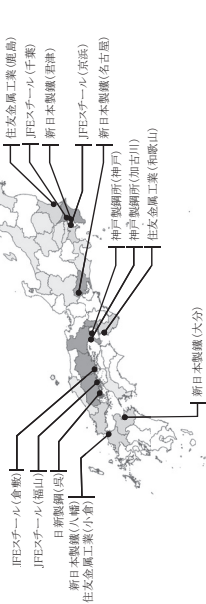
② 原子力発電所位置図



出典：エネルギー白書2010（経済産業省・資源エネルギー庁）を元にして作成
 （注）下線部は港湾区域内に発電所関連施設が存在するもの
 平成22年3月末現在

③ 製鉄所の立地状況と鉄鋼業の製造品の出荷額等

凡 例
製造品出荷額等
1兆円/年以上
5000億～1兆円/年
1000～5000億円/年
1000億円/年以下



□都道府県別製造品出荷額等(百万円/年)

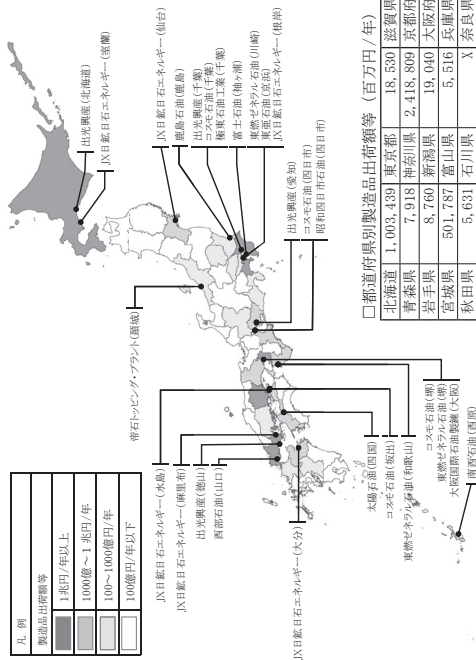
北海道	566,269	東京都	180,749	滋賀県	92,192	香川県	44,211
青森県	108,216	神奈川県	771,826	京都府	55,962	愛媛県	103,254
岩手県	77,655	新潟県	196,218	大阪府	1,352,441	高知県	25,905
宮城県	192,742	富山県	170,910	兵庫県	1,839,659	福岡県	897,659
秋田県	21,895	石川県	37,241	奈良県	38,129	佐賀県	36,545
山形県	27,880	福井県	25,931	和歌山県	706,415	長崎県	25,460
福島県	81,221	山梨県	10,558	鳥取県	13,443	熊本県	47,364
茨城県	869,866	長野県	48,123	島根県	157,777	大分県	606,853
栃木県	252,400	岐阜県	173,371	岡山県	1,021,199	宮崎県	20,546
群馬県	278,859	静岡県	238,880	広島県	1,474,461	鹿児島県	3,391
埼玉県	343,870	愛知県	2,472,534	山口県	616,328	沖縄県	17,883
千葉県	1,668,887	三重県	94,154	徳島県	38,964		

出典) (株)マックセルポルト「石炭年鑑」経産省(平成22年工業統計)
注) 製造品出荷額等は工業統計「産業中分類「鉄鋼業」を対象
高炉を所有する製鉄所のみのデータ
() 内は事業所名

※平成22年実績値

④ 製油所の立地状況と石油・石炭製品製造業の製造品出荷額等

凡例
製造品出荷額等
1兆円/年以上
1000億～1兆円/年
100～1000億円/年
100億円/年以下



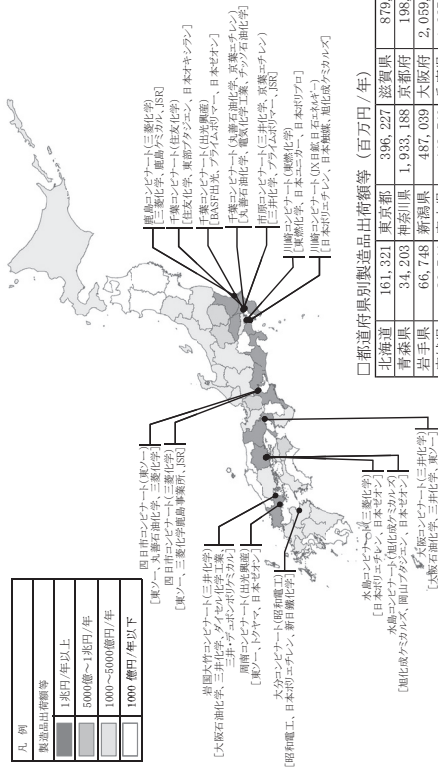
□ 都道府県別製造品出荷額等 (百万円/年)

北海道	1,003,439	東京都	18,530	徳島県	7,152	香川県	525,506
青森県	7,918	神奈川県	2,418,809	滋賀県	6,596	愛媛県	393,662
岩手県	8,760	新潟県	19,040	大阪府	1,311,840	高知県	1,844
宮城県	501,787	富山県	5,516	兵庫県	146,942	福岡県	81,570
秋田県	5,631	石川県	X	奈良県	9,202	佐賀県	4,039
山形県	5,914	福井県	4,656	和歌山県	712,068	長崎県	2,986
福島県	7,593	山梨県	2,550	鳥取県	4,056	熊本県	10,084
茨城県	94,268	長野県	9,142	島根県	2,696	大分県	504,595
栃木県	13,324	岐阜県	10,120	岡山県	1,449,948	宮崎県	4,419
群馬県	9,182	静岡県	23,015	広島県	15,075	鹿児島県	5,644
埼玉県	39,372	愛知県	741,211	山口県	1,360,179	沖縄県	178,387
千葉県	2,748,743	三重県	548,272	徳島県	2,127		

出典)石油運送「今日の石油産業2011」、経済産業省(平成22年工業統計)
 注)製造品出荷額等は工業統計産業中分類「石油製品・石炭製品製造業」を
 対象
 () 内は製油所名

⑤ 石油化学コンビナートの立地状況と化学工業の製造品出荷額等

凡例
製造品出荷額等
1兆円/年以上
5000億～1兆円/年
1000～5000億円/年
1000億円/年以下



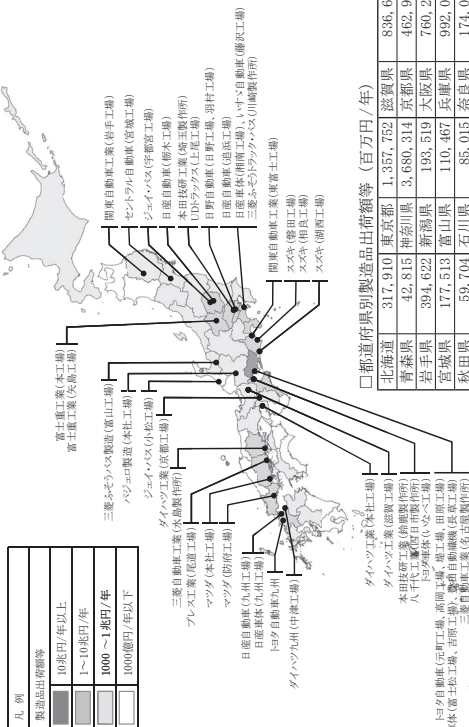
〇都道府県別製造品出荷額等(百万円/年)

北海道	161,321	東京都	396,227	滋賀県	879,201	香川県	143,216
青森県	34,203	神奈川県	1,933,188	京都府	198,099	愛媛県	423,132
岩手県	66,748	新潟県	487,039	大阪府	2,059,167	高知県	7,333
宮城県	80,744	富山県	443,740	兵庫県	1,627,328	福岡県	445,211
秋田県	84,364	石川県	104,059	奈良県	85,158	佐賀県	148,718
山形県	150,840	福井県	277,141	和歌山県	301,773	長崎県	11,975
福島県	487,386	山梨県	55,803	鳥取県	2,024	熊本県	179,976
茨城県	1,306,375	長野県	120,669	島根県	22,686	大分県	451,970
栃木県	663,720	岐阜県	356,256	広島県	1,138,045	宮崎県	153,401
群馬県	517,284	静岡県	1,403,912	岡山県	346,079	鹿児島県	26,771
埼玉県	1,452,553	愛知県	1,152,060	山口県	1,504,265	沖縄県	10,793
千葉県	2,739,471	三重県	1,050,548	徳島県	520,066		

※平成22年実績値

出典)石油化学工業会「石油化学工業の現状2011年」、
経済産業省(平成22年工業統計)
注)製造品出荷額等は工業統計産業中分類「化学工業」を対象
(①内の企業はエチレンプラントをもつ企業、②内の企業は主な企業
四日市コンビナートのエチレンプラントは2001年に生産停止しており、東ソー
四日市センターや三菱化学鹿島、水島事業所からエチレンの供給を受けている)

⑥ 自動車組立工場の立地状況と輸送用機械器具製造業の製造品出荷額等

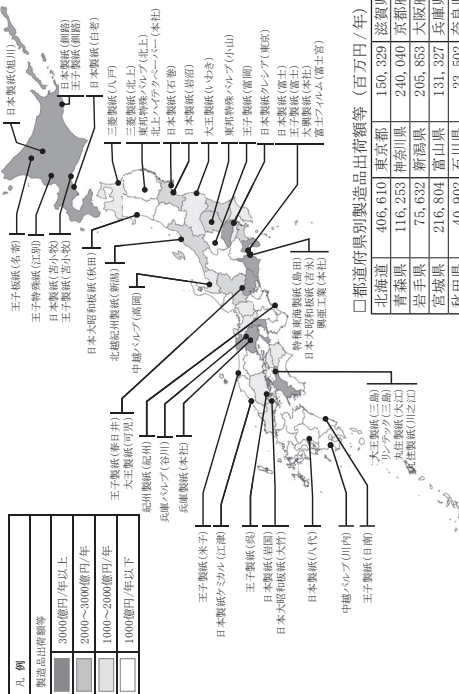


□ 都道府県別製造品出荷額等 (百万円/年)

北海道	317,910	東京都	1,357,752	滋賀県	836,649	香川県	300,920
青森県	42,815	神奈川県	3,680,314	京都府	462,947	愛媛県	511,215
岩手県	394,622	新潟県	193,519	大阪府	760,282	高知県	32,568
宮城県	177,513	富山県	110,467	兵庫県	992,077	福岡県	2,348,112
秋田県	59,704	石川県	85,015	奈良県	174,053	佐賀県	218,967
山形県	119,347	福井県	87,394	和歌山県	11,678	長崎県	527,268
福島県	410,857	山梨県	101,944	鳥取県	14,570	熊本県	417,481
茨城県	364,572	長野県	374,189	島根県	81,067	大分県	474,898
栃木県	1,576,891	岐阜県	788,407	岡山県	1,056,136	宮崎県	50,095
群馬県	2,498,907	静岡県	4,357,651	広島県	2,540,137	鹿児島県	12,380
埼玉県	2,109,379	愛知県	19,379,208	山口県	1,098,971	沖縄県	2,601
千葉県	153,163	三重県	2,528,838	徳島県	18,109		

出典)各社HP、経済産業省(平成22年工業統計)
注)製造品出荷額等は工業統計産業中分類「輸送用機械器具製造業」を対象し、輸送用機械には、自動車、鉄道車両、船舶、航空機、その他の輸送機械が含まれる

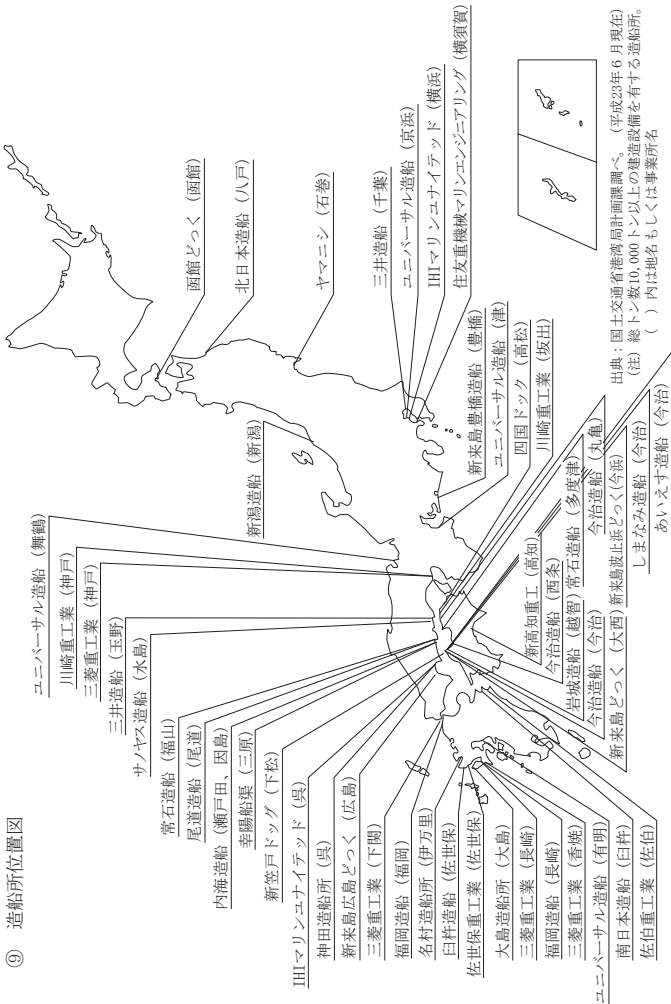
⑦ 製紙工場の立地状況とパルプ・紙・紙加工品製造業の製造品出荷額等



□ 都道府県別製造品出荷額等 (百万円/年)

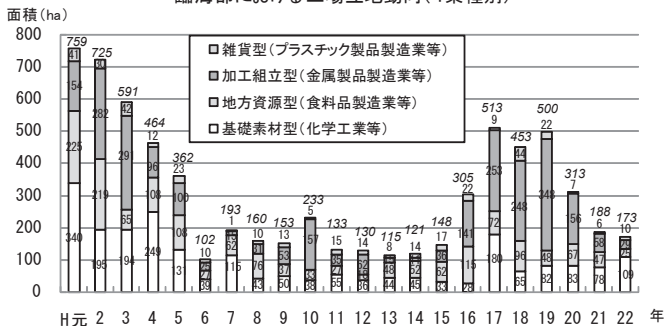
北海道	406,610	東京都	150,329	滋賀県	112,233	香川県	106,998
青森県	116,253	神奈川県	240,040	京都府	121,749	愛媛県	521,070
岩手県	75,632	新潟県	205,853	大阪府	343,342	高知県	54,153
宮城県	216,804	富山県	131,327	兵庫県	342,739	福岡県	83,449
秋田県	40,902	石川県	23,502	奈良県	58,796	佐賀県	69,432
山形県	21,441	福井県	49,568	和歌山県	22,024	長崎県	6,618
福島県	152,999	山梨県	21,128	鳥取県	79,663	熊本県	82,208
茨城県	213,361	長野県	78,924	島根県	30,520	大分県	29,792
群馬県	204,287	岐阜県	208,288	岡山県	87,446	宮崎県	46,145
埼玉県	93,866	静岡県	818,930	広島県	104,833	鹿児島県	43,892
埼玉県	437,294	愛知県	401,735	山口県	105,081	沖縄県	5,727
千葉県	145,701	三重県	81,479	徳島県	116,596		

出典) 日本製紙連合会「パルプ統計」、経済産業省(平成22年工業統計)
 注) 製造品出荷額等は工業統計産業中分類「パルプ・紙・紙加工品製造業」を
 対象
 製紙又はパルプを生産する工場のみプロット
 () 内は工場名



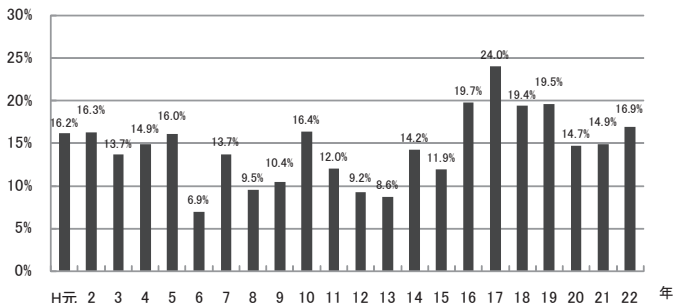
(5) 臨海部における工場立地の動向

臨海部における工場立地動向(4業種別)



- (注) 1. 工場を建設する目的で各年に取得された面積 (1,000m²以上の用地に限る)。
 2. 4業種の合計値は「斜体」で表示しているが、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

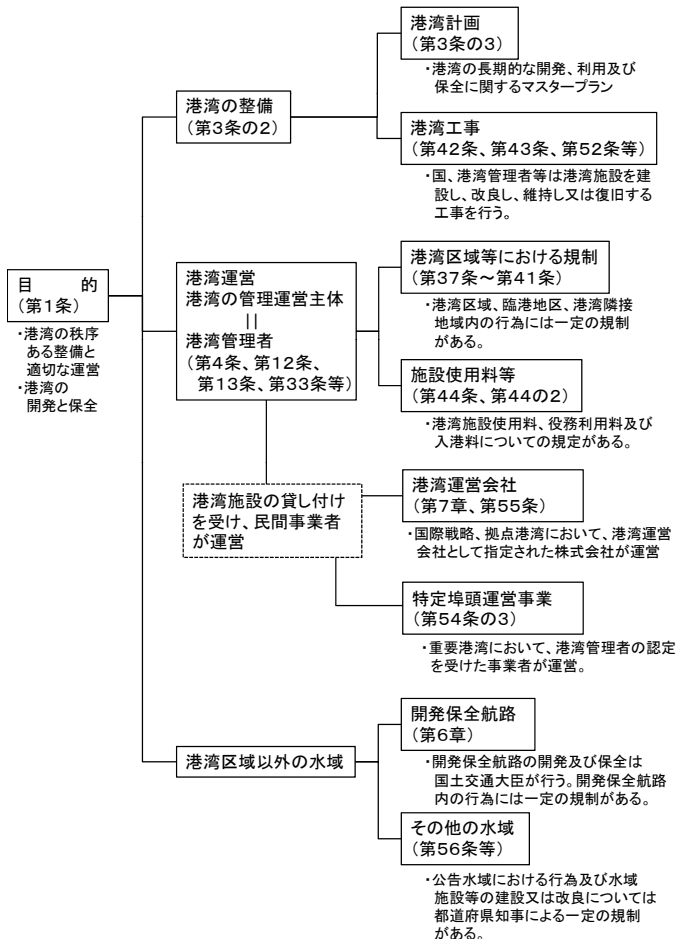
工場立地(4業種)における臨海部の割合



※ ここで言う臨海部とは、岸壁(物揚場を含む)・海岸に接する用地又はこれらと一体となっている用地を示す。

出典: 経済産業省「工場立地動向調査」をもとに国土交通省港湾局産業港湾課作成

1. 港湾法の概要



2. 港湾の種類と数

(1) 港湾数一覧

(2012年4月1日現在)

区 分	総 数	港 湾 管 理 者					都道府 県知事
		都道 府県	市町村	港務局	一部事 務組合	計	
国際戦略港湾	5	1	4	0	0	5	—
国際拠点港湾	18	11	4	0	3	18	—
重要港湾	103	83	16	1	3	103	—
地方港湾	809	505	304	0	0	809	—
計	935	600	328	1	6	935	—
(うち避難港)	(35)	(29)	(6)	(0)	(0)	(35)	—
56条港湾	61	—	—	—	—	—	61
合計	996	600	328	1	6	935	61

出典：国土交通省港湾局総務課調べ。

注 (1) 東京都の酒粕港は避難港指定を受けているが、管理者未設立であり、かつ56条港湾ではないので本表より除く。

(2) 56条港湾とは、港湾法第56条により都道府県知事が水域を定めて公告した港湾を示す。

(港湾の種類)

国際戦略港湾

(港湾法第2条第2項)

長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が強い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾として政令で定めるもの

国際拠点港湾

(港湾法第2条第2項)

国際戦略港湾以外の港湾であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定めるもの

重要港湾

(港湾法第2条第2項)

国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるもの

地方港湾

(港湾法第2条第2項)

国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾（概ね地方の利害に係る港である）

避難港

(港湾法第2条第9項)

暴風雨に際し小型船舶が避難のため停泊することを主たる目的とし、通常貨物の積卸し又は旅客の乗降の用に供せられない港湾で政令に定めるもの

56条港湾

(港湾法第56条第1項)

港湾区域の定めのない港湾で、都道府県知事が水域を公告したもの

(2) 都道府県別港湾数一覧

(2012年4月1日現在)

都道府県名	港湾管理者設立港湾						56条港湾	合計
	国際戦略	国際拠点	重要	地方	計	(うち避難港)		
北海道	0	2	10	23	35	(6)	6	41
青森	0	0	3	11	14	(2)	1	15
岩手	0	0	4	2	6	(0)	0	6
宮城	0	1	1	8	10	(1)	0	10
秋田	0	0	3	2	5	(1)	0	5
山形	0	0	1	2	3	(1)	0	3
福島	0	0	2	5	7	(1)	0	7
茨城	0	0	2	5	7	(0)	0	7
千葉県	0	1	1	5	7	(2)	0	7
東京都	1	0	0	16	17	(0)	0	17
神奈川県	2	0	1	4	7	(0)	0	7
新潟県	0	1	3	6	10	(1)	0	10
富山県	0	1	0	1	2	(0)	0	2
石川県	0	0	2	10	12	(1)	0	12
福井県	0	0	1	4	5	(1)	0	5
静岡県	0	1	2	12	15	(1)	0	15
愛知県	0	1	2	12	15	(1)	0	15
滋賀県	0	0	0	4	4	(0)	0	4
京都府	0	0	1	3	4	(0)	0	4
大阪府	1	1	1	6	9	(0)	0	9
兵庫県	1	1	2	26	30	(1)	0	30
和歌山県	0	1	1	13	15	(2)	0	15
鳥取県	0	0	1	4	5	(1)	4	9
島根県	0	0	1	0	1	(0)	0	1
岡山県	0	0	3	77	80	(1)	9	89
広島県	0	1	2	35	38	(0)	0	38
山口県	0	1	3	40	44	(0)	0	44
山形県	0	2	4	23	29	(1)	15	44
徳島県	0	0	2	10	12	(0)	0	12
香川県	0	0	2	65	67	(0)	0	67
愛媛県	0	0	6	44	50	(0)	1	51
高知県	0	0	3	16	19	(2)	0	19
福岡県	0	2	2	5	9	(1)	0	9
佐賀県	0	0	2	7	9	(1)	0	9
長崎県	0	0	5	77	82	(1)	22	104
熊本県	0	0	3	23	26	(0)	0	26
大分県	0	0	5	13	18	(0)	2	20
宮崎県	0	0	3	12	15	(0)	1	16
鹿児島県	0	0	5	126	131	(2)	0	131
沖縄県	0	0	6	35	41	(2)	0	41
計	5	18	103	809	935	(35)	61	996

出典：国土交通省港湾局総務課調べ。

注 (1) 港湾法施行令第1条における国際戦略港湾については京浜港を東京、横浜、川崎の3港として、国際拠点港湾については関門を下関、北九州の2港として、重要港湾については秋田船川を秋田、船川の2港として、金武中城を金武湾、中城湾の2港として計算した。

(2) 洞輪沢港については、港湾管理者未設立であり、又、56条港湾でもないため、本表より除く。

(3) 鳥取・島根の重要港湾は境港である。

(4) 避難港は全て地方港湾である。

3. 港湾施設の種類

港湾法という港湾施設として、法第2条第5項では下表に掲げるものを定義づけている。

港湾施設一覧

固 定 施 設	
港湾施設	施 設 名
水域施設……………	航路、泊地、船だまり
外郭施設……………	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤、胸壁
係留施設……………	岸壁、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋、物揚場、船揚場
臨港交通施設……………	道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河、ヘリポート
航行補助施設……………	航路標識、船舶の入出港のための信号施設、証明施設、港務通信施設
荷さばき施設……………	固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地、上屋
旅客施設……………	旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所、宿泊所
保管施設……………	倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場、貯油施設
船舶役務用施設……………	船舶のための給水施設、給油施設、給炭施設、船舶修理施設、船舶保管施設
港湾公害防止施設……………	汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯、その他港湾における公害防止のための施設
廃棄物処理施設……………	廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破砕施設、廃油施設、その他廃棄物の処理のための施設
港湾環境整備施設……………	海浜、緑地、広場、植栽、休憩所、その他港湾の環境の整備のための施設
港湾厚生施設……………	船舶乗組員及び港湾労働者の休泊所、診療所、その他の福利厚生施設
港湾管理施設……………	港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫、その他港湾の管理のための施設
港湾施設用地……………	上記の施設の用地

可 動 施 設

移動式施設……………	移動式荷役機械、移動式旅客乗降用施設
港湾役務提供用移動施設……………	船舶の離着岸を補助するための船舶、船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両、廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両
港湾管理用移動施設……………	清掃船、通船、その他の港湾の管理のための移動施設

4. 分区の指定

港湾管理者は、臨港地区内において次に掲げる分区を指定することができる。(港湾法 第39条)

分	区
---	---

- 商港区……………旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
- 特殊物資港区……石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域
- 工業港区……………工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
- 鉄道連絡港区……鉄道と鉄道連絡船との連絡を行わせることを目的とする区域
- 漁港区……………水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域
- バンカー港区……船舶用燃料の貯蔵及び補給を行わせることを目的とする区域
- 保安港区……………爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域
- マリーナ港区……スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域
- 修景厚生港区……その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域

上記分区は、当該港湾管理者としての地方公共団体（港湾管理者が港務局である場合には港務局を組織する地方公共団体）の区域の範囲内で指定しなければならない。(港湾法 第39条第2項)

5. 港湾の管理運営

(1) 重要港湾以上の港湾管理者の概要

都道府県名	港湾名	よみがな	港湾管理者名	設 年 月 日	旧 重 要 指 定 日	特 定 港 湾 指 定 日	重要港湾 指 定 日	そ の 他
北 海 道	(国際拠点港湾 2)							
	室蘭	むろらん	室 蘭 市	S28. 4. 15	S40. 4. 1	S26. 1. 19		
	苫小牧	とまこまい	苫小牧港 管理組合	S40. 7. 1	S56. 5. 26	S38. 4. 1		
	(重要港湾 10)							
	石狩湾新	いしかりわんしん	石狩湾新港 管理組合	S53. 4. 1		S48. 4. 16		
	稚内	わかかない	稚 内 市	S28. 3. 31		S32. 5. 20		
	函館	はこだて	函 館 市	S28. 4. 15		S26. 1. 19		
	小樽	おたる	小 樽 市	〃		〃		
	釧路	くしろ	釧 路 市	〃		S26. 9. 22		
	留萌	るもい	留 萌 市	〃		S27. 2. 1		
	十勝	と勝ち	広 尾 町	S28. 3. 31		S45. 5. 1		
	紋別	もんべつ	紋 別 市	〃		S50. 4. 22		
網走	あばしり	網 走 市	〃		S53. 4. 15			
根室	ねむろ	根 室 市	〃		〃			
青 森 県	(重要港湾 3)							
	八戸	はちのへ	青 森 県	S28. 4. 10		S26. 1. 19	漁港適用	
	青森	あおもり	〃	S39. 7. 21		〃		
	むつ小川原	むつおがわら	〃	S52. 3. 30		S52. 9. 13		
岩 手 県	(重要港湾 4)							
	宮古	みやこ	岩 手 県	S28. 3. 2		S26. 1. 19		
	大船渡	おおふなと	〃	〃		S34. 6. 11		
	久慈	くじ	〃	〃		S50. 4. 22		
	釜石	かまいし	〃	S28. 5. 10		S26. 9. 22	漁港適用	
宮 城 県	(国際拠点港湾 1)							
	仙台塩釜	せんだいしおがま	宮 城 県	S27. 9. 1	H13. 4. 1	S26. 1. 19	漁港適用	
	(重要港湾 1)							
石巻	いしのまき	宮 城 県	S29. 4. 1		S39. 4. 1	漁港適用		
秋 田 県	(重要港湾 3)							
	秋田	あきた	秋 田 県	S28. 7. 30		S26. 1. 19		
	船川	ふながわ	〃	〃		〃		
	能代	のしろ	〃	〃		S56. 5. 26		

都道府県名	港湾名	よみがな	港湾管理者名	設 年 月 立 日	旧 重 指 定 日	特 定 日	重要港湾 指 定 日	そ の 他
山形県	(重要港湾 1) 酒田	さかた	山形県	S28.3.20			S26.1.19	
福島県	(重要港湾 2) 小名浜 相馬	おなはま そうま	福島県 〃	S27.8.1 S35.1.25			S26.1.19 S49.4.23	
茨城県	(重要港湾 2) 茨城 鹿島	いばらき かしま	茨城県 〃	S58.3.3 S37.5.30			S58.3.29 S38.4.1	漁港適用
千葉県	(国際拠点港湾 1) 千葉 (重要港湾 1) 木更津	ちば きさらづ	千葉県 千葉県	S28.3.25 S28.3.25	S40.4.1		S32.5.20 S43.4.17	
東京都	(国際戦略港湾 1) 東京	とうきょう	東京都	S26.11.1	S26.9.22		S26.1.19	
神奈川県	(国際戦略港湾 2) 横浜 川崎 (重要港湾 1) 横須賀	よこはま かわさき よこすか	横浜市 川崎市 横須賀市	S26.6.1 〃 S28.4.1	S26.9.22 〃		S26.1.19 〃 S26.1.19	準 特
新潟県	(国際拠点港湾 1) 新潟 (重要港湾 3) 両津 直江津 小木	にいがた りょうつ なおえつ おぎ	新潟県 新潟県 〃 〃	S29.3.25 S27.6.1 〃 〃	S42.6.1		S26.1.19 S26.9.22 〃 S49.4.23	
富山県	(国際拠点港湾 1) 伏木富山	ふしきとやま	富山県	S28.7.1	S61.6.17		S26.1.19	
石川県	(重要港湾 2) 七尾 金沢	ななお かなざわ	石川県 〃	S27.4.1 〃			S26.1.19 S39.4.1	
福井県	(重要港湾 1) 敦賀	つるが	福井県	S28.3.25			S26.1.19	
静岡県	(国際拠点港湾 1) 清水	しみず	静岡県	S27.4.1	S27.2.1		S26.1.19	

都道府県名	港湾名	よみがな	港湾管理者名	設 年 月 立 日	旧 重 指 定 日	特 定 日	重要港湾 指 定 日	そ の 他
静岡県	(重要港湾 2) 田子の浦 御前崎	たごのうら おまえざき	静岡県 〃	S27.11.10 〃			S39.4.1 S50.4.22	
愛知県	(国際拠点港湾 1) 名古屋 (重要港湾 2) 衣浦 三河	なごや きぬうら みかわ	名古屋港 管理組合 〃	S26.9.8 S32.4.25 S37.5.4	S26.9.22		S26.1.19 S32.5.20 S39.4.1	
三重県	(国際拠点港湾 1) 四日市 (重要港湾 2) 尾鷲 津松阪	よつかいち おわせ つまつさか	四日市港 管理組合 〃	S41.4.1 S27.9.1 S46.3.23	S27.2.1		S26.1.19 S42.6.1 S46.4.1	
京都府	(重要港湾 1) 舞鶴	まいづる	京都府	S28.4.10			S26.1.19	漁港適用 ・準特
大阪府	(国際戦略港湾 1) 大阪 (国際拠点港湾 1) 堺泉北 (重要港湾 1) 阪南	おおさか さかいせんぼく はんなん	大阪市 大阪府 大阪府	S27.1.1 S44.3.28 S43.4.15	S26.9.22	S37.7.1	S26.1.19 S34.6.11 S43.4.17	
兵庫県	(国際戦略港湾 1) 神戸 (国際拠点港湾 1) 姫路 (重要港湾 2) 尼崎西宮芦屋 東播磨	こうべ ひめじ あまがさき にしのみやしや ひがしはりま	神戸市 兵庫県 兵庫県 〃	S26.4.1 S28.7.1 S44.3.28 S38.11.26	S26.9.22	S42.6.1	S26.1.19 S26.1.19 S26.9.22 S39.2.1	
和歌山県	(国際拠点港湾 1) 和歌山下津 (重要港湾 1) 日高	わかやましもつ ひだか	和歌山県 和歌山県	S28.8.1 S28.8.1	S40.4.1		S26.1.19 S58.10.4	

都道府県名	港湾名	よみがな	港湾管理者名	設 年 月 立 日	旧 重 指 定 指 定 日	重 要 港 指 定 日	そ の 他
鳥取県	(重要港湾 1)						
	鳥取	とっとり	鳥取県	S28. 3. 10		S50. 4. 22	
	(重要港湾 1)						
	境	さかい	境港管理組合	S33. 4. 1		S26. 1. 19	
島根県	(重要港湾 3)						
	浜田	はまだ	島根県	S28. 7. 10		S32. 5. 20	
	西郷	さいごう	〃	〃		S34. 6. 11	
	三隅	みすみ	〃	S57. 10. 13		S57. 11. 9	
岡山県	(国際拠点港湾 1)						
	水島	みずしま	岡山県	S26. 8. 1	H15. 4. 1	S35. 6. 9	
	(重要港湾 2)						
	宇野	うの	岡山県	S26. 8. 1		S26. 1. 19	
	岡山	おかやま	〃	〃		S39. 4. 1	
広島県	(国際拠点港湾 1)						
	広島	ひろしま	広島県	S28. 4. 28	H4. 6. 3	S26. 1. 19	
	(重要港湾 3)						
	福山	ふくやま	広島県	S27. 9. 1		S38. 4. 1	
	尾道糸崎	おのみちいとざき	〃	S28. 3. 31		S26. 1. 19	
	呉	くれ	呉市	S27. 7. 10		〃	準 特
山口県	(国際拠点港湾 2)						
	下関	しものせき	下関市	S37. 1. 1	S26. 9. 22	S26. 1. 19	
	徳山下松	とくやまくだまつ	山口県	S28. 3. 20	S40. 4. 1	S26. 9. 22	
	(重要港湾 4)						
	岩国	いわくに	山口県	S28. 3. 20		S27. 2. 1	
	三田尻中関	みたじりなかのせき	〃	〃		S34. 6. 11	
	宇部	うべ	〃	〃		S26. 1. 19	
	小野田	おのだ	〃	〃		S35. 6. 9	
徳島県	(重要港湾 2)						
	徳島小松島	とくしまこまつしま	徳島県	S28. 9. 30		S26. 1. 19	
	橘	たちばな	〃	〃		S40. 4. 1	
香川県	(重要港湾 2)						
	坂出	さかいで	坂出市	S28. 7. 30		S26. 9. 22	
	高松	たかまつ	香川県	S29. 8. 1		S26. 1. 19	

都道府県名	港湾名	よみがな	港湾管理者名	設 年 月 立 日	旧 重 指 定 日	特 定 港 日	重要港湾 指 定 日	そ の 他
愛 媛 県	(重要港湾 6)							
	宇和島	うわじま	愛 媛 県	S28. 7. 10			S35. 6. 9	
	松山	まつやま	〃	S29. 3. 1			S26. 1. 19	
	東予	とうよ	〃	S39. 3. 31			S39. 4. 1	
	三島川之江	みしまかわのえ	〃	S45. 8. 19			S46. 4. 1	
	今治	いまばり	今 治 市	S27. 11. 1			S26. 1. 19	
	新居浜	にいはま	新 居 浜 市 港 務 局	S28. 12. 1			S26. 9. 22	
高 知 県	(重要港湾 3)							
	高知	こうち	高 知 県	S29. 1. 1			S26. 1. 19	
	須崎	すさき	〃	〃			S40. 4. 1	
	宿毛湾	すくもわん	〃	S59. 6. 12			S61. 6. 17	
福 岡 県	(国際拠点港湾 2)							
	北九州	きたきゅうしゅう	北九州市	S49. 4. 1	S26. 9. 22		S26. 1. 19	
	博多	はかた	福 岡 市	S27. 10. 15	H2. 7. 20		S26. 1. 19	
	(重要港湾 2)							
	苅田	かんだ	福 岡 県	S27. 7. 1			S26. 1. 19	準 特
	三池	みいけ	〃	S46. 9. 20			S26. 9. 22	
佐 賀 県	(重要港湾 2)							
	唐津	からつ	佐 賀 県	S28. 3. 20			S26. 1. 19	
	伊万里	いまり	〃	〃			〃	
長 崎 県	(重要港湾 5)							
	長崎	ながさき	長 崎 県	S27. 4. 1			S26. 1. 19	漁港適用
	厳原	いづはら	〃	S27. 5. 1			S26. 9. 22	
	郷ノ浦	ごうのうら	〃	〃			S34. 6. 11	
	福江	ふくえ	〃	〃			S26. 9. 22	
	佐世保	させぼ	佐世保市	S27. 8. 1			S26. 1. 19	準 特
熊 本 県	(重要港湾 3)							
	三角	みすみ	熊 本 県	S28. 9. 30			S26. 1. 19	
	八代	やつしろ	〃	〃			S34. 6. 11	
	熊本	くまもと	〃	S48. 12. 14			S49. 4. 23	

都道府県名	港湾名	よみがな	港湾管理者名	設 年 月 立 日	旧 重 指 定 日	特 定 日	重要港湾 指 定 日	そ の 他
大分県	(重要港湾 5)							
	大分	おおいた	大分県	S26.11.22			S26.1.19	
	津久見	つくみ	〃	〃			S26.9.22	
	別府	べつふ	〃	〃			〃	
	佐伯	さいき	〃	S34.6.22			S45.5.1	
	中津	なかつ	〃	〃			H11.6.4	
宮崎県	(重要港湾 3)							
	細島	ほそしま	宮崎県	S28.2.25			S26.1.19	漁港適用
	油津	あぶらつ	〃	〃			S27.2.1	
宮崎	みやざき	〃	〃			S48.4.16		
鹿児島県	(重要港湾 5)							
	鹿児島	かごしま	鹿児島県	S28.4.1			S26.1.19	
	名瀬	なせ	〃	S30.7.30			S29.7.2	
	西之表	にしのおもて	〃	S28.4.1			S35.6.9	
	志布志	しぶし	〃	〃			S44.4.1	
	川内	せんだい	〃	〃			S45.5.1	
沖縄県	(重要港湾 6)							
	那覇	なは	那覇港 管理組合	H14.4.1			S47.5.15	
	平良	ひらら	宮古島市	S47.5.15			〃	
	石垣	いしがき	石垣市	〃			〃	
	運天	うんでん	沖縄県	〃			〃	
	金武湾	きんわん	〃	〃			S49.4.23	
	中城湾	なかぐすくわん	〃	〃		〃		

(注) 1. 「その他」の欄の「漁港適用」とは、港湾法施行令別表第3により指定された港湾（港湾法第3条ただし書きにより港湾法の適用がある漁港がその区域内にある港湾）を示し、「準特」とは港湾法施行令別表第4により指定された港湾（港湾法附則第5項により当分の間国際拠点港湾と同程度の負担又は補助が行われる港湾）を示す。

2. 設立年月日とは、港湾区域を認可した日である。
但し沖縄県所在の港湾で復帰時既存の港湾については、復帰の日である。
3. 国際戦略港湾及び国際拠点港湾の指定日は、すべてH23.4.1である。

(2) 港湾区域と漁港区域の重複・隣接

都道府県	港名	港湾区域 漁港区域 の関係	都道府県	港名	港湾区域 漁港区域 の関係	都道府県	港名	港湾区域 漁港区域 の関係
北海道	室蘭		石川県	七尾	隣接	愛媛県	宇和島	
	苫小牧			金沢			松山	隣接
	石狩湾新		福井県	敦賀	隣接		東予	隣接
	稚内			清水			三島川之江	隣接
	函館	隣接	静岡県	田子の浦			今治	隣接
	小樽			御前崎	隣接	新居浜	隣接	
	釧路		愛知県	名古屋		高知県	高知	
	留萌			衣浦	隣接		須崎	隣接
	十勝		三河	隣接	宿毛湾		隣接	
紋別		三重県	四日市	隣接	福岡県	北九州	隣接	
網走			尾鷲	隣接		博多	隣接	
根室		津松阪	隣接	苅田		隣接		
青森県	八戸	重複	京都府	舞鶴	重複	三池		
		隣接		大阪府	大阪		唐津	隣接
	青森	隣接	堺泉北		隣接	伊万里		
	むつ小川	隣接	兵庫県	阪南	隣接	長崎県	長崎	重複
岩手県	宮古			神戸			厳原	隣接
	大船渡	隣接	姫路	隣接	郷ノ浦		隣接	
	久慈	隣接	尼崎西宮芦屋		福江	隣接		
	釜石	重複	東播磨	隣接	佐世保	隣接		
		隣接	和歌山下津	隣接	熊本県	三角	隣接	
宮城県	仙台塩釜	重複	日高	隣接		八代	隣接	
		隣接	鳥取県	鳥取			熊本	隣接
	石巻	重複	島根県	境	隣接	大分県	大分	隣接
		隣接	島根県	浜田	隣接		津久見	
秋田県	秋田			西郷	隣接		別府	隣接
	船川	隣接	三隅	隣接	佐伯	隣接		
山形県	能代		岡山県	水島	隣接	中津	隣接	
	酒田			宇野		細島	隣接	
福島県	小名浜		岡山	隣接	油津	重複		
	相馬	隣接	広島県	広島山	隣接	宮崎		
茨城県	茨城	重複		福山	隣接	鹿児島県	鹿兒島	隣接
		隣接	尾道糸崎	隣接	名瀬		隣接	
	鹿島		呉		西之表			
千葉県	千葉		山口県	下関	隣接	志布志		
	木更津	隣接		徳山下松	隣接	川内	隣接	
東京都	東京		岩国		沖縄県	那覇	隣接	
神奈川県	横浜	隣接	三田尻中間	隣接		平良	隣接	
	川崎	隣接	宇部	隣接		石垣	隣接	
	横須賀	隣接	小野田	隣接	運天	隣接		
新潟県	新潟		徳島県	徳島小松島		金武湾	隣接	
	両津	隣接		橘	隣接	中城湾	隣接	
	直江津	隣接	香川県	坂出	隣接			
	小木	隣接		高松	隣接			
富山県	伏木富山	隣接						

出典：国土交通省港湾局調べ

注) 重要港湾以上について掲載。

重複は、港湾区域と漁港区域が重複して指定されていること。

隣接は、港湾区域と漁港区域が接して指定されていること。

空欄は、港湾区域と漁港区域の関係が重複又は隣接の関係で指定されていないこと。

(3) 一部事務組合方式による港湾管理者の概要

組合名 事項	苫小牧港管理組合	石狩湾新港管理組合	名古屋港管理組合
(1) 組合を組織する地方公共団体	北海道 苫小牧市	北海道 石狩市	愛知県 名古屋市
(2) 組合の議会 (4) 議員の定数	10人	12人	30人
(5) 議員の選出 母体	5人…北海道議から道議会が選出 5人…苫小牧市議から市議会が選出	6人…北海道 3人…小樽市 議員の選挙 3人…石狩市	15人…愛知県議から県議会が選出 15人…名古屋市議から市議会が選出
(6) 議員の任期	その属する議会（道議会、市議会）の議員の任期	その属する議会（道議会、市議会）の議員の任期	2年
(3) 組合の管理者 (4) 管理者 (5) 副管理者	北海道知事又は苫小牧市長 (2年交替、ただし再任可) 専任1人…北海道知事及び苫小牧市長が推薦する者（組合議会の同意） 兼任2人…北海道知事が指定した職にある北海道の職員及び苫小牧市長が指定した職にある苫小牧市の職員（当該職員が2人以上の時は、北海道知事又は苫小牧市長が指名）	北海道知事、小樽市長又は石狩市長から互選 専任1人…北海道知事、小樽市長及び石狩市長が共同して推薦する者（組合議会の同意） 兼任2人…小樽市長が指定した職にある小樽市の職員及び石狩市長が指定した職にある石狩市の職員（当該職員が2人以上の時は、小樽市長又は石狩市長が指名）	愛知県知事又は名古屋市長 (2年交替) 愛知県知事及び名古屋市長の推薦する者（組合議会の同意） 常勤1人 非常勤2人
(4) 組合の審議会	苫小牧港地方港湾審議会	石狩湾新港地方港湾審議会	名古屋港審議会
(5) 組合の経費 (4) 支弁方法	① 組合財産よりの収入 ② 国、北海道及び苫小牧市から貸付又は管理委託されたものよりの収入 ③ 国庫支出金、地方債、委託金及び寄附金等の収入等	① 組合財産よりの収入 ② 国、北海道、小樽市及び石狩市から貸付又は管理委託されたものよりの収入 ③ 国庫支出金、地方債、委託金及び寄附金等の収入等	① 組合財産よりの収入 ② 国、愛知県、名古屋市及び他の公共団体から貸付又は管理委託されたものよりの収入 ③ 国庫補助金、負担金、起債、委託金、交付金及び寄附金等の収入
(6) 負担割合	西港 東港 北海道 1/2 2/3 苫小牧市 1/2 1/3 ただし漁業補償費及びその関連費は知事と市長の協議	北海道 4/6 小樽市 1/6 石狩市 1/6	愛知県 50/100 名古屋市 50/100
(6) 財産の貸与等	無償貸付又は譲与（組合存続期間中貸付） 65.6.30現在の苫小牧港における苫小牧市の財産 ・不動産、動産、地上権等 ・財産に関する65.6.30現在の債権債務はそのまま市に属する		無償貸付又は譲与（組合存続期間中貸付） 51.9.7現在の名古屋港及び堀川の県有財産 51.9.7現在の中川運河及び新堀川の市有財産 ・不動産、動産、地上権、株券等 ・財産に関する51.9.7現在の債権債務は組合に承継される
(7) 設立許可日 地方自治法	1965年6月9日	1978年4月1日	1951年9月8日
(8) 所在地 ・電話	〒053-0004 苫小牧市港町1-6-38 0144(34)5551	〒061-3244 石狩市新港南2丁目 725-1 0133(64)6661	〒455-0033 名古屋港区港町 1番11号 052(661)4111

四日市港管理組合	境港管理組合	那覇港管理組合
三重県 四日市市	鳥取県 島根県	沖縄県 那覇市 浦添市
9人	7人	10人
5人…三重県議から県議選出 4人…四日市市議から市議選出	4人…鳥取県議から県議選出 (ただし1人は議員以外の被選挙権者でもよい) 3人…島根県議から県議選出	5人…沖縄県議から県議選出 3人…那覇市議から市議選出 2人…浦添市議から市議選出
その属する議会(県議会又は市議会)の議員の任期	2年	その属する議会(県議会、市議会)の議員の任期
三重県知事	鳥取県知事	沖縄県知事、那覇市長又は浦添市長から互選
常勤1人…三重県知事及び四日市市長の推薦 (組合議会の同意) 非常勤1人…四日市市長	島根県知事又はその指名する者	常勤1人…沖縄県知事、那覇市長及び浦添市長が共同して推薦する者 (組合議会の同意) 非常勤2人…管理者の属さない地方公共団体の副知事又は副市長(当該職にあるものが2人以上の時は、その地方公共団体の長が指名した者)
四日市港港湾審議会	境港地方港湾審議会	那覇港地方港湾審議会
① 組合の財産から生ずる収入 ② 国、組織団体等から貸付又は管理の委託を受けた施設又は財産から生ずる収入 ③ 国庫支出金、地方債、委託金、寄附金等の収入 ④ その他組合に属する収入	① 組合財産よりの収入 ② 国から貸付又は管理委託されたものよりの収入 ③ 国庫補助負担金、起債、委託金、交付金及び寄附金等の収入等 ④ 鳥取県及び島根県の分賦金 ⑤ その他組合に属する収入	① 組合財産から生ずる収入 ② 国、沖縄県、那覇市及び浦添市から貸付又は管理委託されたものから生じた収入 ③ 国庫支出金、地方債、委託金、寄附金等の収入 ④ 沖縄県、那覇市及び浦添市の負担金 ⑤ その他組合に属する収入
三重県 55.6 / 100 四日市市 44.4 / 100	管理運営に要する費用 鳥取県 50 / 100 島根県 50 / 100 一般管理費 鳥取県 78.8 / 100 島根県 21.2 / 100 ポートセールス推進事業費 鳥取県 75 / 100 島根県 25 / 100	沖縄県 6 / 10 那覇市 3 / 10 浦添市 1 / 10 ただし、浦添5項東緑地、海洋緑地(緑地、海浜)、マリナ及び臨港道路浦添1号線の一部は、沖縄県8 / 10 浦添市2 / 10
無償又は有償貸付(組合存続期間中) 66.3.31現在の四日市港における三重県有又は四日市市有の財産	無償貸付(組合存続期間中) 58.3.31現在の境港における両県のそれぞれの県有財産 ・不動産、動産、地上債等 ・財産に関する58.3.31現在の債権債務は従来どおり各県に属する	無償譲渡 02.3.31現在の那覇港における那覇市の財産 ・不動産、動産、地上権等
1966年4月1日	1958年4月1日	2002年3月14日
〒510-0011 四日市市震2丁目1-1 059(366)7006	〒684-0004 境港市大正町215 0859(42)3705	〒900-0035 那覇市通堂町2番1号 098(868)2578

(4) 港務局の設立による港湾管理者の概要

(1) 港務局の名称	新居浜港務局
(2) 港務局を組織する地方公共団体	新居浜市
(3) 港務局の委員会	
(イ) 委員の定数	7名
(ロ) 委員の任期	3年（但し、補欠の委員の任期は前任者の残任期間）
(ハ) 委員の構成	2名……新居浜市 1名……学識経験者 2名……旧管理者（住友金属鉱山）の推薦する者 2名……荷主代表
(4) 港務局の監事	
(イ) 監事の定数	3名
(ロ) 監事の任期	2年
(ハ) 監事の構成	1名……新居浜市 1名……愛媛県 1名……旧管理者の推薦する者
(5) 港務局の代表者	委員長（委員の互選）
(6) 港務局の審議会	新居浜港地方港湾審議会
(7) 港務局の経費	港湾工事に要する費用 ・新居浜市が従来維持管理していた港湾施設……新居浜市負担 ・旧維持管理者が従来維持管理していた外郭施設、水域施設、及び航行補助施設……新居浜市5/10、受益者5/10 上記以外 ①港務局の財産から生じる収入 ②貸付を受けた港湾施設から生じる収入 ③港湾利用者から徴収する収入 等
(8) 財産の借受	無償 ①新居浜市が従来維持管理していた港湾施設 ②旧管理者が従来管理していた外郭施設、水域施設及び航行補助施設
(9) 設立登記年月日 （港湾法第7条第1項）	1953年12月1日
(10) 所在地・電話	〒792-0023 新居浜市繁本町3番5号 TEL 0897-65-1350

(5) 主要港の港湾施設の使用料

(2012年4月1日現在)

入港料	岸壁	荷役機械	土屋	野積場	荷さばき地 (港湾施設用地)	タラホート料金
東京	外航船舶 2.70円/総トン 1時間未満 3.70円/総トン 1時間以上2時間未満 7.30円/総トン 2時間以上12時間未満 10.05円/総トン 12時間超12時間未満まで 6.70円/総トン加算	45,000円/1台・30分までごと 2.70円/総トン 1.35円/総トン	一般上屋 491～750円/㎡・月 自動上屋 106～965円/㎡・月 食品上屋 152～194円/㎡・月 貨物置置区画 2,373円/㎡・月 その他 720円/㎡・月 ばら物上屋 248円/㎡・月	一般野積場 106～965円/㎡・月 ばら物野積場 274円/㎡・月	一般使用 12円/㎡・日 定期使用 ～454円/㎡・月	基本料金 101,700円/時
横浜	外航船舶 2.70円/総トン 12時間未満 10.05円/総トン 12時間超12時間未満 6.70円/総トン加算	一般使用 レール面上揚程30m以下のもの 44,500円/1台・30分までごと 最大巻き揚り400kgを超えるもの 5,830,000円/1台・月 専用使用 46,500円/1台・30分までごと レール面上揚程30m以下のもの 750～1,800円/㎡・月 専用使用 30円/㎡・日加算	一般使用 基本料金 38～52円/㎡・日 遊賃料 購入日から61日以後 専用使用 30円/㎡・日加算	基本料金 150～430円/㎡・月	基本料金 6～14円/㎡・日 冷卻機/計用 73円/㎡・日 遊賃料 購入日から31日以後 10円/㎡・日加算	基本料金 101,700円/時
名古屋	外航船舶 7.00円/総トン 12時間未満 10.05円/総トン 12時間超12時間未満 6.70円/総トン加算	最大巻き揚り8tのもの 9,555円/1台・30分までごと 最大巻き揚り400kg未満のもの 2,500円/1台・30分までごと 最大巻き揚り500kg以上のもの 52,500円/1台・30分までごと	一般使用 22,400円/㎡・月 専用使用 315～483円/㎡・月	139.65～153.30円/㎡・月	7.66～11.86円/㎡・日	基本料金 馬力2,400～2,600 86,700～91,300円/時 馬力3,500 101,700～107,100円/時
大阪	外航船舶 2.70円/総トン 12時間未満 10.55円/総トン 12時間超12時間未満 7.03円/総トン加算	揚子30.5t 揚子40.0t 42,525円/1台・30分 49,875円/1台・30分	一般使用 19.36～35.84円/㎡・日 専用使用 540～1,090円/㎡・月		一般使用 6.11～12.40円/㎡・日 専用使用 142～377円/㎡・月	馬力 2,400以上3,600未満 92,610～113,510円/時 馬力3,600以上 115,190円/時
神戸	外航船舶 2.70円/総トン 1時間未満 3.35円/総トン 1時間以上2時間未満 6.80円/総トン 2時間以上12時間未満 10.05円/総トン 12時間超12時間未満まで 6.70円/総トン加算	ガントリマー・クレーン 揚子30.5t以上かつ部制履行範囲 20.0t-1t以上かつ16t未満のもの 42,988円/1台・30分につき 揚子30.5t以上かつ部制履行範囲 37.0t-1t以上かつ16t未満のもの 47,250円/1台・30分につき 揚子30.5t以上かつ部制履行範囲 40.0t-1t以上かつ16t未満のもの 49,875円/1台・30分につき 上記に定める以外のもの 31,500円/1台・30分につき	一般使用 8.40～11.97円/㎡ 又は1.9円/㎡ 専用使用 202～359円/㎡・月	一般使用 8.40～11.97円/㎡ 又は1.9円/㎡ 専用使用 202～359円/㎡・月	一般使用 8.40～11.97円/㎡ 又は1.9円/㎡ 専用使用 202～359円/㎡・月	基本料金 ①馬力3,000～ ①の場合以外の場合 81,700円/時

出典：国土交通省港湾局港湾経済課調べ
 ※港湾施設使用料は各港湾管理者条例に規定されており、料金設定は管理者毎に多岐に渡っているため条例の一例を抜粋している。詳細については各条例を参照のこと。

(6) 外貿埠頭会社の概要

(2012年8月現在)

名 称	東京港埠頭 (株)	横浜港埠頭 (株)	大阪港埠頭 (株)	神戸港埠頭 (株)
所 在 地	〒135-0064 江東区青海2丁目4番24号 青海フロンティアビル10階	〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル4階	〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 アジア太平洋トレードセンタービル0's棟 南館5階	〒651-0083 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号 神戸商工貿易センタービル16階
電 話 番 号	03(3599)7303	045(671)7291	06(6615)7211	078(231)2401
設 立 の 年 月 日	平成19年10月25日 <small>(平成20年4月1日、解散した(財)東京港埠頭公社より業務引継)</small>	平成23年7月26日 <small>(平成24年4月1日、解散した(財)横浜港埠頭公社より業務引継)</small>	平成22年10月15日 <small>(平成23年4月1日、解散した(財)大阪港埠頭公社より業務引継)</small>	平成22年10月5日 <small>(平成23年4月1日、解散した(財)神戸港埠頭公社より業務引継)</small>
特定外貿法(※)第3条に基づく 国土交通大臣の指定年月日	平成20年4月1日	平成24年4月1日	平成23年4月1日	平成23年4月1日
資 本 金	168億55百万円	150億2千万円	160億35百万円	190億15百万円
代表取締役社長	大原正行	高島正之	川端芳文	犬伏泰夫
業 務 概 要	東京港における外貿埠頭の建設並びに貸付け及び改良、維持、災害復旧その他の管理 (特定外貿法第3条)	横浜港における外貿埠頭の建設並びに貸付け及び改良、維持、災害復旧その他の管理 (特定外貿法第3条)	大阪港における外貿埠頭の建設並びに貸付け及び改良、維持、災害復旧その他の管理 (特定外貿法第3条)	神戸港における外貿埠頭の建設並びに貸付け及び改良、維持、災害復旧その他の管理 (特定外貿法第3条)
埠 頭 施 設	コンテナ埠頭 9バース ライナー埠頭 9バース	コンテナ埠頭 10バース ライナー埠頭 8バース	コンテナ埠頭 7バース ライナー埠頭 7バース フェリー埠頭 9バース	コンテナ埠頭 11バース ライナー埠頭 15バース フェリー埠頭 3バース

※特定外貿法：特定外貿埠頭の管理運営に関する法律

(7) 外貿埠頭公社・フェリー埠頭公社の概要

(2012年4月現在)

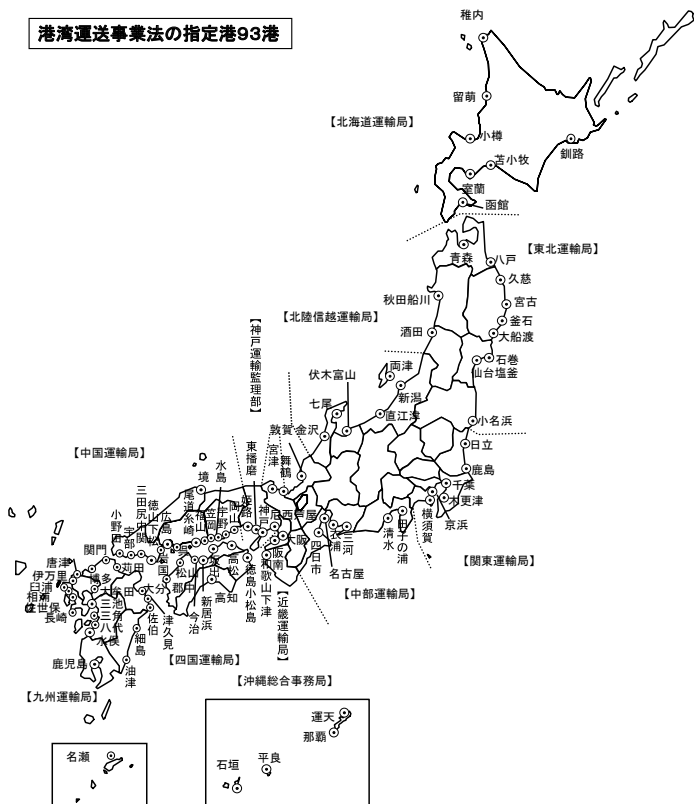
名 称	(財)名古屋港埠頭公社	(財)室蘭市フェリー埠頭公社	(財)青森県フェリー埠頭公社	(財)宮城県フェリー埠頭公社
所在地	〒455-0847 名古屋市港区空見町 40番地	〒051-0023 室蘭市入江町1番地 50号	〒038-0002 青森市沖館2丁目11 番1号	〒983-0001 仙台市宮城野区港3 丁目7番1号
電話番号	052(398)1033	0143(22)3399	017(781)7131	022(254)3001
設立許可の年月日	昭和46年10月22日 平成5年2月26日 ((財)名古屋フェリー 埠頭公社を改組)	昭和50年10月16日	昭和47年12月7日	昭和50年4月1日
港湾法第55条の7に基づく 国土交通大臣の認定年月日	昭和46年12月28日	昭和51年2月27日	昭和48年3月14日	昭和50年9月20日
基本財産	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円
理事長	山田孝嗣	寺島孝征	渡邊正志	神山一志
業務概要	名古屋港における 外貿コンテナ埠頭及 びカーフェリー埠頭 の建設並びに貸付け 及び改良、維持、災 害復旧その他の管理 (寄附行為)	室蘭港におけるフ ェリー埠頭の建設、 改良、維持、修繕及 び管理 (寄附行為)	青森港及び八戸港 におけるフェリー埠 頭の建設、改良、維 持、修繕及び管理 (寄附行為)	仙台塩釜港におけ るフェリー埠頭の建 設、改良、維持、修 繕及び管理 (寄附行為)
埠頭施設	コンテナ埠頭 3バース フェリー埠頭 2バース	フェリー埠頭 2バース	フェリー埠頭 4バース	フェリー埠頭 2バース

6. 港湾運送

(1) 指定港湾一覧（2012年4月1日現在）

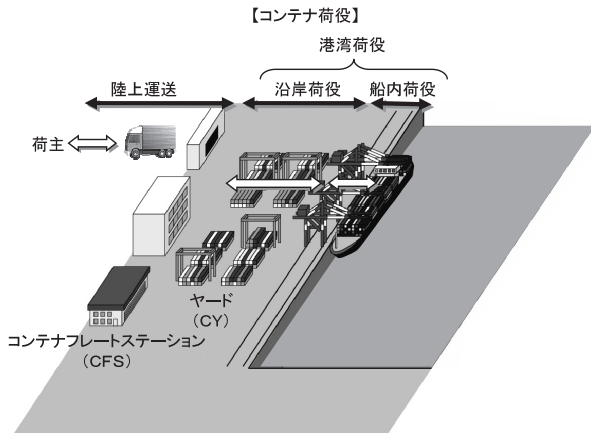
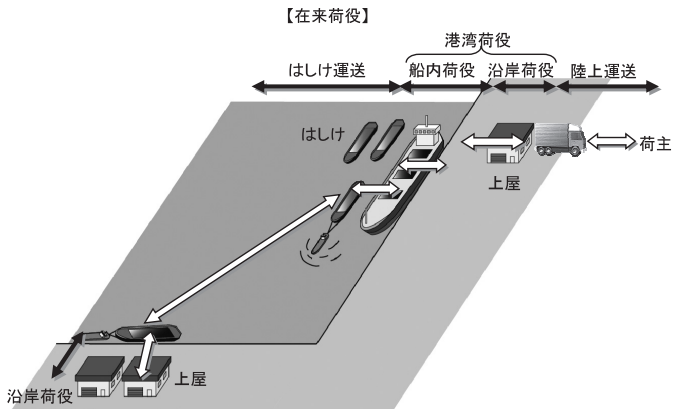
注) 指定港湾とは、港湾運送事業法が適用される港湾。

港湾運送事業法の指定港93港

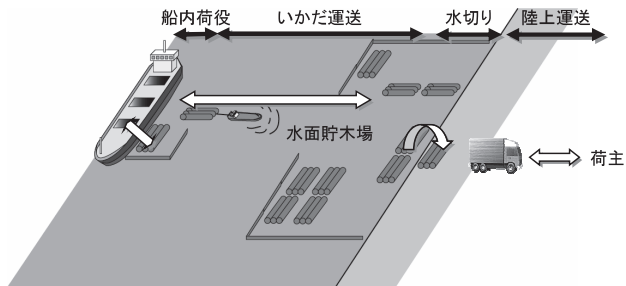


出典：国土交通省港湾局港湾経済課作成

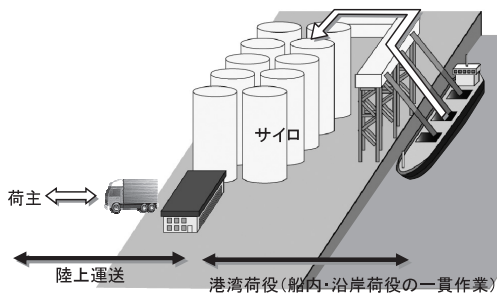
(2) 港湾運送の様態



【いかだ運送】



【サイロ荷役及び大型機械荷役】



(3) 運賃・料金

1. 料金制度の概要

(1) 規制の法的根拠

港湾運送事業者は、運賃及び料金を設定又は変更しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。(港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第9条)

なお、上記の国土交通大臣の権限は地方運輸局長等に委任(検数料金、鑑定料金、検量料金は除く。)されている。(港湾運送事業法施行令第5条)

(2) 運賃制度

作業形態別、荷姿別、品目別トン当たり運賃を定め、重量に応じて運賃を計算する制度。

2. 料金の種類

【在来荷役料金】

- (1) 港湾荷役料金(船内荷役料金): 貨物の船舶への積込、船舶からの取卸作業に対する料金
- (2) 港湾荷役料金(沿岸荷役料金): 船舶若しくは、はしけにより運送された貨物の上屋・野積場への搬入又はその逆の搬出に対する積卸作業、並びに上屋その他の荷さばき場における貨物の保管に対する料金
- (3) 港湾荷役料金(船内・沿岸一貫荷役料金): 貨物を船舶から取卸し、上屋・野積場へ搬入又は上屋・野積場の貨物を岸壁へ移送し船舶へ積込むまでの一貫作業に対する料金
- (4) 港湾荷役料金(小型船荷役料金): 総トン数1,000トン未満の船舶にかかる貨物の船舶からの取卸し、上屋・野積場への搬入又は上屋・野積場の貨物を岸壁に移送し船舶へ積込むまでの一貫作業に対する料金
- (5) はしけ運送料金: 港湾若しくは、指定区間における貨物のはしけによる運送に対する料金
- (6) いかだ運送料金: 港湾若しくは、指定区間におけるいかだに組んでする木材の運送及び木材の水面貯木場における諸作業等に対する料金
- (7) 輸出貨物船積料金: 輸出貨物を上屋戸前荷受から本船船側で本船へ荷渡するまでの一貫作業に対する料金
- (8) 検数料金: 船積貨物の積込、又は陸揚を行うに際してする、貨物の箇数の計算又は受渡の証明に対する料金
- (9) 鑑定料金: 船積貨物の積付に関する証明・調査及び鑑定に対する料金
- (10) 検量料金: 船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の容積、又は重量の計算、又は証明に対する料金

【革新荷役料金】

革新荷役料金は、荷役形態が在来荷役料金に係るものと異なることによって荷役能率が著しく異なるため、在来荷役料金によりがたいものについて適用する。

- (1) 自動車専用船荷役料金：自動車専用船及び準専用船への自動車の積込又は取卸を一貫して行う作業等に対する料金
- (2) ロールオン・ロールオフ船荷役料金：ロールオン・ロールオフ船（モジュール船を含む。）への貨物の積込又は取卸を一貫して行う作業等に対する料金
- (3) サイロ港湾荷役料金：ニューマチック、コンベア等の荷役機械を使用して、撤貨物を船舶からサイロピンに投入するまでを一貫して行う作業等に対する料金
- (4) コンテナターミナル運営料金：コンテナの船舶への積込又は取卸、船舶により運送されたコンテナのヤードへの搬入又は船舶により運送されるべきコンテナのヤードからの搬出及びコンテナのヤードでの荷さばき等を一貫して行う作業等に対する料金
- (5) 機械荷役料金：専用埠頭（流通センターを含む。）等に設置された大型荷役機械を使用して、船舶への積込又は取卸を一貫して行う作業等に対する料金
- (6) 機械下荷役料金：上記（5）の機械荷役に付随して行うかきよせ作業等に対する料金
- (7) その他料金：上記に準じて荷役形態が特殊であり、かつ、能率が著しく異なる作業（在来荷役料金に係る作業に比較して2倍以上又は1/2以下の能率であるもの。）に対する料金

7. 営業倉庫の分類

営業倉庫	普通倉庫	1 類倉庫……危険物等を除き、とくに保管物品の制限のない倉庫〔建屋〕
		2 類倉庫……防火性能を有せず、保管物品に制限のある倉庫〔建屋〕
		3 類倉庫……防火性能、防湿性能、遮熱性能等を有せず、保管物品に制限のある倉庫〔建屋〕
		野積倉庫……製材、かわら等を野積みで保管する倉庫〔整地〕
		貯蔵槽倉庫……穀物等のバラ貨物や液体を保管する倉庫〔サイロ、タンク〕
		危険品倉庫……石油、化学薬品等危険物を保管する倉庫〔建屋、タンク〕
	冷蔵倉庫	冷蔵倉庫……冷凍水産物、食肉等＋10℃以下で保管することが適当な物品を保管する倉庫
		C ₃ 級＋10℃以下－2℃未満、C ₂ 級－2℃以下－10℃未満、C ₁ 級－10℃以下－20℃未満、F ₁ 級－20℃以下－30℃未満、F ₂ 級－30℃以下－40℃未満、F ₃ 級－40℃以下－50℃未満、F ₄ 級－50℃以下
		水面倉庫……原木を水面において保管する倉庫
		トランクルーム……上記のうち、消費者の物品を保管する倉庫

1. 港湾計画

(1) 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針

国土交通大臣は、全国の港湾の今後のあり方について、港湾法に基づき、交通政策審議会の意見を聴いて「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を定めることとなっている。

基本方針は、国の港湾行政の指針であるとともに、個別の港湾計画を策定する際の適合すべき基準としての役割を有している。

平成23年9月に基本方針の変更を行った。（平成23年9月9日国土交通省告示第941号）

主な改正点は、以下の通りである。

1. 港湾法改正を踏まえた変更

- ・国際戦略港湾の競争力強化を図るための内航フィーダー輸送の強化、港湾運営の民営化等の施策を追加
- ・民間能力の活用による港湾運営の効率化及び効率的な運営を支える協働体制の構築のあり方に関する記述を追加

2. 東日本大震災を踏まえた津波防災対策に係る変更

- ・浸水を前提とした防護ラインの見直し、防潮堤の整備、港湾BCP策定等のハード・ソフト施策や航路啓開作業に係る関係者間での連携等の施策を追加

3. その他の変更

- ・国際バルク戦略港湾、低潮線保全及び特定離島港湾施設の整備、クルーズ船寄港促進、出入管理情報システムの導入、シャーシ相互通行等の施策を追加

基本方針の概要

I 今後の港湾の進むべき方向

1. 産業の国際競争力と国民生活を支える物流体系の構築
2. 国民の安全・安心の確保への貢献
3. 良好な港湾環境の形成
4. 活力のある美しい港湾空間の創造と適正な管理
5. 新たな海洋立国の実現に向けた海洋政策の推進
6. ストック型社会に対応した効率的・効果的な事業の実施

II 港湾機能の拠点的な配置と能力の強化

1. 港湾取扱貨物の見通し
2. 国際海上コンテナ輸送網の拠点
3. バルク貨物等の輸送網の拠点
4. 複合一貫輸送網の拠点
5. 地域の自立的発展を支える海上輸送網の拠点
6. 船舶の安全な避難機能を担う拠点
7. 大規模地震対策施設

III 海上交通の安全性、効率性を支える開発保全航路

1. 開発保全航路の開発、保全及び管理の方向
2. 開発保全航路の配置

IV 良好な港湾・海洋環境の形成及び循環型社会への対応

1. 自然環境の積極的な保全
2. 多様化する環境問題への対応
3. 環境の保全の効果的かつ着実な推進

V 港湾相互間の連携の確保

1. 港湾相互間の連携に関する観点
2. 各地域における港湾相互間の連携
3. 広域的な港湾相互間の連携

VI 港湾の効率的な運営

1. 民間能力の活用による港湾運営の効率化
2. 港湾の効率的な運営を支える協働体制の構築

(2) 港湾計画

港湾計画とは、「港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画」（港湾法第3条の3第1項）であり、具体的には次の事項に関する計画であると定義している。

港湾計画（港湾法施行令（昭和26年政令第4号）第1条の4（昭和49年7月追加））

1. 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針
2. 港湾の取扱貨物量、船舶乗降旅客数その他の能力に関する事項
3. 港湾の能力に応ずる水域施設、係留施設その他の港湾施設の規模及び配置に関する事項
4. 港湾の環境の整備及び保全に関する事項
5. 港湾の効率的な運営に関する事項
6. その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する重要事項

重要港湾以上の港湾管理者は、港湾計画を定めなければならない（法第3条の3第1項）とされており、港湾計画の策定の手続きについても港湾法に定められている。

港湾法施行規則の改正による港湾計画の軽易な変更の基準の緩和の概要は、表のとおりである。

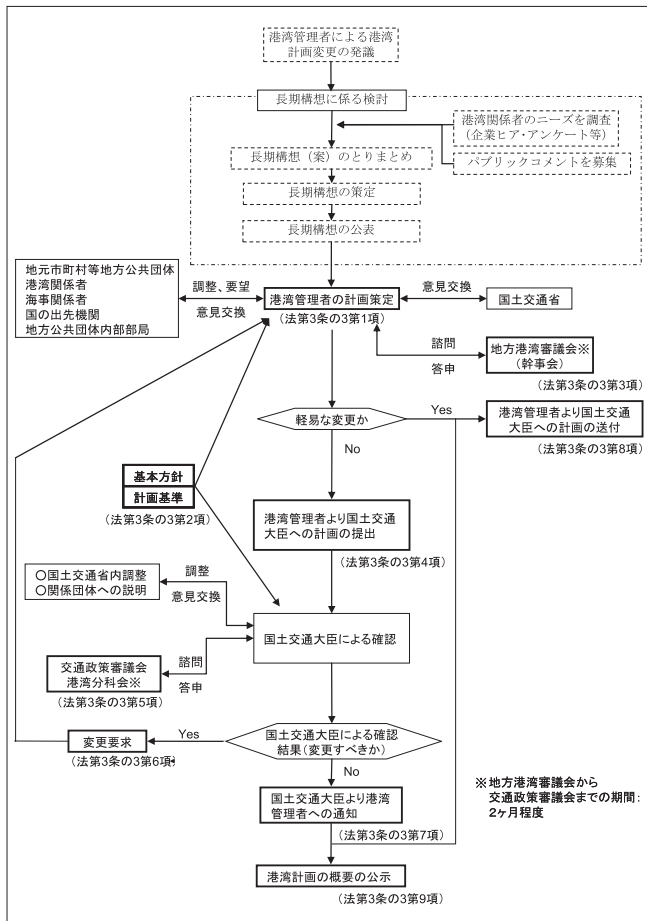
港湾計画の軽易な変更の基準（港湾法施行規則第1条の3関係）

	新基準（追加、削除又は変更等の対象となるもの）
一 部 変 更	【A】
	水域施設：水深及び配置からみて当該港湾において主要と認められる航路 直轄対象の係留施設のための泊地 上記2つを結ぶ航路
	外郭施設：直轄対象施設を防護する第一線防波堤 直轄対象係留施設の機能を確保するための護岸
	係留施設：外国貿易船を係留する水深12m以上の岸壁 内国貿易船を係留するコンテナ船、フェリー、RORO船用の岸壁
	臨港交通施設：直轄対象係留施設の機能を確保するためのもののうち、主要なもの
	荷さばき施設等：面積3ha以上の増減となる敷地及び主要な荷役機械で、直轄対象係留施設の用に供するもの
	港湾公害防止施設：面積20ha以上の公害防止用緩衝地帯
	港湾環境整備施設：面積20ha以上のもの（広域的な災害応急対策の拠点として機能するものは15ha以上のもの）
	廃棄物処理施設：埋立容量1,500万m ³ 以上の廃棄物埋立護岸 海洋性廃棄物処理施設のうち汚泥の処理能力が2,500m ³ /日以上のもの 海洋性廃棄物処理施設のうち廃棄物の焼却処理能力が30t/日以上のもの
	土地造成計画：面積20ha以上 土地利用計画：面積20ha以上 その他：直轄対象施設の施設の利用形態 直轄対象の大規模地震対策施設 直轄対象施設に係る橋梁の桁下空間 等
軽易な変更	A以外の変更 （港湾法施行令第1条の4に規定するもののうち、第1号（計画の方針）又は第2号（港湾の能力）に関する事項を変更するものを除く）

(3) 港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令

港湾法では、港湾管理者が定める港湾計画は、基本方針に適合しなければならないとともに、「港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令」（以下、「基準省令」という。）に適合したものでなければならないとされている。（港湾法第3条の3第2項）

(4) 港湾計画の策定フロー



(5) 最近の港湾分科会の開催状況と主な議題

議題「港湾計画について」は毎年度7月、11月、3月の港湾分科会において、議題「特定港湾施設整備事業基本計画（案）について」は毎年度7月の港湾分科会において審議されている。

その他の議題については、以下のとおりである。

第40回港湾分科会（平成23年3月）

- (1) 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針について
- (2) 国際バルク戦略港湾の検討状況について
- (3) 日本海側拠点港の検討状況について

第41回港湾分科会（平成23年4月）

- (1) 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律について
- (2) 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針について
- (3) 東日本大震災について

第42回港湾分科会（平成23年5月）

- (1) 防災部会の設置について

第43回港湾分科会（平成23年5月）

- (1) 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針について
- (2) 防災部会における検討状況について

第44回港湾分科会（平成23年6月）

- (1) 国際バルク戦略港湾の選定結果について
- (2) 防災部会における検討状況について
- (3) 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針について
- (4) 日本海側拠点港の検討状況について

第45回港湾分科会（平成23年7月）

- (1) 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（答申案）について
- (2) 国際コンテナ戦略港湾の取組に係るフォローアップについて
- (3) 防災部会における検討状況について

第46回港湾分科会（平成23年11月）

- (1) 日本海側拠点港の選定結果について
- (2) 港湾における風力発電の導入促進について

第47回港湾分科会（平成23年12月）

※港湾計画の審議のみ

第48回港湾分科会（平成24年3月）

- (1) 大阪湾圏域広域処理場整備基本計画について
- (2) 港湾における風力発電の導入促進について
- (3) 東日本大震災における港湾の被災から復興まで
～震災の記録と今後の課題・改善点～

2. 社会資本整備重点計画法

- 社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するための計画（閣議決定事項）
- 対象は、道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、公園・緑地、下水道、河川、砂防、地すべり、急傾斜地、海岸及びこれら事業と一体となつてその効果を増大させるため実施される事務又は事業である。
- 第1次計画（平成15～19年度）、第2次計画（平成20～24年度）、第3次計画（平成24～28年度）
- 主な計画事項
 - ・計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標
 - ・重点目標の達成のため、計画期間において効果的かつ効率的に実施すべき社会資本整備事業の概要
 - ・社会資本整備事業を効果的かつ効率的に実施するための措置 等

<第3次 社会資本整備重点計画の策定経緯>

- H22. 7. 26 社会資本整備重点計画見直しについて、社会資本整備審議会・交通政策審議会に付議
 <H23. 3. 11 東日本大震災 → 7.6「津波防災まちづくりの考え方」緊急提言>
 H24. 7. 20 新たな「社会資本整備重点計画」（案）のとりまとめ（H22. 7. 26付付け議に対する回答）
 H24. 8. 31 閣議決定

新たな社会資本整備重点計画の全体像

□ 社会資本整備のあるべき姿

- 社会資本整備の方向性
 社会資本整備事業を巡る現状等を踏まえ、3つの視点と9つの政策課題ごとに中長期的な社会資本整備の方向性を示す。

- 視点1 安全・安心な生活、地域等の維持
 視点2 国や地球規模の大きさの環境変化、人口構造等の大変換への対応
 視点3 新たな成長や価値を創造する国家戦略・地域戦略の実現



9つの
政策課題



中長期的な社会資本整備
の方向性

社会資本整備の方向性を実現するための事業・施策（プログラム）

□ 計画期間における重点目標（「選択と集中」の基準）と事業の概要

- 「選択と集中」の基準を踏まえた重点目標
 国土保全、安全・安心の確保、離島等の条件不利地域の自立・発展・活性化の支援等については、計画期間にかかわらず、不断の効果的な取組を進めていく必要がある。一方、厳しい財政状況の中で、計画期間内には、政策資源を重点的に投入することが求められており、その「選択と集中」の基準を定め、これを踏まえ、計画期間における重点目標を以下のとおり定める。

- 重点目標1 大規模又は広域的な災害リスクを低減させる
 重点目標2 我が国産業・経済の基盤や国際競争力を強化する
 重点目標3 持続可能で活力ある国土・地域づくりを実現する
 重点目標4 社会資本の的確な維持管理・更新を行う

○重点目標と関連する事業・施策の概要
 プログラムに示された事業について、「選択と集中」の基準を踏まえ、重点目標の達成のため実施すべき社会資本整備事業の概要を記載するとともに、重点目標の主な事項について、その達成状況を定量的に把握する測定するため、わかりやすい指標[※]を設定する。

□ 計画の実効性を確保する方策

※ 港湾関係の指標はP149を参照

審議会によるフォローアップ、地方ブロック毎の重点整備方針の策定、その他社会資本整備を効果的・効率的に実施するための必要な措置等を明示。

1. 港湾整備事業

(1) 港湾関係予算の推移

(単位：億円)

年度 区分	H 20		H 21		H 22		H 23		H 24	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
港湾整備事業	4,306	2,545	6,052	3,671	2,521	1,738	2,692	1,802	2,733	1,818
海岸事業	467	273	608	399	122	114	109	111	137	137
港湾関係災害復旧事業	100	80	20	17	4	3	3,756	3,538	15	13
合計	4,873	2,898	6,681	4,087	2,647	1,855	6,558	5,451	2,885	1,968

年度 区分	H 20		H 21		H 22		H 23		H 24	
	事業費	起債額	事業費	起債額	事業費	起債額	事業費	起債額	事業費	起債額
港湾機能施設整備事業	324	583	306	530	211	481	267	552	345	618
臨海部土地造成事業	468	452	452	438	329	532	390	669	293	692
合計	792	1,035	758	969	539	1,013	657	1,220	638	1,310

- (注)1 港湾整備事業、海岸事業、港湾関係災害復旧事業の平成22年度までは実績額、平成23年度は見込額、平成24年度は計画額である。
- 2 港湾機能施設整備事業の起債額には資本費平準化債を含み、臨海部土地造成事業の起債額には元金債を含む。平成22年度までは実績額、平成23年度は見込額、平成24年度は当初計画額である。
- 3 上記の他、東日本大震災からの復旧・復興に係る経費として、復興庁計上分(平成24年度：事業費434億円(国費321億円))がある。
- 4 上記の他、港湾関係民間連携事業の財政投融资(平成20年度：事業費148億円(国費57億円))がある。なお、当該財政投融资は日本政策投資銀行の民営化により平成21年度より廃止。
- 5 補助事業の一部を、平成22年度は社会資本整備総合交付金にて、平成23年度は社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金にて、平成24年度は社会資本整備総合交付金、地域自主戦略交付金及び沖縄振興公共投資交付金にて実施。
- 6 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

(2) 平成24年度港湾整備事業（当初）の概要

(単位：億円)

区 分	平成24年度予算額		平成23年度予算額		対前年度比
	事業費	国 費	事業費	国 費	国 費
国土交通省	2,582	1,674	2,338	1,523	1.10
港 湾 局	2,347	1,487	2,097	1,327	1.12
北 海 道 局	180	144	177	144	1.00
国 土 政 策 局	54	43	65	51	0.83
(離 島)	43	33	49	37	0.90
(奄 美)	11	10	16	15	0.67
内 閣 府	151	144	152	144	1.00
沖 縄 振 興 局	151	144	152	144	1.00
合 計	2,733	1,818	2,490	1,666	1.09

注1) 上記の他、東日本大震災からの復旧・復興に係る経費として、復興庁計上分（平成24年度：国費148億円）がある。

2) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

東日本大震災からの速やかな復旧と本格的な経済復興を支え、震災後の国民が安全・安心を実感できる“持続可能で活力ある国土・地域づくり”を進めるため、重点的に取り組む分野にかかる予算の内訳

(単位：億円)

区 分	平成24年度 予 算 額	平成23年度 予 算 額	対前年度比
経済復興による日本再生	2,167 (1,397) 82.9%	2,159 (1,405) 84.3%	1.00 (0.99)
うち、「日本再生重点化措置」	450 (300) 17.8%	499 (318) 19.1%	— (—)
安全・安心の確保	361 (289) 17.2%	331 (261) 15.7%	1.09 (1.11)
「通常分」＋「日本再生重点化措置」	2,528 (1,685) 100.0%	2,490 (1,666) 100.0%	1.02 (1.01)
「全国防災関係経費」	205 (133)	— (—)	— (—)
合 計	2,733 (1,818)	2,490 (1,666)	1.10 (1.09)

注1) 数値の上段は事業費、中段（ ）は国費、下段はシェアを示す。なお、シェアは国費ベースであり、その算定に「全国防災関係経費」は考慮していない。

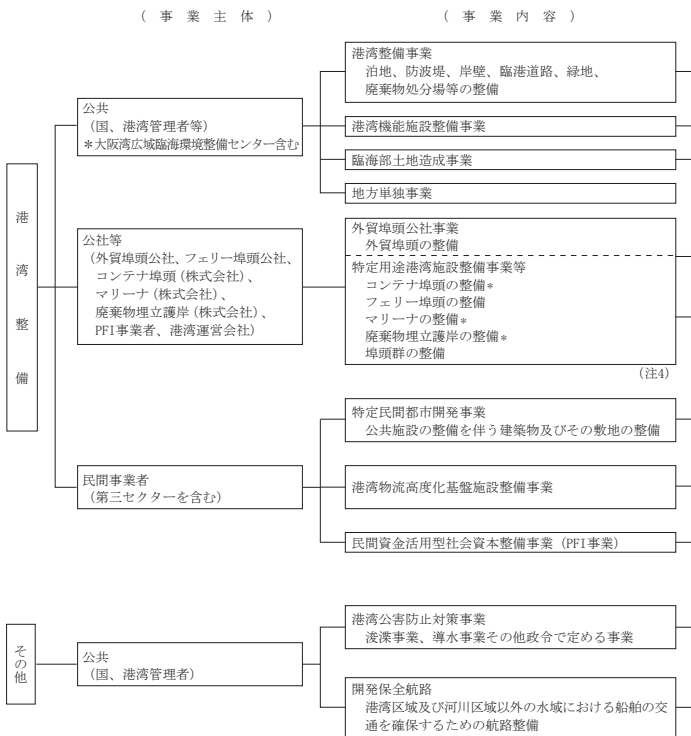
2) 上記の他、東日本大震災からの復旧・復興に係る経費として、復興庁計上分（平成24年度：国費148億円）がある。

3) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

4) 「日本再生重点化措置」欄の平成23年度予算額には「元気な日本復活特別枠」を参考値として記載。

2. 港湾整備のあらまし

(1) 港湾整備の仕組み



(注1) 社会資本整備特別措置法：「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の

(注2) 民都法：「民間都市開発の推進に関する特別措置法」

(注3) 公害防止に関する財特法：「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」

(注4) *を付した事業（コンテナ埠頭、マリナー及び廃棄物埋立護岸）については、PFI事業として実施す

(国の支援)

(根拠法及び特別会計に関する法律との関係)

直轄、補助等、
NTT-A・B
(無利子)貸付

港湾法、広域臨海環境整備センター法、
社会資本整備特別措置法(注1)
第198条第7項第10号/広域臨海環境整備センターが施行
する廃棄物埋立護岸の建設又は改良の事業

地方債の斡旋

港湾整備促進法

地方税の特例措置
社会資本整備事業特
別会計無利子貸付
地方債(特別転貸債)

特定外貿埠頭の管理運営に関する法律
第198条第7項第11号/国土交通大臣が指定した法人が施
行する外貿埠頭の建設又は改良の事業

港湾法、地方税法
第198条第7項第12号、同13号/港湾法第55条の7第1項
及び第55条の8第1項の規定による国の貸付けに係る特
定用途港湾施設等の建設又は改良の事業

民都機構低利融資

民都法(注2)
第198条第7項第14号/民都法第5条第1項の規定による
国の貸付けに係る港湾施設の建設又は改良の事業

社会資本整備事業
特別会計無利子貸付

港湾法
第198条第7項第12号/港湾法第55条の7第1項の規定に
よる国の貸付けに係る特定用途港湾施設の建設又は改良
の事業

補助

港湾法、公害防止に関する財特法(注3)
第198条第4項第1号/港湾その他の海域における公害防
止のために行う事業

直轄

港湾法
第198条第4項第2号/港湾法第43条の6の規定による
開発保全航路の開発及び保全の事業

促進に関する特別措置法]

る場合も支援対象。

(2) 港湾施設の整備方式（民間が整備保有する施設を除く）

施設	利用の形態	整備方式	整備主体	資金調達先		施設管理者
				国	民間	
水域施設 外郭施設 保留施設 臨港交通施設	広く公共の用に供される	改修事業 <直轄事業>	国と港湾管理者との協議が整った場合、国土交通大臣が行う。（港湾法第52条等）	○	港湾管理者 負担金	港湾管理者
		改修事業 <補助事業>	港湾管理者（港湾法第42条、第43条）	○	○	//
水域施設 外郭施設	当該施設の整備により大きな受益を期待できる者も供されるが、広く公共の用にも供されることが予想される。	事業者の負担金を徴収する港湾工事 <直轄事業>	事業者の申請に基づき、国と港湾管理者との協議が整った場合、国土交通大臣が行う。（企業合理化促進法第8条） （港湾法第52条、第55条の6）	○	負担金 （申請者）	港湾管理者
		事業者の負担金を徴収する港湾工事 <補助事業>	事業者の申請に基づき港湾管理者が行う。（企業合理化促進法第8条） （港湾法第42条、第55条の6）	○	○	//

荷さばき施設等	広く公共の用に供される	直轄事業(※) 起債事業	国	負担金	港灣管理者	港灣管理者
	利用者が限定される	埠頭整備資金貸付金事業	港灣運営会社 コンテナ埠頭株式会社 埠頭公社	○ 無利子貸付 無利子貸付 無利子貸付	市中借入等 市中借入等 市中借入等	港灣運営会社 コンテナ埠頭株式会社 埠頭公社
港灣公害防止施設 港灣環境整備施設	主として公共の用に供される	港灣公害防止対策事業、港灣環境整備事業	水域、外郭、臨港交通施設の一般改修事業の欄に同じ			港灣管理者
廃棄物処理施設	主として公共の用に供される	廃棄物処理施設整備事業 貸付事業(廃棄物埋立護岸)	港灣管理者 廃棄物埋立護岸株式会社	○ 補助金 無利子貸付	市中借入	港灣管理者 廃棄物埋立護岸株式会社
港灣施設用地		海水油濁防止事業 起債事業	港灣管理者	○ 補助金		港灣管理者
その他の施設		地方単独事業	港灣管理者	○		港灣管理者

(※) 国際戦略港湾における高規格コンテナターミナル(水深16m以上の耐震強化岸壁を有するもの)に付帯する荷さばき地に係るものに限定。

(注) 1) 資金調達先欄○は整備主体を表す。

2) 貸付事業については、けい留施設、荷さばき施設、旅客施設等を一体として整備する。

(3) コンテナターミナルの整備・運営方式

		公共セクターによる整備・運営			公設民営		
整備方式 イメージ	管理棟 岸壁	公共方式	新方式	特定地域運営事業 (特区方式)	スーパージョイント (特定国際コンテナ埠頭)	港湾運営会社制度	
		提供機械	提供機械	提供機械	提供機械	国際拠點港湾(国際拠點港 港における公共埠頭)	国際拠點港湾(国際拠點港 高規格コンテナ埠頭?)
岸壁整備	岸壁	整備主体	整備主体	整備主体	整備主体	整備主体	整備主体
		事業	事業	事業	事業	事業	事業
埠頭土地整備	岸壁	国又は 港湾管理者	国又は 港湾管理者	国又は 港湾管理者	国 港湾管理者	国又は 港湾管理者	国
		港湾管理者	港湾管理者	港湾管理者	港湾管理者	港湾管理者	港湾管理者
上物整備	岸壁	整備主体	整備主体	整備主体	整備主体	整備主体	整備主体
		事業	事業	事業	事業	事業	事業
岸壁使用形態	岸壁	国又は 港湾管理者	国又は 港湾管理者	国又は 港湾管理者	国 港湾管理者	国又は 港湾管理者	国
		港湾管理者	港湾管理者	港湾管理者	港湾管理者	港湾管理者	港湾管理者
岸壁使用者	岸壁	整備主体	整備主体	整備主体	整備主体	整備主体	整備主体
		事業	事業	事業	事業	事業	事業
埠頭使用形態	岸壁	国又は 港湾管理者	国又は 港湾管理者	国又は 港湾管理者	国 港湾管理者	国又は 港湾管理者	国
		港湾管理者	港湾管理者	港湾管理者	港湾管理者	港湾管理者	港湾管理者
埠頭使用者	岸壁	整備主体	整備主体	整備主体	整備主体	整備主体	整備主体
		事業	事業	事業	事業	事業	事業
特徴	岸壁	国又は 港湾管理者	国又は 港湾管理者	国又は 港湾管理者	国 港湾管理者	国又は 港湾管理者	国
		港湾管理者	港湾管理者	港湾管理者	港湾管理者	港湾管理者	港湾管理者
適用港/ 対象港	岸壁	整備主体	整備主体	整備主体	整備主体	整備主体	整備主体
		事業	事業	事業	事業	事業	事業
整備方式イメージ	管理棟 岸壁	公共方式	新方式	特定地域運営事業 (特区方式)	スーパージョイント (特定国際コンテナ埠頭)	港湾運営会社制度 国際拠點港湾(国際拠點港 高規格コンテナ埠頭?)	
提供機械	岸壁	提供機械	提供機械	提供機械	提供機械	提供機械	提供機械
岸壁整備	岸壁	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国 港湾管理者	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国
埠頭土地整備	岸壁	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国 港湾管理者	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国
上物整備	岸壁	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国 港湾管理者	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国
岸壁使用形態	岸壁	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国 港湾管理者	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国
岸壁使用者	岸壁	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国 港湾管理者	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国
埠頭使用形態	岸壁	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国 港湾管理者	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国
埠頭使用者	岸壁	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国 港湾管理者	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国
特徴	岸壁	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国 港湾管理者	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国
適用港/ 対象港	岸壁	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国 港湾管理者	整備主体 事業 国又は 港湾管理者	整備主体 事業 国

※1 この「国」には、国際拠點港(特定地域運営事業)に比し整備される埠頭の整備・運営を行う「国の所有するコンテナターミナル」を指す。
 ※2 水深4m以上の前線化岸壁を有するコンテナターミナルに属する。

3. 直轄工事

国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において一般交通の利便の増進、公害の発生の防止又は環境の整備を図り、避難港において一般交通の利便の増進を図るため必要がある場合において国と港湾管理者の協議が調ったときは、国土交通大臣は、予算の範囲内で次に掲げる港湾工事を自らすることができる。(港湾法 第52条)

[港湾工事と港湾施設]

港湾法 第52条第1項	港湾法施行規則 第15条の10第1～4項
一 国際戦略港湾が長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点として機能するために必要な係留施設として国土交通省令で定めるもの及びこれに附帯する荷さばき地の港湾工事	国土交通大臣が港湾の配置及び取扱貨物量を考慮して地震に対する安全性の向上を図る必要があると認める外貨コンテナ岸壁等(コンテナ貨物の運送に係る外国貿易船(外国貿易のため本邦と外国の間を往来する船舶をいう。以下同じ。)を専ら係留するための岸壁又は棧橋をいう。以下同じ。)であつて水深十六メートル以上のものとする。
二 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾が海上輸送網の拠点として機能するために必要な水域施設、外郭施設、係留施設(前号に規定する係留施設を除く。)又は臨港交通施設として国土交通省令で定めるものの港湾工事	一 次に掲げる水域施設 イ 水深及び配置からみて当該港湾において主要と認められる航路 ロ イの航路とハの泊地とを接続するための航路 ハ 第三号の係留施設の機能を確保するための泊地 二 次に掲げる外郭施設 イ 補助的防波堤(他の防波堤により防護される水域内に設置される防波堤をいう。)以外の防波堤であつて前号又は次号の施設を防護するための護岸 ロ 次号の係留施設の機能を確保するための護岸 三 次に掲げる係留施設 イ 外国貿易船を係留するための係留施設であつて水深十二メートル以上のもの(前項に規定するものを除く。) ロ 内国貿易船(内国貿易のため本邦内の各地間を往来する船舶をいう。)であつてコンテナ船、自動車航送船又はロールオン・ロールオフ船であるものを係留するための係留施設 四 前号の係留施設の機能を確保するための臨港交通施設のうち主要なもの

港湾法 第52条第1項	港湾法施行規則 第15条の10第1～4項
<p>三 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾が前号の拠点としての機能を発揮するために必要な港湾公害防止施設、港湾環境整備施設、廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設のうち国土交通省令で定める大規模なものの港湾工事</p>	<p>一 港湾公害防止施設のうち面積二十ヘクタール以上の公害防止用緩衝地帯</p> <p>二 港湾環境整備施設で、面積二十ヘクタール（非常災害が発生した場合において、緊急輸送の確保その他の災害対策基本法（昭和三十六年法律第百二十三号）第二条第一項第三号に規定する指定行政機関の長が実施する広域的な災害応急対策の拠点としての機能を発揮するものにあつては、十五ヘクタール）以上のもの</p> <p>三 埋立処分の用に供される場所の埋立容量が千五百万立方メートル以上の廃棄物埋立護岸</p> <p>四 海洋性廃棄物処理施設のうち汚泥の処理のための施設であつて一日当たりの処理能力が二千五百立方メートル以上のもの又は廃棄物の焼却のための施設であつて一日当たりの処理能力が三十トン以上のもの</p>
<p>四 避難港における水域施設又は外郭施設のうち国土交通省令で定める大規模なものの港湾工事</p>	<p>面積二十五ヘクタール以上の泊地及び当該泊地を防護する防波堤とする。</p>
<p>五 前各号に掲げる港湾工事以外の港湾工事であつて高度の技術を必要とするものその他港湾管理者が自らすることが困難である港湾工事</p>	

4. 港湾整備事業制度

(1) 港湾整備事業等の概要

国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾・地方港湾の整備

【目的】

国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾における、港湾法第3条の3に規定された港湾計画に定められた施設のうち、不特定多数のものが利用する港湾の基本施設の整備。

地方港湾における、不特定多数のものが利用する港湾の基本施設の整備。

【事業内容】

水域施設（航路、泊地等）、外郭施設（防波堤、護岸等）、係留施設（岸壁、物揚場等）、臨港交通施設（道路、橋りょう等）の建設及び改良に関する港湾工事。

避難港の整備

【目的】

避難港における、台風や冬季風浪等の暴風雨時に、海上を航行中の小型船舶が安全に避難し、停泊する施設の整備。

【事業内容】

水域施設（泊地）、外郭施設（防波堤）の建設及び改良に関する港湾工事。

港湾施設改良費統合補助（社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金において実施）

【目的】

施設の老朽化等により陳腐化し利用効率の低下した施設等に適切な改良を加え、有効活用するための整備。

【事業内容】

既存施設の利用転換（民間の既存バース等を利用転換するための買い取り等）、港湾空間の再開発・高度化（港湾空間の高度化等のための建築物撤去）、利便性の向上のための改良（旅客船等の係留施設、緑地等のバリアフリー化等の利便性向上のための改良、港湾管理者情報システム整備等）、既存施設の延命化対策（係留施設、臨港交通施設等の改良による施設の延命化）、放置小型艇対策として実施する収容施設の整備、小規模な緑地等施設整備

(2) 港湾環境事業の概要

① 直轄事業

・ 海域環境創造・自然再生事業

【目的】

一般海域における水質・底質の改善を図り、良好なる海域空間の環境を創造する覆砂等。

【事業内容】

覆砂等

・ 海洋環境整備

【目的】

船舶航行の安全確保と海域環境の保全を図るため、海面に浮遊するゴミ、油の回収。

【事業内容】

閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海においてゴミ、油の回収を行い、また、大量流出油事故にも迅速に対応し油回収を行う。ゴミ回収にあたっては、海洋短波レーダーを用いた潮目予測を活用するなどして、効率的に回収。

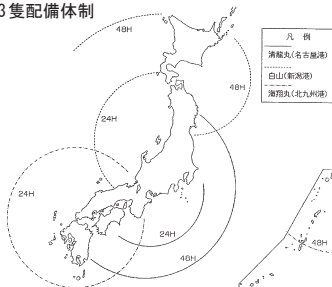
油流出事故時への対応

平成9年に発生したタンカー沈没による油流出事故など、大量の油が海上へ流出した場合において、我が国周辺の海洋環境の保全を図るため、事故発生後早期に対応が可能な大型浚渫兼油回収船を速やかに事故現場海域に派遣し、流出油を回収。

大規模油流出事故に備え、出動から概ね48時間以内で全国をカバーする大型浚渫兼油回収船3隻配備体制



白山



海翔丸



清龍丸

・緑地等施設**【目的】**

災害時に基幹的防災拠点として機能する港湾環境施設の整備。

【事業内容】

緑地

② 補助事業**・港湾公害防止対策事業****【目的】**

港湾における公害を防止するため、水質浄化、底質改善などの整備。

【事業内容】

浚渫、導水、覆土、公害防止施設の建設または改良

・緑地等施設（社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金において実施）**【目的】**

臨港地区就業者のための快適な就労環境の確保や港湾を訪れる市民等に開かれたウォーターフロントを形成する緑地、海浜等の整備、震災時に市民の生命を守るための避難地、防災拠点として機能する緑地の整備。

【事業内容】

緑地、広場、海浜、休憩所等の施設の整備又は改良

・海域環境創造・自然再生等事業（社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金において実施）**【目的】**

港湾区域内等の環境改善及び適正な港湾利用を確保するため、水質・底質改善及び港湾区域内・臨港地区の沈没船等の処理。

【事業内容】

覆砂、海浜整備、水質浄化施設整備、沈没船・放置座礁船処理

・廃棄物埋立護岸等**【目的】**

背後都市から発生する一般廃棄物、公共事業から発生する産業廃棄物及び建設残土、港湾工事に伴って発生する浚渫土砂などを受け入れるための海域に整備する最終処分場、また船舶等から発生する廃棄物及び港内・海面の清掃により収集された廃棄物を焼却・破砕する中間処理施設の整備。

【事業内容】

廃棄物を埋立処分するために必要な容量を確保する護岸の整備・焼却施設、破砕施設

・海水油濁防止施設

【目的】

よりよい海洋環境を将来にわたって良好に維持していくため、船舶から生じた不要な油を適正に処理し、海洋汚染を未然に防止するため「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づいて、廃油処理施設に関する許可及び各種支援措置の実施、港湾管理者が設置する施設に対する国庫補助を実施。

【事業内容】

廃油処理施設（受入施設、油水分離設備、回収設備、固形物処理施設、焼却設備、排水設備）

支援制度等

（民間）

- ・日本政策投資銀行による長期低利融資（H20.9まで）
- ・固定資産税・事業所税の課税標準の特例、及び特別土地保有税の非課税措置

(3) 港整備交付金の概要

【目的】

港整備交付金は、地方の自主性、裁量性を高めるための補助金改革と地域再生の観点から創設された地域再生基盤強化交付金のうち、地元の利用が主体となっている地方港湾と第一種漁港及び第二種漁港の一体的整備により地域再生を図るもの。

【事業内容】

内閣府に予算が一括計上され、地域の裁量による自由な施設整備、計画申請等の手続きの一本化、事業進捗等に応じた事業間での予算融通や年度間の事業量変更が可能。

・対象事業

海上輸送及び水産業を通じて地域経済の振興を図るために行われる地方港湾の港湾施設、第一種漁港及び第二種漁港の漁港施設を総合的に整備する事業

・地域再生計画の策定

地方公共団体は単独又は共同で地域再生を実現するため、対象となる事業を盛り込んだ計画を策定し、内閣府に提出。

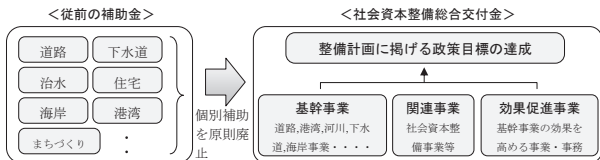
・交付金の申請・交付

国が認定した地域再生計画に基づき、所管省庁が年度毎に地方公共団体からの交付申請に対して交付金を交付（事務手続き等の窓口は一本化）。

(4) 社会資本整備総合交付金の概要

【概要】

- ◇社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設。
- ◇地方公共団体が作成した社会資本整備計画（交付期間：おおむね3～5年）に掲げる政策目的を実現するため、基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援。



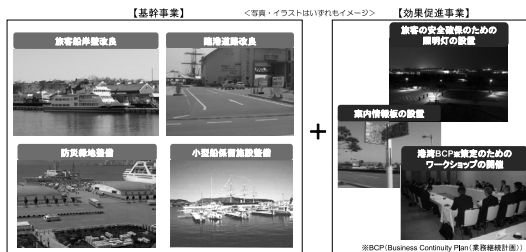
【特徴（以前の補助金との違い）】

- ◇これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化・統一化
- ◇計画に位置付けられた事業の範囲内で、地方公共団体が国費を自由に充当可能
- ◇基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高めるソフト事業についても、創意工夫を生かして実施可能

港湾事業を基幹事業とした整備計画のイメージ

【計画のポイント】

- 【目標】〇〇港において、岸壁、臨港道路等の港湾施設の改良、災害発生時の緊急物資輸送の拠点となる緑地の整備、港内の船舶航行安全確保のための放置艇対策を一体的に実施し、安全で利便性の高い港湾環境を形成
- 【指標】港湾における緊急物資供給可能人口の増加 0万人（H23年度）⇒ 3万人（H27年度末）
港湾区域内の放置艇収容率の増加 0%（H23年度）⇒ 100%（H27年度末）
- 【要素事業】港湾施設の改良、防災緑地の整備、小型船係留施設整備、照明灯の設置等



(5) 地域自主戦略交付金の概要

【背景】

- 「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するための「地域自主戦略交付金」を平成23年度に創設。
- 平成24年度は、交付対象者に政令市分を対象に追加。

【対象事業】

- 社会資本整備総合交付金の一部を地域自主戦略交付金へ移行

<国土交通省>

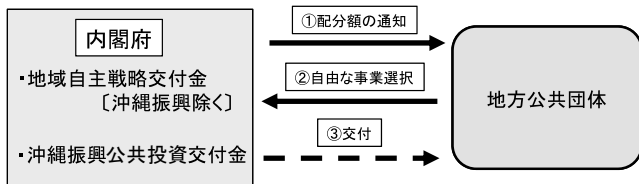
- ・社会資本整備総合交付金の一部

<以下、他省庁の対象事業>

- ・農山漁村地域整備交付金の一部（農林水産省）
- ・交通安全施設整備費補助金の一部（警察庁）
- ・工業用水道事業費補助（経済産業省）
- ・環境保全施設整備費補助金（環境省）
- ・水道施設整備費補助（厚生労働省）
- ・学校施設環境改善交付金の一部（文部科学省）
- ・自然環境整備交付金の一部（環境省）
- ・消防防災施設整備費補助金（総務省）

【制度のながれ】

- ①配額の通知 : 客観的指標に基づく恣意性のない配分の導入（当面は継続事業に配慮）
- ②自由な事業選択 : 各府省の枠にとらわれず、自由に選択
- ③交付 : 各府省に移し替えて交付



(6) 港湾整備事業等の負担率、補助率一覧

所管	事業区分	水域・外郭施設	係留施設	臨港交通施設	港湾施設用地等	根拠法律	
港湾局	国際戦略港湾	直轄	2/3[*3]	7/10[*1]	2/3	2/3[*2]	
			5.5/10	2/3[*1]	5/10[*6]		
			5/10[*6]	5.5/10	5/10[*6]		
		補助	5/10	5/10	5/10		
			4/10[*7]	4/10[*7]	4/10[*7]		
			2/3[*3]	2/3[*3]	2/3		
	国際拠点港湾	直轄	2/3[*3]	2/3[*3]	2/3	5/10[*6]	
			5.5/10	5.5/10	5/10[*6]		
			5/10[*6]	5/10[*6]	5/10		
		補助	5/10	5/10	5/10		
			4/10[*7]	4/10[*7]	4/10[*7]		
			5.5/10	5.5/10	5.5/10		
重要港湾	直轄	5/10[*6]	5/10[*6]	5/10[*6]	5/10[*6]		
		5/10	5/10	5/10			
		5.5/10[*4]	5.5/10[*4]	5.5/10[*4]			
	補助	4/10[*7]	4/10[*7]	4/10[*7]			
		4/10	4/10	4/10			
		2/3					
地方港湾	補助	5/10[*6]					
		5/10					
		5/10					
避難港	直轄	2/3					
		5/10[*6]					
		5/10					
北海道局	重要港湾	直轄	8.5/10	2/3	2/3	2/3	
			7.5/10	6/10	6/10		6/10
			7.5/10	6/10	6/10		
国土政策局(離島)	重要港湾	直轄	8.5/10	2/3	2/3	2/3	
			8/10	6/10	6/10		2/3[*5]
			8/10	6/10	6/10		
国土政策局(奄美)	重要港湾	直轄	9/10	8/10	8/10	2/3	
			9/10	7.5/10	7.5/10		6/10
			9/10	7.5/10	7.5/10		
内閣府沖縄振興局	重要港湾	直轄	9.5/10	9.5/10	9.5/10	9.5/10	
			9/10	9/10	9/10		9/10
			9/10	9/10	9/10		

- (注) 1. [*1] は国際戦略港湾における高規格コンテナターミナルに係る岸壁(耐震強化岸壁に限る。)
 なお、水深16m以深の岸壁については7/10、水深14m以深～16m未満の岸壁については2/3である。
 2. [*2] は国際戦略港湾における国際海上コンテナターミナルに係る岸壁(水深16m以深の耐震強化岸壁に限る。)に付帯する荷さばき地。
 3. [*3] は国際戦略港湾又は国際拠点港湾における国際海上コンテナターミナルに係る航路・防波堤、岸壁(耐震強化岸壁に限る。)
 4. [*4] は原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく施設整備に係るものである。
 5. [*5] は本土と離島及び離島と離島を連絡する橋梁の建設又は改良に係るものである。
 6. [*6] は港湾法第52条第1項第5号に基づく直轄工事に係るものである。
 7. [*7] は小型船たまり等に係る小規模な施設。

(7) 港湾環境事業の負担率、補助率一覧

区 分		根 拠 法	補助・負担率
直轄事業	海域環境創造・自然再生事業	予算措置	10/10
	海洋環境整備	予算措置	10/10
	緑地等施設	港湾法52条2項5号	5/10
	実施設計調査	予算措置	—
補助事業	港湾公害防止対策事業	公害財特法3条1項及び3条3項	1/2
		港湾法43条1項4号 (沖縄特別措置法105条) (北海道港湾工手法2条1項)	5/10 (6/10) (5/10)
	緑地等施設	港湾法43条1項4号 (沖縄特別措置法105条) (北海道港湾工手法2条1項) 用地費等 (沖縄のみ)	5/10 (6/10) (5/10) 1/3 (4/10)
		海域環境創造・自然再生等事業 (沈没船等)	港湾法43条1項4号
	廃棄物埋立護岸等	港湾法43条1項5号 (沖縄特別措置法105条) (北海道港湾工手法2条1項)	1/3以内 (1/2) (1/3)
		海水油濁防止施設整備	海洋汚染等及び海上災害の 防止に関する法律36条2項 (沖縄特別措置法105条)

(注1)「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を「公害財特法」と、「沖縄振興特別措置法」を「沖縄特別措置法」と、「北海道開発のためにする港湾工事に係る法律」を「北海道港湾工手法」とそれぞれ略称した。

(注2) 補助事業のうち、緑地等施設及び海域環境創造・自然再生等事業については、社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金において実施。

5. 無利子資金の貸付制度（平成24年度）

「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第6条」、「港湾法第55条の7」、「港湾法第55条の8」に基づき、国費を無利子貸付けする。

事業名	対象施設	事業主体	貸付割合
埠頭整備資金貸付金			
外貿埠頭	岸壁、泊地、上屋、荷役機械、管理棟、CFS等	指定会社	[国：港湾管理者：特別転貸債：民間] = 1：1：4：4～3：3：2：2
コンテナ埠頭		埠頭会社等	[国：港湾管理者：特別転貸債：民間] = 1：1：4：4～3：3：2：2
		コンテナ埠頭株式会社	[国：港湾管理者：特別転貸債：民間] = 1：1：3：5
		管理棟、CFS、荷役機械等	PFI事業者
		港湾運営会社	[国：港湾管理者：特別転貸債：民間] = 1：1：4：4～4：4：1：1
マリーナ	プレジャーボートの浮棧橋、係船杭、岸壁、クラブハウス等	PFI事業者等	[国：港湾管理者：政投銀等による低利融資：民間] = 1：5：1：5：4：3～2：2：3：3
フェリー埠頭	岸壁、泊地、旅客乗降用施設、案内所、駐車場等	埠頭会社等	[国：港湾管理者：特別転貸債：民間] = 2：2：5：1
港湾開発資金貸付金			
特定民間都市開発事業	公共施設等（旅客ターミナル施設、複合物流施設、業務用施設、駐車場施設、マリーナ施設等）	民間事業者	総事業費の50%以内、かつ公共施設等整備費（用地費含む）の範囲内 ※民間都市開発推進機構にする低利融資
港湾物流高度化基盤施設整備資金貸付金（港湾ロジスティクス・ハブ形成支援事業）	高度荷さばき施設及び附帯する基盤施設（道路、緑地等）	第3セクター	[国：港湾管理者：民間] = 2：2：6～3：3：4

6. その他施設費の概要

・港湾機能高度化施設整備事業

① 事業の目的

港湾法第2条第5項に掲げる港湾施設の機能を高度化するために必要な施設の整備により、国際競争力の強化、物流の効率化、循環型社会の構築、港湾の保安、安全の向上、及び観光立国の実現。

② 補助対象事業者

地方公共団体（港務局を含む）、地方公共団体が出資等する法人（第3セクター等）又は港湾法第43条の11に基づく指定を受けた者若しくは港湾法第54条の3に基づく認定を受けた者

③ 事業内容（平成24年度 国費1,306百万円）

名称	補助率	内容
コンテナ物流円滑化共同利用施設	1/3	国際戦略港湾等 [※] との距離が他のアジア主要港より短い港湾における、内航フィーダー輸送のためのコンテナ荷役施設の整備に関する事業
24時間フルオープン支援施設	1/3	国際戦略港湾等 [※] において、港湾の24時間フルオープンを支援するため、国の機関（CIQ）が夜間、休日等に検査・利用するための施設（駐車場を含む。他施設との合築可。）の整備に関する事業
貨物積替円滑化支援施設		
小口貨物積替円滑化支援施設	1/3	重要港湾以上の港湾における国際コンテナ又は国際シャーン輸送に係る小口貨物等の積替円滑化を支援するために、貨物の積替、コンテナ又はシャーンの蔵置を行うための施設の整備に関する事業。港頭地区から離れた内陸部でも整備が可能
鉄道積替施設	1/3	重要港湾以上の港湾において港湾と鉄道輸送との連携を促進するために、コンテナターミナルから移送するコンテナを鉄道に積替えるための施設の整備に関する事業
立体式コンテナ蔵置施設	1/3	国際戦略港湾等 [※] におけるコンテナの迅速かつ円滑な搬出を支援するための立体式コンテナ蔵置施設の整備に関する事業
高能率貨物取扱支援施設	1/3	国際拠点港湾及び重要港湾の臨海部産業エリアにおける、バルク貨物の輸送を効率化するために、貨物を能率的に荷さばきするための施設の整備に関する事業
循環資源取扱支援施設	1/3	リサイクルポートにおいて、循環資源の蔵置、保管等を行う施設の整備に関する事業
保安・安全向上施設		
港湾保安・安全向上施設	1/2	重要港湾以上の港湾においてテロ等の発生を予防し、利用者の安全を確保するために、ターミナルビル内等において監視を行うための施設（岸壁本体部に設置する施設を除く。）の整備に関する事業
ゲート前状況・偏載監視施設	1/2	国際戦略港湾等 [※] におけるコンテナ搬出入車両の安全で円滑な走行を確保するために、積載状況の確認やコンテナターミナル周辺の渋滞状況を監視・情報提供を行うための施設の整備に関する事業
バリアフリー対応旅客施設	1/2	旅客船が定期的に就港する港湾において、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン）」に基づき、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に配慮した構造とする施設の整備に関する事業
地震に強い臨海部物流拠点	1/2	大地震後も一定の物流機能を確保するために、コンテナターミナル等の耐震強化とともに、物流拠点の強化にあわせて進め、地震に強い臨海部物流拠点を形成する施設の整備に関する事業
観光交流支援基盤施設	4/10	観光圏の玄関口となる港湾において、国際競争力の高い魅力ある観光地を形成するために、旅客の乗降、待合い等を快適にする施設の整備に関する事業

※国際戦略港湾等：国際戦略港湾又は国際拠点港湾のうち港湾法附則第31項の規定による港湾（東京港、川崎港、横浜港、大阪港、神戸港、名古屋港及び四日市港）

7. 社会資本整備事業特別会計（港湾勘定・業務勘定（港湾関係に限る））

歳入

(港湾勘定)		(業務勘定)	
↑	一般会計より受入	↑	港湾環境整備事業費
↑	東日本大震災復興特別会計より受入	↑	東日本大震災復興港湾環境整備事業費
↑	港湾管理者工事費負担金収入	↑	北海道港湾環境整備事業費
↑	受益者工事費負担金収入	↑	離島港湾環境整備事業費
↑	償還金収入	↑	沖縄港湾環境整備事業費
↑	受託工事納付金収入	↑	工ネルギー・鉄鋼港湾施設工事費 (企業合理化促進法関係工事)
↑	雑収入	↑	物資別専門埠頭港湾施設工事費 (特定港湾施設整備特別措置法関係工事)
↑	前年度剰余金受入	↑	埠頭整備資金貸付金
		↑	業務取扱費業務勘定へ繰入
		↑	東日本大震災復興業務取扱費業務勘定へ繰入
		↑	受託工事費
		↑	収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入
		↑	予備費

歳出

↑	社会資本整備事業特別会計（港湾勘定）	↑	港湾事業費
↑		↑	東日本大震災復興港湾環境整備事業費
↑		↑	北海道港湾環境整備事業費
↑		↑	離島港湾環境整備事業費
↑		↑	沖縄港湾環境整備事業費
↑		↑	工ネルギー・鉄鋼港湾施設工事費 (企業合理化促進法関係工事)
↑		↑	物資別専門埠頭港湾施設工事費 (特定港湾施設整備特別措置法関係工事)
↑		↑	埠頭整備資金貸付金
↑		↑	業務取扱費業務勘定へ繰入
↑		↑	東日本大震災復興業務取扱費業務勘定へ繰入
↑		↑	受託工事費
↑		↑	収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入
↑		↑	予備費

(業務勘定)

↑	港湾勘定より受入	↑	社会資本整備事業特別会計（業務勘定）
↑	空港整備勘定より受入	↑	
↑	雑収入	↑	
↑	前年度剰余金受入	↑	

(業務勘定)

↑	業務取扱費	↑	
↑	予備費	↑	

8. 港湾関係起債事業制度

(1) 港湾関係起債事業の概要

港湾関係起債事業は、港湾の施設整備において直轄事業（国）、補助事業（港湾管理者）等の港湾整備事業（基本施設等を整備する事業）の対象にならない施設の整備や用地の造成を行うにあたって、港湾管理者等の地方公共団体が地方債の発行により所要の資金を賄って実施する事業であり、「港湾機能施設整備事業」と「臨海部土地造成事業」に大別。

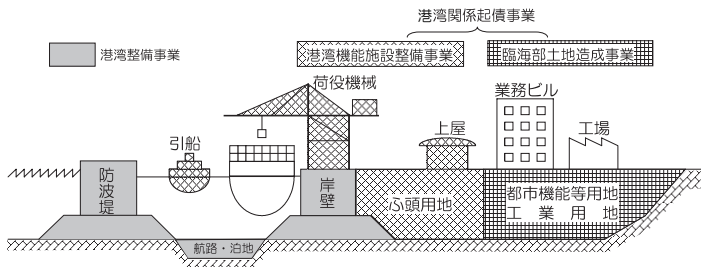
・港湾機能施設整備事業

港湾機能施設整備事業は港湾整備事業による岸壁等の基本施設の整備に対応して、港湾の機能を効率的に発揮させるために必要なふ頭用地、上屋、荷役機械、引船等を整備するもの。

・臨海部土地造成事業

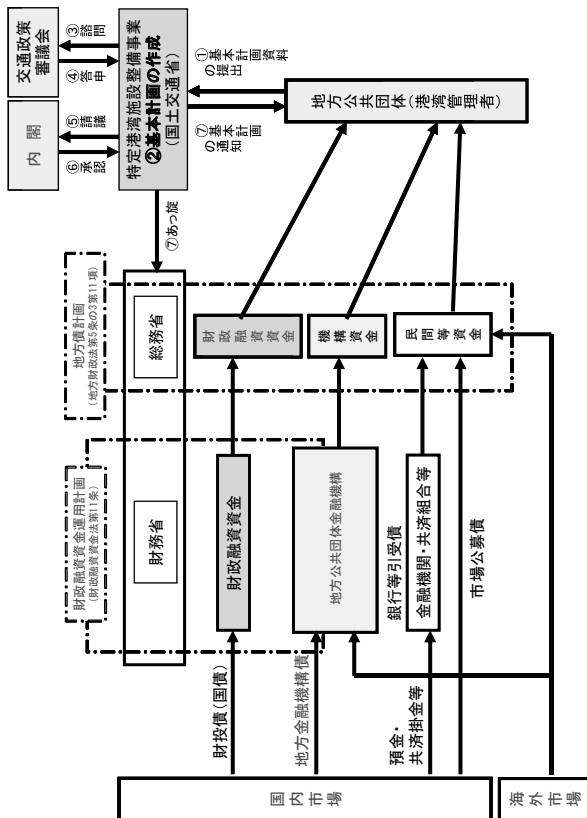
臨海部土地造成事業は流通施設用地や保管施設用地等物流の効率化に資するもの、環境問題への対応等国民生活の質の向上に資するための用地及び臨海部に立地する工業のため等の土地造成であり、これを土地利用の性格付けから、都市機能等用地と工業用地に区分。

港湾整備の事業区分



(2) 港湾関係起債事業の資金の流れ

港湾関係起債事業の資金の流れ



出典：地方債のあらまし（地方債制度研究会）より国土交通省港湾局産業港湾課作成

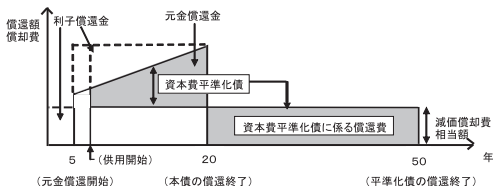
(3) 港湾関係起債事業の支援制度

● 資本費平準化債

起債対象

港湾施設の建設改良にかかる港湾整備事業債の元金償還金相当額から当該施設の減価償却費相当額を差し引いた額

資本費平準化債概念図（ふ頭用地の場合）



(注) ふ頭用地の場合は、一体となって整備される岸壁の耐用年数（50年）を用いて算出する。

償還期限

30年以内（施設の構造・用途ごとの耐用年数を超えないこと）

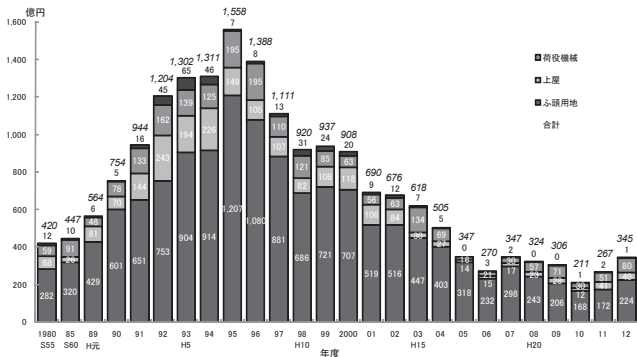
● 離島航路旅客ターミナル整備支援事業

離島港湾における旅客ターミナル施設の公共的施設整備に係る港湾整備事業債の元利償還金の50%を一般会計からの繰出し対象とするとともに、当該繰出金の80%について特別交付税措置を講じる制度である。また、離島振興目的施設部分（観光資料館、住民使用目的ホール等）を一般会計の事業として併せて実施する場合には、施設の内容に応じ、当該一般会計部分について、建設費として過疎・辺地債等を充当することができる。（離島航路旅客ターミナル施設支援制度の概念図では、(2F部分)としているが、過疎・辺地債等の整備計画で認められた施設であればこの限りではない。）

離島航路旅客ターミナル施設支援制度の概念図



(4) 港湾機能施設整備事業費の推移



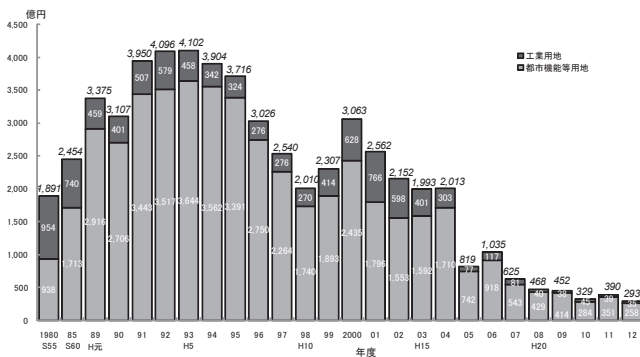
資料：国土交通省港湾局産業港湾課調べ。

(注) 1. 2010年度までは実績額、11年度は見込額、12年度は当初計画額である。

2. その他とは、引船、貯木場、港湾機能支援施設、出賃債。

3. 合計値は「斜体」で表示。

(5) 臨海部土地造成事業費の推移



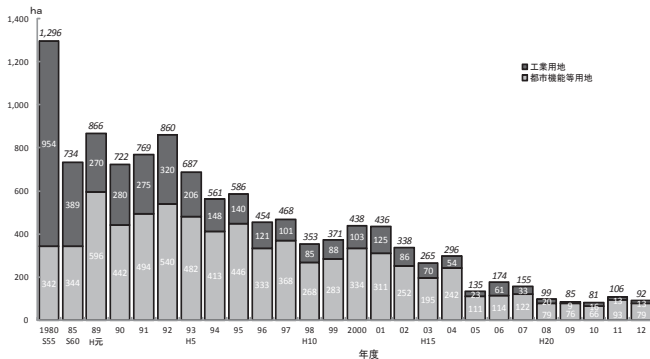
資料：国土交通省港湾局産業港湾課調べ。

(注) 1. 2010年度までは実績額、11年度は見込額、12年度は当初計画額である。

2. 転賃債は除く。

3. 合計値は「斜体」で表示。

(6) 臨海部土地造成面積の推移



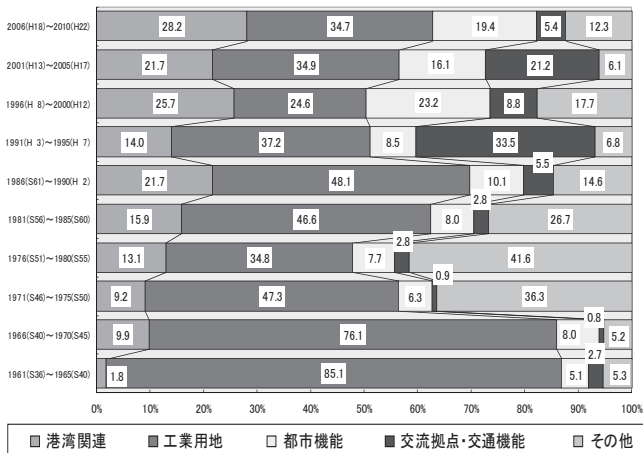
資料：国土交通省港湾局産業港湾課調べ。

(注) 1. 2010年度までは実績面積、11年度は見込面積、12年度は当初計画面積である。

2. 転賃債は除く。

3. 合計値は「斜体」で表示。

(7) 港湾における造成地の利用形態



出典：国土交通省港湾局産業港湾課調べ。

注) 造成地処分時の利用形態別の面積比率

9. 港湾関係民間連携事業制度

(1) 港湾関係民間連携事業概要

港湾関係民間連携事業は、民間活力を活用して経済社会情勢の変化に対応した港湾機能の充実強化に必要な施設整備を促進する事業。事業制度に着目して大別すると「地域自立・活性化支援事業」、「民間資金活用型社会資本整備事業（PFI事業）」等があり、表に示すとおり、さまざまな支援措置が講じられている。

表 港湾関係民間連携事業支援制度一覧

事業区分	対象施設	税制特例	国費無利子貸付け	民都機構出融資等	財政投融资（特別転貸債）
地域自立・活性化支援事業	広域的地域活性化基盤整備計画に定められた民間拠点施設			○ (出資)	
民間資金活用型社会資本整備事業 [PFI事業]	コンテナターミナルの公共荷さばき施設		○		○
	プレジャーボートの係留・保管施設等		○		
	PFI事業に共通の支援制度	○ (特別土地保有税のみ)			
港湾物流高度化基盤施設整備事業	港湾物流高度化基盤施設		○		

この他、民間事業者との連携による公共埠頭運営の仕組みとして特定埠頭運営事業がある。

(2) 地域自立・活性化支援事業

事業概要

地域の自立・活性化を総合的に支援するため、都道府県が広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律に基づき策定する広域的地域活性化基盤整備計画に基づき、交付金事業と連携して臨港地区内に拠点施設を整備する民間事業者に対し、民間都市開発推進機構が出資等による支援を行う制度。

対象施設

臨港地区内に整備される物流施設等

事業者

民間事業者（特定目的会社等）

支援措置

民間都市開発推進機構からの出資

限度額：次のうち最も少ない額

総資本額の50%以内／総事業費の50%以内／公共施設等整備費※以内

※公共施設等整備費とは下記施設の整備費の合計額

公共施設：道路、通路、広場、緑地等の公共の用に供される施設
(公的管理の必要なし)

都市利便施設：駐車場、旅客待合所、港湾荷さばき施設等 都市居住者の利便増進に寄与する施設

建築利便施設：避難施設、消防施設、共用通路等 建築物利用者の利便増進に寄与する施設

(3) 民間資金活用型社会資本整備事業（PFI事業）

港湾整備におけるPFI事業については、公共荷さばき施設（コンテナターミナル等の荷役機械等）等について、民間の資金や経営能力、技術能力を活用した施設の整備、維持管理及び運営の促進のための措置を行っている。

a. 港湾におけるPFI事業（実施方針を公表したもの）

事業名	事業主体	事業地点	実施方針公表日
常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の整備及び管理運営事業	茨城県	東海村	平成12年3月23日
ひびきコンテナターミナルPFI事業	北九州市	北九州市	平成12年5月11日
ポートパーク広島整備運営事業	広島県	広島市	平成15年11月20日
名古屋港ガーデンふ頭東地区臨港緑地整備等事業	名古屋港管理組合	名古屋市	平成15年11月26日
那覇港国際物流関連施設整備・運営事業	那覇港管理組合	那覇市	平成20年5月16日

b. コンテナターミナルにおける公共荷さばき施設等に関する支援制度
事業概要

国際戦略港湾及び国際海上コンテナ輸送網の拠点となる国際拠点港湾及び重要港湾で整備するコンテナターミナルにおけるクレーンや上屋等の公共荷さばき施設等の整備を行う事業

対象施設

管理棟・CFS・メンテナンスショップ・ゲートハウス・コンテナヤード・
主要な荷役機械・受変電施設・リーファー施設 等

事業者

PFI法に基づく選定事業者

支援措置

- ・無利子貸付け（埠頭整備資金貸付金）

国、港湾管理者同額（施設規模により融資比率が変動）

資金調達

無利子貸付（埠頭整備資金貸付金）		特別転貸債	自己資金
国	港湾管理者		
10～30%	10～30%	40～20%	40～20%

(4) 物流総合効率化法※に基づく支援制度等

※流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（H17.10.1施行）

① 物流総合効率化法の概要

<基本方針>

- ・輸配送・保管・荷さばき・流通加工を総合的に実施
- ・物流拠点を港湾、高速道路IC周辺に集約化 等

効率的で
環境負荷の
小さい物流

民間事業者の総合効率化計画の基本方針適合性等を国が認定し、支援する。

② 港湾流通拠点地区制度について

港湾管理者が物流施設の立地を促進する地区として港湾流通拠点地区を指定

【対象港湾】原則、取扱貨物量1万（TEU/年）以上 等の要件を満たす国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾

③ 認定事業者に対する支援内容

- ・倉庫業、貨物自動車運送事業等の事業許可等の一括取得
- ・臨港地区の行為届出の合理化（港湾流通拠点地区のみ）
- ・税制特例：法人税、固定資産税等

④ 港湾物流高度化基盤施設整備事業

港湾物流高度化基盤施設（高度荷さばき施設及び附帯する基盤施設）を整備する第3セクターに対し、国と港湾管理者から無利子資金を貸し付ける制度。

貸付比率	<ul style="list-style-type: none"> ・京浜港、名古屋港および四日市港、大阪港及び神戸港 	国30%、港湾管理者30%
		<ul style="list-style-type: none"> ・国際海上コンテナ輸送網の拠点となる国際拠点港湾及び重要港湾

(5) 港湾施設（行政財産）の貸付制度
— 特定埠頭運営事業 —（港湾法54条の3）

貸付制度の概要・手続（図参照）

重要港湾以上の港湾管理者は、申請に基づき、要件に該当する旨の認定を行い、認定を受けた者に対し、行政財産である埠頭施設（同一の者により一体的に運営される岸壁その他の係留施設とこれに付帯する国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設（荷さばき施設、野積場、駐車場、旅客施設、これらの施設の敷地等））を貸し付けることができる。

なお、港湾管理者の所有する公有財産たる行政財産だけでなく、国が港湾管理者に管理を委託した国が所有する国有財産たる行政財産も対象となる。

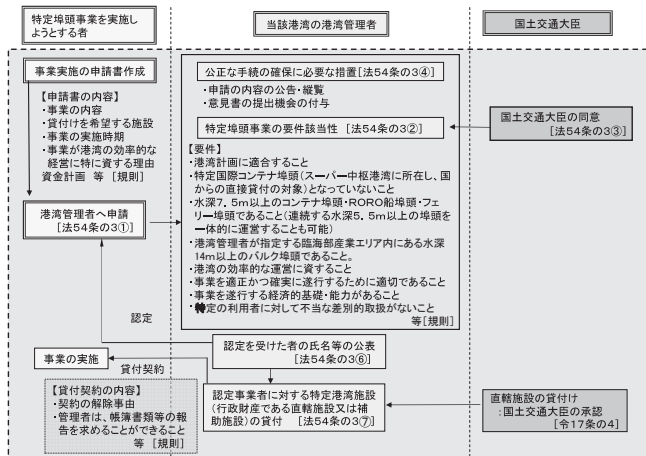
また、認定に際しては、全国的な観点からの要件適合性の判断等のため、あらかじめ国土交通大臣の同意を得なければならないとともに、認定申請の内容の公衆の縦覧等及び認定後の所要の事項の遅滞なき公表という手続を経なければならないこととされている。

貸付制度の効果

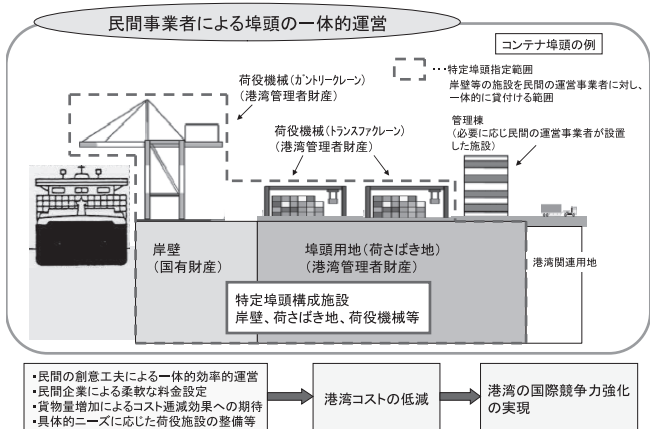
民間事業者への埠頭施設の貸付けが認められることにより、以下のような効果が期待される。

- ①利用料金の低減化・柔軟化が図られる。
- ②埠頭の運営者の土地・建物の使用の法的な位置付けが明確化され、運営の安定や長期的視野に立った設備投資が可能となる。
- ③使用頻度に応じて使用料を支払う使用許可と異なり一定額の貸付料で貸し付けを受けることにより、施設利用のインセンティブとなるとともに、安定的な埠頭経営が促進される等の効果が期待される。

● 特定埠頭運営事業の主な手続きの流れ



特定埠頭運営事業の概要



10. 税制（平成24年度）

○国税

項 目	内 容
研究開発促進税制	「試験研究費の総額の8～10%（8%+売上高に占める試験研究費の割合×0.2）（中小企業・総額中の産官学連携部分は12%）」を税額控除し（控除限度額：法人税率の20%）、更に「試験研究費の増加額×5%」（控除限度額：法人税率の10%（総額に係る控除と別枠））もしくは、「売上高の10%を超える試験研究費×（売上高に占める試験研究費の割合－10%）×0.2」（控除限度額：法人税率の10%（総額に係る控除と別枠））のいずれかを加算して税額控除。（合計控除限度額：法人税率の30%）
中小企業投資促進税制	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却30%又は税額控除7%
特定の事業用資産の買換えの課税の特例	買換え資産の圧縮記帳（80%） ・既成市街地等の内から外へ、誘致地区の外から内へ買換える場合
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特別控除	特別控除額1500万円
・所得税、法人税、相続税	
・地価税（※平成10年度より当分の間、課税を停止）	
非課税土地等	港湾施設（臨海地区外にある港湾運送事業者の荷さばき場を含む）等の用に供されている土地等につき非課税
・印紙税	
非課税法人	（独）港空研、広域臨海環境整備センター
・登録免許税	
外貿埠頭公社民営化税制	指定会社が指定法人からの出資に伴い土地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減（20/1000→15/1000）
公益法人等が受ける登記等の非課税	広域臨海環境整備センター

○地方税

項 目	内 容
・事業税	
広域臨海環境整備センターにつき非課税	収益事業以外の非課税
・不動産取得税	
外貿埠頭会社が外貿埠頭公社からの出資により取得した不動産	外貿埠頭会社が外貿埠頭公社からの出資により取得した不動産について非課税
・固定資産税、都市計画税	
国際戦略港湾等において港湾運営会社が取得した荷さばき施設等（都市計画税も同様）	国際戦略港湾（取得後10年間1/2） 一定の要件をみたす国際拠点港湾（取得後10年間2/3） 課税標準の特例（国際戦略港湾：取得後10年度分1/2、一定の要件をみたす国際拠点港湾：取得後10年度分2/3）
物流総合効率化法による総合効率化計画に基づき取得する倉庫用建物等	課税標準の特例（倉庫：5年度分1/2、倉庫の附属設備：5年度分3/4）
汚水等の処理施設（都市計画税はなし）	課税標準の特例（1/3）

項 目	内 容
外貿埠頭公社が特定用途港湾施設の用に供する固定資産（都市計画税も同様）	課税標準の特例（H10. 3. 31までの取得分につき平成22、23年度分1/2、平成24年度分2/3、うち公団承継分は平成22、23年度分3/5、平成24年度分4/5）
外貿埠頭公社から外貿埠頭会社へ承継したコンテナ埠頭（都市計画税も同様）	課税標準の特例（外貿埠頭公社が解散する前に取得した分につき10年度分1/2、うち旧公団承継分は3/5）※承継前に特例措置の適用を受けていたものに限る。
認定運営者が指定特定重要港湾において取得した一定の港湾施設	課税標準の特例（1/2）対象：旧港湾法（平成23年港湾法改正前の港湾法）第55条の8の無利子資金の貸付制度を受けて整備される港湾施設
国際戦略港湾等において指定会社等（外貿埠頭会社）が取得した大規模コンテナ埠頭（都市計画税も同様）	課税標準の特例（取得後10年度分1/2）
・特別土地保有税（※平成15年度より課税を停止）	
PF1法の選定事業等の用に供する土地	非課税
公害防止施設（廃油処理施設）の用に供する土地	非課税
土地収用事業の対象となる施設のうち一定のもの用に供する土地・港湾施設	非課税
・事業所税	
港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設・労働者詰所、現場事務所	非課税（従業者割）
海防法に規定する自家用廃油処理施設、港湾法に規定する港湾公害防止施設	課税標準の特例（資産割3/4）
海防法に規定する廃油処理事業の用に供する施設、広域臨海環境整備センターが産業廃棄物の処理等の業務の用に供する施設のうち事務所以外の施設	課税標準の特例（資産割3/4、従業者割1/2）
港湾施設のうち、倉庫、上屋	課税標準の特例（資産割3/4、従業者割1/2）
一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する臨港地区外の上屋	課税標準の特例（資産割1/2）
流通業務地区内に設置される次に掲げる施設 ・倉庫、野積場若しくは貯蔵槽又は貯木場 ・上屋又は荷さばき場	課税標準の特例（資産割1/2、従業者割1/2）
外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	課税標準の特例（資産割1/2）
倉庫・港湾運送・港湾荷役事業の用に供する倉庫・上屋で3万㎡未満のもの	非課税（資産割、従業者割）
・軽油引取税	
事業場等において使用する機械又は装置の動力源に供する軽油。港湾運送業・港湾において使用するブルドーザーその他これに類する機械で、道路運送車両法の登録を受けてないもの	免税

11. 政策評価

国土交通省は、平成13年1月の発足当初より「国土交通省政策評価実施要領」を定め、21世紀型国土交通行政への改革を目指した新しい政策評価体系を全省的に導入、実施している。

平成14年4月1日施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(以下、「行政評価法」という。)に基づき、政策評価に関する取り組みについて基本となる事項等を各府省が定めることとなっており、

「国土交通省政策評価基本計画(平成23年9月改訂)」を策定し、平成23年度に事後評価の対象とする政策等を、

「平成24年度国土交通省事後評価実施計画(平成24年3月30日)」により定めた。

国土交通省は、これらの計画に基づき、引き続き原則としてすべての所管個別公共事業について評価を行うとともに、国土交通省の幅広い政策分野を対象とした総合的な政策評価を着実に推進していくこととしている。

(1) 国土交通省政策評価基本計画(平成22年7月改訂)の概要

1 計画期間

平成21～25年度(5年間)

2 政策評価の方式

1) 基本的な3つの方式

①政策アセスメント(事前評価)

政策アセスメントは、新規に導入しようとする施策等について、必要性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、施策の導入の採否や選択等に資する情報を提供するとともに、政策意図と期待される効果を明確に説明するもの。新規施策の企画立案にあたり、目標に照らした事前評価を行うことにより、真に必要な質の高い施策の厳選と、目標による行政運営の定着を図るもの。

(国土交通省においては、平成24年度予算概算要求に際して、25の新規施策について事前評価を実施。)

港湾局関係の事前評価施策

施策等名	担当課
国際バルク戦略港湾における総合的な施策の創設	港湾局計画課

②政策チェックアップ（業績測定）

政策チェックアップは、省の主要な行政目的に係る政策目標をあらかじめ設定し、それに対する業績を測定し、その達成度を評価するもの。政策チェックアップは、その全省的な実施を進めることにより、成果重視の行政運営を組織全体に定着させるとともに、省としての戦略的な政策展開が十分機能しているかどうかを国民にわかりやすく示すことを目指すもの。

（国土交通省においては、13の政策目標、196の業績指標等を設定。）

港湾局関連の政策目標及び業績指標等

政策テーマ	政策目標 (アウトカム)	業績（アウトカム）指標	初期値	H23 (実績値)	目標値
暮らし・環境 良好な生活環境、 自然環境の形成、 パリアフリー社会 の実現	総合的なパリアフリー化を推進する	公共施設等のパリアフリー化率	【段差】 70% (H21)	78% (H22)	約85% (H27)
			【誘導】 89% (H21)	92% (H22)	約95% (H27)
	海洋・沿岸域環境や 港湾空間の保全、再生・ 形成、海洋廃棄物処理、 海洋汚染防止を推進する	過去の開発等により失われた干潟のうち復元・再生した割合	37.8% (H23)	37.8% (H23)	約40% (H28)
		廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数	約6年 (H19)	約7年	約7年 (H24)
安全 水害等災害による 被害の軽減	津波・高潮・侵食等 による災害の防止、 減災を推進する	東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）	約28% (H23)	約28%	約66% (H28)
		侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合	約78% (H23)	約78%	約85% (H28)
		東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率	0% (H23)	0% (H23)	約57% (H28)
		海岸堤防等の老朽化調査実施率	約53% (H23)	約53%	約100% (H28)
活力 国際競争力、観光 交流、広域・地域 関連連携等の確保、 強化	海上物流基盤の強化 等総合的な物流体系 整備の推進、みなとの 振興、安定的な国際 海上輸送の確保を 推進する	国際海上コンテナ・バルク貨物の輸送コスト低減率	0% (H22)	0% (H22)	平成22年度比 5%減 (H28)
		国内海上貨物輸送コスト低減率	0% (H22)	0% (H22)	平成22年度比 3%減 (H28)
		長寿命化計画に基づく港湾施設の対策実施率	6% (H23)	6%	100% (H28)
		港湾におけるプレジャーボートの適正な係留・保管率	54% (H22)	54% (H22)	60% (H28)
		リサイクルポートにおけるリサイクル関連企業数	188社 (H19)	231社	230社 (H24)
		大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口	約2,640万人 (H23)	約2,640万人	約2,950万人 (H28)
		日本発着コンテナ貨物の釜山等東アジア主要港でのトランシップ率	10% (H20)	10% (H20)	5% (H27)
		国際コンテナターミナルの出入管理情報システムの使用に必要なPSカード (Port Security カード) の普及率	65% (H23)	65%	95% (H28)
国際コンテナ戦略港湾のうち、中韓主要港の港湾物流システムと相互連携している港湾数	0港 (H23)	0港	5港 (H28)		

※太字は社会資本重点整備計画第3章に記載あり

※斜体は関連指標

③政策レビュー（プログラム評価）

政策レビューは、実施中の施策等を目的や政策課題に応じて一括して対象とし、それらが目的に照らして所期の効果を上げているかどうかを検証するとともに、結果と施策等の因果関係等について詳しく分析し、課題とその改善方策等を発見するもの。また、特定のテーマについて掘り下げた分析を行うことにより、関連する政策の企画立案や改善に必要な情報を得ることを目指すもの。

2) 政策の特性に応じた方式

①個別公共事業

維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての国土交通省所管公共事業について、以下の評価を実施。

なお、港湾整備事業及び海岸事業の評価に当たっては、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」、「港湾関係事業及び海岸事業の新規事業採択時評価実施要領細目」、「港湾関係事業及び海岸事業の再評価実施要領細目」、「港湾関係事業及び海岸事業の事後評価実施要領細目」に則り実施。

A 新規事業採択時評価

事業費を予算化しようとする事業は原則として対象とする。

事業を実施しようとする者は、評価に係る資料を作成し所管部局等（当該事業を所管する本省内部部局、外局又は特別の機関をいう。ただし、一括配分に係る事業（地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実実施計画に関する書類の一部となる計画の作成に係る事務を行う事業）においては、当該事務を行う地方支分部局等をいう。以下同じ。）に提出する。所管部局等は評価に係る資料をもとに、当該事業の予算化の判断に資する評価を行う。

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
港湾整備事業	6	19	19	16	14	12	1	7	6
海岸事業	13	10	4	7	13	18	0	1	0

港湾整備事業及び海岸事業における新規評価件数一覧（実績）

B 再評価及び完了後の事後評価

再評価の対象は、直轄事業等については、3年未着工の事業、5年継続中の事業、再評価実施後3年間経過している事業等とし、補助事業等については、5年未着工の事業、5年継続中の事業、再評価実施後5年間経過している事業等とする。

完了後の事後評価の対象は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業及び改めて完了後の事後評価を行う必要がある事業とする。

再評価においては、事業を実施する者は、評価に係る資料を作成し所

管部局等に提出する。所管部局等は評価に係る資料をもとに、当該事業の継続又は中止の判断（補助事業等の場合は補助金交付等の判断）に資する評価を行う。

完了後の事後評価においては、事業を実施した者は、事業の効果や環境への影響等の確認を行い、完了後の事後評価を今後実施するかどうか、改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価を行う（補助事業等の場合は、当該評価が行われることを期待する。）。なお、所管部局等は、評価結果を踏まえ、必要に応じて、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性について判断するものとする。港湾整備事業及び海岸事業における再評価・事後評価件数一覧（実績）

年度		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
港湾整備事業	再評価	93	57	142	95	47	69	24	70	85
	事後評価	4	4	9	11	15	10	15	10	8
海岸事業	再評価	27	19	55	28	22	17	0	0	5
	事後評価	1	2	3	0	0	0	0	2	0

②個別研究開発課題

研究開発機関等において重点的に推進する研究開発課題及び本省等から補助等を行う研究開発課題については、事前評価及び終了後の事後評価を行う。

また、研究開発期間が5年以上の課題及び期間の定めのない課題については、3年程度を一つの目安として中間評価を実施する。

(2) 平成24年度国土交通省事後評価実施計画の概要（平成24年3月30日）

本実施計画は、行政評価法に基づいて策定する、平成24年度における国土交通省の事後評価の実施に関する計画である。（毎年度策定）

1 政策チェックアップ（業績測定）

国土交通省政策評価基本計画に定める13の政策目標・213の業績指標により実施。なお平成23年度に目標年次が到来した業績指標等については、当該指標に係る業績目標の達成状況を評価する。

2 政策レビュー（プログラム評価）

国土交通省においては、13テーマについて実施、うち8テーマについては平成24年度中に評価結果を取りまとめる。

3 公共事業の再評価、完了後の事後評価

平成24年度には、再評価215件、完了後の事後評価67件を実施予定。計画には具体の事業名を明記。（計画策定時の見込みであり、今後変更があり得る。）

4 研究開発の中間評価、終了時評価

平成24年度には、中間評価1件、終了後の事後評価66件を実施予定。計画には、具体の課題名を明記。（計画策定時の見込みであり、今後変更があり得る。）

1. 国際競争力の強化

(1) 国際コンテナ戦略港湾

目的

国際基幹航路の我が国への寄港を維持・拡大することにより、企業の立地環境を向上させ、我が国経済の国際競争力を強化する。

目標

- ・2015年までに、国内ハブの完成、東アジア主要港でのトランシップ率を半減。
- ・2020年までに、国際トランシップも視野に入れ、東アジア主要港として選択される港湾に。

経緯

- ・「選択と集中」の考え方の下、国際コンテナ戦略港湾検討委員会（有識者委員会）の検討を経て、国際コンテナ戦略港湾として阪神港、京浜港を選定。
- ・港湾の種類の見直しや直轄港湾工事の国費負担率の引き上げ・対象施設の拡充、港湾運営会社制度の創設等を規定した「港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律」を平成23年施行。

方策

- ① 阪神、京浜各港のコンテナターミナル全体の一体運営等によるターミナルコストの低減
- ② 内航をはじめとするフィーダー網の抜本的な強化による広域からの貨物集約の推進
- ③ ゲートオープン時間拡大による24時間化の推進、貨物積替円滑化支援施設整備等による荷主サービスの向上
- ④ コンテナ船大型化の進展に対応しうる大水深岸壁の整備
- ⑤ 「民」の視点による戦略的港湾運営の実現に向けた港湾運営会社の設立

国際戦略港湾等に係る支援制度

支援制度等		港格	国際戦略港湾	国際拠点港湾		重要港湾 103港	
			5港 〔京浜（東京、川崎、横浜） 阪神（神戸、大阪）〕	18港 名古屋 四日市 左記以外の 16港			
民 営 化	港湾運営会社制度の導入		○	○	○	—	
	港湾運営会社の指定		国土交通大臣	国土交通大臣	港湾管理者	—	
	国有港湾施設の会社への貸付		国からの直接貸付	国からの直接貸付	港湾管理者からの貸付	—	
子 算	直轄事業の国費負担率 (コンテナターミナルの耐震岸壁)		水深16m以上 7/10 水深14m～15m 2/3 水深12m～13m 5.5/10	2/3		5.5/10	
	コンテナヤードの直轄事業化		国費負担率 2/3 (水深16m以上)	—		—	
	港湾運営会社に対する 無利子資金の貸付 〔国及び港湾管理者からの 無利子貸付金の割合〕		○ (最大8割)	○ (最大8割)	○ (最大6割)	—	
	集 荷 促 進	内航・鉄道フィーダー 支援		モデル事業の拡充により内航・鉄道フィーダー支援強化(対象地域を全国に拡大)	—		—
		荷役機械等整備に係る補助制度		国際戦略港湾に集荷する港湾の荷役機械等の整備に関する補助制度の創設	—		—
		鉄道・運輸機構による共有建造制度を活用した内航船舶の建造に係る船舶使用料利率の軽減措置		国際戦略港湾に就航する内航フィーダーコンテナ船について0.2%の軽減措置	—		—
税 制	民 営 化 促 進 税 制	港湾運営会社の取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例	固定資産税 1/2 都市計画税 1/2	固定資産税 2/3 都市計画税 2/3 〔対象港： 苫小牧、仙台塩釜、新潟、清水、 名古屋、四日市、広島、関門、博多〕		—	
		公社民営化時の不動産承継に係る登録免許税の特例		2% ⇒ 1.5%	—		—
	集 荷 関 連 税 制	内航船舶に係る石油石炭税上乗率分の免税・還付		○	○	○	○
規制緩和等	内航海運暫定措置事業の特例		○	—		—	

港湾法及び特定外貨埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律
平成23年3月31日 法律第9号

我が国の港湾の国際競争力の強化等を図るため、港湾の種類について国際戦略港湾及び国際拠点港湾を追加する等の見直しを行い、これらの港湾において国土交通大臣が行う港湾工事の範囲及びその費用に係る国の負担割合を定めるとともに、これらの港湾におけるコンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社の指定及び当該埠頭等を構成する行政財産の貸付けに係る制度を創設する等の所要の措置を講ずる。

概要

- 港湾の種類の見直し
我が国港湾の国際競争力強化のため、国際コンテナ戦略港湾を港湾の種類として新たに「国際戦略港湾」と位置付けるとともに、特定重要港湾の名称を「国際拠点港湾」に改める。
- 直轄港湾工事の国費負担率の引き上げ及び対象施設の拡充
国際戦略港湾における高規格コンテナターミナルの係留施設（水深16m以上の耐震強化岸壁）について、直轄港湾工事の国費負担率を7/10とする。これに附帯するコンテナヤードを直轄港湾工事の対象施設に新たに追加する。（国費負担率は2/3）
- 港湾運営会社制度の創設
港湾運営会社制度を創設し、国際戦略港湾及び国際拠点港湾に導入する。
- 港湾運営会社に対する無利子貸付制度の創設
公社等に限定されていた無利子貸付金の貸付対象を国際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾運営会社に拡大する。

改正後

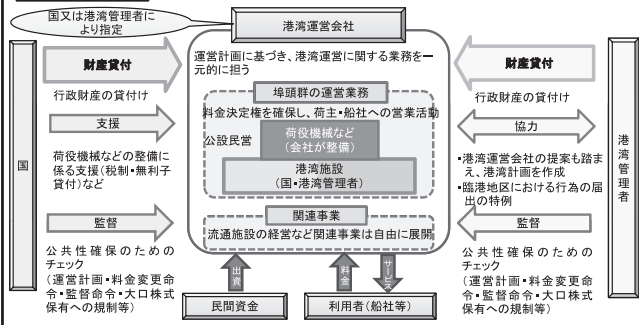
- 国際戦略港湾 5港
（京浜（東京・川崎・横浜）、阪神（大阪・神戸））
- 国際拠点港湾 18港
（改正前特定重要港湾のうち、国際戦略港湾を除く港湾）
- 重要港湾 103港
（改正前重要港湾のうち、国際戦略港湾及び国際拠点港湾を除く港湾）
- 地方港湾 810港

改正前

- 特定重要港湾 23港
- 重要港湾 126港
- 地方港湾 810港

港湾の種類の見直し

港湾運営会社制度



(2) 資源・エネルギー等の広域的・効率的な輸送網の形成

【目的】

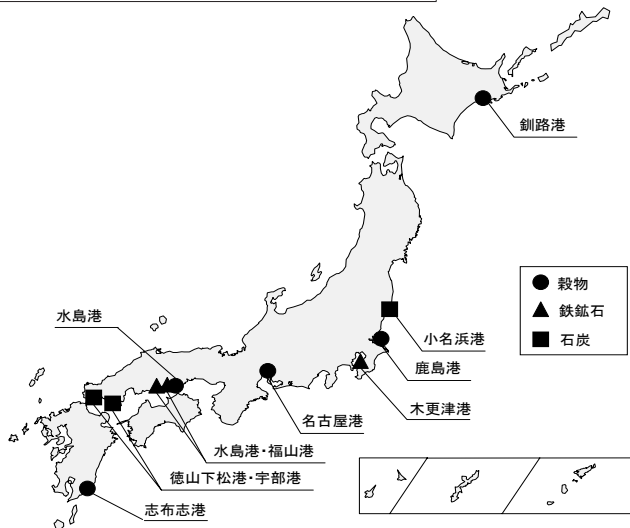
我が国の産業や国民生活に必要な不可欠な資源・エネルギー等の物資を安定的かつ安価に輸入することに貢献し、雇用と所得の維持・創出を目指すため、国全体として効率的かつ安定的な資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークを形成する。

【方策】

- ①大型船舶に対応した港湾機能の拠点的確保
- ②輸入の効率化のための企業間連携の促進（複数港寄りの促進等）
- ③「民」の視点での効率的な運営体制の確立
- ④船舶の運航効率改善のための制限の緩和等

【国際バルク戦略港湾の選定】

- 穀物：「釧路港」、「鹿島港」、「名古屋港」、「水島港」、「志布志港」
- ▲ 鉄鉱石：「木更津港」、「水島港・福山港」
- 石炭：「小名浜港」、「徳山下松港・宇部港」



2. 物流の効率化

・臨海部産業エリアの形成

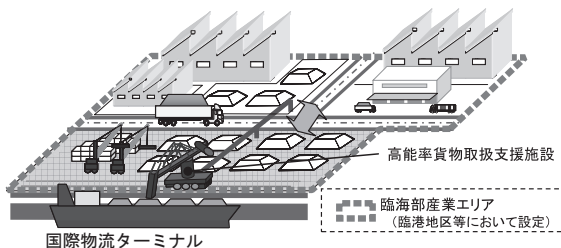
目的

バルク貨物を取扱う大型の国際埠頭の機能を高度化することによって産業物流を効率化し、地域産業の活性化・立地促進を図るため、民間による一体的な埠頭運営を行うとともに、隣接する臨海部産業との連携の強化を図り、効率的な産業物流が実現する「臨海部産業エリア」を形成。

制度

臨海部産業エリアが港湾計画に位置づけられた区域においては、以下の制度の適用が可能となる。

- ①民間事業者に対する行政財産の貸付制度（P144参照）
- ②上記、行政財産の貸付けを受けた民間事業者が行う高能率貨物取扱支援施設の整備に対する国の支援（補助率1／3）（P133参照）



4. 保安対策

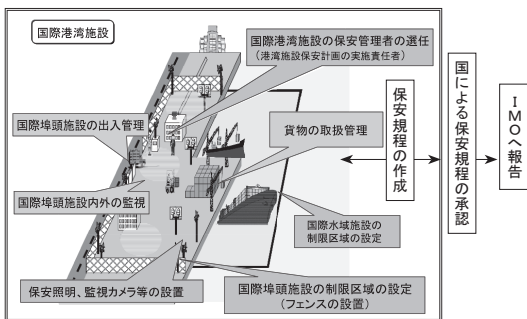
(1) 港湾施設の保安対策

目的

SOLAS 条約*の国内担保法である「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(平成16年4月7日)により、国際港湾施設の管理者等に対し、自己警備のための保安措置の実施を義務付け。

※SOLAS 条約：P219 参照

国際港湾施設における保安措置



実施者

国際港湾施設の管理者が埠頭保安規定を作成し、港湾保安対策を実施。
国は国際港湾施設の保安評価や埠頭保安規定の承認、立入検査等を実施。

実施状況

130港、2,083施設 (平成24年4月現在)

最近の取組

国による立入検査等にて判明した出入管理強化の必要性や海外港湾における高度な出入管理の実施状況等を踏まえて、ゲートにおける3点確認(本人・所属・立入目的の確認)の100%実施を平成22年3月30日付告示により義務化。

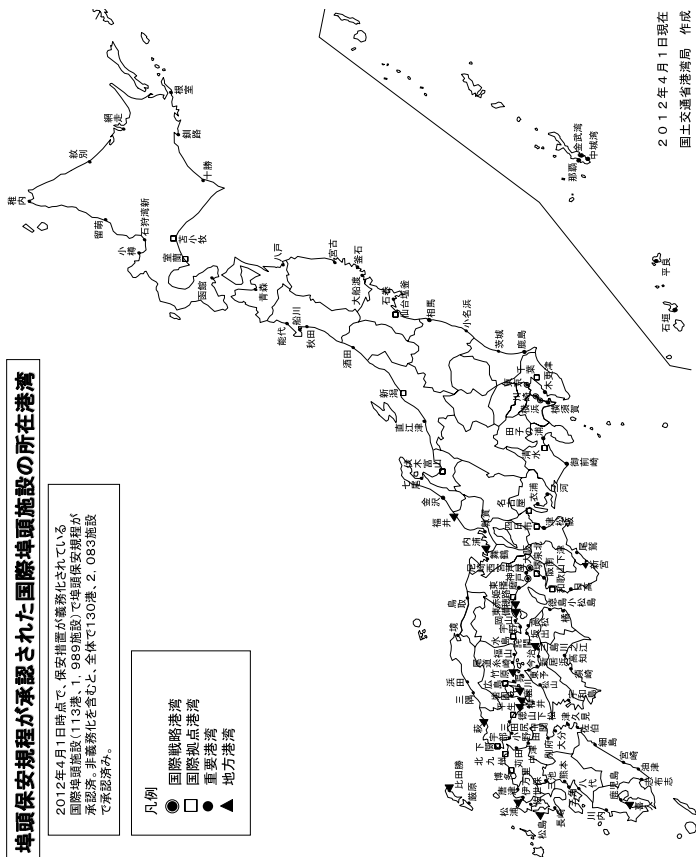
物流効率性も勘案し、3点確認を確実かつ円滑に実施するための「出入管理情報システム」の導入を推進。(平成22年度末から)

埠頭保安規程が承認された国際埠頭施設の所在港湾

2012年4月1日時点で、保安措置が義務化されている国際埠頭施設(113港、1,989施設)で埠頭保安規程が承認済。非義務化を含むと、全体で130港、2,083施設で承認済み。

凡例

- 国際戦略港湾
- 国際拠点港湾
- 重要港湾
- ▲ 地方港湾



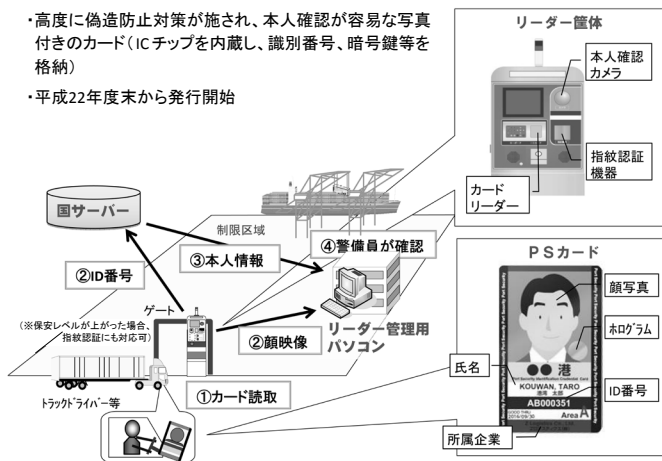
出入管理情報システムの概要

〔出入管理情報システム〕

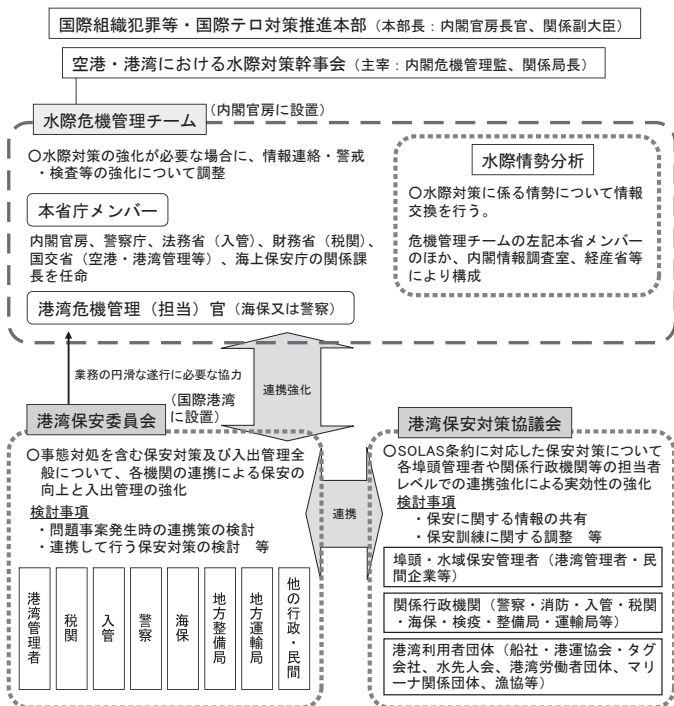
- ・リーダー筐体のカードリーダーでPS (Port Security) カードを読み取ること等により、制限区域への人の出入りを確実かつ円滑に管理するシステム。
- ・国がトラックドライバー等に対して、全国共通の身分証明書であるPSカードを発行するとともに、主要港のコンテナターミナルにおいて、リーダー筐体、リーダー管理用パソコン等を設置。

〔PSカード〕

- ・国が発行する、出入管理情報システムの一環として不可欠な全国共通のICカード
- ・高度に偽造防止対策が施され、本人確認が容易な写真付きのカード(ICチップを内蔵し、識別番号、暗号鍵等を格納)
- ・平成22年度末から発行開始



(2) 港湾における水際対策・危機管理体制



5. 情報化

(1) 港湾関連手続の統一化・簡素化・電子化

目的

関係省庁の各システムを相互に接続・連携することにより、一回の入力・送信で関係行政機関に対する貨物の輸出入や船舶の入出港に係る手続を行うことを可能に。(シングルウィンドウ化)

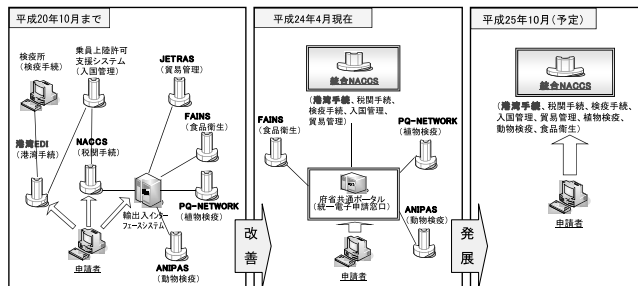
これまでの取組

- ・府省共通ポータル（平成20年10月稼働）
港湾関連手続（港湾EDI）と税関手続（NACCS）の統合など、関係省庁システムの一体的運営を図るシステム。
- ・府省共通ポータルを通じて可能な港湾管理者手続き（平成24年4月現在）
入出港届、係留施設使用許可申請、船舶給水施設使用許可申請、旅客乗降用施設（渡船橋）使用許可申請、ひき船使用許可申請兼配船希望願、船舶廃油処理施設使用許可申請、入港料減免申請、入港料還付申請、荷役機械使用許可申請、港湾施設（上屋）使用許可申請、港湾施設（荷さばき地・野積場）使用許可申請、コンテナ用電源使用許可申請、船舶運航動静通知（計13の手続）

今後の取組

平成25年10月には、食品衛生及び動植物検疫に係るシステムについて、NACCSに統合する予定。

港湾関連手続のシングルウィンドウへのとりくみ



(2) コンテナ物流情報サービス (Colins)

概要

港湾物流の関係者が「輸入コンテナのコンテナヤード搬出可否」、「船舶動静」、「混雑状況カメラ画像」、「ゲートオープン時間」等の情報を共有するためのポータルサイト型システムとして、京浜港及び阪神港エリアを対象に構築。

主な効果

- ① 輸入コンテナ搬出可否・船舶動静に関わる問合せの減少（海貨・ターミナル）
- ② ゲートトラブルの減少（陸運・ターミナル）
- ③ 渋滞箇所を回避した効率的なトレーラー配車の実現（陸運）

取組状況

平成21～23年度の3年間は、「スーパー中枢港湾を核としたコンテナ物流の総合的集中改革プログラム」における情報化モデル事業の中で実施。3年間はシステム構築及び運営を国が実施。

平成24年度以降も国が運営している間は原則無料で利用可能であるが、今後は全国を対象エリアとするシステム構築を目指し、その後は有料サイトとなる予定。

コンテナ物流情報サービス (Colins) の概要

The screenshot shows the Colins website interface. It features a header with navigation links, a main content area with a large image and the Colins logo, and a sidebar with various service icons. Callout boxes point to specific features:

- 混雑ウェブカメラ画像**
港頭地区に設置したウェブカメラ画像をリアルタイムに提供。
- ゲートオープン時間情報**
ターミナルオープン時間などの各ターミナルのお知らせ掲示板。
- 搬出可否情報**
各ターミナルのシステムから提供される輸入コンテナ搬出可否情報を表示。
- 船舶動静情報**
各ターミナル、港湾管理者、AISから提供される船舶動静情報を表示。
- 貨物トラッキング情報**
貨物位置情報を表示。

<http://www.colins.ne.jp>

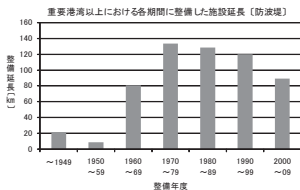
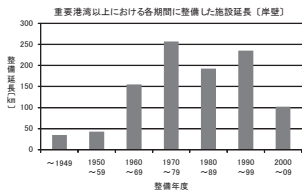
Colins: 「Container Logistics Information Service」の各語の頭文字

6. 既存港湾ストックの有効活用

背景

我が国の港湾施設は、高度経済成長期から本格的な整備が開始され50年近くが経過し、今後、維持・更新費用の増大が見込まれる。

重要港湾以上における各期間に整備完了した施設延長（岸壁、防波堤）



出典：国土交通省港湾局調べ

目的

- ・港湾施設の安全性の確保
- ・維持・更新費用の縮減

取組

- ・計画的かつ適切な維持管理のために、施設の変状や劣化による性能の低下を事前に防止する「予防保全型」の考えを導入。
- ・港湾の施設の計画的かつ適切な維持管理の推進に関して、省令、告示等を整備。
- ・港湾施設の戦略的維持管理制度を平成20年度に創設し、国・港湾管理者に長寿命化計画策定に対する支援を実施。

省令・告示

- ・「港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成19年3月26日国土交通省令第15号）」
- ・「技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示（平成19年3月26日国土交通省告示第364号）」
- ・「港湾法施行規則」（「港湾法施行規則の一部を改正する省令（平成19年3月28日国土交通省令第19号）」により改正）

○省令改正と新たな告示のポイント

- ①施設設置者による維持管理計画の策定の標準化
- ・技術基準対象施設は、供用期間中にわたって要求性能を満足するよう、維持管理計画等に基づき、適切に維持される必要がある旨規定。
 - ・技術基準対象施設の維持管理計画等は、設置者が定めることを標準とし、対象施設の供用期間並びに予防保全を踏まえた維持管理についての基本的な考え方、計画的かつ適切な点検診断や維持工事等を、維持管理計画等に定める標準的な事項として規定。
- ②維持管理に関する専門技術者の位置付け
- ・維持管理計画等を定め、同計画に基づく維持管理を実施するに当たって、専門技術者の関与を標準とする旨を規定。
- ③技術基準対象施設の設置（建設等）許可等に当たっての維持管理方法の明示を規定
- ・港湾区域等の水域又は臨港地区において港湾の施設の設置（建設等）をする者が、港湾法に基づいて、港湾管理者、都道府県知事又は国に対する許可申請、届出又は協議をするに当たって、対象施設を適切に維持するための維持管理の方法を記載した書類を添付することを規定。

支援制度

「港湾施設の戦略的維持管理制度」

- ・港湾施設長寿命化計画費
既存の国有港湾施設について、国土交通大臣による長寿命化計画策定の制度（平成24年度までの時限的な措置）。一般会計。国費10/10。
- ・長寿命化計画策定事業費補助
（平成22年度より社会資本整備総合交付金に移行）
港湾管理者が所有する既存の港湾施設について、港湾管理者による長寿命化計画の策定に対する支援（平成24年度（一部平成26年度）までの時限的な措置）。

7. 技術開発

国土交通省技術基本計画に基づき、平成22年に港湾局が「港湾の技術開発にかかる行動計画」を策定。

(目標期間)

平成22年から平成26年の5年間

「港湾の技術開発にかかる行動計画」の技術開発目標

大項目	技術開発目標	技術開発テーマ例
安全・安心な社会の形成	1. 津波・高潮・高波災害の防止、被害軽減	巨大津波に対応したねばり強い防波堤の設計手法の開発
		湾口部における可動式防波堤の開発
		津波漂流物対策の高度化
	2. 地震災害の防止、被害の軽減	地震・津波複合災害による被災メカニズムの解明及び対策の検討
		既設コンテナクレーンに設置可能な新型制震・免震装置の開発
	3. 港湾活動の安全性の向上	継続時間の長い地震動に対応した液状化対策工法の開発
		生体認証等を用いた出入管理情報システムの実用化
		長周期波を低減するための波浪制御構造物の技術開発
	沿岸域の良好な環境の保全・形成	4. 海域環境の保全、回復
東京湾、伊勢湾を対象とした、干潟・浅場の整備による水質改善効果等の評価・予測手法の開発		
直轄の大型浚渫船、環境整備船による油・浮遊ゴミの回収、浚渫作業の効率化		
浚渫土砂を活用した浅場造成、深掘り跡の埋め戻し技術の開発		
5. 海岸の保全、維持管理		藻類や海生生物等による二酸化炭素吸収効果（ブルーカーボン）の評価に関する技術開発
		海浜、沿岸地形の変形予測モデルの精度向上
6. 循環型社会の形成		地球温暖化の影響を考慮した効果的な海浜維持管理手法の開発
		「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の見直し等による副産物の有効活用
活力のある経済社会の形成		7. 国際コンテナ・バルク戦略港湾の実現
	AGV等コンテナターミナルの自動化技術の高度化	
	船舶のイドリングストップ、トランスファークレーン等の電動化等の港湾活動における排出ガス削減、省エネルギー化を進めるための技術開発	
	8. 戦略的な維持管理の推進	ケーソン式岸壁のマウンド縮小による効率的な増深化技術の開発
		矢板式及び重力式岸壁へのLCMの展開
		非接触式肉厚計測システム等の構造物点検技術の高度化
9. 海洋空間・海洋エネルギーの有効利用	遠隔離島における港湾整備、管理を効率的に行うための技術開発	
	沿岸域における風力、波力エネルギーの有効活用に向けた技術開発	

8. 波浪・潮位・強震観測体制

(1) 全国港湾海洋波浪観測情報網：NOWPHAS（ノウファス）

(Nationwide Ocean Wave information network for Ports and HarbourS)

目的：港湾整備事業の実施に必要な波浪・潮位観測情報の取得

設置場所：波浪 全国75地点（2012年4月）

潮位 全国70地点（2012年4月）

協力機関：国土交通省、沖縄総合事務局、(独) 港湾空港技術研究所

観測データの公開：オンラインにより収集され、ウェブサイトですぐ公開

(独) 港湾空港技術研究所にて解析し、波浪観測年報等により公開

アドレス：<http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

情報提供関係機関：気象庁（波浪・潮位）、国土地理院（潮位）

主な波浪観測機器：

- ・海象計 海底に設置されたセンサーから海面に向けて超音波を放射し、反射して戻ってきた超音波のドップラー効果から波高・周期・波向・方向スペクトルを観測するもの。
- ・GPS波浪計 GPSアンテナを沖合約20kmの海上に浮かべたブイに搭載し、ブイの動きを数cmの精度で測定することで海面変化を捉え、潮位・波浪を観測するもの。



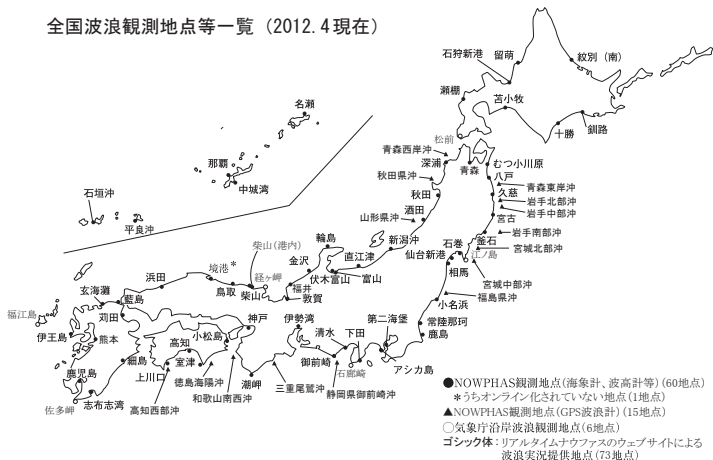
海象計



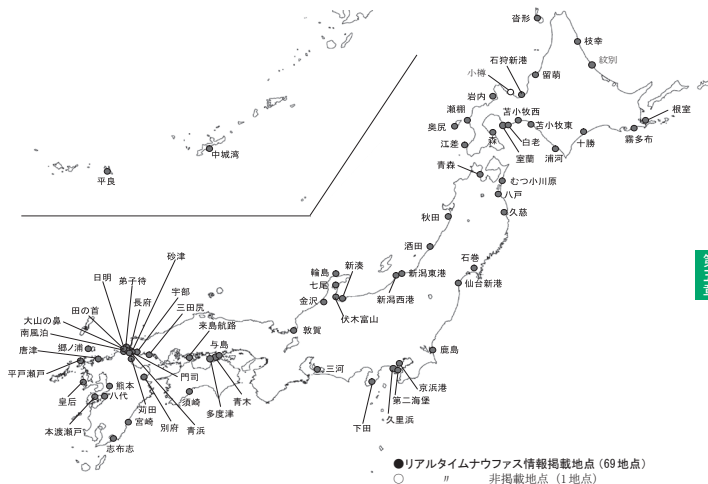
GPS波浪計

2011年3月、東北地方太平洋沖地震直後には、大きな津波が沿岸に到達する約10分前に6mの波高を沖合のGPS波浪計で観測し、気象庁において津波警報の切り替えに活用。

全国波浪観測地点等一覧 (2012.4現在)



全国潮位観測地点一覧 (2012.4現在)



(2) 港湾地域強震観測

全国の主要な港湾における強震観測

目的：港湾整備事業で使用する設計入力地震動の設定、被災時の復旧方針の迅速な策定

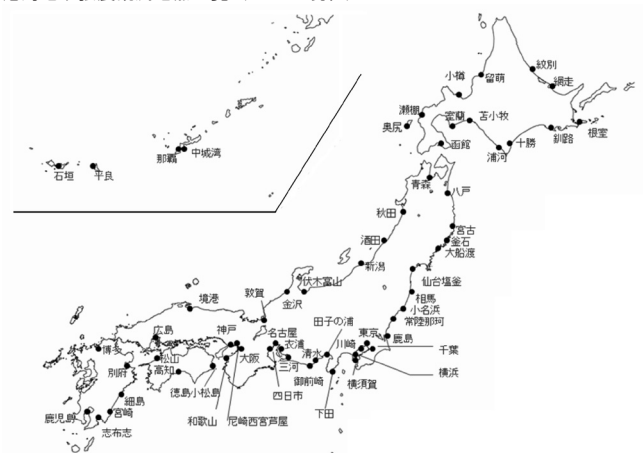
設置場所：全国61港136地点（地表71地点、地中44地点、構造物上21地点）
（2012年4月時点）

協力機関：国土交通省、沖縄総合事務局、（独）港湾空港技術研究所、東京都、静岡県、大阪市、神戸市、宮崎県

観測データの公開：オンラインにより収集され、ウェブサイトで随時公開

アドレス：<http://www.mlit.go.jp/kowan/kyosin/eq.htm>

港湾地域強震観測地点一覧（2012.4現在）



9. 放置艇・リサイクル・廃棄物関係

(1) 港湾における放置艇対策

放置艇禁止区域

- ・港湾法第37条の3の規定に基づき、港湾区域・臨港地区等において船舶等の放置等を禁止する区域。放置等の行為に対する罰則措置や放置物件の監督処分等が可能。
- ・37港湾管理者において229港湾で放置等禁止区域を指定。(平成24年3月末現在)

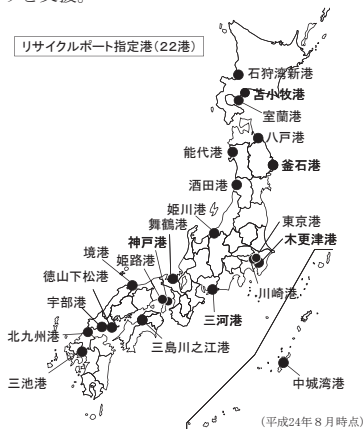
事業制度

- ・社会資本整備総合交付金 (P128 参照)
- ・地域自主戦略交付金 (P129 参照)
- ・沖縄振興公共投資交付金 (P129 参照)

(2) 循環型社会の形成

① 循環型社会実現のための静脈物流ネットワークの構築

- ・リサイクルポート (総合静脈物流拠点港)
広域的な循環資源の需給分布に対応した静脈物流ネットワークの拠点となる港湾であり、港湾管理者からの申請により国土交通省港湾局が指定し、拠点づくりを支援。



事業制度

循環資源取扱支援施設 (P133 参照)

(3) 大阪湾フェニックス

昭和57年、広域臨海環境整備センター法（昭和56年制定）に基づき設立された、広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）。

廃棄物の計画的な受入により生活環境の保全に寄与するとともに、その造成地を物流機能用地等として港湾の秩序ある整備、地域の均衡ある発展に寄与し、大阪湾圏域の市民生活及び産業活動の根幹を支える役割を果たしている。

○ 受入対象区域

近畿圏2府4県下の168市町村（平成24年3月末現在）

○ 搬入施設

大阪、尼崎、堺、神戸、泉大津など9基地

○ 埋立場所の位置及び埋立計画

埋立場所名 (港湾名)	管理型/ 安定型	面積 (ha)	埋立容量 (万 m^3)				計
			一般廃棄物	産業廃棄物、 災害廃棄物	陸上残土	浚渫土砂	
泉大津沖 (堺泉北港)	管理型 (受入終了) 安定型 (受入中)	203	390	720	1,270	720	3,100
尼崎沖 (尼崎西宮 芦屋港)	管理型 (受入終了) 安定型 (受入中)	113	220	290	700	390	1,600
神戸沖 (神戸港)	管理型 (受入中)	88	580	620	300	0	1,500
大阪沖 (大阪港)	安定型 (受入中)	95	540	580	280	0	1,400

(大阪湾圏域広域処理場整備基本計画：平成24年3月27日国交・環境両大臣より変更認可)

○ 事業制度

廃棄物埋立護岸等（P125, 131参照）

(4) スーパーフェニックス

概要

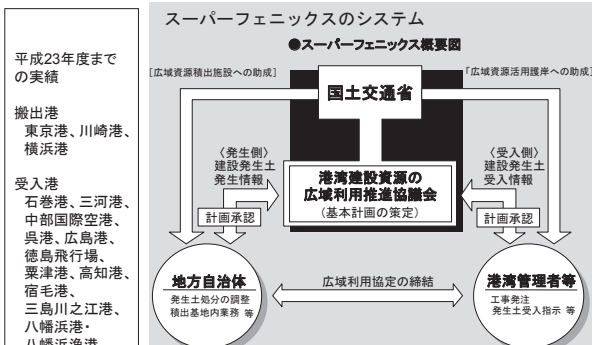
首都圏の建設発生土を海上輸送により全国の港湾等の用地造成に用いるなど、港湾建設資源の広域的利用を促進するシステム。

効果

首都圏において処分場の負荷を軽減。
地方部において土取りによる自然環境への影響を軽減。

事業制度

廃棄物埋立護岸等 (P125, 131 参照)



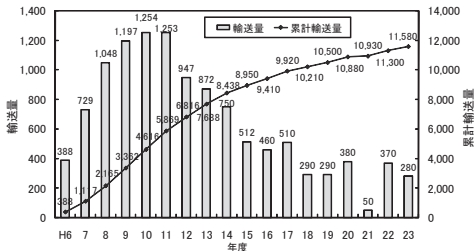
平成23年度までの実績

搬出港
東京港、川崎港、横浜港

受入港
石巻港、三河港、中部国際空港、呉港、広島港、徳島飛行場、粟津港、高知港、宿毛港、三島川之江港、八幡浜港・八幡浜漁港、小名浜港、徳島小松島港

累積輸送土量
1,158万m³

スーパーフェニックス実績(単位:千m³)



出典: 国土省港湾局海洋・環境課作成

10. 海域環境

(1) 全国海の再生プロジェクト

背景

- ・都市再生プロジェクト（第3次決定：平成13年12月4日）に大都市圏の「海の再生」を位置づけ。
- ・国土交通省環境行動計画（平成16年策定）に、全国海の再生プロジェクトを位置づけ。

概要

閉鎖性海域の水質を改善するために、陸域からの汚濁負荷削減策や海域における環境改善対策など、関係機関及び自治体等の連携により行動計画を海域毎に策定し、総合的な施策を推進。

取組箇所

東京湾、伊勢湾、大阪湾、広島湾の4湾。

計画期間

10年計画（3年ごとに中間評価を実施）

○海の再生プロジェクトの主な施策の実施状況

<プロジェクト名> 経緯	H23施策の実施状況※
<東京湾再生プロジェクト> H14.2 東京湾再生推進会議設置 H15.3 東京湾再生のための行動計画策定 H19.3 中間評価実施（第1回） H22.3 中間評価実施（第2回）	<ul style="list-style-type: none"> ・東京湾奥部に覆砂箇所モニタリングを実施 ・港内の一般海域・各港湾区域において約20隻の清掃船等により浮遊ゴミ・油の回収を実施 ・国土交通省関東地方整備局横浜港湾空港調査事務所内に整備した干潟・磯場実験設備のモニタリングを実施 ・東京湾全域で定期的に底層のDOを含む環境基準項目の水質調査を実施 ・東京湾内の水質及び流況に関する常時観測点（4点）でのデータ観測及びホームページによるデータ配信を開始。
<伊勢湾再生プロジェクト> H18.2 伊勢湾再生推進会議設置 H19.3 伊勢湾再生行動計画策定 H23.3 中間評価実施（第1回）	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋環境船「白龍」による浮遊ごみの回収 ・伊勢湾、三河湾等における清掃イベント「川と海のクリーン大作戦」の開催 ・伊勢湾内の水質及び流況に関する常時観測点（3点）でのデータ観測及びホームページによるデータ配信を実施 ・伊勢湾の環境予測ツール「伊勢湾シミュレーター」を用いた浅場・干潟造成計画の検討 ・これまでに蓄積された海域環境データを「伊勢湾環境データベース」により公開
<大阪湾再生プロジェクト> H15.7 大阪湾再生推進会議設置 H16.3 大阪湾再生行動計画策定 H20.3 中間評価実施（第1回） H23.3 中間評価実施（第2回）	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪湾における貧酸素水塊発生の一要因と考えられている海底窪地の修復へ向けた環境面からの検討を継続実施 （生物共生型護岸の順応的管理） ・堺泉北港堺2区北泊地に整備した生物共生型護岸に関する実証実験のモニタリングを実施 ・海洋環境整備船による浮遊ごみ、漂着ごみ回収 ・大阪湾内の水質及び流況に係る常時観測局（13点）でのデータ観測及びホームページによるデータ配信を開始するとともに、データを活用した大阪湾の汚濁メカニズムの解明を実施
<広島湾再生プロジェクト> H18.3 広島湾再生推進会議設置 H19.3 広島湾再生行動計画策定 H23.6 中間評価実施（第1回）	<ul style="list-style-type: none"> ・海田湾における石灰灰造粒物を用いた底質改善実験後のモニタリング実施 ・広島港海岸吉島地区における生物生息を考慮した護岸の整備 ・一般海域において清掃船等による浮遊ごみの回収や、関係機関と市民、NPO等との連携により河川、海岸での清掃美化活動を実施 ・広島湾全域で定期的に底層のDOと透明度について水質調査を実施

※平成23年度に、海域における施策の実施状況を一部抜粋

(2) 環境情報データベース

概要

情報の共有化を図り、水質改善や生物多様性等の海域環境再生に資するため、環境整備船により測定した水質データや海洋短波レーダーによる海面の流況データ等をデータベース化。

ホームページアドレス

東北沿岸域環境情報センター	http://tohokukankyoweb.pa.thr.mlit.go.jp/
東京湾環境情報センター	http://www.tbeic.go.jp/
伊勢湾環境データベース	http://www.isewan-db.go.jp/
大阪湾環境データベース	http://kouwan.pa.kkr.mlit.go.jp/kankyo-db/
瀬戸内海環境情報センター	http://seto-eicweb.pa.cgr.mlit.go.jp
有明・八代海環境情報システム	http://www-3.pa.qsr.mlit.go.jp/

(3) 底質ダイオキシン類対策

ダイオキシン類に係る基準

- ・水底の底質の汚染に係る環境基準 150pg-TEQ/g* (ダイオキシン類対策特別措置法)
- ・水底土砂の排出に関する規制 10pg-TEQ/L (海洋汚染防止法)

※pg (ピコグラム) -TEQ/g: ダイオキシンの毒性を示す指標。1pg (ピコグラム) -TEQ/gは概ね、東京ドーム1杯の水に角砂糖1個を溶かした程度の濃度に相当する。

港湾における底質ダイオキシン類対策の指針

- ・港湾における底質ダイオキシン類対策技術指針
底質のダイオキシン類対策を安全かつ的確に実施するための技術的対応方策をとりまとめたもの
- ・港湾における底質ダイオキシン類分解無害化処理技術データブック
ダイオキシン類を含む浚渫土砂を大量に処理し、安全かつ経済的に分類無害化する技術をとりまとめたもの

事業制度

港湾公害防止対策事業 (P125, 131 参照)

(4) 海辺の自然学校

・海辺の自然学校

みなとの良好な自然環境を活かし、児童や親子を対象に自治体や教育機関、NPO等の地域の主体が中心となって実施する自然体験プログラム。

海辺の自然学校の開催実績（平成23年度）

都道府県	開催地名	取組行事名	開催月
秋田県	秋田市	「命を守る着衣泳」の実演講習会 【秋田港「みなとオアシスあきた」】	7月
東京都	港区	お台場海浜公園「島の島」再発見ツアー ～クリーンアップ大作戦～ 【島の島】	8月
神奈川県	横須賀市	海の魅力発見・体験 in 走水2011 【走水海岸】	8月
	横浜市神奈川区	自然体験活動 【横浜港湾空港技術調査事務所】	1回/月
新潟県	新潟市	自然体験学習【新潟西港】	8月
石川県	輪島市	わじまっこ海の体験学習 【輪島港第四防波堤七ツ島】	7月
広島県	三原市	海辺の自然学校（野外観察）【須波海岸】	3月
岡山県	玉野市	海辺の自然学校 【座学：渋川ビジターハウス】 【野外観察：渋川海岸】	10月
山口県	周南市	海辺の自然学校【大島地区（大島干潟）】	10月
徳島県	徳島市	みなとサマースクール2011 【沖洲マリナーミナル】	8月
香川県	高松市	高松港における港湾事業紹介パネル展 （稚魚放流の実施と連携した環境修復等の紹介） 【女木港内】	9月～10月
愛媛県	新居浜市	みなと見学会 （海面清掃船見学及び船内での環境学習）	10月
高知県	香南市夜須町	海辺の学校（スポーツマリン学科・シーカヤックツーリング） 【香南市マリンスポーツ施設】	5月
		海辺の学校（ウォーキング学科） 【香南市マリンスポーツ施設】	2月
熊本県	熊本市	干潟フェスタ 【熊本港親水緑地広場及び周辺干潟】	5月
		干潟体験学習【熊本港周辺干潟】	6月～9月
鹿児島県	鹿児島市	みなとオアシス散策【鹿児島港】	7月
15箇所		17件	

11. 地球温暖化対策（ゼロエミッションポート施策）

概要

港湾活動に伴う温室効果ガス排出量の削減を図るため、環境省等と連携して進めている港湾活動に使用する荷役機械等の省エネルギー化、風力発電等の再生可能エネルギーの利活用、CO₂の吸収源拡大等の取組。

①災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業（環境省連携）

・補助事業

内容

港湾における先進的技術を用いた低炭素化設備の導入に対する支援（国費率：1/2）

対象者

民間企業等

対象施設

- ・電動型トランスファークレーン
- ・ハイブリッド型ストラドルキャリア
- ・船舶への陸上電力供給施設 等

・実証事業

内容

港湾の低炭素化を推進し、非常時にも電力供給を可能にするシステム（再生可能エネルギー・蓄電池等）の実証（国費率10/10）

対象者

民間企業等

対象とする検証項目

- ・港湾空間における温室効果ガス削減効果
- ・非常時における港湾機能確保のための、電力供給の安定性確実性
- ・実証事業対象システムの適切な規模及び設置場所等
- ・事業性及び国内外への港湾地域への波及性

②港湾の管理運営と風力発電の導入との共生のためのマニュアル（環境省連携）

内容

港湾管理者を中心とした協議会の設置、港湾の管理運営と共生した風力発電の適地設定、港湾計画への位置付け、事業の企画提案の公募・選定等による導入手順等を明示。

ホームページ

国土交通省：http://www.mlit.go.jp/report/press/port06_hh_000077.html

環境省：<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/windport/index.html>

12. みなとの博物館・みなとオアシス

(1) みなとの博物館ネットワーク・フォーラム

利用者の利便性や博物館の魅力を向上させるため、「みなとの博物館」の関係者や港湾管理者が中心となり、全国の「みなとの博物館」をネットワーク化（平成16年6月23日みなとの博物館ネットワーク・フォーラム設立）

みなとの博物館一覧（平成24年3月現在）

	施設名称	所在地		施設名称	所在地
1	苦小牧ミニポートミュージアム	苦小牧市入船町1-2-34 苦小牧西港フェリーターミナル3階	17	フェルケール博物館	静岡市清水港町2-8-11
2	みちのく北方漁船博物館	青森市沖館2-2-1	18	名古屋海洋博物館	名古屋市区港町1-9
3	青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸	青森市柳川1-112-15	19	うみてらす14	四日市市霞2-1-1
4	山形県酒田海洋センター	酒田市船場町2-5-15	20	神戸海洋博物館	神戸市中央区波止場町2-2
5	大洗マリントワー	水戸市笠原町978-6	21	神戸海洋博物館	神戸市中央区波止場町2-2
6	東京みなと館	江東区青海2-4-24 青海フロンティアビル20F	22	神戸大学海事科学部海事博物館	神戸市東灘区深江南町5-1-1
7	船の科学館	品川区東八潮3-1	23	神戸築港資料館 ピアしっくす	神戸市中央区小野浜町7-30
8	物流博物館	港区高輪4-7-15	24	海とくらしの史料館	鳥取県境港市花町8-1
9	横浜みなと博物館	横浜市西区みなとみらい2-1-1	25	呉市海事歴史科学館 (大和ミュージアム)	広島県呉市宝町5-20
10	日本郵船歴史博物館	横浜市中区海岸通3-9	26	香川県立ミュージアム	高松市亀水町1412-2
11	新潟市歴史博物館 『みなとびあ』	新潟市柳島町2-10	27	海の科学館	仲多度郡琴平町953
12	日本海交流センター	富山県射水市海王町8	28	関門海峡ミュージアム	北九州市門司区西海岸1-3-3
13	七尾フィッシャーメンズ・ワーフ	七尾市府中中町員外13-1	29	わかちく史料館	北九州市若松区浜町1-4-7
14	石川県銭屋五兵衛記念館	金沢市金石本町口55	30	博多港ベイサイドミュージアム (博多ポータルタワー)	福岡市博多区築港本町14-1
15	みくに龍翔館	坂井市三国町緑ヶ丘4-2-1	31	新上五島町鯨賓館ミュージアム	南松浦郡新上五島町有川郷578-36
16	道の駅 開国下田みなとハーバー&JGFAカジニミュージアム	下田市外ヶ岡1-1	32	南島原市口之津歴史民俗資料館	南島原市南有馬町乙1023 南有馬庁舎内

みなとの博物館ネットワーク・フォーラム事務局
Port Museum Network Forum

社団法人 ウォーターフロント開発協会
〒108-0023 東京都港区芝浦3-11-9 武蔵ビル3F
TEL: 03-3453-4191 FAX: 03-3453-0252 E-mail: minato@port-museum.jp
ホームページ: <http://www.port-museum.jp/>



(2) みなとオアシス

目的

みなとを核とした地域住民の交流促進
観光の振興を通じた地域の活性化

制度

一定の要件を満たすみなとの施設を地方整備局長等が「みなとオアシス」として認定・登録し、国がその広報活動を支援。

登録数

全国で66港（平成24年8月26日現在）

1) みなとオアシスの定義

- ① みなとを核とした地域住民の交流促進や観光の振興を通じて地域の活性化に資する施設であること。
- ② 地域住民や観光客に対し地域情報や観光情報を発信する機能を有していること。
- ③ 地域住民や観光客が休憩時に利用できる十分な容量の駐車場、清潔な便所等の施設を有していること。
- ④ 地域住民や観光客が交流できる広場を有していること。
- ⑤ 適切な管理運営が行われ、かつイベントや体験学習の実施などみなとの賑わいを創り出す活動が、地域住民参加の下で継続的に行われていること。

2) 認定・登録の手続き

- ① 地方整備局長等は、港湾所在市町村、港湾管理者、港湾所在市町村もしくは港湾管理者から推薦を受けた者の申請に基づきみなとオアシス事業計画を審査。1) を全て満たしていると判断したものについて認定。
- ② 地方整備局長等は、①の審査結果について、遅滞なく、みなとオアシス設置予定者へ通知。（みなとオアシス事業計画が認定されたみなとオアシス設置予定者（以下、「みなとオアシス設置者」と言う。）に対しては、みなとオアシス認定証を交付。）
- ③ 地方整備局長等は、みなとオアシス事業計画が認定されたみなとオアシスを国土交通省地方整備局等のみなとオアシス登録簿へ登録。同時に、みなとオアシスを登録した旨を遅滞なく国土交通省港湾局長へ報告。

3) 支援措置の例

- ・みなとオアシスのシンボルマークの使用
- ・国土交通省・地方整備局等のホームページによる広報
- ・道路地図への掲載や道路標識の設置の支援 等



シンボルマーク



支援措置の例

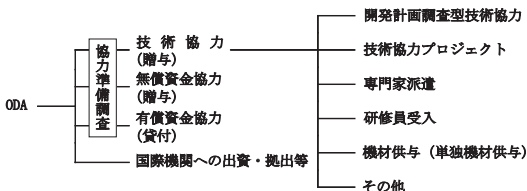
潮風公園みなとオアシスゆう
(山口県国門市)

13. 国際協力・国際会議

(1) わが国の港湾分野の国際協力

途上国に対する経済協力は、政府開発援助（ODA）、その他政府資金（OOF）、民間資金（PF）に分類される。ODAは更に技術協力、無償資金協力、有償資金協力及び国際機関への出資・拠出に分類される。

平成20年10月国際協力機構（JICA）国際協力銀行（JBIC）が合併して誕生した新・国際協力機構（JICA）のもとで、技術協力、有償資金協、無償資金協力の戦略的な実施に向け、随時機動的に実施可能な「協力準備調査」が導入され、二国間援助の強化がはかられた。



① 協力準備調査

技術協力、有償資金協力、無償資金協力の実施準備のために行われる。先方政府の了解のもと、途上国の社会・経済の発展に寄与する公共的な各種事業の目的達成を支援するための協力目標の設定およびシナリオの形成や、個別案件の形成、基本事業計画の策定と協力内容の提案、案件の妥当性、有効性、効率性を確認。

② 開発計画調査型技術協力（旧 開発調査）

途上国における政策立案または計画策定の支援に係る調査を実施。なお、開発計画調査型技術協力は、「協力準備調査」の導入にともない、従来の「開発調査」で実施していた事業のうち、原則として我が国の資金援助を必要としないものに限定。

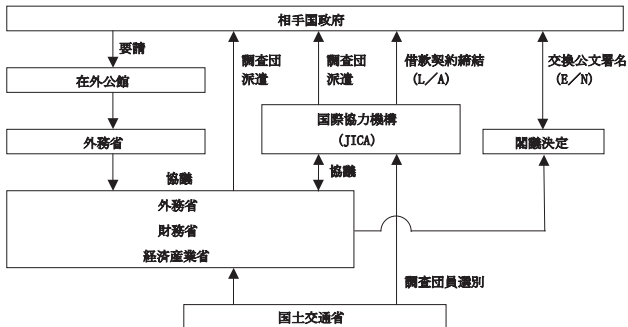
近年実施された港湾関係開発調査（2009年度迄）

国名	実施年度	案件名
ベトナム	2007～2009	持続可能な総合運輸交通開発戦略策定調査
ミャンマー	2008～2009	ヤンゴン港・内陸水運施設改修調査（緊急開発調査）
インドネシア	2008～2009	港湾開発及び経営に関する新しい官民協力戦略策定調査
マダガスカル	2008～2009	トアマシナ港拡張計画F/S調査
エジプト	2008～	全国総合運輸計画調査
ブルンジ	2009～	港湾マスタープラン策定プロジェクト
タンザニア	2009～	全国物流調査プロジェクト
インドネシア	2009～	首都圏港湾物流改善戦略策定調査

③ 資金協力

- a) 有償資金協力…円借款とも呼ばれ、旧国際協力銀行（JBIC）を通じて行われていた。新JICA発足に伴い、今後はJICAが実施。

有償資金協力の流れ

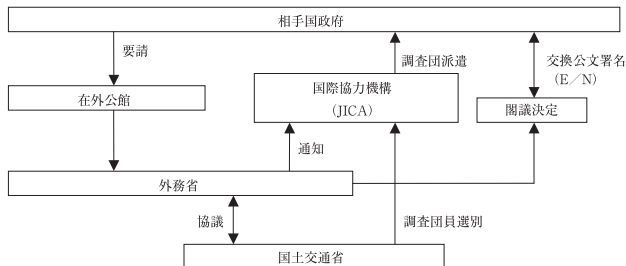


近年の港湾関係有償資金協力実績（2009年度迄）

国名	件名	交換公文署名	供与額（百万円）
エルサルバドル	ラ・ウニオン港開発計画	02/05/18	11,233
インドネシア	タンジュンプリオク港緊急リハビリ事業	04/03/31	12,052
カンボジア	シハヌークビル港緊急拡張計画	04/11/26	4,313
ベトナム	カインメップ・チーバイ国際港開発事業	05/03/31	36,364
スリランカ	ゴール港開発計画	06/03/28	14,495
インド	ビジャカバトナム港拡張事業（E/S）	06/03/31	161
インド	ビジャカバトナム港拡張計画	07/03/30	4,129
ケニア	モンバサ港開発計画	07/11/20	26,711
ブルガリア	ブルガス港及びヴァルナ港コンテナターミナル整備計	08/03/28	36,932
カンボジア	シハヌークビル港多目的ターミナル整備計画	09/08/13	71,760

b) 無償資金協力…港湾分野では1984年より開始。

無償資金協力の流れ



近年の港湾関係無償資金協力実績（2010年度迄）

国名	件名	交換公文署名	供与額(百万円)
キリバス	ベシオ港修復計画	05/03/16	313
モザンビーク	ベイラ港浚渫能力増強計画	05/05/30	2,166
カンボジア	主要国際港湾保安施設及び機材整備計画	06/08/30	927
キリバス	ベシオ港修復計画(2/2期)	05/07/12	521
東ティモール	ディリ港改修計画	06/05/18	922
マイクロネシア連邦	ウエノ港整備計画	06/08/09	725
ツバル	フナフチ港改善計画	07/07/03	932
アンゴラ	緊急港湾改修計画	08/01/15	3,932
バヌアツ	ポートビラ湾埠頭改善計画	08/05/26	1,707
インドネシア	港湾保安施設機材整備計画	08/06/25	545
東ティモール	オエクシ港緊急改修計画	10/12/14	1,175

④ 研修員の受入

国際協力機構（JICA）の実施している港湾分野の集団研修（年間3コース、計約60名）及び派遣専門家や開発調査に関するカウンターパート（年間計約20名）等の個別研修に対し、研修員の受入れ、研修カリキュラムの作成、講師の派遣及び港湾視察への便宜供与等を実施。

集団コース実績（2011年度迄）

コース名	実施年度	研修員累計	参加国累計
港湾戦略運営セミナー	1961年～	840名	87国
港湾開発・計画コース	1963年～	725名	61国
コンテナ埠頭整備計画（2003年終了）	1984～2003年	203名	46国
港湾保安セミナー	2005年～	113名	8国

⑤ 専門家派遣

専門家の派遣は、平成23年度実績で長期専門家5名、短期専門家2名（延べ人数、技術協力プロジェクトによるものを含む）。専門家の指導内容は港湾の計画や管理・運営、維持管理技術のほか、交通全般に関わる政策のアドバイス等、高度かつ多岐にわたる。

平成22年3月にはチリ沖地震で被災したチリへ港湾の専門家を派遣した。

⑥ 技術協力プロジェクト

技術協力プロジェクトとは、開発途上国が抱える開発課題に対して定められた目標を達成するために、専門家の派遣や日本での研修、機材供与等の協力手段をどのように組み合わせ、どれくらいの期間で、どのタイミングで実施するのが最も効果的で効率的か、こうした観点から相手国と協議を重ねたうえで作り上げた計画に基づいて実施する協力。

港湾関係技術協力プロジェクト実績（2010年度迄）

国名	件名	協力期間
トルコ	港湾水理研究センター	1995～1999
インドネシア	港湾の維持・管理技術の普及促進	2004～2006
ベトナム	港湾管理制度改革	2005～2008
インドネシア	港湾保安運営強化	2006～2009
カンボジア	港湾管理運営能力強化	2007～2009
シリア	物流システム近代化計画	2007～2009
フィリピン	総合交通計画管理能力向上プロジェクト	2008～
カンボジア	港湾政策・行政システム構築プロジェクト	2008～
インドネシア	港湾保安運営強化フェーズ2	2009～
スーダン	南部スーダン内水輸送運営管理能力向上プロジェクト	2010～
チリ	対地震・津波対応能力向上プロジェクト	2010～2011

(2) 我が国港湾関連産業の海外展開

概要

海外港湾における我が国との関わりについて、技術協力や資金協力による建設段階の支援が中心であったものから、ターミナル運営分野の海外展開を含めた港湾関連産業の積極的な支援へ。

期待される効果

- ・日本企業が運営するコンテナターミナル拡大による我が国の高質かつ安定的な国際物流ネットワークの構築。
- ・急成長、拡大が見込まれるコンテナターミナル運営市場における日本企業の参入及びシェア拡大。
- ・我が国建設会社、荷役機械メーカー等関連産業の進出機会の拡大。

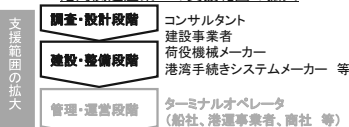
主な取り組み

- ・政府間協議の場等を活用したトップセールス（ベトナム国ラックフェン港等）やセミナーの開催。
- ・海外港湾物流プロジェクト協議会での意見交換。
- ・案件形成調査の実施。
- ・港湾関連技術の国際標準化の推進。

我が国の港湾関連産業の技術的優位性

港湾関連産業	我が国の技術的優位性
港湾建設	軟弱地盤対策、浚渫の高速施工、ケーソン据付等
荷役機械	軽量性(対中国メーカ比 -20%) 安定性 (故障発生頻度 対中国メーカ比1/3)
港湾手続き等システム	100以上の港湾にて使用されている 港湾EDIシステム 税関手続き含むシングルウィンドウ化
ターミナルオペレーター	世界最高の荷役能率 (1時間あたり40個)

港湾関連産業への支援範囲の拡大



「海外港湾物流プロジェクト協議会」の設立

1. 設立主旨

海外での港湾物流プロジェクトを官民協働で推進するため、官民の意見交換を行う場として設立する。具体的には以下を行う。

- ① 官民情報の共有、意見交換
- ② 官民協働でのセミナー開催
- ③ 訪日ミッションの受入れ等

2. 参加者

- 座長：伊藤忠商事（株） 取締役会長 小林栄三
- 副座長：（社）日本船主協会 港湾物流専門委員会委員長 村上英三
- 民間企業：公募による（ネット上で募集）船社、港運事業者、物流事業者、メーカー（荷役機械、港湾システム、海洋構造物、港湾資材等）、建設会社、商社、コンサルタント、金融機関等の75社（2012年6月7日時点）
- 関係機関：12機関 国際協力機構、国際協力銀行、日本貿易振興機構、日本貿易保険、港湾荷役機械システム協会、日本埋立浚渫協会、日本港運協会、日本船主協会、海外運輸協力協会、国際臨海開発研究センター、国際フレートフォワードーズ協会、日本造船工業会
- オブザーバー：外務省、財務省、経済産業省
- 国土交通省港湾局、海事局、国際部門、物流部門の審議官級、事務局：港湾局

3. 活動実績

- 2010年11月：第1回協議会を開催、インドネシアWGを設置
- 2010年12月：インドネシアにてセミナーを開催
- 2011年 1月：ベトナムWGを設置→メコン地域に拡大
- 2011年 2月：インドWGを設置
- 2011年 6月：第2回協議会を開催
- 2011年 9月：インドにてセミナーを開催
- 2012年 2月：インドネシアにて合同セミナーを開催
- 2012年 3月：制度WGを設置、ミャンマー講演会を開催
- 2012年 6月：ミャンマーWGを設置

(3) 国際会議・国際交流

港湾関係国際会議一覧

会議名	概要
APEC交通ワーキンググループ (TPTWG) 港湾・海事専門家会合 海事保安専門家サブ会合 アジア太平洋地域21の国・地域	APEC各地域内の海運・港湾の専門家による情報交換及び相互理解を通じ、専門技術・知識の向上を図り、域内の港湾能力の改善及び効率性の向上を図るとともに、海運サービスの自由化及びWTOの交渉促進に関する共通課題を抽出し行動計画の作成を行うために平成8年より開催。
北東アジア港湾局長会議 日本：国土交通省港湾局長 韓国：国土交通海洋部港湾開発政策局長 中国：交通運輸部水運司長	日本・韓国・中国の港湾担当部局の局長が、3国の港湾の発展のため港湾行政全般にわたり広範に意見交換を行うとともに、3国港湾関係者の友好関係の増進を図る。 平成7年より毎年開催されていた日韓港湾局長会議に、平成12年より中国当局者を加えて3国間の会議としたもの。
日ASEAN交通連携 海事セキュリティプログラム 港湾技術共同研究プロジェクト	ASEAN諸国における港湾に関する諸問題について、日本との共同研究や専門家会合等を通じて問題解決を図るために平成15年度より実施している。現在、港湾保安対策と港湾ED I導入支援に関する取組を行っている。
G8ローマ・リヨングループ会合	同時多発テロ以降、合せて国際組織犯罪・国際テロ対策等に取り組む上級専門家会合。 港湾保安については交通保安サブグループで議論されている。
国際海事機関 (IMO) 加盟国：166ヶ国 国準加盟：3地域	国際航海に従事する船舶の航行上の技術的課題全般に関する法規等の分野における政府間協力のために昭和23年に設立された機関で、我が国は昭和33年に加盟。 海上安全委員会 (MSC)、海洋環境保護委員会 (MEPC)、簡易化委員会 (FAL) 等の委員会、その下部組織の小委員会において、港湾に関する国際的な取組が審議されている。
日中韓物流大臣会合 日本：国土交通大臣 中国：交通運輸部長 韓国：国土海洋部長	平成17年の韓国海洋水産部長官と北側大臣 (当時) の会談において、日中韓三国の物流機能強化を目的とした会合の開催を合意。平成18年より3ヶ国持ち回りでおよそ2年に1回の頻度で開催。

関連団体一覧

国際航路協会 (PIANC) 会員：61ヶ国、約450法人、 個人会員約2,000人	港湾・航路等の技術的課題に関する調査研究、開発途上国への技術援助など、幅広い活動を行う非政治的・非営利な国際機関であり、国連の諮問機関に指定されている。 内陸水路、海港、レクリエーション、環境、国際協力の5つの委員会を設置しており、その成果は、指針、勧告、手引き書などに纏められ、実質的な世界標準として活用されている。
国際港湾協会 (IAPH) 正会員：世界の主要港湾管理者 約220港 賛助会員：港湾関連政府機関、 公共団体、各種協会、 企業、大学、個人等 約140	世界の港湾の発展と港湾関係者の交流を目指し、わが国主導で昭和30年に設立された。 世界の港湾関係者が集まる唯一の国際非営利・非政府組織世界港湾会議、地域会議の開催の他、人的資源開発、通信および地域社会、港湾安全および保安、港湾環境、法規、港湾計画および開発、港湾運営およびロジスティクス、貿易手続き簡易化および情報システムなど全部で8の専門委員会が設置され、研究活動が行われている。
国際荷役調整協会 (ICHCA I.L.) 会員：港湾管理者、ターミナルオペレーター、研究者、専門家等 約2000人	国際的な海・陸・空の貨物荷役・輸送の関係者を会員とする非営利法人として昭和27年に前身ICHCAが設立され、平成15年にICHCA I.L.として設立。IMO、ILO、ISO等国際機関への貨物荷役の問題点の提言、会員への情報収集・提供及び会員間の港湾荷役・輸送の技術や知識の交流を行っている。
国際臨海開発研究センター (OCDI)	臨海開発の分野における海外技術協力のために、わが国の有する臨海開発技術を官民協力して総合的に運用する公益団体として昭和51年に設立された。 海外の港湾に関する開発計画調査、技術移転のための研修・セミナーの他、世界の港湾関連情報の収集整備、日本の港湾技術基準や関連する情報の普及、開発途上国への専門家派遣等を行っている。

14. その他

・公共事業コスト構造改善プログラム

平成20～24年度を対象とし「国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム」を策定し、総合的なコスト構造改善を推進。

平成22年度については、港湾整備事業において、平成19年度の標準的な公共事業コストと比較した総合コスト改善率は6.4%（全体的な物価変動（資材費・労務費の変動）を考慮した場合には5.2%）を達成。

〔国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム〕

対 象

基本的には国土交通省直轄事業、国土交通省所管の関係機構等が行う公共事業

- ① 関係機構等は、事業内容や財源構成等にそれぞれ特性があることを考慮し、独自の施策を実施することが可能。
- ② 所管補助事業等において同様の取り組みがなされることを促す。
- ③ 関係省庁と連携して実施する施策も含む。

内 容

- ①事業のスピードアップ(6施策)
- ②計画・設計・施工の最適化(10施策)
- ③維持管理の最適化(6施策)
- ④調達の最適化(12施策)

合計34施策

ポイント

数値目標

平成20年度から5年間で、平成19年度と比較して、**15%の総合コスト改善率の達成が目標**

【総合コスト改善率】

従来の①工事コストの縮減(規格の見直しによる工事コストの縮減を含む)、②事業のスピードアップによる効果の早期発現、③将来の維持管理費の縮減に加え、以下の項目も評価

民間企業の技術革新や調達の効率化によるコスト構造の改善効果を評価

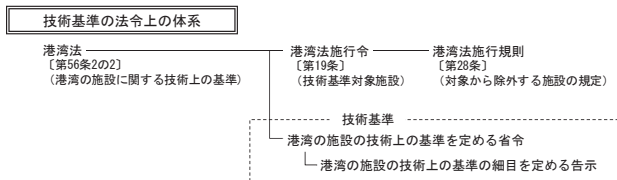
施設の長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改善効果を評価

工事に伴う環境コスト等社会的コスト構造の改善効果を評価

1. 港湾の施設の技術上の基準

(1) 港湾の施設の技術上の基準について

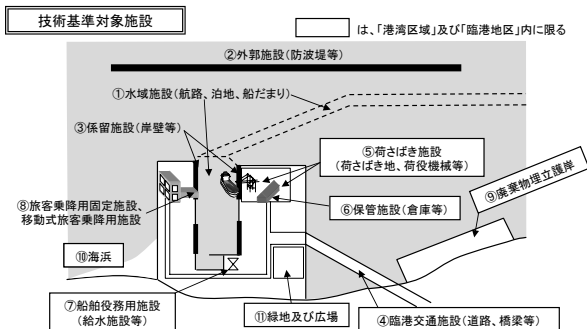
港湾の施設の技術上の基準（以下「技術基準」という。）については、港湾法第56条の2の2に基づき規定され、港湾の施設を建設、改良、維持する際の基準として適用されている。



(2) 現行技術基準の概要

①技術基準対象施設

技術基準を遵守する義務がある施設（技術基準対象施設）は、港湾法施行令第19条にて定めている。



②技術基準の性能規定化

「港湾の施設の技術上の基準を定める省令」（以下、「基準省令」という。）では施設の目的を達成するために施設が保有しなければならない性能（以下、「要求性能」という。）、また基準省令に適合する要件を定めた「港湾の

施設の技術上の基準の細目を定める告示」(以下、「基準告示」という。)では要求性能が満たされるために必要な照査に関する規定(以下、「性能規定」という。)を定めている。基準省令及び基準告示では、施設の材料や設計方法等の具体的な仕様を定めていない。したがって、要求性能及び性能規定を満足することが確かめられれば、新しい性能照査手法、材料、工法などを用いることができ、技術開発等に対して柔軟に対応できるようになっている。

③技術基準への適合性確認制度

技術基準の性能規定化に伴い、技術基準対象施設のうち、港湾法施行規則で定めるものを建設又は改良しようとする場合には、この施設が技術基準に適合するものであることについて、国土交通大臣又は国土交通大臣の登録を受けた者(登録確認機関)の確認を受けなければならないこととされている(港湾法第56条の2の2第2項～第56条の2の20)。ただし、国土交通大臣が定めた設計方法を用いる場合はこの限りでないこととされており、この設計方法は、港湾法第56条の2の2第2項ただし書の設計方法(平成19年国土交通省告示第396号)として定めている。

技術基準対象施設と適合性確認制度の対象施設の関係

技術基準対象施設 (港湾法施行令第19条)

公共の安全その他の公益上影響が著しい施設
(港湾法施行規則第28条の2)

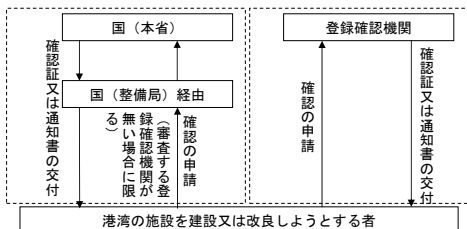
- ・ 外郭施設
- ・ 係留施設 (水深7.5m以上、旅客船・自動車航送船・危険物積載船の係留用、レベル2地震動への耐震性を有する施設)
- ・ 臨港交通施設のうち道路及び橋梁
- ・ 廃棄物埋立護岸
- ・ 海浜
- ・ 荷役機械(固定式及び軌道走行式)、緑地及び広場【大規模地震対策施設に限る】

適合性確認制度

国又は登録確認機関による技術基準への適合性確認が必要

「国土交通大臣が定めた設計方法」(港湾法第56条の2の2第2項ただし書の設計方法(平成19年国土交通省告示第396号))を用いる場合は、上記確認が不要

技術基準への適合性確認手続き



(3) 岸壁の諸元の標準値

1. 貨物船

載貨重量 トン数 DWT(トン)	バースの 長さ (m)	バースの 水深 (m)
1,000	80	4.5
2,000	100	5.5
3,000	110	6.5
5,000	130	7.5
10,000	160	9.0
12,000	170	10.0
18,000	190	11.0
30,000	240	12.0
40,000	260	13.0
55,000	280	14.0
70,000	300	15.0
90,000	320	17.0
120,000	350	18.0
150,000	370	20.0

2. コンテナ船

載貨重量 トン数 DWT(トン)	バースの 長さ (m)	バースの 水深 (m)	(参考) 積載可能 コンテナ個数(TEU)
10,000	170	9.0	500 ~ 890
20,000	220	11.0	1,300 ~ 1,600
30,000	250	12.0	2,000 ~ 2,400
40,000	300	13.0	2,800 ~ 3,200
50,000	330	14.0	3,500 ~ 3,900
60,000	350	15.0	4,300 ~ 4,700
100,000	400	16.0	7,300 ~ 7,700
140,000	440	17.0	11,500 ~ 12,400
165,000	470	18.0	13,700 ~ 14,500

3. タンカー

載貨重量 トン数 DWT(トン)	バースの 長さ (m)	バースの 水深 (m)
1,000	80	4.5
2,000	100	5.5
3,000	110	6.5
5,000	130	7.5
10,000	170	9.0
15,000	190	10.0
20,000	210	11.0
30,000	230	12.0
50,000	270	14.0

4. ロールオン・ロールオフ(RORO)船

総トン数 GT (トン)	バースの 長さ (m)	バースの 水深 (m)
3,000	150	7.0
5,000	180	7.5
10,000	220	9.0
20,000	240	10.0
40,000	250	12.0
60,000	270	12.0

5. 自動車専用(PCC)船

総トン数 GT (トン)	バースの 長さ (m)	バースの 水深 (m)
3,000	150	6.5
5,000	170	7.0
12,000	180	7.5
20,000	200	9.0
30,000	230	10.0
40,000	240	11.0
60,000	260	12.0

6. 旅客船

総トン数 GT (トン)	バースの 長さ (m)	バースの 水深 (m)
3,000	130	5.0
5,000	150	5.5
10,000	180	7.5
20,000	220	9.0
30,000	260	9.0
50,000	310	9.0
70,000	340	9.0
100,000	370	9.0

7. 小型貨物船

載貨重量 トン数 DWT(トン)	バースの 長さ (m)	バースの 水深 (m)
500	60	4
700	70	4

8-1. 中短距離フェリー(航路距離300km未満)

総トン数 GT (トン)	船首尾係船岸のある場合		
	バースの 長さ (m)	船首尾 係船岸長 (m)	バースの 水深 (m)
400	60	20	3.5
700	80	20	4.0
1,000	90	25	4.5
3,000	140	25	5.5
7,000	160	30	7.0
10,000	190	30	7.5
13,000	220	35	8.0

8-2. 長距離フェリー(航路距離300km以上)

総トン数 GT (トン)	船首尾係船岸 がない場合	船首尾係船岸 がある場合		バースの 水深 (m)
	バースの 長さ (m)	バースの 長さ (m)	船首尾係船 岸長 (m)	
6,000	190	170	30	7.5
10,000	220	200	30	7.5
15,000	250	230	40	8.0
20,000	250	230	40	8.0

出典: 港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成19年7月)

注) GT(Gross tonnage、総トン数): 船舶の大きさを、船舶内部の総容積で示す場合の指標。

DWT(Dead weight tonnage、載貨重量トン数): 貨物船の大きさを、最大積載量の重量で示す場合の指標。

2. 港湾の技術開発の促進施策

(1) 港湾の技術開発の促進施策の体系

技術開発主体	技術開発の過程		技術の活用
民間企業	民間独自の 実績づくり	民間工事等における実績づくり	「公共工事等における 新技術活用システム」 による評価等
	実海城 実験場提供 システム	民間技術の実証試験場所の提供 (昭和62年度より実施)	
	補助・融資・ 税の優遇		
独立行政法人 と民間等との 共同	共同研究 制度	独立行政法人 港湾空港技術研究所と民間等による共同研究 (昭和62年より旧港湾技術研究所にて実施)	
国と民間等 との共同	共同技術 開発制度	地方整備局と民間等による共同の技術開発 (平成元年度より実施)	
	共同研究 制度	国土技術政策総合研究所と民間等による共同研究 (昭和62年より旧港湾技術研究所にて実施(再掲))	
	開発試験	国独自の技術開発 (昭和45年より実施)	
国	その他	国独自の技術開発	
	新技術 実証試験	国独自の技術開発の実証 (平成元年度より実施)	

(2) 港湾関係事業への新技術活用の施策

港湾整備における民間開発技術の導入については、平成14年度から港湾関係の直轄技術も対象となった「公共工事等における新技術活用システム」等が実施されているが、同システムについては平成17年度に再編強化、1年間の試行を経て18年度より以下のスキームにより運用を開始している。

試行申請型：実績に乏しい技術について安全性・耐久性等の事前審査を実施した上で、現場での積極的な試行、事後評価を実施。

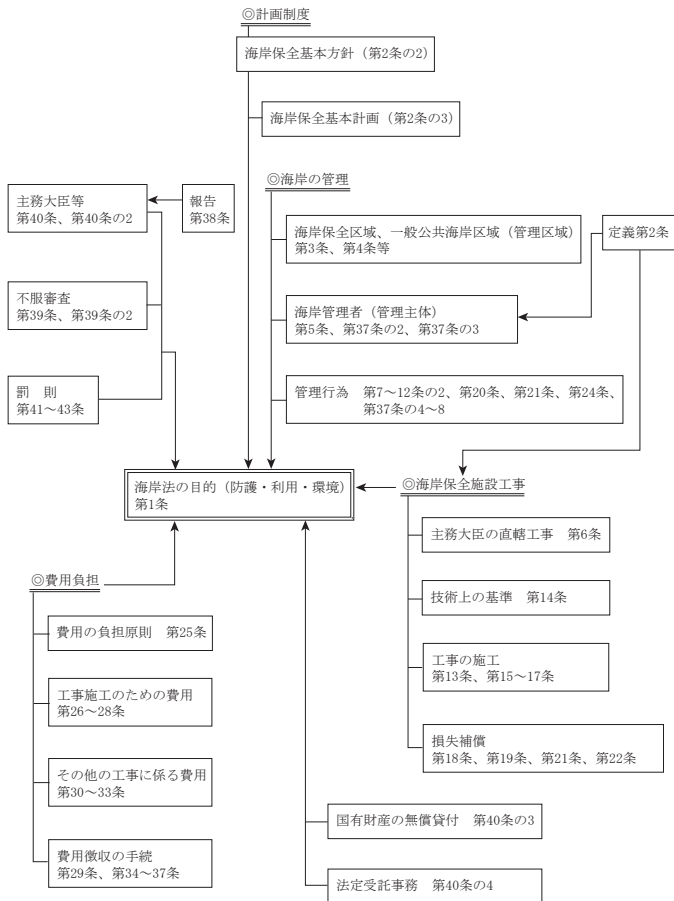
フィールド提供型：技術的課題を抱えた現場を提示し、公募・選定された技術を確実に試行。

発注者指定型、施工者希望型：発注者の事前指定または請負者からの申請を経て新技術を積極的に活用し、併せて事後評価を実施。

(推奨技術選定)：各スキームによる活用の結果、一定以上の評価を得た技術については、「推奨技術」として、より一層の積極的活用を行う。

1. 海岸の現況

(1) 海岸法の構成



(2) 海岸の概要

日本の海岸線の総延長は約3万5,000キロメートルと極めて長大であり、このうち海岸保全区域として指定し、堤防、護岸等により防護する必要がある海岸線の延長は約1/2の1万5,000キロメートル。

海岸事業は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図ることにより、国土の保全に資することを目的としており、国土交通省（水管理・国土保全局、港湾局）、農林水産省（農村振興局、水産庁）の海岸省庁が所管している。なお、海岸保全区域の所管別割合等は次の表のとおり。

事項別 所管別	要保全延長(イ)				一般公共海岸区域延長(ロ)	その他(ハ)	海岸線延長	
	海岸保全区域指定済延長	海岸保全区域要指定延長	計	構成比				構成比
	(km)	(km)	(km)	(%)	(km)	(km)	(km)	(%)
国土交通省	9,131	654	9,785	64.8	8,521	7,953	25,572	72.5
水管理・国土保全局	5,051	387	5,438	36.0	8,504	3,493	16,982	48.1
港湾局	4,081	267	4,348	28.8	17	4,460	8,590	24.3
農林水産省	4,842	223	5,065	33.6	59	3,236	8,121	23.0
農村振興局	1,651	35	1,686	11.2	26	5	1,665	4.7
水産庁	3,191	188	3,379	22.4	33	3,231	6,456	18.3
水国農振共管	233	8	241	1.6	0	—	234	0.7
その他	—	—	—	—	—	—	1,369	3.9
合計	14,206	885	15,091	1	8,580	11,189	35,296	100.0
対総延長比(%)	94.1	5.9	100.0	—	—	—	—	—

出典：国土交通省水管理・国土保全局「平成23年度版海岸統計」（平成22年3月末）

- (注) 1. 指定済延長に二線堤（512km）を含み、また一般公共海岸区域延長に要保全延長との重複部分の延長（374km）を含むため、(イ) + (ロ) + (ハ) = 総延長とはならない。
 2. 一般公共海岸区域延長は、現在調査中であり、数値は推計値である。
 3. 数値については、合計のための端数操作は行っていない。

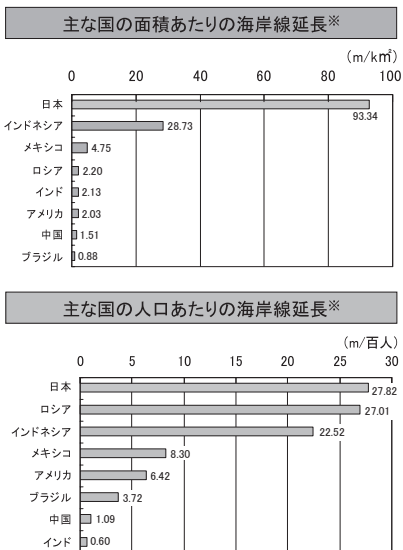
(3) 海岸線延長ランキング

(単位：万 km)

順位	国名	面積	順位	国名	面積
1	カナダ	20.2	8	アメリカ	2.0
2	インドネシア	5.5	9	南極大陸	1.8
3	グリーンランド	4.4	10	ニュージーランド	1.5
4	ロシア	3.8	11	中国	1.5
5	フィリピン	3.6	12	ギリシャ	1.4
6	日本	3.5	13	イギリス	1.2
7	オーストラリア	2.6			

出典：Central Intelligence Agencyのホームページより国土交通省港湾局作成
 ※日本の数値は「海岸統計」による値

(4) 人口、面積に比較して長いわが国の海岸線



※海岸線の延長が上位20位の国のうち、人口一億人以上の国のみ抽出して比較

出典)

人口・面積)「U.S.Central Intelligence Agency, The Factbook 2010」

海岸線延長)日本は「海岸統計(平成23年度版)」、外国は、U.S.Central Intelligence Agency, The Factbook 2010」

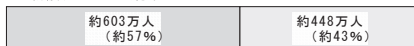
(5) 港湾局所管海岸の特色

■ 港湾局所管海岸 □ その他の海岸

● 保全を必要とする海岸延長 (約15,092km)



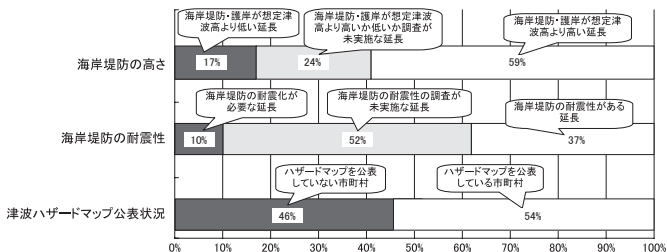
● 防護すべき人口 (約1,051万人)



保全延長当たりの防護人数
港湾局所管海岸 約1.4人/m
その他の海岸 約0.4人/m

出典) 保全を必要とする海岸延長「海岸統計 (平成22年度版)」
防護すべき人口 国土交通省、農林水産省調べ (平成22年3月末)

(6) 海岸整備の問題点



出典) 国土交通省・農林水産省調べ (平成22年3月末)

※四捨五入の関係で合計が合わないことがあります。

2. 海岸保全基本方針及び海岸保全基本計画

平成11年5月に改正された海岸法において、海岸の保全に関し国において基本的な方針を明らかにするとともに、地域の実状を応じ、かつ、総合的な視点に立った海岸の管理を促進するため、海岸保全基本方針及び海岸保全基本計画を定めることが新たに規定された。(海岸法第二条の二及び第二条の三)

○海岸保全基本方針

海岸保全基本方針は、海岸法施行令第一条第一項により、以下の事項について定められている。

1. 海岸の保全に関する基本的な指針
 - (1) 海岸の保全に関する基本理念
 - (2) 海岸の保全に関する基本的な事項
 - ① 海岸の防護に関する基本的な事項
 - ② 海岸環境の整備及び保全に関する基本的な事項
 - ③ 海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項
 - ④ 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項
 - ⑤ 海岸の保全に関するその他の重要事項
2. 海岸保全基本計画を作成すべき海岸の区分
3. 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項

○海岸保全基本計画

海岸保全基本計画は、海岸法施行令第一条の二により、以下の事項を定めることとなっている。

1. 海岸の保全に関する次に掲げる事項
 - イ 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
 - ロ 海岸の防護に関する事項
 - ハ 海岸環境の整備及び保全に関する事項
 - ニ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項
2. 海岸保全施設の整備に関する次に掲げる事項
 - イ 海岸保全施設を整備しようとする区域
 - ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置等
 - ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

この他、海岸保全基本方針において、海岸保全基本計画を策定する際の留意すべき重要事項として

1. 関連計画との整合性の確保
2. 関係行政機関との連携調査
3. 地域住民の参画と情報公開
4. 計画の見直し

を定めることとしている。

海岸保全基本方針（主務大臣）

内容 広域海岸の区分、海岸保全の基本理念、考え方等

手続 海岸保全基本方針の案の作成
 ↓ ← 協議 → 関係行政機関の長
 海岸保全基本方針の策定

海岸保全基本計画（都道府県知事）

内容 広域海岸ごとに策定、環境・利用も含めた海岸保全の基本事項、施設の整備に関する事項等

手続 海岸保全基本計画の案の作成
 ↓ 意見 学識経験者
 ↓ 意見 関係市町村長
 ↓ 意見 関係海岸管理者（港湾管理者等）
 海岸保全基本計画の決定

海岸管理者（港湾管理者等）
 海岸保全施設の整備に関する事項の原案
 ↓ 意見
 海岸保全施設の整備に関する事項の案

必要に応じて公聴会開催等による住民意見の反映

防護・環境・利用の調和のとれた海岸の保全

3. 海岸事業

(1) 海岸事業の概要

区分	地域	根拠法令	負担率・ 国費率・ (補助率)	概要		
直轄事業	北海道	海岸法第26条第1項	2/3	高潮、津波、波浪等による被害が発生する恐れのある地域について海岸保全施設の新設・改良等を行う事業		
	離島	同上	2/3			
	奄美	同上	2/3			
	沖縄	沖縄振興特別措置法施行令第38条第1項	9.5/10			
注1 社会資本整備総合交付金	内地	海岸法第26条第1項	2/3	高潮による被害が発生する恐れのある地域について海岸保全施設の新設・改良等を行う事業		
	北海道	海岸法施行令第8条第3項	11/20			
	離島	海岸法施行令第8条第4項	11/20			
	奄美	奄美群島振興開発特別措置法施行令第1条第1項	2/3			
	沖縄	沖縄振興特別措置法施行令第38条第1項	9/10			
	内地	海岸法施行令第8条第1項第4号	1/2			
	(市街地)	海岸法施行令第8条第1項第5号	2/5			
	注2 地域自主戦略交付金	北海道	海岸法施行令第8条第3項		11/20	海岸侵食による被害が発生する恐れのある地域について海岸保全施設の新設・改良等を行う事業
		離島	海岸法施行令第8条第4項		11/20	
		奄美	奄美群島振興開発特別措置法施行令第1条第1項		2/3	
		沖縄	沖縄振興特別措置法施行令第38条第1項		9/10	
	注3 沖縄振興公共投資交付金	内地	海岸法施行令第8条第1項第2号		1/2	堤防・護岸等の耐震対策を海岸管理者が地域の実情に応じて緊急的に実施することにより、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図る事業
北海道		海岸法施行令第8条第3項	11/20			
離島		海岸法施行令第8条第4項	11/20			
奄美		奄美群島振興開発特別措置法施行令第1条第1項	2/3			
沖縄		沖縄振興特別措置法施行令第38条第1項	9/10			
注3 沖縄振興公共投資交付金	内地	海岸法施行令第8条第1項第4号	1/2	老朽化等により所要の機能が確保されていない海岸保全施設であって、緊急にその機能の回復又は強化を行う必要がある事業		
	北海道	海岸法施行令第8条第3項	11/20			
	離島	海岸法施行令第8条第4項	11/20			
	奄美	奄美群島振興開発特別措置法施行令第1条第1項	2/3			
注3 沖縄振興公共投資交付金	沖縄	沖縄振興特別措置法施行令第38条第1項	9/10	既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進することにより、津波・高潮発生時における人命の優先的な防護を推進する事業		
	内地	海岸法施行令第8条第1項第4号	1/2			
	北海道	海岸法施行令第8条、地方財政法第16条	1/2			
	離島	同上	1/2			
	奄美	同上	1/2			
注3 沖縄振興公共投資交付金	沖縄	同上	1/2	国土保全及び人命財産の防護と合わせて砂浜等を整備し、快適な海岸環境を保全、創出する事業		
	内地	同上	1/2			
	北海道	地方財政法第16条に基づく措置	1/3			
	離島	同上	1/3			
	奄美	同上	1/3			
注3 沖縄振興公共投資交付金	沖縄	同上	1/3			
	内地	同上	1/3			
	北海道	地方財政法第16条に基づく措置	1/3			
	離島	同上	1/3			
補助率・国費率差額	後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律					

注1) 平成22年度に社会資本整備総合交付金を創設。

注2) 平成23年度に地域自主戦略交付金を創設。なお、都道府県及び指定都市が実施する高潮対策事業及び侵食対策事業については、防護面積及び防護人工が、おおむね30ha未満かつおおむね150人未満(離島・奄美・北海道においては、おおむね10ha未満かつおおむね75人未満)を対象としている。

注3) 平成24年度に沖縄振興公共投資交付金を創設。なお、沖縄県が実施する高潮対策事業及び侵食対策事業については、防護面積及び防護人口が、おおむね10ha未満かつおおむね75人未満を対象としている。

(2) 平成24年度海岸事業（国土交通省港湾局所管分）の概要

主要施策

①津波・高潮対策

- ・大規模地震が切迫する地域における地震・津波対策
切迫する大規模地震と津波の発生に備えて、津波防波堤の整備、海岸保全施設の耐震化等を推進する。
- ・高潮・高波による再度災害の防止対策
人口・資産が集積するゼロメートル地帯等において高潮・高波災害の再発防止対策を推進する。

②侵食対策

- ・冬季波浪等により深刻な侵食を受けている海岸において侵食対策を推進する。

<平成24年度海岸事業予算所管別内訳>

単位：百万円

所 管	平成23年度		平成24年度		対前年度比	
	(A)		(B)		(B) / (A)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
国土交通省	10,075	10,325	13,992	14,017	1.389	1.358
港湾局	10,069	10,319	13,992	14,017	1.390	1.358
北海道局	6	6	0	0	皆減	皆減
内閣府	6	6	6	6	1.000	1.000
沖縄振興局	6	6	6	6	1.000	1.000
合 計	10,081	10,331	13,998	14,023	1.389	1.357

注) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

<平成24年度海岸事業予算事項別内訳>

単位：百万円

事 項	平成23年度	平成24年度	対前年度比
	当初 (A)	当初 (B)	(B) / (A)
	事業費	事業費	事業費
直轄海岸保全施設整備事業費	9,990	13,915	1.393
海岸事業調査	91	83	0.912
補助率差額	—	—	—
合 計	10,081	13,998	1.389

注) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

<実施海岸数>

区 分	H23	H24	増▲減
高 潮 対 策	8	7	▲1
侵 食 対 策	2	2	0
合 計	10	9	▲1

(3) 制度型事業の概要

ふるさと海岸整備事業（H元～）

老朽化等により安全度の低下した既存施設の改良にあたって、海岸背後のまちづくりと一体となった良質で多面的な機能をもった海岸保全施設の整備を行うことにより、地域住民に親しまれ、海辺とふれあえる美しい景観を有した安全で潤いのある海岸を形成していく事業。

エコ・コースト事業（H8～ 海岸省庁）

ウミガメやカブトガニといった海生生物や野鳥等にとって、重要な生息場所等になっている海岸や、自然景観との調和を図る必要が高い海岸において、施設構造や工法の工夫、干潟や磯の創出などを行い、自然環境と調和した海岸を形成していく事業。

さらに、地域住民、有識者、NPO、地元自治体等の意見の聴取、パイロット工区における住民団体等の参画によるモニタリングの実施及びその結果等を踏まえた施設の整備を行う事業や、既に海岸保全施設が整備され、防護機能が確保されている海岸において、地域住民、有識者、NPO、地元自治体等の参画により、生態系に配慮した既存海岸保全施設の改良を実施する事業。

* NPO：非営利民間組織

（ボランティアなどを担う営利を目的としない民間組織）

海と緑の健康地域-健康海岸事業-（H8～ 厚生労働省、海岸省庁）

厚生労働省が指定する健康文化都市と連携して「海と緑の健康地域」を指定し、海岸背後の福祉施設や健康増進施設等の整備と、砂浜の保全・復元、高齢者や身障者も利用しやすい緩傾斜堤、階段工等の整備を一体的に進めることにより、健康で活力のある海岸域を創出していく事業。

渚の創生事業（H9～ 海岸省庁）

一連の沿岸における土砂バランスを回復させる観点から、港湾・漁港や河川で堆積した土砂をリサイクル材として活用しながら侵食海岸での海浜の復元を図る事業。

いきいき・海の子・浜づくり事業（H9～ 文部科学省、海岸省庁）

学校教育や社会教育における体験活動の一環として、海岸の積極的な活用が図られるよう文部科学省が推進している豊かな体験活動推進事業、青少年長期自然体験活動推進事業等と連携して、利用及び避難しやすい海岸づくりや自然体験の場を創出するための施設整備を行う事業。

都市海岸高度化事業 (H9～ 海岸省庁)

海岸背後の土地利用と調和して、海岸保全施設（護岸、突堤等）の耐震化等による安全性向上を図るとともに、これらと一体となって海岸での市民利用を促進するための施設の整備を行う事業。

魚を育む海岸づくり事業 (H11～ 水産庁、海岸省庁)

水産庁所管の水産基盤整備事業と連携し、離岸堤と増殖場の一体的な整備等により、投資の効率化を図り、水産物の安定供給に資するとともに、海岸の防護による国土の保全を図る事業。

自然豊かな海と森の整備対策事業（白砂青松の創出）

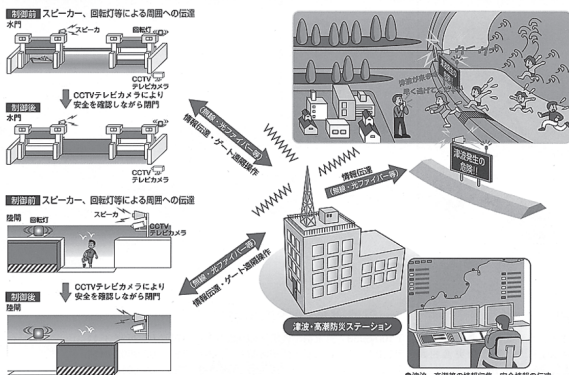
(H12～ 林野庁、海岸省庁)

海岸侵食等により白砂青松が失われつつある海岸において、海岸事業による砂浜の復元等の海岸環境に配慮した整備と治山事業による海岸防災林の整備を連携して行い、効率的・効果的な事業実施を推進し、国土保全を図るとともに、自然環境と利用に配慮した白砂青松の創出を行う。

総合的な津波・高潮災害対策の強化事業 (H15～ 海岸省庁)

海岸背後に生活する住民等の安全・安心を確保するため、大規模な津波、高潮災害が予測される地域において、地域の防災計画や、ハザードマップなどソフト施策との連携を図りながら、海岸保全施設の整備を行う事業。

津波・高潮防災ステーションのシステム



総合的な津波・高潮災害対策の強化事業

都市と農漁村の交流促進や観光振興に資する海岸づくり (H15～ 海岸省庁)

地域の文化資源及び都市と農漁村の交流に資する施設を防護するための海岸保全施設の整備を行うとともに、景観や利用に配慮した離岸堤の潜堤、人工リーフ化等の海岸保全施設の改良を実施する事業。

災害弱者対策事業 (H16～ 海岸省庁)

子供、高齢者、障害者等災害弱者の海岸利用の促進を図るとともに、災害弱者を津波・高潮等の海岸災害から守るため、津波・高潮等の災害の危険性が高く、防護区域に災害弱者関連施設を有する海岸のうち、地域の防災計画との整合が図られ、ハザードマップ等のソフト施策との連携が図られる海岸を対象に、災害弱者が容易に利用できる緩傾斜堤の整備や既存施設のバリアフリー化等の整備を行う事業。

(4) 社会資本整備総合交付金、地域自主戦略交付金及び沖繩振興公共投資交付金の効果促進事業の例 (基幹事業が海岸事業の場合)

社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く創意工夫が活かせる総合的な交付金として創設された。また、より地域の自由裁量を拡大するため地域自主戦略交付金及び沖繩振興公共投資交付金が創設された。

社会資本整備総合交付金、地域自主戦略交付金及び沖繩振興公共投資交付金では、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるための事業（効果促進事業）の実施が可能である。基幹事業が海岸事業である場合の例を以下に示す。

【例】

ハザードマップの作成、避難タワーの設置、防災教育の支援（専門家の招聘、防災学習教本の作成）、防災訓練の実施、資機材の備蓄、海岸清掃等ボランティア活動の支援

○ハザードマップの作成



○避難タワーの設置



○防災教育の支援(専門家の招聘)



(5) 里浜づくり

「里浜」とは、多様で豊かなかつての「海辺と人々とのつながり」を現代の暮らしに適う形で蘇らせた浜のこと。

表 主な取り組みの場所とコンセプト

取り組み場所	取り組みのコンセプト（地域の人々と海辺のつながり）
青森県 青森港 油川地区ふるさと海岸	環境保全による子供の健全育成、まちづくり、地域活性化
青森県 木野部海岸	昔の豊かだった浜を取り戻す
青森県 八戸港 鮫地区	観光振興による地域経済の発展
宮城県 塩竈市浦戸野々島宇字内浜・柳浜	きれいな海辺の復活
福島県 いわき市豊間地区	美しい自然を守り残す（鳴き砂を守る）
山形県 釜磯海水浴場、月光川および月光川周辺の森（遊佐町）	「真の故郷づくり」（自然を通じた知識、経験の次世代への継承）
茨城県 大竹海岸	安全な海水浴場をつくる
茨城県 大洗港海岸	体験学習活動の振興と海を活かしたまちづくりの推進
神奈川県 平塚海岸	ビーチスポーツを通じた通年的な海浜の利用
福井県 敦賀港海岸 松原地区	海岸利用の促進
静岡県 熱海港海岸 多賀地区	失われた海水浴場の復活
愛知県 田原市 西の浜 三河湾	海をきれいにする
三重県 津松阪港海岸 津（阿漕浦・御殿場）地区	白砂青松の浜の復活
三重県 阿児海岸 国府地区海岸	海辺の自然学校等による海浜部の利用とライフセーバーやユニバーサルビーチとしての安全安心な海岸づくり
和歌山県 文里港周辺 天神崎海岸	自然を守る
京都府 琴引浜・八丁浜海岸	鳴き砂を守る
兵庫県 甲子園浜	住環境を守る
兵庫県 浜脇地区	地域の浜への愛着を持つ
大阪府 二色港 二色浜地区周辺	自然大好き人間の輪を広げる
島根県 久手港久手地区	伝統的な漁法を学ぶ
香川県 豊浜港 一の宮地区	町のシンボルとして魅力ある海岸を目指す
岡山県 神島の寺間・見崎地区を中心とした笠岡港海岸	カブトガニの保護活動を核にした継続的な海岸に親しめる活動
愛媛県 東予港 河原津地区	カブトガニと自然環境の保護
高知県 奈半利港海岸	交流を通じ、地域の持つ天然資源を再評価する
福岡県 福岡市東区海ノ中道海浜公園内	松原を復元することで、昔の白砂青松を取り戻し、市民の安らぎの場とする
佐賀県 唐津市 唐津港海岸 西ノ浜地区	海辺の良さ、「いやし」と「賑わい」の場所を再認識してもらう
大分県 中津港大新田地区	護岸整備に際して、より地域に密着した意見を反映させる
大分県 守江湾周辺	守江湾を中心とする杵築の海に地域の人々が親しみ、誇りを持ち利用する
大分県 別府港海岸	別府国際観光港みなどまちづくり協議会による清掃活動やイベントの実施
宮崎県 方財海岸	地元住民による海岸管理
熊本県 上天草市大矢野町内の海岸	海岸の美しい景観や環境を保全し、美しい海を次世代に残す
沖縄県 今帰仁村東部海岸	海岸の魅力を見つけ、海岸を利用して何かできないか

1. 災害復旧の法制度

・負担法関係

根拠法規	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年3月31法律97号）
目的	この法律は、公共土木施設の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政力に適應するように国の負担を定めて、災害の速やかな復旧を図り、もつて公共の福祉を確保することを目的とする。
定義	「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害をいい、「災害復旧事業」とは、災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかつた施設を原形に復旧することを目的とするものをいう。
対象施設	<p>◎港湾</p> <p>水域施設：航路、泊地及び船だまり</p> <p>外郭施設：防波堤、防砂堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁</p> <p>係留施設：岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、物揚場及び船揚場</p> <p>臨港交通施設：道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河及びヘリポート</p> <p>廃棄物処理施設：廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設</p> <p>港湾広域防災施設</p> <p>◎海岸</p> <p>岸：国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設</p>
国庫負担率	災害復旧事業費及び当該地方公共団体の当該年度の標準税収入によって異なるが、基準は2/3（北海道、離島、奄美、沖縄は4/5）

根拠法規	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
採択の範囲 (採択できない要因)	1) 最大風速15m未満の風により発生した災害。 2) 暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪（うねりを含む）。又は津波による災害で、被災の程度が比較的軽微と認められるもの。 3) 最大24時間雨量80mm未満の降雨により発生した災害。 ただし、次の場合は除くものとする。 ① 時間雨量又は連続雨量が特に大である場合。 ② 河川沿いの漁港施設にあっては、警戒水位（警戒水位の定めがない場合は河岸高（低水位から天端までの高さをいう。）の5割程度の水位）以上の出水による場合。 ③ 河床低下等河状の変動により警戒水位の定めが不適当な場合における当該警戒水位以下の出水による場合。 ④ 比較的長時間にわたる融雪出水等による場合。
適用除外	1) 1箇所の工事の費用が、都道府県又は指定都市に係るものにあつては120万円に、市町村に係るものにあつては60万円に満たないもの。 2) 工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの。 3) 維持工事と見るべきもの。 4) 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの。 5) 甚だしく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの。 6) 河川、港湾及び漁港の埋塞に係るもの。ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものは除く。 7) 天然の河岸及び海岸の欠壊に係るもの。ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものは除く。 8) 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの。 9) 直高1m未満の小堤、幅員2m未満の道路、その他主務大臣の定める小規模な施設に係るもの。

2. 災害の発生状況

(1) 災害復旧事業費及び件数の推移

年度	災害発生事業費(億円)	災害発生件数(件)	主な災害
S25	789	0	ジェーン・ギニア台風
S26	283	0	ルース台風
S27	70	0	
S28	355	0	台風2・7・13号
S29	227	0	洞爺丸台風
S30	77	0	
S31	109	697	
S32	69	359	
S33	119	546	狩野川台風
S34	286	1,579	伊勢湾台風
S35	152	628	チリ地震津波
S36	488	1,362	第二室戸台風
S37	106	376	
S38	164	724	
S39	497	975	新潟地震
S40	292	1,019	台風23・24号
S41	96	297	
S42	63	256	
S43	100	559	十勝沖・日向灘地震
S44	43	145	
S45	200	965	台風10号
S46	169	520	台風23号
S47	166	441	台風20号
S48	25	101	
S49	57	329	
S50	69	307	
S51	134	611	台風17号
S52	18	84	
S53	128	414	宮城県沖地震
S54	122	524	台風16・20号
S55	112	438	
S56	90	229	
S57	116	432	台風10・13号
S58	133	261	日本海中部地震
S59	26	117	
S60	86	275	
S61	56	131	
S62	168	538	台風12・19号
S63	48	115	
H1	70	188	
H2	95	259	
H3	308	803	台風19号
H4	32	114	
H5	367	487	釧路沖・北海道南西沖地震
H6	231	221	北海道東方沖・三陸はるか沖地震
H7	4,019	516	兵庫県南部地震
H8	110	159	台風17号
H9	92	206	台風13・19号
H10	45	83	
H11	238	381	台風18号
H12	59	129	鳥取県西部地震
H13	76	174	芸予地震
H14	67	102	台風15・16号
H15	133	166	台風10号・十勝沖地震
H16	383	685	台風16号・18号
H17	202	251	福岡県西方沖地震・台風14号
H18	70	133	台風13号
H19	37	129	冬期風浪
H20	35	35	冬期風浪
H21	13	54	台風18号
H22	4	14	
H23	3,756	1,178	東日本大震災

出典：国土交通省港湾局海岸・防災課作成

(2) 台風による港湾・海岸施設の被害額の推移

年度	台風による被害額 (億円)	1回の台風による 最大被害額 (億円)	台風上陸数 (個)	被害のあった台風数 (個)	主な台風
S36	350	200	3	5	第二室戸台風
S37	30	7	5	8	台風14号
S38	54	47	2	6	台風9号
S39	128	108	2	3	台風20号
S40	205	103	5	7	台風23号
S41	44	26	5	7	台風26号
S42	19	8	3	4	台風22号
S43	37	11	3	7	台風16号
S44	8	5	2	3	台風9号
S45	115	84	3	4	台風10号
S46	81	39	4	4	台風23号
S47	64	38	3	7	台風20号
S48	0	0	1	2	台風10号
S49	25	17	3	5	台風16号
S50	35	22	2	7	台風6号
S51	78	65	2	5	台風17号
S52	7	3	1	5	台風9号
S53	25	17	4	5	台風18号
S54	89	48	3	5	台風20号
S55	44	22	1	4	台風13号
S56	54	31	3	6	台風15号
S57	65	27	4	7	台風13号
S58	15	12	2	3	台風10号
S59	12	11	0	2	台風10号
S60	65	58	3	4	台風13号
S61	27	19	0	6	台風13号
S62	115	75	1	4	台風12号
S63	18	16	2	3	台風18号
H1	32	16	5	5	台風11号
H2	65	30	6	9	台風19号
H3	183	163	3	7	台風19号
H4	19	9	3	4	台風11号
H5	80	39	6	5	台風13号
H6	57	32	3	7	台風24号
H7	23	16	1	3	台風12号
H8	93	60	2	5	台風17号
H9	70	24	4	7	台風19号
H10	26	10	4	3	台風10号
H11	207	206	2	4	台風18号
H12	3	2	0	5	台風14号
H13	27	16	2	4	台風11号
H14	47	14	3	10	台風15号
H15	33	17	2	5	台風10号
H16	353	145	10	10	台風18号
H17	114	114	3	1	台風14号
H18	20	15	2	3	台風13号
H19	16	13	3	3	台風4号
H20	0	0	0	0	
H21	10	10	1	1	台風18号
H22	0	0	2	2	台風4号
H23	50	25	3	5	台風6号

出典：国土交通省港湾局海岸・防災課作成

(3) 地震による港湾・海岸施設の被害額の推移

年度	海岸施設（護岸、離岸堤等）（億円）	港湾施設（護岸、防波堤等）（億円）	港湾施設（岸壁、物揚場、道路等）（億円）	合計	主な地震
S36	0	0	1	1	日向沖地震（S.36.2.27）
S37	0	0	0	0	
S38	0	0	0	0	
S39	201	84	8	292	新潟地震（S.39.6.16）
S40	0	0	0	0	
S41	0	0	0	0	
S42	0	0	0	0	
S43	5	1	1	6	日向沖地震（S.43.4.1）
	12	22	1	34	十勝沖地震（S.43.5.16）
S44	0	0	0	0	
S45	0	0	0	0	
S46	0	0	0	0	
S47	0	0	0	0	
S48	9	1	0	10	根室沖地震（S.48.6.17）
S49	0	1	0	1	伊豆半島沖地震（S.49.5.9）
S50	0	0	0	0	
S51	0	0	0	0	
S52	0	0	0	0	
S53	44	1	1	45	宮城県沖地震（S.53.6.12）
S54	0	0	0	0	
S55	0	0	0	0	
S56	0	0	0	0	
S57	4	0	0	4	浦河沖地震（S.57.3.21）
S58	73	10	4	86	日本海中部地震（S.58.5.26）
S59	0	0	0	0	
S60	0	0	0	0	
S61	0	0	0	0	
S62	0	0	0	0	
S63	0	0	0	0	
H1	1	0	0	1	伊豆半島東方沖群発地震（H.1.7.9）
H2	0	0	0	0	
H3	0	0	0	0	
H4	0	0	0	0	
H5	108	0	0	108	釧路沖地震（H.5.1.15）
	0	0	0	0	能登半島沖地震（H.5.2.7）
	60	68	15	143	北海道南西沖地震（H.5.7.12）
H6	127	6	5	137	北海道東方沖地震（H.6.10.4）
	16	1	0	17	三陸はるか沖地震（H.6.12.28）
H7	3,468	320	168	3,957	兵庫県南部地震（H.7.1.17）
	1	0	0	1	奄美大島近海地震（H.7.10.19）
H8	0	0	0	0	日向沖地震（H.8.10.19）
H9	2	0	0	2	薩摩地方地震（H.9.5.13）
H10	0	0	0	0	
H11	0	0	0	0	
H12	8	3	2	12	伊豆諸島近海地震（H.12.6.26）
	7	0	0	7	鳥取県西部地震（H.12.10.6）
H13	7	0	0	7	新島神津島近海地震（H.13.2.13）
	8	3	2	12	芸予地震（H.13.3.24）
H14	0	0	0	0	
H15	69	5	0	74	十勝沖地震（H.15.9.26）
H16	3	0	0	4	
H17	70	5	0	75	福岡県西方沖地震（H.17.3.20）
H18	0	0	0	0	
H19	8	0	1	9	中越沖地震（H.19.7.16）
H20	0	0	0	0	
H21	1	0	0	1	駿河沖地震（H.21.8.11）
H22	0	0	0	0	
H23	675	1,910	849	3,434	東日本大震災（H.23.3.11）

出典：国土交通省港湾局海岸・防災課作成

(4) 東日本大震災における被害報告額と災害復旧事業予算

■被害報告額

(単位：億円)

都道府県	直 轄	補 助	合 計
北海道	10	7	17
青森県	273	30	303
岩手県	903	595	1,498
宮城県	104	947	1,051
福島県	552	369	921
茨城県	116	165	281
千葉県	0	64	64
東京都	0	1	1
川崎市	0	2	2
合 計	1,958	2,180	4,138

■災害復旧事業予算額

平成23年度 第一次補正予算 1,970億円 (国費 1,631億円)

平成23年度 第三次補正予算 786億円 (国費 775億円)

平成24年度 予算 168億円 (国費 165億円)

※災害関連事業は除く

1. 国土形成計画、全国総合開発計画（概要）の変遷

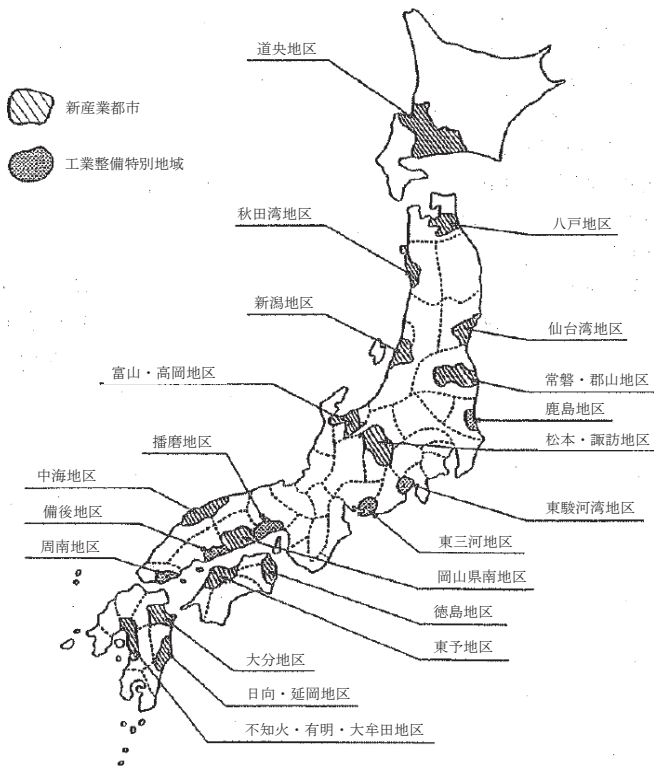
国土形成計画 (全国計画)	21世紀の国土の グランドデザイン	第四次全国総合開発計画 (四全総)	第三次全国総合開発計画 (三全総)	新全国総合開発計画 (新全総)	全国総合開発計画 (全総)
平成20年7月4日	平成10年3月31日	昭和62年6月30日	昭和52年11月4日	昭和44年5月30日	昭和37年10月5日
福田康夫内閣	橋本内閣	中曽根内閣	福田内閣	佐藤内閣	池田内閣
1. 急速な東アジア 各地域の成長 2. 予想を上回る早 さでの人口減少社 会の到来 3. インターネット や携帯電話の普及 による国民生活の 変化	1 地球時代 (地球環境問題、 大競争、アジア諸 国との交流) 2 人口減少・高齢 化時代 3 高度情報化時代	1 人口、諸機能の 東京一極集中 2 産業構造の急速 な変化等により、 地方圏での雇用問 題の深刻化 3 本格的国際化の 進展	1 安定成長経済 2 人口、産業の地 方分散の兆し 3 国土資源、エネ ルギー等の有限性 の顕在化	1 高度成長経済 2 人口、産業の大 都市集中 3 情報化、国際 化、技術革新の進 展	1 高度成長経済へ の移行 2 過大都市問題、 所得格差の拡大 3 所得倍増計画 (大平洋べルトリ地 帯構想)
平成20年から概ね 10ヶ年間	平成22年から27年 (2010～2015年)	おおむね平成12年 (2000年)	昭和52年からおお むね10年間	昭和60年	昭和45年
多様な地域プロッ クが自立的に発展 する国土を構築す ると共に、美しく 暮らしやすい国土 の形成を図る	〈多軸型国土構造形 成の基礎づくり〉	〈多極分散型国土の構築〉	〈人間居住の 総合的環境の整備〉	〈豊かな環境の創造〉	〈地域間の均衡ある発展〉
・ 国土基盤の質的 向上 ・ 広域プロックが 特色ある地域戦 略を描く	〈参加と連携〉	〈交流ネットワーク構想〉	〈定住構想〉	〈大規模プロジェクト構想〉	〈拠点開発構想〉
開発方式等					

2. 新産業都市と工業整備特別地域

新産業都市建設促進法（昭和37年）及び工業整備特別地域整備促進法（昭和39年）に基づき地域を選定。平成13年3月30日に廃止。

新産業都市・・・・・・・・15地区

工業整備特別地域・・・6地区



出典：国土庁監修『国土統計要覧』（1991年度版）

3. 港灣整備五（七）箇年計画の変遷

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	
閣議	了解	1961年1月23日	1965年1月22日	1968年3月22日	1971年2月5日	1976年3月12日	1981年3月13日	1986年2月25日	1991年3月1日	1996年3月5日
	決定	1962年2月13日	1965年8月27日	1969年3月25日	1972年3月17日	1976年10月1日	1981年11月27日	1986年11月28日	1991年11月29日	1996年12月13日 (1997年12月12日)
計画期間	1961～65年度	1965～69年度	1968～72年度	1971～75年度	1976～80年度	1981～85年度	1986～90年度	1991～95年度	1996～2002年度	
港灣整備事業	2,330	4,850	8,000	15,500	22,800	30,200	25,500	35,900	43,100	
	うち調整項目	550	1,150	1,650	2,300	2,300	—	—	—	
投資規模・億円	地方単独事業等 170	650	1,200	2,400	3,400	5,500	4,800	5,400	6,800	
	—	1,000	1,100	2,100	2,800	4,600	5,800	9,400	14,000	
予備費	—	—	—	1,000	2,000	—	—	—	—	
調整費	—	—	—	—	—	2,300	7,900	6,300	11,000	
計	2,500	6,500	10,300	21,000	31,000	42,600	44,000	57,000	74,900	
実施期間	1961～64年度	1965～67年度	1968～70年度	1971～75年度	1976～80年度	1981～85年度	1986～90年度	1991～95年度	1996～2002年度	

4. 海岸事業五（七）箇年計画の変遷

区 分	第1次五箇年計画 (45～49)	第2次五箇年計画 (51～55)	第3次五箇年計画 (56～60)	第4次五箇年計画 (61～2)	第5次五箇年計画 (3～7)	第6次七箇年計画 (8～14)※
	事業費 億円	事業費 億円	事業費 億円	事業費 億円	事業費 億円	事業費 億円
海岸事業	3,200	5,100	8,200	7,600	10,400	13,400
農林水産省	926	1,489	2,395	2,221	3,042	3,917
農村振興局	393	632	1,009	931	1,275	1,640
水産庁	533	857	1,386	1,290	1,767	2,277
国土交通省	2,274	3,611	5,805	5,379	7,358	9,483
港湾局	1,294	1,928	3,083	2,842	3,900	5,025
河川局	980	1,683	2,722	2,537	3,458	4,458
災害・地車等 予備費	300	400	600	500	900	1,300
調整費	200	300	500	1,900	1,700	3,000
合計	3,700	5,800	9,300	10,000	13,000	17,700
達成率 (海岸事業)	81.4 %	110.1 %	82.2 %	108.3 %	110.7 %	119.3 %
了解 閣議決定	昭和45年3月6日 昭和46年3月30日	昭和51年2月27日 昭和52年2月18日	昭和56年2月13日 昭和56年11月27日	昭和61年2月25日 昭和61年11月28日	平成3年2月8日 平成3年11月29日	平成8年2月20日 平成8年12月13日 (平成10年1月30日)

※財政構造改革の推進に関する特別措置法に基づき、海岸事業五箇年計画を七箇年計画に改定。

5. 総物流施策大綱(2009-2013)の概要

① 企業のサプライチェーンの
グローバル化

- アジアを中心に分散する事業拠点間の輸送コスト等の低減が一層重要に
- 高いセキュリティ・レベルの維持と物流効率化の両立も重点課題

③ 安全・確実な物流の確保
に対する要請

- 安全確実な輸送がゆらぎつつあり、対応が必要
- トラックの重大事故防止、海上輸送路の安全確保が課題
- 災害に強い交通網確保、災害時の早期復旧も重要

物流を巡る
情勢の変化② 京都議定書の第一約束期間の開始
・ポスト京都議定書の動向を踏まえた
環境対策の必要性

- 地球温暖化対策の必要性の一層の増大

「総物流施策大綱(2009-2013)」を閣議決定

柱1: グローバル・サプライ
チェーンを支える効率的
物流の実現

- 政府間対話等を通じたアジアにおける広域的な物流環境の改善
- 効率的でシームレスな物流網の構築
- 貿易手続や物流管理のIT化と国際的情報連携の構築
- セキュリティ確保と物流効率化の両立

柱2: 環境負荷の少ない
物流の実現等

- 輸送モードごとの総合的な対策、モーダルシフトを含めた輸送の効率化
- 環状道路の整備、ITSの推進等の交通流対策
- 地方公共団体、荷主、物流事業者等の多様な関係者の連携による取り組み
- 効率的な静脈物流の構築

柱3: 安全・確実な物流
の確保等

- 利用運送事業者と実運送事業者の連携強化
- 大型トラックの車両安全対策、運行管理の徹底等
- 交通安全施設等の重点的整備
- 航行安全の推進や海賊行為への適切な対応
- 防災・減災対策、労働力の確保・育成

6. 港湾関連の法律・条約の概要

(1) 国連海洋法条約の概要

1. 経緯・内容

- 1) 海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）を巡る経過
 - (イ) 海洋法秩序に関する包括的な条約として、1982年に第三次国連海洋法会議において採択され、1994年11月に発効した。
 - (ロ) 国連海洋法条約は、全17部320条の本文及び9の附属書並びに実施協定からなり、その内容は、領海、公海、大陸棚といったこれまでジュネーブ海洋法4条約に規定されていた分野に加え、国際航行に使用されている海峡及び排他的経済水域といった新たな規定、国際海底機構及び紛争の解決のための国際海洋法裁判所といった新たな国際機関の設立を伴う規定を含む多岐にわたるものとなっている。
 - (ハ) 2011年6月現在、162カ国・地域が締結。
- 2) 我が国の対応
国連海洋法条約は、1996年3月に国会に提出され、同年6月に承認された。その後、同年6月に批准の閣議決定を行い、国連事務総長への批准書の寄託が行われ、1996年7月に我が国について効力を生じた。

2. 条約の意義

- 1) 国連海洋法条約は、海洋に関する諸問題について包括的に規律するものであり、海に囲まれ、漁業、海運を始め海洋に依存する我が国は、国連海洋法条約に規定された海洋法秩序の下で海洋に関する諸活動をより安定的に行うことが可能になった。
- 2) なお、この条約に基づき、国際海洋法裁判所（ITLOS：International Tribunal for the Law of the Sea）、大陸棚の限界に関する委員会（CLCS：Commission on the Limits of the Continental Shelf）、国際海底機構（ISBA：International Seabed Authority）が設立されている。

（外務省HPより作成）

(2) 海洋基本法の概要

1. 本法の目的

海洋が人類等の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、海洋法条約等に基づく国際的協調の下、新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、海洋基本計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、総合海洋政策本部を設置することにより、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

2. 海洋政策の基本理念

①海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和、②海洋の安全の確保、③海洋に関する科学的知見の充実、④海洋産業の健全な発展、⑤海洋の総合的管理、⑥海洋に関する国際的協調

3. 国、地方公共団体、事業者、国民の責務

4. 海洋基本計画

政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋基本計画を定めなければならない。

5. 海洋に関する国の基本的施策

①海洋資源の開発及び利用の推進、②海洋環境の保全等、③排他的経済水域等の開発等の推進、④海上輸送の確保、⑤海洋の安全の確保、⑥海洋調査の推進、⑦海洋科学技術に関する研究開発の推進、⑧海洋産業の振興及び国際競争力の強化、⑨沿岸域の総合的管理、⑩離島の保全等、⑪国際的な連携の確保及び国際協力の推進、⑫海洋に関する国民の理解増進等

6. 海洋政策担当大臣の設置

7. 総合海洋政策本部の設置

海洋政策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、総合海洋政策本部を置き、本部長は、内閣総理大臣をもって充てる。また、副本部長には、内閣官房長官及び海洋政策担当大臣をもって充てる。

8. 附則

本部については、この法律の施行後五年を目処として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(3) 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の概要

1. 目的

排他的経済水域及び大陸棚が天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その他の活動の場として重要であることにかんがみ、低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画の策定、低潮線保全区域において必要な規制、並びに特定の離島を拠点とする排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用に関する活動に必要な港湾の施設に関し必要な事項を定めることにより、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進を図り、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図る。

2. 概要

1) 基本計画

★低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する施策の推進のための基本計画の策定

低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本的な方針、低潮線の保全を図るために行う措置に関する事項、特定離島における拠点施設の整備の内容等を定める。

2) 低潮線保全区域

★低潮線保全区域の指定

排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線等の周辺の水域で保全を図る必要があるものを区域指定。

★行為規制

低潮線保全区域内において海底の掘削等低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがある行為をしようとする者は国土交通大臣の許可を受けなければならない。

3) 特定離島における拠点施設の整備

★特定離島の指定

地理的条件、社会的状況及び施設整備状況等から周辺の排他的経済水域等の保全及び利用を促進することが必要な離島を特定離島として指定。

★特定離島港湾施設の建設等

基本計画に定める国の事務又は事業の用に供する港湾の施設を国土交通大臣が建設、改良及び管理するとともに、当該施設周辺の一定の水域の占用等を規制。

低潮線保全法に規定する特定離島港湾施設と港湾法に規定する港湾施設の違い

	低潮線保全法に規定する特定離島港湾施設	港湾法に規定する港湾施設
目的	・天然資源の探査及び開発等排他的経済水域等の利用促進のための国の事務又は事業の用に供する	・交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展
財産	公用財産	公共用財産
主体	・国の事務又は事業の用に供する施設として、国土交通大臣が建設、改良及び管理	・広く一般公共の用に供する施設として、港湾管理者（地方公共団体等）が管理
規制措置	・国土交通大臣が当該施設の機能の確保のために必要となる水域を公告し、必要最小限の規制を実施。	・港湾管理者が水域（港湾区域）だけでなく陸域（臨港地区）等も含めて範囲を定め、港湾の開発発展に支障を与える行為等について規制を実施。

※低潮線保全法：排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の略称

(4) SOLAS条約

1. 概要

海上における人命の安全のための国際条約（International Convention for the Safety of Life at sea : SOLAS条約）は、海上における人命の安全を守ることを目的とし、船舶の構造、設備、船上で行われるべき措置、安全運行の管理などに係る技術的要件を規定すると同時に、これらの要件に適合していることを確保するための、船舶に対する定期的な検査の実施、検査に合格した船舶に対する証書の発給等について定めている。

現在のSOLAS条約は、1974年に採択され、1980年5月に発効した後も、新たな知見や技術革新の積み上げに伴い数々の改正が行われてきたものである。

なお、我が国は、1980年5月に批准し、条約の発効と同時に我が国についても効力を発生した。

2. 海事分野における保安強化のためのSOLAS条約改正

2001年9月11日の米国同時多発テロ事件を受け、同年11月に開催された国際海事機関（IMO）第22回総会において、米国が、海事分野の保安強化を提唱した。

これを踏まえ、2002年2月に海事分野の保安を検討する会合がIMOで開催され、保安強化のためにSOLAS条約を改正することが合意された。

SOLAS条約は、本来、船舶に係る安全事項を担保するものであるが、船舶と併せて港湾施設の保安強化を主張する米国の意向を踏まえ、旅客の乗降、貨物の受渡し等の船舶が関与する事項に係る港湾施設の保安についても、SOLAS条約により担保することが合意された。

その後、2002年12月に開催された、第5回SOLAS条約締約政府会議において、海事分野の保安強化を目的とした、SOLAS条約の改正及び、「船舶及び港湾施設の国際保安コード（ISPSコード）」が採択され、2004年7月1日に発効した。

3. 国内法の制定

SOLAS条約及びISPSコードの実施を国内において担保するため、2004年4月、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（国際船舶・港湾保安法）」を制定した。

同法は、条約上定められた船舶及び港湾施設の保安の確保のために、必要な措置並びに船舶の入港に係る規制に関する措置について規定するものである。

(5) マルポール条約

マルポール条約は、船舶による海洋汚染の防止を図るため、油等の排出規制、船舶構造・設備等に関して定めたもので、1973年採択、1978年に条約改正の議定書が採択されている。本条約は、本文と6つの附属書（下表のとおり）があり、それぞれの附属書がそれぞれ採択・発効される形式をとっている。

	規制の目的	条約発効
本文		1983年10月
附属書Ⅰ	油による汚染の防止	1983年10月
附属書Ⅱ	ばら積み有害液体物質による汚染の防止	1983年10月
附属書Ⅲ	容器により輸送される有害液体物質による汚染の防止	1992年7月
附属書Ⅳ	船舶で発生する汚水による汚染の防止	2003年9月
附属書Ⅴ	船舶で発生する廃物による汚染の防止	1988年12月
附属書Ⅵ	船舶からの大気汚染の防止	2005年5月

2007年1月からは、マルポール条約附属書Ⅱの改正に伴い国内担保法たる海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下、海防法という）が改正され、今まで無害とされていた液体貨物が有害液体物質として扱われるなどの物質区分の大幅な変更が行われた。

また、2010年7月、マルポール条約附属書Ⅵの改正に伴い海防法が改正され、船舶からの大気汚染を防止することを目的として揮発性有機化合物（VOC）等の放出規制が新たに規定された。

さらに、2011年7月、船舶からの廃物の海洋への廃棄を規制するMARPOL条約附属書Ⅴの改正、国際海運における二酸化炭素排出規制を導入するMARPOL条約附属書Ⅵの改正が行われ、2013年1月に発効する予定となっている。

(6) ロンドン条約

ロンドン条約は、廃棄物等の海洋投棄を規制し、海洋環境の保全を図るもので、1972年に採択、1975年に発効し、1996年に条約改正の議定書（96年議定書）が採択されている。

96年議定書では、海洋投入処分を原則禁止し、指定物（しゅんせつ物等）のみ海洋投入処分を検討できる仕組みで、海洋投入処分の検討に当たっては、海洋環境への影響を予測・評価し、規制当局が許可を発効する仕組みを要求している。

ロンドン条約96年議定書の内容を踏まえて海防法が改正され、2007年4月から施行されました。港湾に係る改正概要は下記のとおりである。

- ・海洋投入処分に係る環境大臣による許可
- ・許可を受けるに当たっての申請者による環境影響評価等及び排出海域の環境監視義務
- ・許可に基づく海洋投入の際の海上保安庁長官による確認

海洋投入処分の許可発給に当たっては、処分量の十分な減量化が図られていることが必要となる。

わが国の海洋投入処分量は、浚渫土砂の発生量に対しては、低い割合であるが、有効利用（埋立、砂浜造成、干潟造成、覆砂等）等を促進することで、更なる海洋投入処分量の削減に努めている。

年度別発生場所別発生土量及び処分場所別処分土量（重要港湾及び開発保全航路からの発生）（万³）

	発生土量				処分土量					
	合計	航路	泊地	その他 ※1	合計	港湾埋 立※2	養浜・覆 砂等	港湾工 事等※3	海洋投 入処分	その他
平成12年度	4,210	1,860	1,920	430	4,210	3,160	180	690	90	90
平成13年度	2,890	1,440	1,100	350	2,890	1,710	160	720	90	210
平成14年度	2,670	1,380	1,030	260	2,670	1,510	320	560	80	200
平成15年度	1,970	960	730	280	1,970	980	440	410	80	60
平成16年度	1,990	610	1,080	300	1,990	1,300	350	110	100	130
平成17年度	1,610	630	630	350	1,610	900	400	120	100	90
平成18年度	1,700	760	740	200	1,700	1,090	300	160	100	50
平成19年度	1,730	840	730	160	1,730	1,250	260	110	80	30
平成20年度	2,050	1,170	650	230	2,050	1,270	300	340	80	60
平成21年度	2,030	970 (48%)	840 (41%)	220 (11%)	2,030	1,300 (64%)	320 (16%)	300 (15%)	70 (3%)	40 (2%)

※1 護岸・防波堤等の港湾施設

※2 港湾埋立：公有水面埋立法の免許を受けての埋立

※3 港湾工事等：中詰、地盤改良等の港湾建設資材として活用

(7) バーゼル条約

有害廃棄物の輸出時の許可制や事前通告制、不適正な輸出や処分行為が行われた場合の再輸入の義務等を規定した国際条約として、「有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」が定められている（1992年5月発行）。日本国も1993年に同条約に加入し、その履行のための国内法として、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（以下、「バーゼル法」という。）を施行している。

1. 概要

- ・この条約に特定する廃棄物（有害廃棄物及びその他の廃棄物）の輸出には、輸入国（通過国を経由する場合には、原則として通過国も含む）の書面による同意を要する。
- ・非締約国との廃棄物の輸出入を原則禁止する。
- ・廃棄物の国境を越える移動が発生者又は輸出者による不法取引によって行われた場合、輸出国は廃棄物の引取りを含む適当な措置をとる。

2. 規制対象の範囲

（原則規制対象）

鉛蓄電池、廃駆除剤、めっき汚泥、廃石綿、シュレッターダスト等

（原則非対象）

鉄屑、貴金属の屑、固形プラスチックくず、紙屑、繊維くず、ゴムくず等

循環資源の中には、バーゼル条約の規制対象物が多数あることから、これらの循環資源を国際間で適切かつ円滑に流動させる国際循環資源物流システムの構築について検討を進めている。

(8) OPRC-HNS 議定書

1990年に国際海事機関(IMO)において採択されたOPRC条約(1995年に発効、同年日本国も締結)の適用範囲を拡大する議定書として、2000年に採択されたもの。

2007年6月に発効されるため、日本国も2006(平成18)年の通常国会において、議定書の締結を承認し、また国内担保法である海洋汚染防止法(海防法)の改正法を成立させた。

※OPRC : Oil Pollution Preparedness, Response and Cooperation
HNS : Hazardous and Noxious Substances

OPRC条約及びOPRC-HNS議定書は、油、有害液体物質等による海洋汚染事故に対応するための国内体制、国際協力体制等の整備を目的としたものであるが、平成18年の海防法の改正に伴い、港湾に係る部分として以下の通り緊急措置手引書の備え置きを義務づけることとなった。

海防法第40条の2(平成19年4月1日以降)の概要

- ・「船舶から陸揚げ又は船舶に積載する油又は有害液体物質の保管施設の設置者」及び「貨物として油又は有害液体物質を積載している船舶を係留する施設の管理者」は流出事故発生時に直ちにとるべき事項等を定めた「緊急措置手引書」を作成し、備え置かなければならない。
- ・国土交通大臣(港湾局にて事務を行い、地方整備局長等に権限委任)は、手引書を備え置くべき者が基準に沿った手引書を備え置いていない場合は、基準に沿った手引書を備え置くよう命令することができる。

※油：海防法施行規則にて規定。

原油、重油、軽油、灯油、潤滑油、揮発油等。

有害液体物質：海防法施行令にて規定。

キシレン、ベンゼン、スチレン、メタノール等。

7. 港湾関連用語解説

アンローダ クレーンの一種で岸壁において本船から鉱石や石炭などのばら積み貨物を陸揚げする荷役機械。

一般公共海岸区域 公共海岸の区域のうち、海岸保全区域以外の区域。国有海浜地の占用許可、行為の制限、放置船等に対する簡易代執行などを海岸管理として行う。

一般炭 発電用ボイラーや暖房の燃料として使われる石炭。

インボイス 荷主が、発送貨物の品名、種類、価格、発送人、荷受人等を詳細に記入し、荷受人に送付する明細書のこと。

インランドデポ 港湾、空港以外の内陸部にある貿易貨物輸送基地で、貨物の集配、通関業務、保管などが行われるところ。貨物流動（荷送人→コンテナ船寄港地、コンテナ船寄港地→荷受人）の効率化とコンテナ貨物輸送の営業の拡大を目的としている。

浮棧橋（ボンツーン） 船客の乗降や貨物を荷役するため船舶を係留する施設の種類で、箱型の浮体を用いたもの。潮位差の大きい所に設けられる。港湾法第2条に定められる港湾施設である係留施設の一つ。

上屋 荷揚げした貨物や船に積込む貨物の荷さばきや一時保管を行うための施設で、通常、エプロンに配置される。貨物の保管を目的とする倉庫とは異なる。港湾法第2条に定められる港湾施設である荷さばき施設の一つ。

ヴァーレマックス ブラジル資源大手のヴァーレが建造を進める世界最大の40万重量トン型鉱石船の船型のこと。2011年5月にシリーズ第一船となる「Vale Brasil」（船舶諸元：全長362m、幅65m、満載喫水23.0m、重量トン数402,347DWT）を就航させている。ヴァーレが取り扱うブラジル産鉄鋼石は、主要な消費地である東アジア市場から遠く、ライバルの欧州の資源会社比べ地理的に不利な状況にあるため、スケールメリットにより輸送コストを安定化させることを目的としている。

エプロン 岸壁の陸側にあつて、背後の上屋、野積場などまでのスペース。

海岸管理者 海岸法により指定された海岸保全区域について、海岸行政の主体として管理を行うべき者であり、海岸保全区域の占用の許可行為の制限等の行政処分と、海岸保全施設に関する工事、維持等の行為を行う。海岸管理者は、都道府県知事、市町村長、港湾管理者の長及び漁港管理者の長である。

海岸法 津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、もって国土の保全に資することを目的として、昭和31年5月12日に法律第百一号として制定された。(平成11年5月28日に法律第五四号として大改正され海岸の環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図ることも目的に加えられた。)

海岸保全区域 津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資する必要があると認められる海岸の一定区域。都道府県知事がこれを指定することができるが、指定する区域は、海岸法の目的を達成するために必要な最小限度の区域(原則として陸地においては満潮時の水際線から50m、水面においては干潮時の水際線から50m)とされている。

海岸保全施設 海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜(指定したものに限り)、その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設。

開発保全航路 港湾管理者が管理する港湾区域及び河川法に規定する河川区域以外の水域における船舶の交通を確保するため開発及び保全に関する工事を必要とする航路と港湾法第2条第8項に規定されており、その航路の区域は政令で定められている。

空コンテナ 荷物が詰め込まれていないコンテナ。

ガントリークレーン コンテナ埠頭に設置される貨物の積み卸しを行うためのクレーン。橋桁を走行脚の外側に張り出すことで、貨物の積み卸し範囲を広くできる特徴をもつ。

喫水 船体の水面下に沈んでいる深さ。ドラフトとも呼ばれる。

外貨埠頭公社 国の特殊法人である京浜と阪神の旧外貨埠頭公団が、1982年に解散。その全財産と業務を承継するため設立された財団(港湾管理者全額出資だが、国が監督する財団法人)のこと。旧公団のあった京浜と阪神の計4港のほか、名古屋港でも1993年に設立。なお、東京港埠頭公社は2008年4月1日に、神戸港埠頭公社、大阪港埠頭公社は2011年4月1日に、横浜港埠頭公社は2012年4月1日に株式会社化。他公社も早期の株式会社化を検討中。

カボタージュ 外国船舶による国内沿岸輸送。船舶法第3条により外国船舶による国内輸送は原則として認められていない。

岸壁 船舶を接岸、係留させて、貨物の積み卸し、船客の乗降等の利用に供する施設のこと。港湾法第2条に定められる港湾施設である係留施設の一つ。

業務継続計画(BCP) 地震や風水害、あるいは事故などの不測の事態によって、通常の事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開させ、業務中断による経済損失を極小とするための計画のこと。

係船杭(ドルフィン) 海域に独立して設けられた柱状構造物で、陸岸から離れたところに設けて、係留施設として利用するもの。港湾法第2条に定められる港湾施設である係留施設の一つ。

係船柱（ビット） 係船用の綱をかけるため、埠頭等の上に設ける直柱又は曲柱。

ケーブサイズ パナマ運河を通ることができずアフリカ最南端の喜望峰（CAPE OF GOOD HOPE）をまわる船の経済船型のこと。10万～15万重量トンの大型バラ積み船をさす。

原料炭 製鉄用のコークスや石炭化学工業（炭素繊維を用いた素材等を製造）の原料として用いられる石炭。

公共施設（貨物） 港湾施設において、公共事業でつくられ、公共セクター（港湾管理者、埠頭公社等）が管理・運営する施設。これら公共施設で取り扱われる貨物を公共貨物という。

閘門 水位の異なる河川や運河、水路の間で船を上下させるための装置。固定された閘室（前後を仕切った空間）の水位を変えることができる。

航路 船が港に出入りするために設けられた水路のこと。港湾法第2条に定められる港湾施設である水域施設の一つ。

港湾EDIシステム 港湾関連の申請や届出など行政手続の電子情報処理化を推進するため、国土交通省港湾局、海上保安庁などが港湾管理者と協力して開発した情報通信システム。

港湾運送事業 港湾における船積貨物の積み卸し、はしけ及びいかだによる運送、上屋その他の荷さばき場への搬出入及び一時保管等を他人の需要に応じて行う事業。

港湾管理者 港湾法に基づき、港湾を全体として開発し、保全し、これを公共の利用に供し、管理する公共的責任の主体。地方自治の尊重の観点から、港湾法により港湾管理者となることができるのは港務局（地方公共団体が設立する営利を目的としない公法上の法人）と地方公共団体に限定。

港湾施設 港湾法上の港湾施設とは、港湾区域及び臨港地区内にある水域施設、外郭施設などに限定されている。

港湾の施設の技術上の基準 港湾における安全の確保を図るために、港湾法第56条の2の2に基づき国土交通省令で定められている技術基準。1973年に港湾法の一部改正が行われ、港湾の施設の技術上の基準を制定する条項が追加された。港湾の施設はこの技術上の基準に適合するように建設し、改良し、又は維持しなければならないとされている。

港湾区域 営造物としての港湾を管理運営するために必要最小限度の区域について、国土交通大臣又は都道府県知事が港湾管理者となるべき関係地方公共団体に対して認可した水域であり、港湾管理者が港湾法により管理権を行使する区域のうちの一つ（他は臨港地区及び港湾隣接地域）。

港湾法 交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的として、1950年（昭和25年）5月31日法律第218号として制定。

港湾隣接地域 港湾区域に隣接する陸側の地域において、港湾区域又は港湾施設を良好な状態に維持・保全するための地域。地域内では公共空地の占有や土砂の採取港湾区域に隣接する一定範囲の土地における行為、利用等を規制することによって、港湾の開発、利用及び保全に支障が生じないように措置し、港湾の機能を十分に発揮させるために指定される。

護岸 波浪による陸岸の浸食及び水圧による陸岸の崩壊を防止するための構築物のこと。港湾法第2条に定められる港湾施設である外郭施設の一つ。

国際拠点港湾 国際戦略港湾以外の港湾であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾

国際戦略港湾 長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾。

国際総トン数 船舶の大きさを表す総トン数は、計測方法が各国まちまちであったため、国連の専門機関であるIMCO（政府間海事協議機関；現在のIMO）において、「1969年の船舶のトン数測定に関する国際条約」（1982年7月発効）が制定され、はじめて世界的に統一されることになった。この国際条約によって計測された総トン数を国際総トン数という。しかし、この条約が発効した後、既存船は12年間は現行の総トン数を用い、新造船は国際総トン数を用いることとされている。

56条港湾 港湾管理者が設けられない港湾で、都道府県知事が水域を公告した（だけの）港湾。港湾法第56条を根拠。全国に61港。

コンテナ 貨物、特に雑貨輸送の合理化のために開発された一定の容積をもつ輸送容器。材質は鋼などがあるが、近年はアルミ製が主流。サイズは通常、長さで表示され、10、20、40ft.のものが主流。ただし、最近のコンテナ輸送においては、40ft.を超えるものも用いられている。また、コンテナの幅と高さはそれぞれ8ft.が標準であったが、最近では高さが8ft.を超える背高コンテナが使用されるようになってきている。ISO規格の20ft.コンテナのサイズは、長さ6.06m×高さ2.59m×幅2.44mである。

コンテナ化率 定期貨物量全体に占める定期コンテナ貨物量の割合。

コンテナターミナル コンテナの海上輸送と陸上輸送を結ぶ接点となる港湾施設。主に岸壁とコンテナヤードから構成される。

コンテナフレートステーション (CFS) コンテナターミナルの中にあり、コンテナ1個に満たない小口貨物をコンテナに詰め、またはコンテナから取り出す作業を行う場所。CFSに搬入される貨物およびCFSで荷渡しされる貨物をCFS貨物と呼ぶ。

コンテナヤード 本船に積み卸すコンテナと輸送用のシャーシを受け渡したり保管したりする場所。コンテナターミナルの多くの面積を占める。

シーバース タンカーの係留のように、沖合に栈橋、ドルフィンまたはブイなどの係留施設を設け、陸岸とは海底に敷設したパイプラインにより輸送を行う方法のこと。

自動車航送船 海上運送法（1949年法律第187号）による免許又は許可を受けて、自動車航送を行う船舶をいう。通称、フェリー（フェリー・ボート）と呼ばれる。

シベリアランドブリッジ 日本と欧州、中近東間を、シベリア鉄道により結ぶルートのこと。

シャーシ 自動車の車台のこと。港湾では、特にコンテナを乗せて移動させる台車のことをいう。

シャーシ方式 コンテナヤードにおいて、コンテナを直接置かず、シャーシに載せて置く方式のこと。特殊な荷役機械を必要とせず、荷役による作業の渋滞や運転上の危険がなくなるメリットがある。ただし、コンテナと同数のシャーシを要するために費用がかさむことと、広いヤード面積を確保しなければならない点がデメリットとなる。

重要港湾 国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾。全国に103港。

重量トン数 dead weight tonnage (DWT) 船舶が積載できる貨物の重量を示すトン数で、載貨重量トンとも呼ばれる。貨物船の大きさを示すのに用いられる。

純トン数 net tonnage (NT) 総トン数から機関室、船員常用室、バラストタンクなどの船舶の運航に直接供せられる区画を除いたトン数。わが国ではトン税、係船料などの税金や手数料の算出に用いられている。

新技術情報提供システム (NETIS) 「公共工事等における技術活用システム」によって蓄積された技術情報のデータベース。「公共工事等における技術活用システム」は、民間等からの新技術情報の収集、事前評価、試行、事後評価、さらに有用な新技術の公共工事への活用を一貫して行うしくみ。

シングルウィンドウ 一回の入力・送信で必要な全手続を可能とするもの。輸出入・港湾関連手続については、2003年7月に税関、港湾、動植物検疫の手続など関係6省庁7システムを接続し、1回の入力・送信で必要な全ての手続実施を可能としたシングルウィンドウ化を実現。さらに利用者コード、申請画面及び入力方法の統一や相談など各種窓口の一本化を実現した新たなシングルウィンドウ（府省共通ポータル）を2008年10月に実現。

スエズ運河 1869年に開通した水平式海洋運河。全長162.5km、幅160～200m、水深14.5m。

スエズマックス スエズ運河を満載状態で通行しうる最大船型。通行可能な最大船型は、満載状態で約14万～15万重量トンである。

ストラドルキャリア コンテナヤード内でコンテナを多段に積み重ねたり、シャーシへの積み卸しを行う移動式荷役機械。

静穏度 港内における航路、泊地の静穏の度合いのこと。風、潮流等様々な要因によって変化し、船舶の操船・停泊・係留の安全性を判断する指標。

セミコンテナ船 コンテナのみを輸送するがセルガイドを有していない船舶、又はコンテナ貨物とそれ以外の貨物を輸送する船舶。

専用施設（貨物） 港湾施設において、専ら特定企業の活動に資する施設であり、これら専用施設で取り扱われた貨物が専用貨物。

総トン数 gross tonnage (GT) 船舶の大きさを、その船舶の容積で表す場合に用いる。旅客船や貨客船の大きさを示すのに用いられる。

耐震強化岸壁（耐震バース） 大規模な地震が発生した場合に、被災直後の緊急物資及び避難者の海上輸送を確保するために、特定の港湾において、通常のものより耐震性を強化して建設される岸壁をいう。

地方港湾 国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾。全国に810港。

長周期波 長周期波とは、周期の長い（数十秒～数分）海面変動のことで、特に周期が30秒以上の長周期波については、これが港湾内に進入すると、港湾の形状や岸壁の位置によって、荷役のために係留している船舶が大きく動揺し、荷役障害や係留索の切断、防舷材ならびに船体の損傷などの事故が引き起こされることがある。

鉄道連絡船 北海道、西日本及び四国旅客鉄道株式会社の経営のものをいう。青森－函館の青函連絡船及び宇野－高松の宇高連絡船の就航が廃止となり、1989年より、広島県の宮島口－宮島（厳島港）でのみ就航している。

特別とん税 特別とん税法（昭和32年3月31日法律第38号）に基づき、外国貿易船の開港への入港に対し純トン数に応じて課される国税。国が徴収するが地方譲与税として地方自治体に全額譲与され、使途に制限はない。税率は以下の通り。

①開港への入港毎に納付する場合、純トン数1トンまで毎に20円。

②開港毎に1年分を一時に納付する場合、純トン数1トンまで毎に60円。

ドライバルク バルクのうち穀物、鉄鉱石、石炭等のバラ積み乾貨物。

トランシップ 積荷港から荷卸港まで、同一船舶で運送されずに、途中港で積み替えられること。A国から積み出された貨物が、B国の港湾で他船に積み替えられてC国へ運送される場合、この貨物をトランシップ貨物又は外貿フィーダー貨物という。

トランスファクレーン コンテナヤード内でコンテナを多段に積み重ねたり、シャーシへの積み卸しを行う橋型クレーン。

トランパー 不定期船。特定の航路を定めずに、貨物の有無により不定期に運航される船舶のこと。これにより運送される貨物をトランパー（不定期）貨物という。

トンキロ 貨物輸送量を表す単位。例えば、1tの貨物を1km運んだ場合は「1トンキロ」と表す。

とん税 とん税法（昭和32年3月31日法律第37号）に基づき、外国貿易船の開港への入港に対し純トン数に応じて課される国税。税率は以下の通り。

①開港への入港毎に納付する場合、純トン数1トンまで毎に16円。

②開港毎に1年分を一時に納付する場合、純トン数1トンまで毎に48円。

荷役機械 荷物の搬送、積み付け、仕分けなど物流の結節点で発生する作業に使用する機械の総称。港湾における荷役機械には貨物の荷姿に応じて様々な形式があるが、主なものに石炭や鉄鉱石あるいは穀物などのばら貨物を船舶から陸揚げするアンローダと、コンテナ貨物の荷役を行うガントリークレーンがある。

ノックダウン 部品をコンテナで輸出し、現地で組み立てて販売する方式。

バース 港内で荷役、旅客の乗降などを行うための岸壁、棧橋、ブイ及びドルフィン等施設の船舶係留場所のこと。「船席」ともいう。

背後地（ヒンターランド） その港湾で取り扱う貨物の大部分の発生源、到着地となっている地域のこと。

排水トン数 displacement tonnage 船舶による排水容積に海水の比重を乗じた船舶の大きさを表す単位の一つ。積載可能量を考慮する必要性が乏しい軍艦等の大きさを示すのに用いられる。

泊地 港湾内で船舶が安全に停泊することのできる水面のこと。港湾法第2条に定められる港湾施設である水域施設の一つ。

はしけ（バージ） 停泊中の船と陸地との間や、離れた2地点間を往復して人や荷物を運ぶためなどに使われる荷船のこと。自分で航行する能力はなく、押し船や曳き船とともに航行する。

パナマ運河 1914年に竣工した開門式運河。全長65km、開室は長さ335m、幅33.5m。

パナマックス パナマ運河を通行し得る最大船型をいう。パナマ運河の場合、通行可能な船の最大幅は32.21mなので、型幅としては32.2mをとるのが普通であり、この船幅をとった船型がパナマックスと呼称される。この船型の場合、計画満載喫水は一般的に12m前後であり、6万～7万重量トン程度となる。

バラスト 船の水深（喫水）や、横方向・前後方向の傾きを調整するために船内に搭載する液体または固体のこと。主に海水が用いられる。

バラ積み船 石炭、鉄鉱石、穀物などの大量な原材料を、大きな船倉に入れて運ぶ船。バルカーともいう。バラ積み船の大きさは、ケーブサイズ（15万重量トンクラス）、パナマックス（6～7万重量トンクラス）、ハンディサイズ（2～4万重量トンクラス）などにわけられる。

バルク 穀物、鉄鉱石、石炭、油類、木材などのように、包装されずにそのまま船積みされる貨物のこと。

ハンディマックス 中型の4万～5万載貨重量トン、これ以下はスモールハンディと呼ばれる。

バンニング コンテナ内に貨物を詰め込む作業のこと。逆はデバンニングと呼ばれる。

避難港 暴風雨に際し小型船舶が避難のため停泊することを主たる目的とする港湾。政令政令上は36港であり、港湾管理者の有無で見ると35港。全て地方港湾である。

フィーダーサービス コンテナ船は輸送効率を高めるために、特定の主要港湾のみに寄港し、主要港湾以外で発生する貨物については、主要港湾で積替輸送を行っている。この場合の、主要港湾と寄港しない港湾との間の内航船、自動車、鉄道などによるコンテナ貨物の支線輸送をさす。

フォワーダー 荷主から貨物を預かり、船舶、航空、鉄道等による運送事業者を利用し、輸送を引き受ける貨物利用運送事業者のことで、一般的には国際輸送を取り扱う業者のこと。

複合一貫輸送 特定の貨物が船舶、鉄道、自動車、航空機など種類の異なる2つ以上の輸送手段により相次いで運送される場合を複合輸送あるいは複合運送（combined transport）というが、この場合において、荷送人の戸口で貨物が詰められ、かつ封印された貨物を輸送の中継地で一度も開封することなく荷受人の戸口まで単一の運送人の一元的な責任管理のもとに届けることをさす。コンテナの普及により普遍化した。

フリートレードゾーン（FTZ） 自由貿易地域又は指定保税地域と呼ばれる。一般的、統一的に明確な定義がないが、世界の各地域にあり、その地域の関税制度により、自由港（香港・シンガポール等）、輸出自由地域（韓国・台湾等）、外国貿易地帯（米国）及び自由辺境地域という一般講学上で分類され、これらはそれぞれの国や地域経済に重要な役割を果たしている。わが国では、1987年12月9日に沖縄県那覇市の一部が「自由貿易地域那覇地区」として沖縄開発庁長官より指定を受けた。

フルコンテナ船 コンテナのみを輸送する目的で専用のセルガイドを有する船舶。

フレートトン freight ton (FT) 港湾取扱貨物量の単位のこと。容積で1.133m³か、重量で1,000kgを1フレートトンとして、どちらか大きい方で計算される。

ブルーカーボン 海洋で生息する生物によって捕捉・吸収される炭素のこと。森林など陸上生物によって吸収される炭素「グリーンカーボン」に対し、海洋生態系による炭素吸収の重要性を世界に広くアピールすることを目的に、2009年の国連環境計画（UNEP）報告書「Blue Carbon」の中で新たに命名された。

プレジャーボート スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート及びその他の船舶。

防舷材 船の舷側の接触衝撃を防ぐために、岸壁などに取り付けられるもの。通常の岸壁ではゴム製のものが使用される。

防波堤 波浪から港内を保護し、港内の静穏を保ち荷役の円滑化、船舶の航行、停泊の安全及び港内施設の保安を図るため設ける施設のこと。港湾法第2条に定められる港湾施設である外郭施設の一つ。

ボートパーク 放置艇の大部分を占める小型モーターボートを主たる対象に必要な最小限の施設や機能を備えた簡易な係留・保管施設。運河、水路等の既存の静穏水域を活用して整備される。

北極海航路 北極海航路は大きく2つあり、欧州からロシア沿岸に沿ってベーリング海峡に至る「北東航路」と、北極海の北米大陸側を通る「北西航路」がある。日本にとって「北東航路」は、これまでの欧州とを結ぶ「南回り航路」（マラッカ海峡及びスエズ運河経由）の6割程度の航行距離であり、商業航路としての経済効果が大きいと想定されている。

ホットデリバリーサービス 定曜日・定時でスケジュールを固定し、通関業務なども最優先で行い、本船荷役開始後2～3時間で貨物の引渡しを可能にするサービスのこと。

マーシャリングヤード コンテナヤードの一部で、コンテナ船に直接積み込むコンテナを荷役順序により配列したり、コンテナ船から卸されたコンテナを受け入れる場所。コンテナヤード面積のかなりの割合を占める。

マラッカマックス マラッカ海峡通過するための最大喫水20.5mを満足し、最大の積載容量を確保するために開発された船型で、概ね31万重量トン程度まで積載可能なもの。

マリナー プレジャーボートの利便に供することを目的とする港湾のこと。プレジャーボートの係留、保管、その他のサービスを提供する。

実入コンテナ 荷物が詰め込まれているコンテナ。

水先 船舶が港湾へ入出するときや、内水域あるいは沿岸を航行するとき、船長に代り又は補佐して船を安全に運航し誘導する者をいう。パイロットが業務を行う海域を水先区といい、海上交通の混雑する港や水域では、一定の大きさ以上の船舶は、パイロットを乗船させなければ運航できない。このような水先区を強制水先区という。

民間都市開発の推進に関する特別措置法 民間事業者によって行われる都市開発事業を推進することにより、良好な市街地の形成と都市機能の維持及び増進を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、1987年に制定された。

メガターミナルオペレーター スーパー中核港湾コンテナターミナルの一体的な運営を行うため、港湾運送事業者間、船社間の調整を行う民間事業者。横浜港、名古屋港、四日市港、大阪港及び神戸港に各1社ずつ設立。

メトリックトン metric ton (MT) 1,000kgを1メトリックトンとするSI併用単位 (SIと併用されるがSIに属さない単位)。一般的にはトン (t) で標記される。

モーダルシフト 輸送のモード (方式) を転換すること。具体的にはトラックによる貨物輸送を船または鉄道に切り換えようとする国土交通省の物流政策。トラック運転手の不足や過度のトラック輸送がもたらす交通渋滞、大気汚染を解消するため、特に大量一括輸送が可能となる幹線輸送部分を内航海運やJR貨物による輸送に転換すること。

輸入促進地域 (FAZ) 外国貿易港湾や国際空港及びその周辺地域に輸入品の荷捌き・保管施設展示場、情報センター、卸売り施設などの輸入インフラを集積する地域で、地域活性化の狙いも持つ。「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」に基づいて地域指定される。第3セクター等が事業の中心となり、産業基盤整備基金によるこの第3セクター等への出資のほか、日本開発銀行を通じての融資等も行う。1992年度に、はじめて7地域が指定された。(平成18年廃止)

ユニットロード 船舶や自動車、鉄道などの貨物積載方法および積載状態 (積載量) による経済性・効率性を高め、このことが貨物輸送全体の効率化を図ることとなるよう、雑貨などの物品を1つにまとめた貨物。代表例として、コンテナやパレットおよびシャーシを用いた貨物輸送がある。ユニットロードの効果としては、機械荷役を可能とすることによる荷役効率や輸送機関の運用効率の向上が図られること、物品の破損、紛失の防止、包装費の節約などがあげられる。ユニットロードに対応する船舶輸送としては、フェリーボート、コンテナ船およびRORO船によるものが代表的である。

ライナー 定期船。特定の航路に定期的に運航される船舶のこと。これにより運送される貨物をライナー (定期) 貨物という。

リードタイム 船舶の着岸からコンテナターミナルから貨物の引き取りが可能となるまでの時間。スーパー中枢港湾において、2006年は約2.1日、現在は平日のみの取り扱いでみれば約1.1日まで短縮されている。

リーファーコンテナ 生鮮食品など、冷蔵・冷凍の低温輸送を行うために冷却装置を内蔵したコンテナのこと。

リキッドバルク バルクのうち石油類、化学薬品など液体バラ積み貨物。

臨港地区 港湾区域と一体として機能すべき陸域として、住宅・店舗等や工場の建設などについて港湾管理者が規制を行うことのできる地域。都市計画法の規定により臨港地区として定められた地区又は港湾法の規定により港湾管理者が定めた地区をいう。

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 改正 SOLAS 条約の我が国国内での実施を担保するために制定した法律。「国際航海船舶及び国際港湾施設についてその所有者等が講ずべき保安の確保のために必要な措置を定めることにより国際航海船舶及び国際港湾施設に対して行われるおそれがある危害行為の防止等を図り、もって人の生命及び身体並びに財産の保護に資すること」を目的に、2004年4月14日、法律第31号として制定。

AEO制度 Authorized Economic Operator (認定事業者制度) 民間企業と税関のパートナーシップを通じて、国際物流におけるセキュリティ確保と物流効率化を両立させる制度のこと。優れた貨物管理体制を有する事業者を関係当局が認定し、通関手続等で優遇。国家間の相互承認制度もある。

AIS Automatic Identification System 船舶の識別符号、種類、位置、進路、速力、航行状態及びその他の安全に関する情報を自動的に送受信し、船舶相互間及び船舶と陸上の航行援助施設等との間で情報の交換を行うシステムのこと。

B/L Bill of Lading 港湾における取扱貨物の船積の際に、貨物引き受けの証明として船会社や海運業者などが発行する船荷証券であり、重要な船積書類のひとつ。

CBC Car Bulk Carrier 自動車兼搬積船。自動車運搬船の中で自動車のほか、鞍物などのばら積貨物の両方を積載する船舶のこと。

CGC Car General Cargo 混載自動車専用船。自動車運搬船の中で自動車のほか、一般貨物をロールオンロールオフ荷役する船舶のこと。

CIF cost, insurance and freight 貿易条件の一つで、「運賃・保険料込み条件」のこと。この場合、商品を出荷してから輸入港で荷揚げするまでの費用を売主が負担し、それ以降の費用を買主が負担する取引となる。商品を出荷してから輸入港で荷揚げするまでにかかる代金をCIF価格という。FOB価格に、輸入港までの海上運賃と船荷保険料を上乗せした金額がCIF価格となる。

CIQ 税関 (Customs)、出入国管理 (Immigration)、検疫 (Quarantine) の略で、人や貨物の国際的な移動の際に必要な手続及びその施設を指す。日本の主要な港湾・空港のほとんどでCIQ体制が整備。税関は財務省、出入国管理は法務省、検疫は農林水産省 (植物検疫) と厚生労働省 (動物検疫) が所管。

FAL条約 Convention on Facilitation of International Maritime Traffic.1965 (1965年の国際海運の簡素化に関する条約) 1965年にIMO (国際海事機構) で採択され、1967年に発効。海運をより円滑なものとするため、外航船舶の入出港、税関、入管、検疫等の諸手続及び必要書類の簡素化を図ることを目的としている。日本は2005年に締結した。

FCL full container load コンテナ1個分を満たした貨物。

FEU forty-foot equivalent units 40ft. 換算のコンテナ取扱個数の単位。

FOB free on board 貿易条件の一つで、「本船渡し条件」のこと。この場合、商品を出荷してから船に積み込むまでの費用を売主が負担し、それ以降の費用を買主が負担する取引となる。商品を出荷してから船に積み込むまでの各種手続き・作業の代金をFOB価格という。

ISPSコード International Ships and Port Facility Security Code (船舶及び港湾施設の保安のための国際コード) SOLAS条約の保安部分 (附属書 XI-2章) の添付文書で、保安確保のための要件を規定。パートAとパートBに分かれ、パートAは強制要件、パートBは勧告要件となっている。

LCL less than container load コンテナ1個分を満たすには足りない小口貨物。

LOLO船 lift on lift off ship クレーンを使って貨物を積み卸し (垂直荷役方式) する船舶。コンテナ船が代表的。この場合、クレーンは岸壁に設置されたものと船舶自体に備え付けられたもの (デリッククレーン) がある。

NVOCC Non-Vessel Operating Common Carrier フォワーダーのうち海上輸送を得意とする業者で、自らは国際輸送手段を持たないが、貨物の引き受けから引き渡しまでの一貫輸送 (国際複合輸送) を行う非船舶運航業者のこと。

PCC Pure Car Carrier 自動車専用船。自動車運搬船の中で、自動車のみを輸送する船舶のこと。

PFI Private Finance Initiative (民間資金活用事業) 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して行う手法。

RORO船 roll on roll off ship 貨物をトラックやフォークリフトで積み卸す (水平荷役方式) ために、船尾や船側にゲートを有する船舶。

Sea-NACCS Sea-Nippon Automated Cargo Clearance System 海上貨物通関情報処理システム。1991年10月、海上貨物に係る輸出入通関業務等の税関手続きをオンラインで処理するために稼働を開始した電算処理システム。

SOLAS 条約 International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974 (海上人命安全条約) 海上における人命の安全を守ることを目的とし、船舶の構造、設備などの技術的要件や、検査の実施等について定めている。本来船舶にかかる安全事項を担保するものであるが、2001年9月11日の米国同時多発テロ事件を受け、海事分野において安全強化を図る目的で改正され、港湾施設の保安も規定されることとなった。改正部分は2004年7月に発効。

TEU twenty-foot equivalent units 20ft. (コンテナの長さ) 換算のコンテナ取扱個数の単位。20ft. コンテナ1個を1TEUとして計算。

8. 港湾関係年表・組織図・関係機関一覧

(1) 港湾関係重要事項年表

明治元年	1月	三職制による内政機構の確立
	2	7 民部省土木司が土木行政を統一所掌
	4	7 土木行政を工務省に移管
		10 土木行政を大蔵省に移管
		12 「道路・橋梁・河川・港湾等通行銭徴収の件」(太政官布告) 制定
	5	9 大蔵省直属の建設局を土木寮へ移管
	6	11 内務省設置(土木、駅通に関する事務が大蔵省から移管)
	10	1 土木寮を土木局と改称
	18	12 内閣制度発足、通信省新設
	19	7 土木監督署設置(全国を6区に分轄)
	23	10 「公有水面埋立及使用免許取扱方」(内務省訓令) 達
	30	3 保税倉庫法制定
		4 「国庫ヨリ補助スル公共団体ノ事業ニ関スル件」制定
		7 「開港港則」制定
	32	6 海事局官制制定(地方海事機構4か所設置)
	33	6 港湾調査会規則制定(第1次)
	40	3 保税倉庫法改正
		6 港湾調査会規則制定、港湾調査会設置(第2次)
	44	3 「府県災害土木費国庫補助ニ関スル件」制定
大正7年	10月	「港湾運営ヲ内務省ニ於テ統一施行スルノ件」(閣議決定)
	8	内務省土木局に港湾課設置
	10	4 公有水面埋立法制定
	14	11 臨時港湾調査会設置
昭和2年	4月	開港港則施行規則(省令)制定
	2	11 「重要港湾選定ノ件」(内務省告示)
	8	8 内務大臣の諮問機関として土木会議官制制定
	10	10 倉庫業法施行
	16	9 港湾運送事業等統制令制定
		12 海務院設置(通信省の外局)
	18	11 運輸通信省設置(港湾行政の一元化)
		港湾建設部設置
	19	2 運輸省設置

昭和21年	5	鉄道技術研究所に港湾研究室設置
	9	港湾運送統制令廃止
22	1	港湾委員会官制制定
23	5	海上保安庁創設
24	6	国家行政組織法、運輸省設置法の施行、運輸省組織令により、港湾局に管理、港政、倉庫、計画、建設、技術研究、港湾資材の7課を置く。地方支分部局としては、港湾建設部を置く
25	4	港湾資材課を機材課とし、技術研究課を廃する
	5	港湾法公布、港湾管理者制度確立
26	3	北海道開発のためにする港湾工事に関する法律公布 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法公布
	5	港湾運送事業法公布
	7	北海道開発局設置
27	8	港湾建設局設置（第一―第四）
28	8	港湾整備促進法公布 港湾整備審議会設置 横浜港高島3号埠頭建設着工 神戸港摩耶埠頭建設着工
30	7	運輸省設置法改正 港湾審議会設置
31	4	港政課を廃止し、港政管理官及び同附を置く
	5	海岸法公布
	6	倉庫業法公布
		全国的に波浪観測網を採用
34	3	特定港湾施設整備特別措置法の公布及び特別港湾施設整備特別会計設置
	9	伊勢湾台風来襲 港政課を再び設置
35	4	防災課及び調査設計室設置（後の港湾技術研究所）
	5	港湾福利厚生施設分担金制度の創設
36	3	港湾整備緊急措置法公布及び港湾整備特別会計設置
	4	港湾法改正 伊勢湾港湾建設部設置
	5	参事官、技術参事官設置
	11	災害対策基本法公布
37	2	第1次港湾整備五箇年計画閣議決定
	4	港湾技術研究所設置
	9	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律公布

昭和38年	4	臨海工業地帯課設置 堀込港湾鹿島港建設着工
	39	6 第五港湾建設局設置
		7 江の島ヨットハーバー開港
	40	8 第2次港湾整備五箇年計画閣議決定
	41	6 港湾運送事業法改正 神戸港ポートアイランド建設着工
	42	4 海水油濁防止施設整備事業に対する補助制度発足
		8 外貿埠頭公団法公布
		10 京浜外貿埠頭公団及び阪神外貿埠頭公団設置
	43	6 港湾整備緊急措置法改正
	44	3 第3次港湾整備五箇年計画閣議決定
		8 コンテナ埠頭 大阪港で供用開始
	45	12 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（海防法） 公布
	46	3 海岸事業五箇年計画閣議決定
		5 港湾整備緊急措置法改正
	47	3 第4次港湾整備五箇年計画閣議決定
		4 レクリエーション港湾整備事業開始 港湾公害防止事業に対する補助制度発足
		5 沖縄総合事務局設置 機材課に公害対策室設置
	48	4 港湾環境整備事業に対する補助制度発足 海岸環境整備事業に対する補助制度発足
		7 臨海工業地帯課を開発課に改称 港湾法一部改正（環境保全、計画の基本方針、開発 保全航路、環境整備負担金等）
	49	1 生活関連物質の不足により、営業倉庫の立入調査実施
		4 直轄海洋環境整備事業の実施
		7 「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開 発に関する基本方針」を策定
	51	2 第5次港湾整備五箇年計画閣議了解
		3 第2次海岸事業五箇年計画閣議了解
		5 機材課公害対策室を環境整備課に改組
		6 港湾整備緊急措置法改正
		10 第5次港湾整備五箇年計画閣議決定
		12 東京、川崎、横浜、名古屋、大阪、神戸、下関、千葉 各港の入港料認可

昭和52年	1	東京、川崎、横浜、名古屋、大阪、神戸各港で入港料徴収開始
	2	第2次海岸事業五箇年計画閣議決定
53	10	「港湾の施設の技術上の基準を定める省令について」を港湾局長より通達
54	4	港湾局参事官を大臣官房審議官とし、港湾局に併任
55	4	建設課に国際協力室設置 東京港他11港の入港料改定認可
56	2	第3次海岸事業五箇年計画閣議了解
	3	第6次港湾整備五箇年計画閣議了解
	4	防災課に災害対策室設置 姫路入港料改定認可 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律公布
	5	港湾整備緊急措置法改正
	6	広域臨海環境整備センター法公布
	11	第6次港湾整備五箇年計画閣議決定 第3次海岸事業五箇年計画閣議決定
57	3	京浜外貿埠頭公団及び阪神外貿埠頭公団解散
	4	管理課に職員管理室設置 東京港他9港の入港料改定認可
58	4	環境整備課に廃棄物対策室設置 千葉港、四日市港に入港料改定認可
	5	日本海中部地震（秋田港の機能麻痺）
	9	国家石油備蓄基地（むつ小川原港）オイルイン1号
	11	横浜港MM21用地造成に着手
59	1	東京国際空港沖合展開工事に着工
	2	関西国際空港株式会社法公布施行（10月1日会社設立）
	7	港政課、倉庫課を貨物流通局へ移管 機材課を廃止し、技術課を設置
	8	閣議了解「環境影響評価の実施について」
60	4	港湾整備の長期政策「21世紀への港湾」策定
61	4	新潟港西岸面的防護工法による浸食対策工事に着工
	5	港湾整備緊急措置法改正 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（民活法）公布
	11	第7次港湾整備五箇年計画閣議決定 第4次海岸事業五箇年計画閣議決定
62	1	関西国際空港着工

昭和62年	6	民間都市開発の推進に関する特別措置法（民都法）公布 民法改正 総合保養地域整備法公布
	9	日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による 社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のため の関係法律の整備に関する法律公布 （港湾法、北海道開発のためにする港湾工事に関する 法律、広域臨海環境整備センター法、海岸法改正）
	11	大阪湾フェニックス事業（大規模廃棄物処理場造成 事業）着工
	12	「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開 発に関する基本方針」を改正
	63	4 開発課に海洋利用開発室設置 6 多極分散型国土形成促進法制定 9 管理課に民間活力推進室設置 10 「港湾の施設の技術上の基準を定める省令について（港 湾局長通達）」を改正
平成元年	4	日本籍豪華外航客船「おせあにつく・ぐれいす」、 「ふじ丸」就航（本格的な外航クルーズ時代の幕開 け）
	5	建設課国際協力室を建設課国際業務室に改組
	6	山下新日本汽船とジャパンライン合併、ナビックス ライン誕生
	7	常陸那珂港着工
	2	4 港湾整備の長期政策見直し『豊かなウォーターフロ ントをめざして—「21世紀への港湾」フォローアッ プ』を策定 6 環境整備課廃棄物対策室を環境整備課海域環境対策 室に改組 7 天保山ハーバービレッジ開業 優良マリナー認定制度創設 横浜港南本牧埠頭着工
	8	長期海岸政策「豊かな海辺づくりのために—21世紀へ の海岸—」を策定
	3	6 運輸政策審議会答申「21世紀を展望した90年代の交 通の基本方向について」 ベイサイドプレイス博多埠頭開業
	10	北米定期航路3社（NYK・MO・KL）体制に移行

平成3年	11	第8次港湾整備五箇年計画閣議決定
		第5次海岸事業五箇年計画閣議決定
4	3	輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（FAZ法）公布
	4	防災課を海岸・防災課に改組
		海岸・防災課に海岸企画官設置
	6	「人と地球にやさしい港湾の技術をめざして— 港湾の技術開発の長期政策—」を策定
	12	大阪湾臨海地域開発整備法制定
5	1	釧路沖地震（釧路港の機能停止）
	4	計画課に企画調査室設置
	9	北海道南西沖地震（奥尻島に大津波襲来）
	11	環境基本法制定
6	3	「新たな港湾環境政策— 環境と共生する港湾（エコポート）をめざして—」を策定
	9	関西国際空港開港
	10	北海道東方沖地震（根室・霧多布港で液状化被害）
7	1	兵庫県南部地震（神戸港壊滅的な被害を受ける）
	3	阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律公布
	4	「豊かな海辺の創造— 海岸長期ビジョン—」を策定
	6	地震防災対策特別措置法公布
		長期港湾政策「大交流時代を支える港湾」を策定
	11	民活法、FAZ法改正
8	4	神戸港においてわが国初の水深15メートルコンテナバース2バース供用開始
	11	「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」を改正
	12	第9次港湾整備五箇年計画閣議決定
		第6次海岸事業五箇年計画閣議決定
		「港湾における大規模地震対策施設整備の基本方針」を策定
9	1	ロシア船籍「ナホトカ号」海難、流出油災害発生
	4	総合物流施策大綱閣議決定
		神戸港震災復旧工事竣工
	6	環境影響評価法制定
	9	港湾運送に関してFMCによる一方的制裁措置の発動
	12	第9次港湾整備五箇年計画の七箇年計画への改訂の

		閣議決定
平成10年	1	第6次海岸事業五箇年計画の七箇年計画への改訂の閣議決定
	3	港湾審議会答申「今後のコンテナターミナルの整備及び管理 運営のあり方について」
	5	中部国際空港株式会社設立
		海防法改正
11	3	「港湾の施設の技術上の基準を定める省令について(港湾局長通達)」廃止
	4	「港湾の施設の技術上の基準を定める省令」改正
	5	「港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示」制定
	5	海岸法改正
	6	運輸政策審議会答申「港湾運送事業の規制緩和について」
	7	中央省庁等改革関連17法律公布
		地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(地方分権一括法)公布
	10	港湾EDIシステムの稼働開始
	11	民間資金の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律制定(PFI法)
	12	港湾審議会答申「経済・社会の変化に対応した港湾の整備・管理のあり方について」
		港湾審議会管理部会より「経済・社会の変化に対応した港湾の整備・管理のあり方について」を答申
12	3	港湾法改正
	5	特定地域振興重要港湾の創設(館山港等13港指定)
		海岸保全基本方針を策定
	11	大型浚渫兼油回収船「海翔丸」竣工
	12	新世紀港湾ビジョン「暮らしを海と世界に結ぶみなのビジョン—国と地域のパートナーシップによるみなのづくり—」を策定
		「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」を改正
13	1	国土交通省誕生
		港湾建設局(5局)から地方整備局(8局)に再編
		港湾局環境整備課と技術課を統合し環境・技術課に改組
	3	大阪港夢洲トンネル北港テクノポート線起工

- 平成13年 4 横浜港南本牧コンテナ埠頭（-16m）供用開始
国土交通省港湾技術研究所が国土技術政策総合研究所と独立行政法人港湾空港技術研究所に再編
- 5 港湾の技術開発の長期政策「新世紀を拓く港湾の技術ビジョン—暮らし、海、世界、そして技術」を策定
- 7 新総合物流施策大綱閣議決定
- 14 3 那覇港管理組合発足
沖縄振興特別措置法制定
- 4 都市再生特別措置法制定
- 5 北九州港等5港を第1次リサイクルポートに指定
大型浚渫兼油回収船「白山」完成
新潟みなとトンネル開通
- 8 大型浚渫兼油回収船「白山」竣工（「清龍」、「海翔」と3隻体制の確立）
- 10 交通政策審議会より「経済社会の変化に対応し、国際競争力の強化、産業の再生、循環型社会の構築などを通じてより良い暮らしを実現する港湾政策のあり方」について答申
- 11 第1回北東アジア港湾局長会議開催
- 12 構造改革特別区域法制定
横浜港大さん橋国際客船ターミナル供用開始
- 15 3 港湾整備緊急措置法の廃止
社会資本整備重点計画法の公布
- 4 港湾工事事務所から港湾事務所に、港湾空港工事事務所から港湾・空港整備事務所に、航路工事事務所から航路事務所に改名
環境・技術課に港湾情報化推進室を設置
酒田港等13港を第2次リサイクルポートに指定
- 5 港湾法改正（港湾EDIシステム関連）
都市再生特別措置法一部改正（臨海部低未利用地における港湾施設の利用転換）
- 7 輸出入港湾関連手続きのシングルウィンドウ化の開始
- 10 社会資本整備重点計画閣議決定
- 12 北九州港ひびきPFI事業に係わる基本協定をシンガポールPSAと締結
- 16 4 国際船舶・港湾保安法制定
- 7 改正SOLAS条約の発効

- 平成16年 7 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行
 全国の港湾で、改正SOLAS条約対応の港湾保安対策実施
 スーパー中枢港湾の指定（京浜港、伊勢湾（名古屋港、四日市港）、阪神港）
- 10 「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」を改正
- 17 3 交通政策審議会より「今後の港湾環境政策の基本的な方向について」を答申
 大型浚渫兼油回収船「清龍丸」竣工
- 4 津波危機管理緊急対策事業制度の創設
- 5 港湾法、港湾運送事業法、港則法一部改正（港湾活性化法。港湾運営効率強化による国際競争力向上、規制の見直しによる利便性の向上ほか）
- 7 京浜港、名古屋港及び四日市港、大阪港及び神戸港を指定特定重要港湾に指定
 管理課を総務課に改組
 港湾局に港湾経済課を設置
- 11 総合物流施策大綱（2005-2009）閣議決定
- 18 4 開発課を振興課に改組
 総務課に危機管理室を設置
 民間活力推進室を民間連携推進室に改組
 津波・高潮危機管理緊急対策事業制度の創設
- 5 港湾法一部改正（海上物流基盤強化法。行政財産貸付制度創設、外貿埠頭公社の民営化ほか）
 FAZ法・民活法の廃止
- 12 舞鶴港等3港を第3次リサイクルポートに指定
- 19 3 港湾整備特別会計法の廃止
 特別会計に関する法律の公布
- 4 「港湾の施設の技術上の基準を定める省令」改正
 「港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示」改正
 「技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示」制定
 「技術基準対象施設の施工に関し必要な事項を定める告示」制定
 海洋基本法制定
 みなと振興交付金制度の創設

- 平成19年 4 海岸耐震対策緊急事業制度の創設
建設課と環境・技術課を技術企画課と国際・環境課に再編
環境・技術課環境整備計画室を技術企画課技術監理室に改組
- 5 港湾法一部改正（廃棄物埋立護岸等の国庫負担率、補助率かさ上げ）
- 7 海洋基本法 施行
- 12 大阪湾諸港の一開港化（港則法施行令等の改正）
- 20 3 川崎港東扇島基幹的広域防災拠点の整備完了
- 4 東京港埠頭株式会社の指定
海岸堤防等老朽化対策緊急事業の創設
海岸環境整備事業制度の拡充
交通政策審議会より「我が国産業の国際競争力強化等を図るための今後の港湾政策のあり方」を答申
- 5 電子情報処理組織による税関手続きの特例等に関する法律の一部を改正する法律を制定
- 6 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令の一部改正（港湾広域防災施設を対象施設に追加）
港湾法一部改正（国土交通大臣による港湾広域防災施設の管理ほか）
- 12 「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」を改正
- 21 3 交通政策審議会より「地球温暖化に起因する気候変動に対する港湾政策のあり方」を答申
- 4 津波・高潮危機管理対策緊急事業の拡充
技術企画課に港湾保全企画室を設置
国際・環境課に港湾環境政策室を設置
- 22 3 「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第五十四条第二項に掲げる措置の細目を定める告示」制度
- 5 「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の概要」（低潮線保全法）制定
- 6 低潮線保全法 施行
- 8 国際コンテナ戦略港湾の選定
- 23 1 境港を第4次リサイクルポートに指定
- 4 港湾法一部改正（港湾の種類追加ほか）

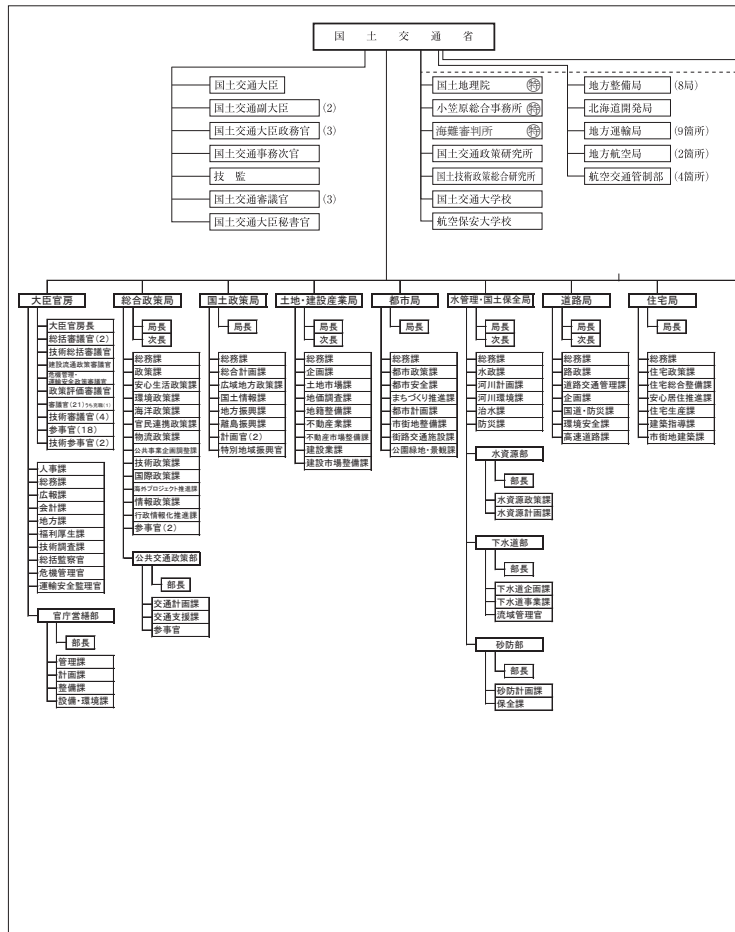
- 平成23年 4 港湾法一部改正（改正港湾法。港湾の種類の見直し関係規定）施行
環境影響評価法改正（電子縦覧の義務化、評価項目等の選定段階における環境大臣の関与、配慮書手続・報告書手続の創設ほか）
大阪港埠頭株式会社及び神戸港埠頭株式会社の指定
港湾経済課に港湾物流戦略室を設置
- 5 国際バルク戦略港湾の選定
- 6 港湾区域等に風力発電施設を設置する場合の占用等の許可基準等の参考指針の策定
海岸保全区域等における風力発電施設設置許可に関する運用指針の策定
- 9 「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」を改正
改正港湾法（基本方針関係規定）施行
- 11 日本海側拠点港の選定
- 12 改正港湾法（港湾運営会社関係規定）施行
- 24 4 横浜港埠頭株式会社の指定
振興課と国際・環境課を産業港湾課と海洋・環境課に再編
振興課海洋利用開発室を海洋・環境課海洋利用開発室に改組
国際・環境課国際企画室を産業港湾課国際企画室に改組
総務課危機管理室を海岸・防災課危機管理室に改組
産業港湾課に産業連携企画室を設置
環境影響評価法一部施行（電子縦覧の義務化、評価項目等の選定段階における環境大臣の関与ほか）
- 6 交通政策審議会 港湾分科会 防災部会より「港湾における地震・津波対策のあり方」答申

(2) わが国の港湾技術の変遷

	1850	1870	1890	1910	1930	1950
	江戸	明治		大正	昭	
情報化						
防波堤等		・そだ敷捨石堤 (野蒜、三国)	・コンクリート方塊混成堤 (横浜) ・傾斜積ブロック混成堤 (小樽) ・コンクリート方塊被覆捨石堤 (大阪) ・ケーソン式混成堤 (神戸) ・広井砕波圧公式		・床堀置換工法 (教賢) (基隆、-30m)	・沈船防波堤 (八戸等) ・漂砂海岸防波堤 (苫小牧) ・空気防波堤 (伊王島) ・異形ブロック使用 (八木) ・鋼矢板セル防波堤 (神) ・ニューマチックケー ・真空沈設工法PCセ ・高潮防波堤 ・津波防波堤
岸壁等		・鉄製栈橋 (神戸) ・コンクリート方塊突堤 (宇品) ・コンクリート方塊積岸壁 (横浜、-11m) ・ケーソン式岸壁 (神戸、-10m)		・物部 ・鋼矢板岸壁 (大阪) ・RCウェル式岸壁 (尾道) ・RCセル岸壁 (兵庫)	・RC岸壁 (高松) ・L型岸壁 (境) ・RC矢板物揚場 (新潟)	・ニューマチックケーソン工法 (東) ・シンオールサンプリング工法 ・サンドドレーン工法 (長崎) ・近代的外質埠頭 (横浜山下) ・プレバクトコンクリート ・パイ式シー ・バース (徳山)
埋立・浚渫等		・初の「川浚船」(48m ³ /h) ・バケット船の輸入 ・ドラグサクシオン船建造 (546トン) ・バケット船建造 (307トン)	・名古屋港4号埋立竣工 ・本格的浚渫船の輸入 ・見島湾干拓I期完成	・本格的ポンプ船輸入 (1000馬力級)	・北九州若松地区埋立着工 (37ha) ・ディップ船建造	・川崎港埋立竣工 (558ha) ・2000
臨港交通等						
環境整備等						
海岸整備						・新潟海岸浸食対策開始 ・苫小牧漂砂調査にRI使用 ・伊勢湾高潮対策事業 ・チリ地震津波対策
その他	・横浜等開港	・ファン・ドールン等来日 ・古市等留学 ・野蒜三国築港開始	・大阪、小樽築港 ・基隆築港 ・神戸築港 ・元山築港	・広井「日本築港史」	・君高「海工」	・港湾工事示方要覧 ・「港湾工事示方要覧」 ・苫小牧工業港着工 ・台風13号高潮 ・「海岸保全築港基準」 ・「港湾工事設計要覧」 ・伊勢湾台風高潮

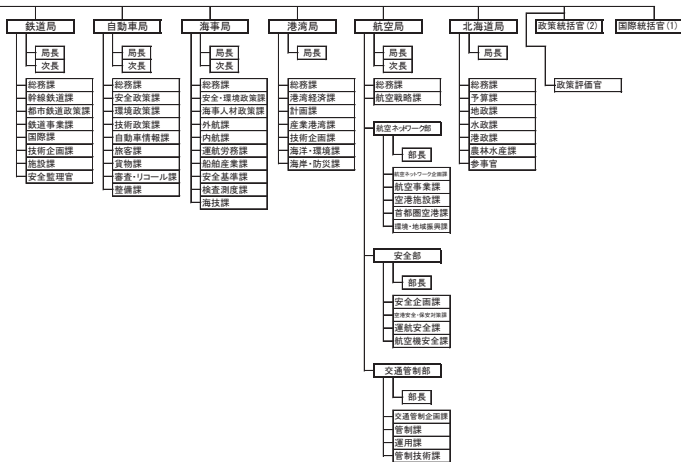
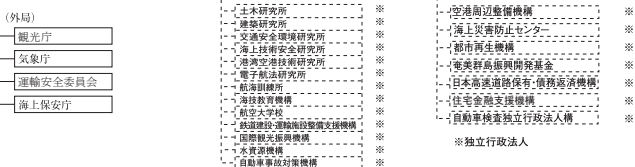
	1970	1990	2010
和			
	・全国港湾海洋波浪情報網		・沿岸気象海象情報配信システム ・港湾EDI運用開始 ・海陸一貫物流情報システム ・新技術情報提供システム ・シングルウィンドウ供用開始 ・ナウファス公開開始
・伊藤の期待滑動量方式	・縦スリット消波ケーソン (高松) ・カーテンウォール防波堤 (広島) ・合田波圧公式 ・秋田湾実験堤	・観水性防波堤 (和歌山) ・大水深防波堤 (釜石、-66m) ・長大型ケーソン試験 (高知) ・半円形ケーソン試験 (宮崎) ・省力化ケーソン (横須賀等) ・マルチセルラーケーソン試験 (和歌山) ・曲面スリットケーソン防波堤 (船川) ・波力発電ケーソン試験 (酒田) ・二重円筒ケーソン試験 (境) ・パネルシステムケーソン	・海底地盤の波状化作用による消波技術 ・大型ケーソン製作自動化 (常陸那珂) ・直立浮上式防波堤 (和歌山下津)
戸 ン防波堤 (田子浦 防波堤 (神戸) (名古屋) (大船渡、-38m)			
京 (横浜)	・縦スリット消波工物揚場 (神戸) ・直立消波ブロック ・鋼杭棚式岸壁 (千葉、-17m) ・杭式シーバース (苫小牧、-30m) ・控え板式岸壁 (小名浜) ・鋼矢板セル岸壁 (小樽)	・鋼管杭栈橋 (竹原、-20m) ・液状化対策の進展	・水中ストラット工法 (釧路) ・SGMによる土圧軽減工法 (神戸・羽田) ・サクシオン基礎護岸 (直江津) ・ジャケット式岸壁 (神戸) ・斜底面ケーソン岸壁 (日高) ・浮体式防災基地 (横浜、名古屋、大阪)
工法 (門司、横浜)			
馬力級ポンプ船が出現 ・7000馬力ポンプ船建造 ・大型ドラッグサクシオン船建造 ・神戸港摩耶埠頭完成 (74ha)	・関西国際空港島着手 (1230ha) ・大阪南港完成 (937ha) ・東京湾廃棄物処理場 (1200ha) ・神戸ポートアイランド完成 (436ha) ・六甲アイランド完成 (583ha)	・水中バックホウ技術 ・開空2期着手 ・大型液状油回収船「海丸丸」建造 ・関西国際空港 (一期) 開港 ・羽田空港D滑走路使用開始 ・大型液状油回収船「白山」建造 ・液状土砂減容化技術	
	・衣浦港沈埋トンネル ・那覇港臨港道路 (泊大橋) 着工	・大阪南港沈埋トンネル ・新潟港沈埋海底トンネル(着工) ・神戸港島沈埋トンネル ・那覇港沈埋トンネル (着工) ・長崎港女神大橋 (着工) ・大阪港夢咲トンネル(着工)	・北九州港沈埋トンネル (着工) ・東京湾臨海道路II期事業(着工)
・海水油濁防止施設整備事業開始 ・汚濁液戻事業開始 (田子浦) ・港湾環境整備事業本格化	・海域環境創造事業開始 ・水俣公害防止対策事業完了 (尼崎西宮芦屋) ・人工干潟実験施設完成・人工干潟造成 (名古屋、水島) ・大型液状油回収船「清龍丸」建造	・磯間接触酸化法による海水浄化	
開始 事業開始	・海岸環境整備事業開始 ・人工ビーチ造成に着手 (須磨)	・ふるさと海岸整備モデル事業開始 ・面的な海岸防護方式の開発 ・透水性自然海岸工法 (徳山下松)	・地下水制御による海浜安定化工法
地震津波	・港湾調査指針 ・鹿島港試験工事 ・台風6420高波災害 (大阪湾) ・「港湾構造物設計基準」 ・新潟地震 ・「港湾の施設の技術上の基準」 ・港湾環境アセスメントマニュアル	・日本海中部地震・津波	・東日本大震災 ・「港湾の施設の技術上の基準」(2007) ・ISO2394「構造物の信頼性に関する一般原則」(1998) ・港湾投資の評価に関するガイドライン ・GPS (RTK-OTF) 実用化 ・実海域実験場提供システム・メガロート空港利用実験 ・港湾に係わる民間技術の評価制度 ・共同技術開発制度 ・新技術活用パイロット事業・公共事業等における新技術活用システム

(3) 国土交通省全体組織図(平成24年7月1日現在) 〒100-8918 東京都千代田区



霞が関2-1-3 TEL.03-5253-8111(代表)

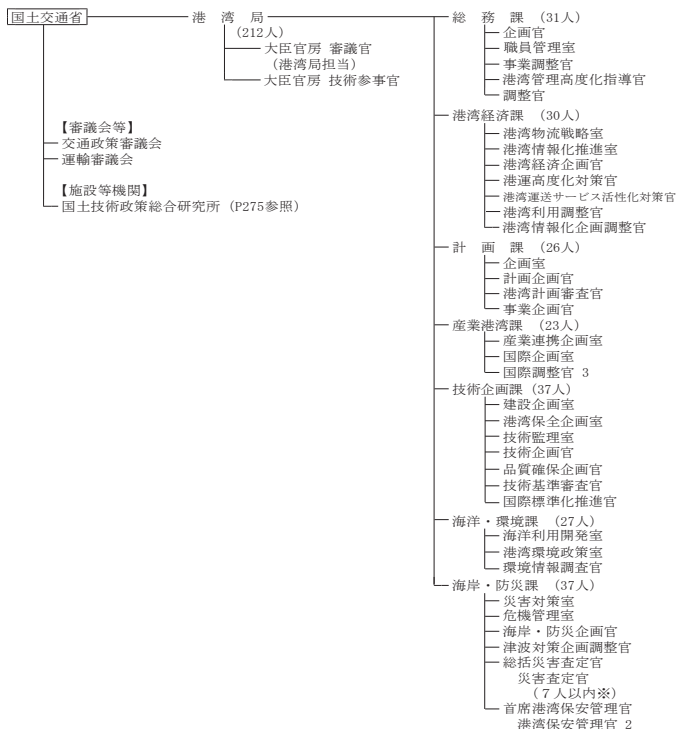
(注)政令職以上の主要組織のみ示している。



(4) 国土交通省港湾局関係組織図

平成24年4月1日現在

【内部部局】



(注) 人数は予算定員(平成25年3月31日現在)である。

※ うち五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられる

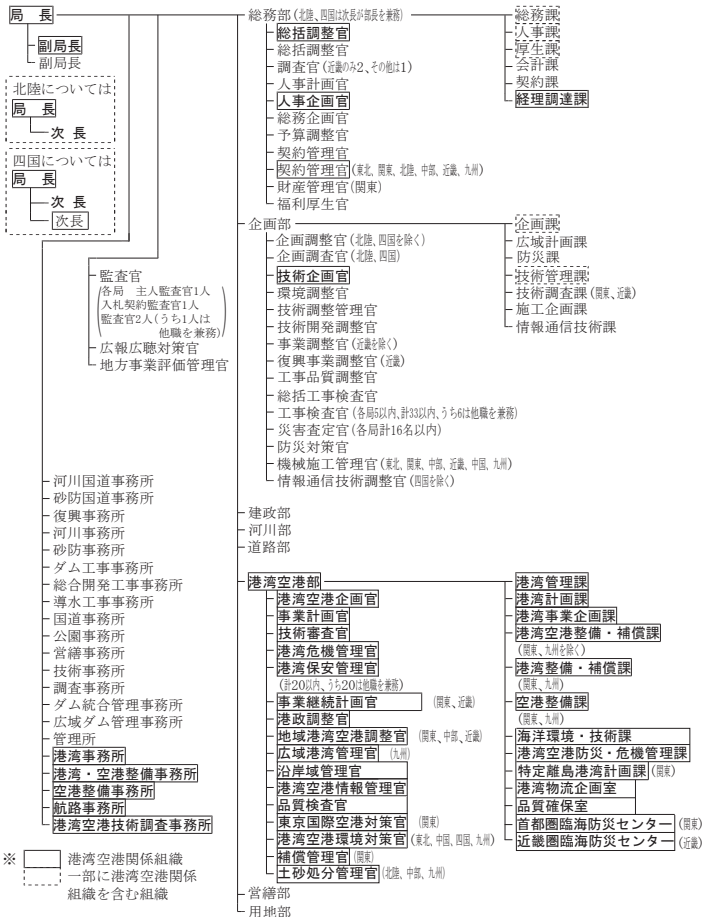
港湾空港関係事務所一覧(53箇所)

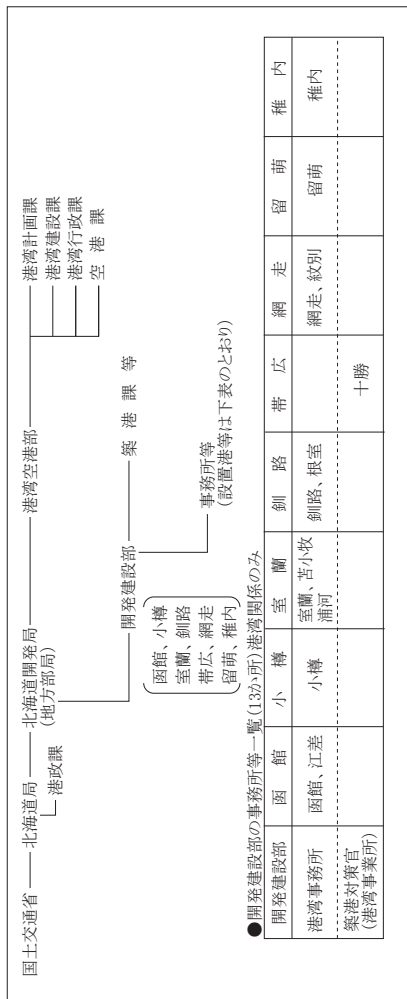
地方整備局	東北(仙台) (378人)	関東(横浜) (433人)	北陸(新潟) (305人)	中部(名古屋) (277人)	近畿(神戸) (274人)	中国(広島) (217人)	四国(高松) (232人)	九州(福岡) (561人)
港湾事務所 (22箇所)	青森、釜石、秋田、 酒田、小名浜	千葉、東京、 京浜	伏木富山、 敦賀	清水、名古屋、 三河、四日市	舞鶴、神戸、 和歌山	宇野		下関、苅田、 唐津、志布志
港湾・空港 整備事務所 (20箇所)	八戸、塩釜	鹿島	新潟、金 沢		大阪	境、広島、 宇部	小松島、高松 松山、高知	北九州、博多、長 崎、熊本、別府、 宮崎、鹿児島
空港整備事務所(1箇所)		東京						
航路事務所(2箇所)		東京湾口						関門
港湾空港技術調査事務所 (8箇所)	仙台	横浜	新潟	名古屋	神戸	広島	高松	下関

(注) 北海道及び沖縄を除く。人数は港湾空港関係の予算定員(平成25年3月31日現在)である。

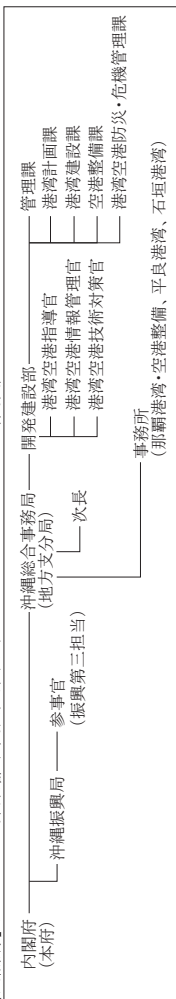
平成24年4月1日現在

【地方整備局】

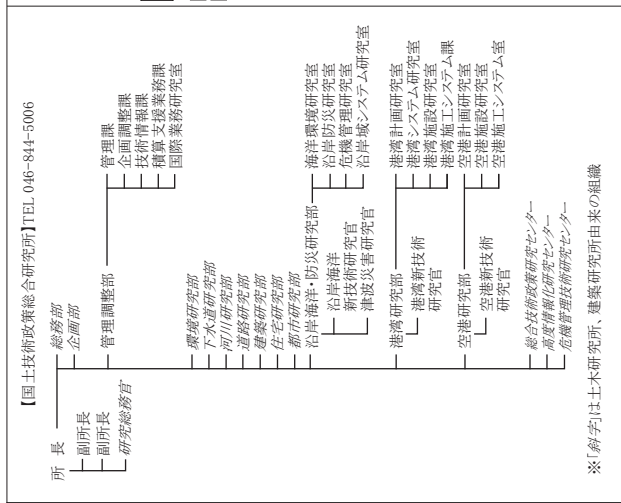




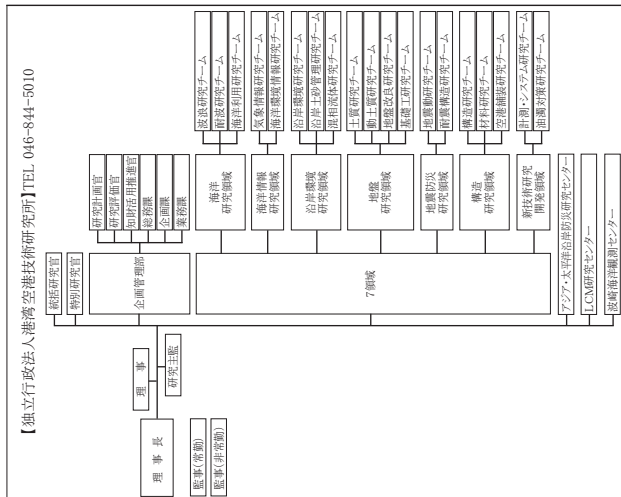
【内閣府】〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 TEL.03-5253-2111(代表)



〒239-0826 神奈川県横浜須賀市長瀬3-1-1



※「斜字」は土木研究所、建築研究所由来の組織



(5) 国土交通省港湾局関係地方局所在地一覧（平成24年4月現在）

名 称	〒	所 在 地	TEL	FAX
東北地方整備局	980-0013	仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア	022-716-0001	022-716-0017
青森港湾事務所	030-0802	青森市本町3-6-34	017-775-1394	017-775-1396
八戸港湾・空港整備事務所	031-0071	八戸市沼館4-3-19	0178-22-9391	0178-45-7239
釜石港湾事務所	026-0011	釜石市港町2-7-27	0193-22-9111	0193-22-6636
塩釜港湾・空港整備事務所	985-0843	多賀城市明月1-4-6	022-362-6211	022-361-3255
秋田港湾事務所	011-0945	秋田市土崎港西1-1-49	018-847-2511	018-880-1021
酒田港湾事務所	998-0061	酒田市光ヶ丘5-20-17	0234-33-6311	0234-35-1220
小名浜港湾事務所	971-8101	いわき市小名浜字栄町65	0246-53-7100	0246-53-2939
仙台港湾空港技術調査事務所	983-0852	仙台市宮城野区榴岡5-1-35 ロイメント仙台	022-791-2111	022-292-5365
関東地方整備局	231-8436	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-211-7406	045-211-0203
鹿島港湾・空港整備事務所	314-0021	鹿嶋市栗生2254	0299-84-7711	0299-82-1673
千葉港湾事務所	260-0024	千葉市中央区中央港1-11-2	043-243-9172	043-243-1939
東京港湾事務所	136-0082	江東区新木場1-6-25	03-5534-1360	03-5534-1369
東京空港整備事務所	144-0041	大田区羽田空港3-3-1 国際空港第2庁舎	03-5757-2074	03-5756-4944
京浜港湾事務所	220-0012	横浜市西区みなとみらい6-3-7	045-226-3740	045-226-3724
東京湾口航路事務所	238-0005	横須賀市新港町13	046-828-8366	046-828-8367
横浜港湾空港技術調査事務所	221-0053	横浜市神奈川区橋本町2-1-4	045-461-3892	045-461-3887
北陸地方整備局	950-8801	新潟市中央区美咲町1-1-1	025-280-8760	025-370-6614
新潟港湾・空港整備事務所	951-8011	新潟市中央区入船町4-3778	025-222-6111	025-227-1344
伏木富山港湾事務所	930-0856	富山市牛島新町11-3	076-441-1901	076-443-1408
金沢港湾・空港整備事務所	920-0331	金沢市大野町4-2-1	076-267-2241	076-267-9019
敦賀港湾事務所	914-0065	敦賀市松栄町2-43	0770-22-2590	0770-21-8101
新潟港湾空港技術調査事務所	951-8011	新潟市中央区入船町4-3778	025-222-6115	025-227-1205
中部地方整備局	455-8545	名古屋市港区築地町2	052-651-6262	052-651-6267
名古屋港湾事務所	455-0045	名古屋市港区築地町2	052-651-6266	052-652-0303
三河港湾事務所	441-8075	豊橋市神野ふ頭町1-1	0532-32-3251	0532-32-5049
清水港湾事務所	424-0922	静岡市清水区日の出町7-2	0543-52-4146	0543-53-3072
四日市港湾事務所	510-0064	四日市市新正3-7-27	059-351-1357	059-359-0513
名古屋港湾空港技術調査事務所	457-0833	名古屋市南区東又兵衛町1-57-3	052-612-9981	052-612-9452
近畿地方整備局	650-0024	神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎	078-391-7571	078-325-8287
神戸港湾事務所	651-0082	神戸市中央区小野浜町7-30	078-331-6701	078-325-5332
舞鶴港湾事務所	624-0946	舞鶴市宇下福井910	0773-75-0844	0773-78-2010
大阪港湾・空港整備事務所	552-0007	大阪市港区弁天1-2-1-1500	06-6674-8561	06-6577-2265
和歌山港湾事務所	640-8404	和歌山市湊薬種畑の坪1334	073-422-8186	073-435-2089
神戸港湾空港技術調査事務所	651-0082	神戸市中央区小野浜町7-30	078-331-0057	078-391-5680
中国地方整備局	730-0004	広島市中区東白島町14-15 NITクレド白島ビル	082-511-3900	082-511-3910
広島港湾・空港整備事務所	734-0011	広島市南区宇品海岸3-10-28	082-254-6411	082-505-0107
宇野港湾事務所	706-0002	玉野市築港1-1-3 産業振興ビル	0863-33-5006	0863-33-9010

(つづく)

名 称	〒	所 在 地	TEL	FAX
境港湾・空港整備事務所	684-0034	境港市昭和町9	0859-42-3145	0859-47-0010
宇部港湾・空港整備事務所	759-0204	宇部市大字妻崎開作32-1	0836-45-2570	0836-45-2572
広島港湾空港技術調査事務所	730-0029	広島市中区三川町2-10 愛媛ビル	082-545-7015	082-545-7019
四国地方整備局	760-8554	高松市サンポート3-33	087-851-8061	087-811-8426
小松島港湾・空港整備事務所	773-0001	小松島市小松島町字新港9-14	0885-32-3356	0885-35-0010
高松港湾・空港整備事務所	760-0011	高松市浜ノ町72-9	087-851-5522	087-826-1210
松山港湾・空港整備事務所	791-8058	松山市海岸通2426-1	089-951-0161	089-946-8010
高知港湾・空港整備事務所	781-0113	高知市種崎874	088-847-3511	088-837-3001
高松港湾空港技術調査事務所	760-0017	高松市番町1-6-1 住友生命高松ビル	087-811-5660	087-811-5670
九州地方整備局	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-10-7	092-418-3340	092-418-3031
下関港湾事務所	750-0066	下関市東大和町2-10-2	083-266-3291	083-261-1123
北九州港湾・空港整備事務所	801-0841	北九州市門司区西海岸1-4-40	093-321-4631	093-322-1007
博多港湾・空港整備事務所	810-0074	福岡市中央区大手門2-5-33	092-752-8600	092-726-2860
苅田港湾事務所	800-0315	京都郡苅田町港町28-2	093-436-0581	093-435-2005
唐津港湾事務所	847-0861	唐津市二夕子3-216-1	0955-72-3109	0955-74-1459
長崎港湾・空港整備事務所	850-0961	長崎市小ヶ倉町3-76-72	095-878-5175	095-834-5437
熊本港湾・空港整備事務所	861-4115	熊本市南区川尻2-8-61	096-357-0222	096-311-3203
別府港湾・空港整備事務所	874-0919	別府市石垣東10-3-15	0977-21-0171	0977-27-0082
宮崎港湾・空港整備事務所	880-0858	宮崎市港1-16	0985-25-5375	0985-20-3951
鹿児島港湾・空港整備事務所	892-0835	鹿児島市城南町23-1	099-223-3296	099-239-0409
志布志港湾事務所	899-7102	志布志市志布志町帖6617-182	099-472-3831	099-471-1060
関門航路事務所	802-0001	北九州市小倉北区浅野3-7-38	093-512-8091	093-512-8105
下関港湾空港技術調査事務所	750-0025	下関市竹崎町4-6-1 下関地方合同庁舎2階	083-224-4130	083-224-4141
北海道開発局	060-8511	札幌市北区北8条西2	011-709-2311	011-709-2147
札幌開発建設部	060-8506	札幌市中央区北2条西19	011-611-0273	011-643-1273
函館開発建設部	040-8501	函館市大川町1-27	0138-42-7635	0138-42-4054
小樽開発建設部	047-8555	小樽市潮見台1-15-5	0134-23-5214	0134-23-5292
室蘭開発建設部	051-8524	室蘭市入江町1-14	0143-25-7048	0143-22-8673
釧路開発建設部	085-8551	釧路市幸町10-3	0154-24-7326	0154-24-6873
帯広開発建設部	080-8585	帯広市西4条南8	0155-65-4600	0155-24-0742
網走開発建設部	093-8544	網走市新町2-6-1	0152-44-6625	0152-43-5876
留萌開発建設部	077-8501	留萌市寿町1-68	0164-42-4816	0164-43-1099
稚内開発建設部	097-8527	稚内市末広5-6-1	0162-33-1160	0162-33-1047
沖縄総合事務局	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1901	098-861-3654
那覇港湾・空港整備事務所	900-0001	那覇市港町2-6-11	098-867-3710	098-860-1389
平良港湾事務所	906-0012	宮古島市平良字西里7-21	0980-72-4673	0980-73-8806
石垣港湾事務所	907-0012	石垣市美崎町1-10	0980-82-4740	0980-82-8142

(6) 港湾関係公益法人等所在地一覧(平成24年7月現在)(地域所在別アイウ順)

名 称	所 在 地	TEL	代 表 者
		FAX	
(社) 寒地港湾技術研究センター	〒001-0011 札幌市北区北11条西2-2-17 セントラル北ビル5F	011-747-1688	会 長 土岐祥介
		011-747-0146	
(財) 室蘭市フェリー埠頭公社	〒051-0022 室蘭市海岸町1-20-30 室蘭市港湾部内	0143-22-3191	理事長 寺島孝征
		0143-22-6069	
(財) 青森県フェリー埠頭公社	〒038-0002 青森市沖館2-11-1	017-781-7131	理事長 渡邊正志
		017-781-7132	
(財) 宮城県フェリー埠頭公社	〒983-0001 仙台市宮城野区港3-7-1	022-254-3001	理事長 神山一志
		022-254-3003	
(財) 民間都市開発推進機構(共管)	〒135-6008 江東区豊洲3-3-3 豊洲センタービル8F	03-5546-0781	会 長 武藤英二
		03-5546-0796	
(社) 底質浄化協会(共管)	〒104-0041 中央区新富1-12-7 新富H・Jビル7F	03-3555-1641	会 長 陣内孝雄
		03-3555-1415	
一般社団法人 日本貨物検数協会	〒104-0045 中央区築地1丁目10-3	03-3543-3212	代表理事 会会長 高橋正登
		03-3542-0409	
一般社団法人 日本穀物検定協会	〒103-0026 中央区日本橋兜町15-6 製粉会館	03-3668-0911	会 長 山本 徹
		03-3668-0058	
(社) 日本海上起重技術協会	〒103-0002 中央区日本橋馬喰町1-3-8 ユースビル8F	03-5640-2941	会 長 寄神茂之
		03-5640-0903	
一般社団法人 海洋調査協会	〒103-0023 中央区日本橋本町2-8-6 日本橋ビル3F	03-5640-0373	会 長 川嶋康宏
		03-5640-0375	
一般社団法人 日本海事検定協会	〒104-0032 中央区八丁堀1-9-7 海事ビル	03-3552-1241	会 長 鬼塚雄介
		03-3552-1260	
一般社団法人 日本作業船協会	〒104-0028 中央区八重洲2-9-7 石興ビル5F	03-3271-5618	会 長 武井俊文
		03-3281-2975	
(財) 港湾空港建設技術サービスセンター	〒100-0013 千代田区霞ヶ関3-3-1 尚友会館3F	03-3503-2081	会 長 西川和行
		03-5512-7515	
一般社団法人 日本マリーナ・ビーチ協会	〒102-0083 千代田区麹町4-5 海事センタービル2F	03-3222-3734	理事長 西島浩之
		03-3222-3730	
一般社団法人 沿岸技術研究センター	〒102-0092 千代田区隼町3-16 住友半蔵門ビル6F	03-3234-5861	代表理事 理事長 開田欣治
		03-3234-5877	
国際港湾交流協力会	〒107-0052 港区赤坂1-9-20 第16興和ビル北館3F	03-5570-4315	会 長 西田幸男
		03-5570-4316	
一般社団法人 国際臨海開発研究センター	〒107-0052 港区赤坂1-9-20 第16興和ビル北館3F	03-5570-5931	会 長 阿南惟茂
		03-5570-5932	

名 称	所 在 地	TEL	代 表 者
		FAX	
(社) 日本埋立浚渫協会	〒107-0052 港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル8階	03-5549-7468	会 長 村重芳雄
		03-3588-7439	
(社) 日本港湾協会	〒107-0052 港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル8階	03-5549-9575	会 長 三村明夫
		03-5549-9576	
(財) 国際港湾協会協力財団	〒105-0022 港区海岸1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー7F	03-5403-2770	会 長 染谷昭夫
		03-5403-7651	
一般社団法人 全日検	〒108-0022 港区海岸3-1-8 ポートビル芝浦	03-5765-2113	代表理 事会長 藤本嘉和
		03-5440-3396	
港湾貨物運送事業労働災害防止協会	〒108-0014 港区芝5-35-1 産業安全会館6F	03-3452-7201	会 長 藤木幸夫
		03-3452-7205	
(社) ウォーターフロント開発協会	〒108-0023 港区芝浦3-11-9 武藤ビル3F	03-3453-4191	会 長 川島 毅
		03-3453-0252	
(社) 日本潜水協会	〒105-0004 港区新橋3-4-10 新橋企画ビル5F	03-6858-0103	会 長 鉄 芳松
		03-6858-0104	
一般社団法人 日本港湾福利厚生協会	〒105-0004 港区新橋6-11-10 港運会館2F	03-3432-5901	会 長 田村和男
		03-3432-5519	
一般社団法人 日本港運協会	〒105-8666 港区新橋6-11-10 港運会館3～4F	03-3432-1050	会 長 久保昌三
		03-3432-5900	
一般財団法人 港湾労働安定協会	〒105-0004 港区新橋6-11-10 港運会館5F	03-5473-4361	会 長 花島孝明
		03-5473-4372	
一般財団法人 港湾近代化促進協議会	〒105-0004 港区新橋6-11-10 港運会館6F	03-3432-0353	会 長 安富正文
		03-3432-0709	
一般財団法人 新日本検定協会	〒108-0074 港区高輪3-25-23	03-3449-2611	会 長 石田隆丸
		03-3449-2636	
一般財団法人 みなと総合研究財団	〒105-0001 港区虎ノ門3-1-10 第2虎の門電気ビルディング3・4F	03-5408-8291	理事長 大村哲夫
		03-5408-8741	
(社) 港湾荷役機械システム協会	〒105-0003 港区西新橋2-17-2 CIC虎ノ門ビル4F	03-5472-4791	会 長 櫻井 眞
		03-5472-4790	
一般社団法人 日本港湾タグ事業協会	〒231-0023 横浜市中区山下町1 シルクセンタービルM207	045-641-3552	会 長 小野耕一
		045-641-3532	
(財) 名古屋港埠頭公社	〒455-0847 名古屋市港区空見町40	052-398-1033	理事長 山田孝嗣
		052-398-1035	
(社) 日本油料検定協会	〒658-0044 神戸市東灘区御影塚町1-2-15	078-841-4990	会 長 川本美津雄
		078-841-5114	

9. 度量衡換算早見表

長					広					重						
	メートル	フィート	ヤード	マイル	海里	里		平方メートル	アール	ヘクタール	平方キロメートル		キログラム	ポンド	ロングトン(英トン)	ショートトン(米トン)
メートル	1	3.28084	1.09361	0.00062	0.00054		平方メートル	1	0.01	0.0001	0.000001		1	2.20462	0.00098	0.0011
フィート	0.30479	1	0.33333	0.00019	0.00016		アール	100	1	0.01	0.0001		0.45359	1	0.00045	0.0005
ヤード	0.91438	3	1	0.00057	0.00049		ヘクタール	10,000	100	1	0.01		1,016	2,240	1	1.12
マイル	1,609	5,280	1,760	1	0.87090		平方キロメートル	1,000,000	10,000	100	1		907.185	2,000	0.89286	1
海里	1,852	6,076	2,025	1.15009	1											
容					積					重						
	立方メートル	立方フィート	立方ヤード	ガロン(米)	バレル			立方メートル	ポンド	ロングトン(英トン)	ショートトン(米トン)		キログラム	ポンド	ロングトン(英トン)	ショートトン(米トン)
立方メートル	1	35.3147	219.969	263.095	11,095		キログラム	1	2.20462	0.00098	0.0011		1	2.20462	0.00098	0.0011
立方フィート	0.02832	1	6.22883	7.45	5.63758		ポンド	0.45359	1	0.00045	0.0005		0.45359	1	0.00045	0.0005
ガロン(英)	0.00455	0.16054	1	1.20095	34.9723		ロングトン(英トン)	1,016	2,240	1	1.12		1,016	2,240	1	1.12
ガロン(米)	0.00380	0.13368	0.83270	1	0.02381		ショートトン(米トン)	907.185	2,000	0.89286	1		907.185	2,000	0.89286	1
バレル	0.00009	314.183	50.4383	42	1											

10. イメージ・スケール

- 距離 東京からの距離帯別都市
- | | | | |
|-----------|-------------|----------|-----------|
| 100km圏 | 前橋、宇都宮、沼津 | 300km圏 | 仙台、新潟、名古屋 |
| 500km圏 | 盛岡、大阪 | 1,000km圏 | 札幌、福岡、鹿児島 |
| 2,000km圏 | ソウル、台湾、上海 | 3,000km圏 | 北京、香港、マニラ |
| 10,000km圏 | ニューヨーク、ロンドン | | |

海外諸港との距離(海里)	ロサンゼルス港	基隆港	香港港	シンガポール港
・東京湾口	4,813	1,123	1,567	2,890
・伊勢湾口	4,937	997	1,451	2,797
・紀伊水道南口	5,066	874	1,328	2,674
・豊後水道南口	…	742	1,196	2,557
・関門海峡西口	…	747	1,175	2,536

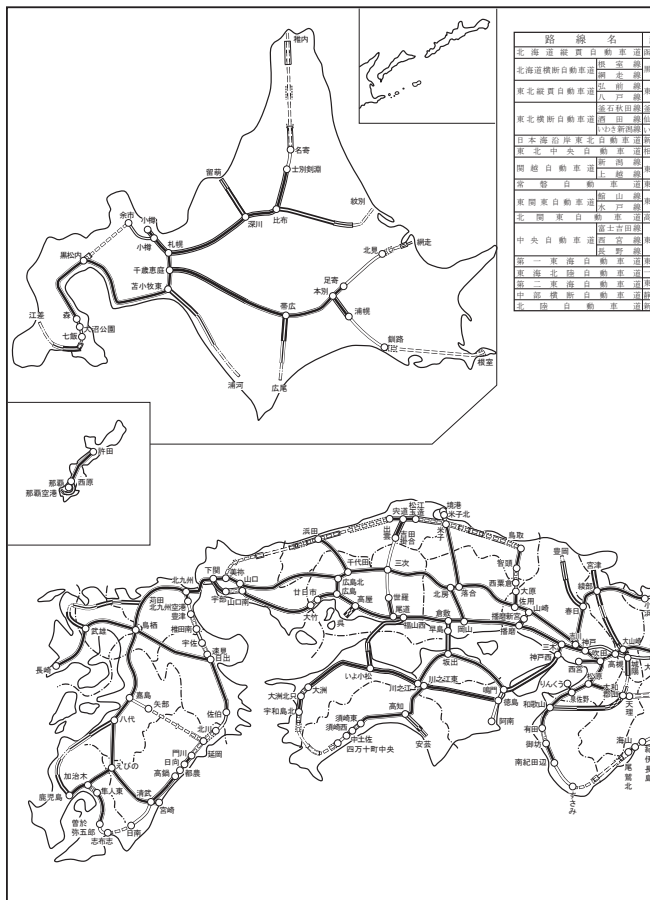
- 長さ ジャンボジェット機 (B747-400) 全長70.7m のぞみ号 (16両編成)400m
客船(飛鳥II)全長241m コンテナ船(加賀)288m タンカー(日精丸)379m
プラットホーム(京都駅1番線)564m 滑走路(成田空港A滑走路)4,000m
岸壁(東京港大井埠頭)2,354m(日本最長) 東京ゲートブリッジ2,618m
青函トンネル53.9km
- 面積 東京ドーム約4.7ha 東京ディズニーランド51ha 関西国際空港約1,050ha
六甲アイランド580ha 山手線内6,300ha 琵琶湖6.7万ha 東京湾11.6万ha
熊本県74.0万ha 四国188万ha 20フィートコンテナ (6.058×2.438×2.59m:畳8畳分相当)
- 容積 霞ヶ関ビル約50万m³ 東京ドーム124万m³ タンカー(日精丸)24万m³
- 高さ 東京スカイツリー634m 横浜ランドマークタワー296m 東京タワー333m
東京都庁舎243m 釜石港湾口防波堤ケーソン30m(10階建ビルに相当)
- 速さ ジャンボジェット機(B747-400巡航速度)910km/h 客船(飛鳥)21ノット(39km/h)
ジェットfoil(ビートル)45ノット(83km/h) フェリー(ニューあかしあ)21.8ノット(40km/h)
コンテナ船(加賀)23ノット(43km/h)
- 事業費 東京ディズニーランド約1,800億円 瀬戸大橋約1兆1,000億円
名目 国内総生産(2010年度)482兆円
国家予算(2012年度当初)約90兆円
公共事業関係費約5.0兆円 港湾整備事業費約2,400億円
道路局関係事業費約1兆4,700億円 水管理・国土保全局関係事業費約7,100億円
空港整備事業費約480億円 社会資本整備総合交付金3兆600億円

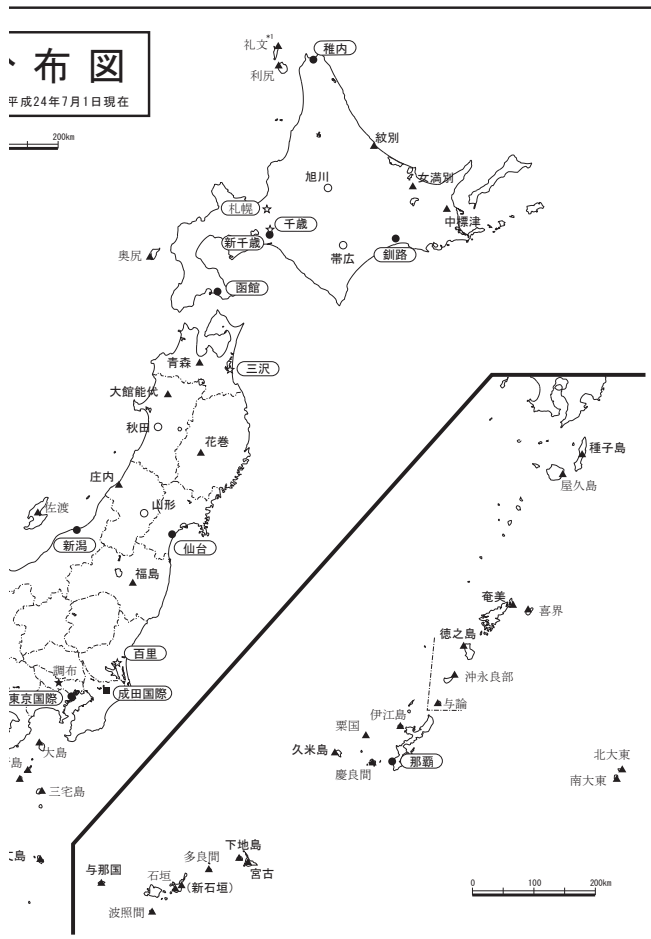
11. 港湾調査に用いる品種分類表

大分類	中分類	内容例示
農水産品	麦	大麦、裸麦、小麦、えん麦、ライ麦、精麦
	米	もみ、玄米、精米
	とうもろこし	とうもろこし
	豆類	大豆、小豆、えんどう
	その他雑穀	あわ、ひえ
	野菜・果物	甘しょ、馬鈴しょ、大根、キャベツ、きのこ、りんご、くり
	綿花	綿花、コットンリンター
	その他農産品	大麻、砂糖きび、コーヒー豆、花き、種子
	羊毛	羊毛
	その他畜産品	鳥獣類、鳥獣肉、未加工乳、鶏卵、動物性粗繊維
水産物	魚介類（生鮮、冷凍、塩蔵、乾燥）	
林産品	原木	製材用丸太、足場用材、銘木原木
	製材	板類、床板、杭
	樹脂類	生ゴム、天然樹脂、ラテックス
	木材チップ	木材チップ、木くず
	その他林産品	果樹、樹木の根、枝、竹
	薪炭	しばまき、そだ、木炭、黒炭、たどん、おがライト
鉱産品	石炭	無煙炭、せん石、原料炭、一般炭、亜炭、泥炭
	鉄鉱石	鉄鉱石、砂鉄鉱
	金属鉱	マンガン鉱、クロム鉱、タングステン鉱、ニッケル鉱
	砂利・砂	砂利、碎石、軽量骨材、河砂、浜砂
	石材	花こう岩、大理石、玉石、灯ろう、石碑
	原油	原油
	りん鉱石	りん鉱石、グアノ、りん酸カリウム
	石灰石	石灰石（大理石を除く）
	原塩	岩塩、天日塩、にがり、かん水
	非金属鉱物	石こう、けい砂、ドロマイト、水晶、ダイヤモンド、ウラン鉱
金属機械	鉄鋼	銑鉄、原鉄、鋳鉄品、粗鋼
工業品	鋼材	形鋼、棒鋼、鋼板、帯鋼、鋼管
	非鉄金属	銅、鉛、亜鉛、すず、ニッケル、銅線、電力ケーブル
	金属製品	鉄骨、鉄塔、サッシ、ボルト、金網
	鉄道車両	機関車、電車、客車
	完成自動車	乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車
	その他輸送車両	動力付運搬機、フォークリフト
	二輪自動車	オートバイ、モータ・スクータ、二輪車用側車
	自動車部品	ガソリン機関、自動車車体、自動車用部品
	その他輸送機械	自転車、リヤカー、そり、船舶、飛行機
	産業機械	エレベーター、破碎機、堀削機、農業用機械
	電気機械	変圧器、配電盤、電動工具、半導体
	測量・光学・医療用機械	測量機、計量器、望遠鏡、カメラ
	事務用機器	電子卓上計算機、複写機、ワードプロセッサ
	その他機械	自動販売機、消化装置、温水暖房装置

大分類	中分類	内容例示	
化学工業品	陶磁器	食器、タオル	
	セメント	ポルトランドセメント、シリカセメント、高炉セメント	
	ガラス類	板ガラス、ガラス製品、光ファイバー	
	窯業品	れんが、コンクリート製品	
	重油	A重油、B重油、C重油	
	石油製品	ガソリン、ナフサ、灯油、軽油、潤滑油	
	LNG（液化天然ガス）	液化天然ガス	
	LPG（液化石油ガス）	液化プロパンガス、液化ブタン	
	その他石油製品	絶縁油、グリース、ワセリン	
	コークス	コークス、半成コークス	
	石炭製品	練炭、豆炭	
	化学薬品	硫酸、塩酸、か性ソーダ、アンモニア、アセチレンガス	
	化学肥料	硫酸アンモニウム、尿素、硫酸カリウム、化成肥料	
	染料・塗料・合成樹脂・ その他化学工業品	合成染料、有機顔料、ラッカー、合成ゴム、医薬品、火薬、 接着剤、農薬	
軽工業品	紙・パルプ	クラフトパルプ、筆記用紙、壁紙	
	糸及び紡績半製品	紡績糸、生糸、絹糸	
	その他繊維工業品	織物、不織布、ひも	
	砂糖	粗糖、氷砂糖、水あめ、ぶどう糖	
	製造食品	ハム、牛乳、かまぼこ、茶、菓子、調理冷凍食品	
	飲料	清涼飲料、ビール、清酒	
	水	飲料水、氷、雪	
	たばこ	紙巻たばこ、葉巻たばこ	
	その他食料工業品	食塩、化学調味料	
	雑工業品	がん具	がん具
		衣服・身廻品・はきもの	衣服、寝具、かばん、靴
文房具・運動娯楽用品・楽器		雑誌、事務用品、娯楽用品、運動競技用品、 CD、楽器	
家具装備品		たんず、美術品	
その他日用品		ろうそく、ヘアブラシ、ハンガー	
ゴム製品		ゴムタイヤ、再生ゴム、ゴムバンド	
木製品（他に分類されないもの）		合板、障子、建築用ユニット	
その他製造工業品		眼鏡、農機具、漁具	
特殊品	金属くず	鉄くず、鋼くず	
	再利用資材	古紙、紡績ウエスト、プラスチッククラップ	
	動植物性製造飼肥料	骨粉、大豆油かす	
	廃棄物	じんかい、ふん尿	
	廃土砂	廃土砂、残土	
	輸送用容器	ドラムかん、貯蔵タンク	
	取合せ品	引越荷物、郵便物、小荷物	
分類不能のもの	分類不能のもの		

12. 高規格幹線道路網図





2012年版 数字でみる港湾

2012年9月28日

定価1000円(税込み)

監修 国土交通省港湾局
発行所 社団法人日本港湾協会

<http://www.phaj.or.jp>

郵便番号〒107-0052

東京都港区赤坂3-3-5住友生命山王ビル8F

電話 (03) 5549-9575

FAX (03) 5549-9576

印刷 ニッセイエプロ株式会社